

平成27年 第3回定例会

自 平成27年 9月 4日

至 平成27年 9月17日

松川町議会会議録



松 川 町 議 会

平成27年

第 3 回 定 例 会

平成27年第3回松川町議会定例会

会 期

平成 27年 9月 4日

15日間

平成 27年 9月18日

日 程 表

月日	曜日	日 程	頁
9.4	金	開 会 平成27年9月4日（金曜日） 午前9時30分 開会宣告 議事日程の報告 日程第 1 会議録署名議員の指名 日程第 2 会期の決定 日程第 3 町長あいさつ 日程第 4 議案審議（24件） 議案第1号～第24号 日程第28 町長の報告（2件） 報告第1号～第2号 日程第29 議長の報告（1件） 請願4号	36 47 153 154
5	土		
6	日		
7	月		
8	火	総務産業建設常任委員会	
9	水		
10	木	社会文教常任委員会	
11	金		
12	土		
13	日		

月日	曜日	日 程	頁
14	月		
15	火		
16	水	再 開 平成27年9月16日(水曜日) 午前9時30分 開議宣告 議事日程の報告 日程第 1 一般質問(9名) 散 会	159
17	木	再 開 平成27年9月17日(木曜日) 午後3時00分 開議宣告 議事日程の報告 日程第 1 議案審議(14件) 議案第16号~第29号 日程第15 請願の審査(1件) 請願4号 日程第16 議員提出議案(1件) 発議第1号 日程第17 継続審査・調査について 日程第18 町長あいさつ 閉 会	271 285 294 297 298
18	金		

付議議案および議決結果一覧表

《 議案審議 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 1 号	松川町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について	9月4日	9月4日	可 決	47
議案第 2 号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	9月4日	9月4日	可 決	50
議案第 3 号	教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について	9月4日	9月4日	可 決	
議案第 4 号	教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について	9月4日	9月4日	可 決	
議案第 5 号	平成26年度社会資本整備総合交付金事業町道大草線橋梁整備工事変更請負契約の締結について	9月4日	9月4日	可 決	52
議案第 6 号	平成27年度社会資本整備総合交付金事業町道大草線橋梁整備工事請負契約の締結について	9月4日	9月4日	可 決	53
議案第 7 号	平成26年度松川町一般会計歳入歳出決算認定について	9月4日	9月4日	認 定	54
議案第 8 号	平成26年度松川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月4日	9月4日	認 定	
議案第 9 号	平成26年度松川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月4日	9月4日	認 定	
議案第10号	平成26年度松川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月4日	9月4日	認 定	
議案第11号	平成26年度松川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月4日	9月4日	認 定	
議案第12号	平成26年度松川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月4日	9月4日	認 定	
議案第13号	平成26年度松川町保養宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月4日	9月4日	認 定	

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決 54 頁
議案第14号	平成26年度松川町青年の家特別会計歳入歳出決算認定について	9月4日	9月4日	認 定	54
議案第15号	平成26年度松川町水道事業会計決算認定について	9月4日	9月4日	認 定	
議案第16号	平成27年度松川町一般会計補正予算(第3回)について	9月4日	9月17日	可 決	271
議案第17号	平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)について	9月4日	9月17日	可 決	
議案第18号	平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について	9月4日	9月17日	可 決	
議案第19号	平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について	9月4日	9月17日	可 決	
議案第20号	平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)について	9月4日	9月17日	可 決	
議案第21号	平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について	9月4日	9月17日	可 決	
議案第22号	平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第1回)について	9月4日	9月17日	可 決	
議案第23号	平成27年度松川町青年の家特別会計補正予算(第1回)について	9月4日	9月17日	可 決	
議案第24号	平成27年度松川町水道事業会計補正予算(第1回)について	9月4日	9月17日	可 決	
議案第25号	松川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	9月17日	9月17日	可 決	
議案第26号	松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	9月17日	9月17日	可 決	
議案第27号	松川町診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について	9月17日	9月17日	可 決	283
議案第28号	松川町生東へき地診療所設置条例を廃止する条例の制定について	9月17日	9月17日	可 決	
議案第29号	松川町教育委員会の委員の任命について	9月17日	9月17日	同 意	284

《 報 告 》

議案番号	議 案 名	報告月日	報告頁
報告第1号	平成26年度財政健全化判断比率等の報告について	9月4日	153
報告第2号	自動車破損による損害賠償の額(町道211号線)について (専決第5号)	9月4日	153

《 請願・陳情 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
請 願 4	集团的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書	9月4日	9月17日	不採択	285

《 議員提出議案 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
発議第 1号	集团的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書の提出について	9月17日	9月17日	否 決	294

一 般 質 問 の 質 問 事 項

平成27年9月16日

順 序	発言通告者	質 問 事 項	頁
1	加賀田 亮	1 民度熟成のために行政は何をすべきか	137
2	熊 谷 宗 明	1 大規模災害の備えは万全か 2 美しい景観を守り、育むための施策を	151
3	森 谷 岩 夫	1 旧松川東小のこと 2 老人福祉センターのこれからの運用はどうか	163
4	坂 本 勇 治	1 有害鳥獣被害について 2 町づくりの基本的な構想は	175
5	島 田 弘 美	1 遊休農地、耕作放棄地の現状と対応について 2 農業経営基盤の方向性について	189
6	間 瀬 重 男	1 青年の家現有建物施設の温存利活用を 2 低学年からの英語学力の充実を	199
7	松 井 悦 子	1 自然エネルギー活用拡大と、自然環境の保全について 2 児童館、保育園、学校の暑さ対策について	205
8	菅 沼 一 弘	1 町教育委員会で保護者を対象にしたアンケート調査を行った結果について	217
9	黒 澤 哲 郎	1 夢や希望のある町づくりについて 2 子育て教育は移住者の大きな関心事だが 3 生かす採用と業務提携について	227

平成27年 松川町議会 第3回定例会
(第 1 日 目)

平成27年第3回松川町議会定例会会議録 (第 1 日 目)

平成27年 9月 4日 (金曜日)

午前9時30分 開議

開会宣告

議事日程の報告

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長あいさつ
- 第 4 議案第 1号 松川町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 2号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 3号 教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第 8 議案第 5号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業町道大草線橋梁整備工事変更請負契約の締結について
- 第 9 議案第 6号 平成27年度社会資本整備総合交付金事業町道大草線橋梁整備工事請負契約の締結について
- 第10 議案第 7号 平成26年度松川町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第 8号 平成26年度松川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第 9号 平成26年度松川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第10号 平成26年度松川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第14 議案第11号 平成26年度松川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第12号 平成26年度松川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第13号 平成26年度松川町保養宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第14号 平成26年度松川町青年の家特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第15号 平成26年度松川町水道事業会計決算認定について
- 第19 議案第16号 平成27年度松川町一般会計補正予算（第3回）について
- 第20 議案第17号 平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第21 議案第18号 平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 第22 議案第19号 平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第23 議案第20号 平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第24 議案第21号 平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について
- 第25 議案第22号 平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）について
- 第26 議案第23号 平成27年度松川町青年の家特別会計補正予算（第1回）について
- 第27 議案第24号 平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）について
- 第28 町長の報告
 報告第1号 平成26年度財政健全化判断比率等の報告について
 報告第2号 自動車破損による損害賠償の額（町道211号線）について（専決第5号）
- 第29 議長の報告
 請願 4 集团的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書提出の請願

散 会

出席議員 14名
 (別表のとおり)

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
 (別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
 (別表のとおり)

開会宣告

○議長（関 克義） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回松川町議会定例会を開会いたします。

議事日程の報告

○議長（関 克義） 議事日程の報告であります。日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。

また、佐々木光男代表監査委員に出席をいただいております。

株式会社チャンネル・ユーの有線テレビ生中継の許可をしてあります。

地球温暖化防止及び節電の取り組みとして、クールビズにて行います。ご理解をお願いいたします。

=== 日程第1 会議録署名議員の指名 ===

○議長（関 克義） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第119条の規定により6番、森谷岩夫議員、7番、米山俊孝議員を指名いたします。

=== 日程第2 会期の決定 ===

○議長（関 克義） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日から9月18日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間と決定いたしました。

=== 日程第3 町長あいさつ ===

○町長（深津 徹） おはようございます。

猛暑の続きました夏が終わりました。9月に入りました。8月下旬から今日に至るま

で、秋雨前線の停滞等により、気候が非常に不安定な日が続いております。全国的に見ても、ゲリラ豪雨、あるいは土砂災害等災害も出ているわけでございます。

また、松川町におきましても、8月5日の降雹の被害がございました。今年今年度に入りまして4月、そして8月と、二度にわたる雹の被害が出ました。実り多き秋を前にしまして、くだものがだんだん成長するにしたがって、その被害が出ている状況でございます。本定例会に、補正予算案として、上程をいたしてまいりますけれども、被害果に対する対応等について、町もバックアップしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

また、これから本格的な台風シーズンを迎えていくわけでございます。この6日の日には、松川町の防災訓練も予定をされておりますけれども、災害のない、被害のない、実り多き秋を迎えたいものだというふうに思いますとともに、その対応に対して行政といたしましても、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

本日、平成27年松川町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにお忙しい中、全員の皆様方にご出席をいただきましたことに感謝を申し上げます。

また、6月定例議会以降、7月初めのフェスタ祇園をはじめ、新井の祇園祭、清流苑祭り、盆祭り、あるいは地域の育成会、子どもたちの様々な事業に対しまして、議員各位もご参加、ご協力をいただき盛り上げていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

さて、2015年は、地方創生元年、そしてまた戦後70年の節目ということで、改めて今日までの日本の平和、そしてこれからの平和を考える年であるというふうに考えております。

そうした中で、戦後70年が経ちました。8月の23日に開催をいただき、ご参加をいただきました戦没者追悼式並びに平和記念式におきまして、私も町長としてあいさつを申し上げますけれども、私どもは戦後生まれではありますけれども、あの悲惨な戦争あったこと。そして今今日、松川町の繁栄を築いてこられたのも、先人の皆様方のおかげであるということを再度振り返るとともに、これから将来に向けてやはり平凡ではあるけれども、平和な生活が送れる、このことをいま一度考え、後世に伝えていく義務があるということを申し上げます。いま一度私たちは、そうしたことを考えていかなければならないというふうに考えております。

そうした中で、今、国会では安保法案等について、審議をされているわけございま

す。あの今の審議内容、そして今までの経過を考えてみますと、決して国民の理解が十分に得られているとは考えづらいというふうに捉えております。また、国会における質問、答弁のやりとりを見ますと、非常に難しい問題を控えているな。あまりにも結論ありきの中で、ややもすると拙速ではなかろうかという印象を受けているところでございます。国民の皆さんのしっかりした理解が得られるよう、なおいっそうの努力を期待するところでございます。

また、日本の柱である憲法が、時の内閣によって判断、運用が変わっていくということは、非常に難しい問題であるというふうに考えております。しっかりとした非常に複雑なおかついろんな場面が想定をされる中での法案でございます。しっかりと審議をする中で、国民の理解を得られて、そして平和に向けての国のあり方が進んでいくことを期待をするところでございます。

もう1点、2015年は、地方創生元年ということを申し上げました。まち・ひと・しごと創生法が可決をされまして、地方を元気にしていかななくてはならない、一極集中であってはならないということで、国も様々な施策を打っていただいております。これは、何よりもまして昨年、増田先生によります地方消滅、人口減少時代を迎えているという、あの理論が一番の根底になっているわけでございます。

6月定例議会冒頭でも申し上げました。40年あまり前の1974年の日本人口会議の中で、これ以上人口が増えてはならないという決議がなされたという話をいたしました。そしてその後の40年あまりの高度成長期の中で、バランスよく日本の国が成長する、してきたという言いがたい。やはり経済が集中、経済にばかり集中したあまり、生活、国民の生活というものが、どちらかといえば置き去りになってきたきらいがあるのではないかとということを上げた次第であります。

そうした中で、単なる人口獲得合戦、あるいは数字に追われるだけではなく、社会、生活というものをしっかりと見据えた中での長期展望を図っていかない限り、お互いが少ないパイの中で奪い合いになるだけであり、地域の発展につながっていかないのではないかと懸念を上げたところでございます。

2040年には、896あまりの市区町村が消滅をするということでございます。それは20歳から39歳までの女性が50%以下になる市区町村をそういった形で挙げてきております。あくまでも様々な数字を検索した中での数値だというふうに思っております。

昨年の夏に、増田先生によりますふるさと回帰フェアということで講演が行われまし

た。その中のふるさと回帰運動ということ。ストップ人口急減社会ということの中で、様々な基本的な数値が掲げられて、講演が行われております。

そうした中で、これも以前申し上げましたけれども、単純計算でいけば、今の晩婚化、晩産化、子どもを産む年齢が高くなっている。結婚する年齢が高くなっているという数値が示されております。

今現在、25歳から30歳までの間に結婚をされる女性は、おおむね40%でございます。その率を20%上げることで、合計特殊出生率今1.42が1.8になるという数値が載っております。また、現在、20歳から25歳までの女性の皆さんが結婚される率が8%である。それを25%、1/4は25歳までに結婚をすることによって、合計特殊出生率は2.1%を確保できるという数値も載っております。

しかし、それに対する私は反論を、前回6月定例議会で申し上げました。私も学者ではありませんので、どういうものの言い方、この数値だけをあれして、じゃあ結婚を早めよう、出産を2人産んでもらおう、3人産んでもらおう、ただその数値だけを追っていくことは非常に乱暴であるし、追うつもりはないということを申し上げました。

どのような形の中で皆さんに自分の思いを述べようか、私も文書作るの上手ではございませんので。

そうした中で、出くわした文書がここにあります。これは小田切徳美教授、明治大学の教授と東大の大森彌先生のコラム、相次いで実は私は出くわしました。ああなるほどな、さすがだなというふうに思ったわけでございますけれども。

小田切先生のコラムでは、やはり増田レポートに対していささか乱暴であり、説得力があるものではない。今まで松川町、あるいは各市区町村が人口増対策のために様々な手も打ってきているんだ。やっていないわけじゃない。そうした現実に向かい合っているはずであると。地方創生に対して、具体的に考え、地域の可能性を1人でも多くの人々と共有することが、地方創生につながっていくんだというふうに言われております。

また大森先生、これ私も6月の定例議会の中で申し上げました。日本国憲法には、憲法22条に何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有するという憲法がある。そうした中で、地方へ移住しようよ、地方へ移住してください、一極集中はいけない、そういった憲法がバックにある。

それからもう一つ、憲法の24条には、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とするという憲法がある。私は、結婚する、しない、人口を増やすためにぜひとも3人を、これは個人の自由であるということを申し上げま

した。

ここに素晴らしいやっぱりさすが教授だなと思うんですけども、そうした根拠に基づいた中で、決して強制をしていくものではないということが明確に書かれております。

じゃあ我々はどうしていくんだ。それはやはり家庭というものの素晴らしさ、隣近所の絆の大切さ、あるいは出会い、結婚、出産、子育て、仕事、住居、そうした総合政策の中で、そうした社会を築いていくこと。もちろん都会から地域の人たちに住んでもらいたい、少しでも定住促進を図っていく、これは基本であります。だけれども、忘れてはならないのは、そうした地域、そうした社会を作っていくことだというふうに考えております。

そうした意味で、私も今まで申し上げてまいりました。様々な子育ての支援や、子どもたち、あるいは出産だ、結婚だ、仕事だ、そうした総合的な政策を継続的、20年30年かけてやっていくことが、この地域の定住促進につながっていくという考えを持っております。

今まで松川町でも様々な政策や補助をしたり、いろんなことをしてきております。今年度に入りまして、幹部会の中で、そうした今までやってきたことをもう一度振り返って、今までの政策が総合的に将来にわたって通じていくかどうか。拡充をしていくのか、あるいは方向転換をしていくのか。そういった一つ一つの政策を見直してほしいということを示唆をいたしたところでございます。

これからじっくりとそうしたところを精査する中で、まさに私が言葉で言っております総合的な政策を継続的にしていくことだというふうに考えているところでございます。

次に、本議会に上程をいたしております26年度の決算について若干触れておきたいというふうに思います。

歳入総額69億3,600万円、歳出総額63億7,600万円ということで、差し引き5億5,900万円という結果でございました。次年度へ持ち越す8,800万円を引きまして、経常収支につきましては、4億7,100万円ということでございます。

実質収支比率につきましては、11.6%という結果でございました。昨年は、実質収支比率8.7%でございましたけれども、今年度26年度につきましては11.6%という数値でございます。

これは例年ですと、今まで3月末に専決補正を組みまして、そして決算としてお示しをしてきたわけでございますけれども、今年度から方向を変えまして、専決補正を組まずに決算を報告をし、そして本日補正予算案として財調へ5,000万円、繰上償還へ

1億円、合わせて1億5,000万円を補正を組んでいるところでございます。

単年度収支につきましては、そうしたやり方の変更によりまして、1億2,200万円という数値になっております。

一番私が注視をいたしております実質単年度収支につきましては、6,700万円あまりのマイナスになっております。これはやはり例年ですと、3月の専決補正によりまして、大きなお金を動かしております。6,700万円、1億5,000万円を積み立て、繰上償還に充ててまいりますので、実質昨年度のような形でいけば黒になっていくというふうに考えている次第でございます。今後、こうしたやり方を継承してまいりたいというふうに考えております。

そうした中で、財政の健全化についてでございます。

国から指定されております健全化判断比率につきましては、赤字比率、連結赤字につきましてもないということでゼロでございました。

それから実質公債費比率でございますけれども、7.5%ということで、ここ3年でございますけれども、11%、9.1%、今年度7.5%ということで、確実に起債償還を行ってきているところでございます。

そうした中で、将来にわたっての負担比率には発生しないということで、0以下ということで、将来負担比率はないということでございます。

もう1点、私が常に注目しているものが経常収支比率でございます。これは財政の柔軟性を示す比率でございます。これが81%になっております。昨年が79.5ということで、1.5ポイント上がっております。

経常収支比率につきましては、長野県の市町村の平均が83.7、町村平均になりますと77.8ということで、私の思いといたしましても70%台を堅持していきたい。財政の柔軟性ということで、そのように考えているところでございます。

1.5ポイント上がったわけでございますけれども、義務的経費、義務的経費につきましては、経常収支比率33%ということで、昨年度よりは0.5ポイント下がっております。

しかしながら、どういうことで押し上げたかということ进行分析をいたしてまいりますと、義務的経費がまず一番でありますけれども、義務的経費については比較的抑えてきている。その他の中に物件費、補助費がございます。そうした中で、補助費が1億6,900万円の増。物件費が1億1,000万円の増額になっております。

その中のうち、補助費につきましては、経常収支比率9.6%ということで、マイナス

0.72でございます。ここで注視をしないといけないのが物件費でございます。この物件費が昨年16.2、今年は18.8%ということで2.6%経常収支比率が上がっております。

経常収支比率が1.5ポイント上がった大きな要因というのは、物件費だというふうに考えております。これらにつきましては、今後物件費、あるいは補助費もそうでありますけれども、特に物件費につきましては注視をしてみたいというふうに考えている次第でございます。

また、物件費の11億円あまりございますけれども、そのうち賃金に充てられたお金は3億円でございます。物件費のうちやはり注目していかなくてはならないのが、もちろん賃金も大きなウエイトも占めておりますけれども、大きなウエイトを占めているのが委託料でございます。これらについても、しっかりと今後精査をしていく必要があるというふうに考えております。

また、注目を浴びます義務的経費の中に大きく左右してまいります人件費等についてでございますけれども、私はそうした数値というのを類似団体の中で松川町がどういう数値を示しているかということは、非常に注目をしながらやってきております。そうした中で人件費、そして物件費の中に含まれる人件費として目されるもの、賃金がそうでございます。先ほど申し上げました3億円がそうでございますけれども。

松川町の人口1人あたり、人件費と臨時職員の賃金含めた中で人口1人あたりというのは12,290円。これは25年度の資料になってまいりますけれども、類団44団体のうち5位という数値でございます。また、よく言われます。定員管理でありますけれども、松川町は人口1,000人あたり6.22人ということでございます。類似団体の平均でいきますと二桁という中で、44団体のうちトップでございます。

そうした中で、私はずっと必要な部分へは投入していくんだという思いの中でやってきております。これらの比率とやはり結果で出てくる数値、これらをしっかりと精査をする中で、今後やってみたいというふうに思っております。

次に、やはり今回上程いたします補正予算案について触れておきます。

先ほどのように、繰越金3億4,100万円あまりを含めまして、総額で4億1,800万円あまりの補正予算を上程をいたしております。先ほど申し上げましたように、繰上償還、それから積み立て、それから農作物の被害等を上程をいたしてあります。

それからもう1点、私はこの4年間、実質収支に対しまして繰上償還、基金、借金を返すこと、両方ございます。私は今まで、どちらかという繰上償還の方に顔を向けてき

ております。起債の償還につきましても、標準財政規模を下回る起債総額にしていきたいというのが自分の思いでございます。おおむねそういった数値に近づいてきております。

また、特別会計の起債につきましては、あと10年間は同じような起債金額で推移をいたしてまいります。いろんな上下水道、様々な問題点もありますけれども、おおむね目処がつくまではやはり大きな投資は控えていくべきだという考えを持っております。

そうした中で、これから今回もそうでありまして、1億円を返して借り換えを行ってまいります。しかしながら、借り換えをして利率を下げっていく、利率の高いものを繰上償還をいたしてまいりますけれども、借り換えをしてもなかなか今度は利率を下げっていくということが難しい時代でございます。そうした中で、積むのか、繰上償還するのか、これらについてしっかりと今後精査をしていきたい。今までの私の考え方は、繰上償還の方にどちらかという顔を向けておりましたけれども、その辺しっかりと精査をしながら、積み立て、借金を返すと、これを考えてまいりたいというふうに思っております。

本定例会には、補正として地方創生交付金を使った事業を提案をいたしております。青年の家の付近の整備事業計画でございます。この青年の家のあと利用につきましては、6月定例会冒頭で、私が一つの石を投げたわけでございます。その後、多くの皆さん方から様々なご意見やご質問やいただいてきております。いま一度、あの西山周辺一帯をしっかりと精査をしていく必要があるというふうに思っております。先進事例、あるいはヒアリング、あるいは検討委員会等を考える中で、整備方針をまとめていきたいというふうに考えております。

もう1点は、農村交流センターみらいの充実でございます。

これにつきましては、4年あまり前から一つの方向性を打ち出しつつきたわけでございますけれども、JAとの直売所の関係等があり、今まだ手をつけられていない状況下でございます。これからの産業、まさに果樹栽培100周年の一つのきっかけにして、交流センターの整備を検討してまいりたいというふうに思っております。

また、定住促進の意味でも、住宅等の整備検討のために、この交付金を使ってまいりたいというふうに考えております。

また、中央小学校の正面玄関前には、常に車が駐車されているわけでありましてけれども、この中央小学校の駐車場用地につきましても、子どもたちの安全等を考える中で考えてまいりたい。その予算も補正としてお願いをしております。よろしくお願いを

する次第でございます。

次に、本年度の事業について、いくつか触れておきたいというふうに思います。

北部総合事務組合で運営をしております合同の火葬場五稜の森でございます。7月14日にオープンをいたして、営業をいたしておるわけでございますけれども、オープン以来8月31日までの件数は51件でございます。うち管外、5町村以外からは9件でございます。稼働率につきましては、1.28でございます。

住民の皆様方の長年の懸案事項でございました。内容自体がぜひご利用をという内容ではございませんけれども、地域の生活のために寄与できるような施設になっていってほしいというふうに思っているところでございます。

また、27年度の大きな事業でございます。中央公民館の改築でございます。ご覧いただきましたように、現在取り壊し作業が行われており、今月いっぱいにはきれいな更地になるものというふうに思っております。

この事業をまずスタートをするにつきまして、業者、あるいは担当と一番問題に至る点を話したのは、小学校、あるいは町民体育館等が図書館、資料館等がある場所でございます。歩行者の安全、これをまず第一に捉えてまいりました。これからも完成するまで、やはり安全な工事が進むようお願いをするところでございます。

また、地域住民の皆様方には、ご不便をおかけをいたしております。北名子保育園跡地を代替えということでご利用をいただいているところでございますけれども、8月の31日までの利用状況は、全部で166件ということで報告をいただいております。28年の10月完成を目指してまいります。まだまだ1年の余あるわけでございます。地域の皆さんには、ご迷惑をおかけしてまいりますけれども、ご理解ご協力をお願いをする次第でございます。

また、今年の大いなる事業が果樹栽培100周年でございます。1年間を通して、様々な事業、イベントの展開、そして地域の皆様方のイベントに冠をつけさせていただき、そしてのぼり旗、あるいはアンケート、あるいはクリアファイル、あるいは商品券等のプレゼント等を行っているところでございます。

8月3日、くだものフォーラムが行われたわけでありましてけれども、松川町のくだものを使ったレシピには54点の皆様方から応募をいただき、夏の部、秋の部という形の中で商品化をして、そしてみんなで味わってみるということをしたところでございます。

また、これから10月6日には記念式典、そして講演会、そして秋の部のレシピの発表、優秀賞の発表もでございます。そうした一つの大きな節目として、これからの果樹栽

培について考えてまいりたいというふうに思っております。

また、式典の中で、これからに向けての宣言をする予定になっております。先日、実行委員会もございまして、宣言については若手の農業者の方がいいんじゃないかというようなご意見も出ておりました。これからの将来に向けての素晴らしい宣言になることを期待を申し上げるところでございます。

また、時をちょうど同じくいたしまして、昨年から農業者の若手の皆さんが、ワインを製造し、そしてシードルを作って発表をいたしております。ワイン振興会というグループを立ち上げていただいております。

今、町の方といたしましても、ワイン特区をとるべく話を進めております。そしてできれば、ワイン乾杯条例として、くだものを使ったお酒の中で乾杯条例も考えてまいりたいというふうに思っております。

もう1点、27年度の大きな事業でございます。総合計画の策定でございます。昨年から取り組んできているわけでございますけれども、松川町の将来に向けての方向性を示す大きなポイントだというふうに思っております。地域づくり会議を10回ほど重ねていただき、若手の皆様方からいろんな提案をいただく中で、だんだんに固まりつつあるところでございます。

メインのキャッチフレーズが、一緒に育てよう、一人ひとりが輝く笑顔あふれるまちまつかわということで、平成28年度から31年度までの計画ということで、着々と進めております。

この将来像を実現するために、3つの柱を設けました。そしてその3つの柱に基づいて基本方針を6項目設け、そしてその6項目の施策の大綱について、いくつかまたその下に設け、そして事業の基本事業を組み立ててまいりたいというふうに思っております。

策定委員会、それから審議会を、それからパブコメ、住民の皆様からもご意見をいただく中でまとめて、12月の定例会には提案をしてまいりたいというふうに思っております。

それからもう一つが、公共施設等の管理計画についてでございます。

先日白書ができあがりました。議会の皆様方にもご出席をいただいて、その白書の内容の説明がございました。98施設、176棟について精査をいただいております。30年以上経過している建物が60%を超えるという内容でございます。

これらの施設について、用途廃止、更新検討、利用検討、維持継続、この4つの分類に分けて出されて示されておりました。しかしながら、この計画につきましても、地域、あ

るいは住民の皆さんの利用内容、そういったものまで踏み込んだ中での白書ではございません。どうしても非常に数字的な、計数的な中で追った中での判断ということでございます。ですから、そうした白書をそのままどうこうということはできかねるというふうに思っております。

出された白書に対しまして、それぞれの担当がいま一度持ち帰り精査してまいりたいというふうに思っておりますし、それから地域の皆様方の声も入れてまいりたいというふうに思っております。

それから土木インフラにつきましては、この計画の白書の中には入っておりません。それらも今精査を町の方ではしておりますので、それらも含めた中で、公共施設のあり方というものを検討してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

次に、リニア対策でございます。

リニアにつきましては、今、松川町の3候補地を提案をしておりますけれども、その後でございますけれども、JR東海が今その地域について精査、設計をしているところでございます。そうしたものがやがてできあがってまいります。

このリニアの対策に対しまして、協議会を立ち上げてまいりたいというふうに思っております。今現在、具体的な相手からの提案等はないわけでございますので、協議会を立ち上げる中で懸念される案件等について、こちら側からぶつける形の中で協議してまいりたいというふうに思っております。

青年の家につきましては、先ほど補正の中で申し上げました。そんなふうに考えております。

また、東小学校でございますけれども、今年度生東森の会、NPO法人を取りました。NPO法人生東森の会に管理をお願いをしているところでございますけれども、現在までに東小学校が35回ご利用を地域の皆さんにいただいているようでございます。具体的な利用方法については、まだこれからのことでございます。

そうした中で、まちづくり会議、各自治会で行われる。そうした中で、住民の皆さん方のご意見をいただいております中で、「いっぺんにあの施設をどうこうすることじゃなくても町長、ぜひ住民の皆さんがこういう形で使っていきたいというものに対して使っていったらどうか」というご提案をいただいております。

そうしたことも大事だというふうに思っておりますので、そんなことを考えてまいりたいというふうに思っております。

それから地域おこし協力隊についてでございますけれども、現在3名の方が入ってお

っていただけます。観光、それから食、それから発信ということで、3名の皆さんに働いておっていただくわけでございます。

3名とも、現在のところ、松川町にて移住希望をお持ちの方ばかりでございます。ぜひとも地域みんなで一緒になって仕事をする中で、ぜひとも定住促進につなげていきたいというふうに思っております。

それからこれからでございますけれども、地域おこし協力隊についても募集を続けていきたいというふうに考えております。どのようなことでやっていくかということは、また担当課の方でもしっかりと考えておってくれますので、そうした形の中で力入れてまいりたいというふうに思っております。

もう1点、皆さんも非常に気にしているというふうに思いますけれども、本年の2月に施行されました空き家対策の特措法についてでございます。

今現在、国のそうした法律に基づいた中で、松川町としてその運用をしていくにあたっては、やはり何らかの形がなければ難しいという考えを持っております。今、担当課の方で、条例策定に向けて進めております。空き家というよりは廃屋といった方がいいんじゃないかと思われるような場面。

この法律を準用していくには、様々な難しい問題があります。ですから、こうした法律ができたからということで、どんどん運用ができるかというには、そういうふうにはならないというふうに考えて思っております。難しいというふうに思っておりますけれども、今までずっと地域の中で、本当にもう廃屋同然という形の中で迷惑施設、環境、いろんなことを考えますと、やはり町独自のものを考えていく必要があるというふうに考えている次第でございます。

本日、上程いたします案件は、条例案件4件、契約案件2件、26年度の決算案件9件、27年度の補正予算案件9件、報告2件、合計26件でございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご認定いただけますことをお願いを申し上げまして、冒頭のあいさつといたします。

よろしくお願いたします。

=== 日程第4 議案審議 ===

◇ 議案第1号 松川町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（関 克義） 日程第4、議案第1号、松川町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） それではよろしく願いをいたします。

＝ 議案第1号朗読・説明 ＝

○議長（関 克義） 質疑を行います。質疑ありませんか。

加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 申し上げます。

全協でも指摘いたしました。4本の条例中3本目と4本目でございます。報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということと、あと給与に関する条例の一部改正ということで。

今、口頭ではご説明がございました。3本目の方は年額であると。4本目の方は月額であるということが、口頭では確かに説明ございましたが、文章中には一切記載がございません。条例の方を見ましても、表の差し替えということになりますので、こういう方法がやむを得ないのかなと思いつつも、手続き的に間違いなくこれで遵奉しているのか、その部分をもう一度念を押ししたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（関 克義） 福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） この第3条及び第4条の表につきましては、全部改正ですと表題入ってまいるかと思えますけれども、今回の改正につきましては表の途中というような形の中でこのような形となっております。

この条例改正につきましては、町の法規審査でも確認をいただいておりますし、また専門家のご指導もいただく中で作成したもので、法的に誤りというようなことではございません。

よろしく願いします。

○議長（関 克義） そのほかございましたら。

森谷議員。

○6番（森谷岩夫） 縷々ご説明をいただいてわかりましたけれども。

その基本的には、公布の日から施行するということなんで、それまでは従前のものがあるんでということではありますが、今回これが可決された場合には、公布の日というのはいつになる。

○議長（関 克義） 吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） 議会の方で条例等をお認めいただきますと、議長さんのお名前で町長

宛に議案が可決になりましたという報告をいただきます。それを頂戴した中で公布をさせていただくということかと思っております。

手続き上、本日即決いただく案件でございますので、いただければ今日以降の日付になってくるかと思っております。

○議長（関 克義） 森谷議員。

○6番（森谷岩夫） 当然今日以降はいいんだけども。

なお、従前の例によるというこの経過措置があるんで、それがいつまで続くか知りたいわけ。

今、お話があったように、議長の方から条例の審査をして条例が変わったということ
で報告がいつて報告をするというのは、どのくらいの時間がかかるんだか。

それまでは、経過措置ということで従前でいくんで、それまだ何ら変わることはない
ということだと思ってるんで、ちょっとそのあたりはもう少し今日以降は当然わかっておる
ことなんで。

○議長（関 克義） 吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） この一部改正の公布は、近々のうちに公布はされます。ところが、これ
が有効になるかどうかというのはこの経過措置の方でなってますので、それにつ
いてはちょっと担当の方で説明させていただきます。

○議長（関 克義） 福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） お願いをいたします。

この上例の経過措置につきましては、従前の例により、教育長が在職している間はこ
の条例によるという形になっておりますので、現教育長の任期中につきましては、今ま
での条例を適用してまいります。

任期満了後、新たに町長から教育長の任命がされた方に変更されてから新条例が適用
ということで、今現在教育長の任期につきましては来年の10月の13日という形にな
っておりますので、そのような形でこの条例が切り替わっていくというふうに考えてお
ります。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 森谷議員。

○6番（森谷岩夫） 来年の10月13日に次の教育長が留任をされるか、そのあたりはわか
りませんが、そういうことだと思っただけけど。

そうすると、これから後に議案が第4号まで同じような今回の教育委員会の制度の変

更による条例の変更がここにあると思うんだけども。

そうすると、来年の10月13日までは単純な話で恐縮だけれども、今の教育委員長というのは同じような職務で在職するのかどうか、そのあたりを。

○議長（関 克義） 福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 議員おっしゃるとおり、現体制でまいりますので、教育委員会を代表する者については、教育委員長という形になってまいります。

よろしくをお願いします。

○議長（関 克義） そのほか質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第1号に原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（関 克義） 全員賛成であります。

よって、議案第1号、松川町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第2号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

◇ 議案第3号 教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

◇ 議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（関 克義） 日程第5、議案第2号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、日程第6、議案第3号、教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、日程第7、議案第4号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定についてを一括議題といたします。

説明を求めます。福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） それでは議案第2号から4号まで一括してご説明申し上げたいと思います。

＝ 議案第2号・3号・4号 朗読・説明 ＝

○議長（関 克義） 質疑を行います。質疑はありますか。

森谷議員。

○6番（森谷岩夫） くどくなって恐縮だけれども。

これ来年の10月13日から施行ということだな。松川町では条例として今回可決されて成立すればそういうことだけれども、国の法律は4月から変わってやっておると思うんだけど。なんでこの6月に出なんで9月に出てきて、しかもその28年の9月の定例会でも間に合うと思うんだけど。そのなんでこの9月に出てきたかというやつをちょっと知りたいけれども。ちょっと違和感があるんで、そこのあたりきちっと報告をいただきたい。

現状の組織が、来年の10月13日まできちっと続いていくということも、今はっきり私はわかったとこなんで、ちょっとずるいんじゃないかな、やり方が。

○議長（関 克義） 福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） この条例改正につきましては、予算の繰り越しをお願いし、今年度に入りまして、この議会、条例の制定について対応してきておるところでございます。

それで施行期日につきましては、来年の10月からというような形になりますけれども、通常の任期でいきますと来年の10月ということでございますけれども、万が一教育長に事故あるとき等も考えられますので、今この時期に条例改正をお願いしてまいるということになります。

よろしくお願いたします。

○議長（関 克義） 森谷議員。

○6番（森谷岩夫） 文句を言うようだけれど、そうすれば6月の定例会にきちっと出すべきだったと思うけれど。

○議長（関 克義） 福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 先ほど申し上げましたとおり、繰り越しで事業の方進めさせていただいておりまして、議員おっしゃることももっともだと思いますけれども、このような形になりました。

この条例改正について、法案の施行が4月からというような形の中でございます。誠に申し訳ございませんけれども、今回の条例の提案となりました。

よろしくお願いたします。

○議長（関 克義） そのほか質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(関 克義) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(関 克義) 討論なしと認めます。

議案第2号・議案第3号・議案第4号について、一括して採決を行います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(関 克義) 異議なしと認めます。

議案第2号・議案第3号・議案第4号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立13名)

○議長(関 克義) 全員賛成であります。

よって、議案第2号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第3号、教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、議案第4号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第5号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業町道大草線橋梁整備工事変更請負契約の締結について

○議長(関 克義) 日程第8、議案第5号、平成26年度社会資本整備総合交付金事業町道大草線橋梁整備工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長(米山政則) それではお願いいたします。

= 議案第5号朗読・説明 =

○議長(関 克義) 質疑を行います。質疑はありませんか。

白川議員。

○13番(白川靖浩) その内容は全協でもお聞きしたしわかっておりますが。

これは後で出てくる補正の中で1,000万円減額になったような補正があるんだけど、それとはなんか関係あるのかな。

○議長(関 克義) 田中建設課長。

○建設課長(田中 学) 補正で計上しております1,000万円につきましては、今年度の橋

梁の上部工につきますそれに関するものでありまして、今回のこの補正のとは直接関係
ございません。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） そのほか質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第5号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（関 克義） 全員賛成であります。

よって、議案第5号、平成26年度社会資本整備総合交付金事業町道大草線橋梁整備
工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第6号 平成27年度社会資本整備総合交付金事業町道大草線橋梁整備工事請負契約
の締結について

○議長（関 克義） 日程第9、議案第6号、平成27年度社会資本整備総合交付金事業町道大
草線橋梁整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） それではお願いいたします。

＝ 議案第6号朗読・説明 ＝

○議長（関 克義） 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第6号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立13名)

○議長(関 克義) 全員賛成であります。

よって、議案第6号、平成27年度社会資本整備総合交付金事業町道大草線橋梁整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-
- ◇ 議案第 7号 平成26年度松川町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◇ 議案第 8号 平成26年度松川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◇ 議案第 9号 平成26年度松川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◇ 議案第10号 平成26年度松川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◇ 議案第11号 平成26年度松川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◇ 議案第12号 平成26年度松川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◇ 議案第13号 平成26年度松川町保養宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◇ 議案第14号 平成26年度松川町青年の家特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◇ 議案第15号 平成26年度松川町水道事業会計決算認定について

○議長(関 克義) 日程第10、議案第7号、平成26年度松川町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第8号、平成26年度松川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第9号、平成26年度松川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程13、議案第10号、平成26年度松川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第11号、平成26年度松川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第12号、平成26年度松川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第13号、平成26年度松川町保養宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第14号、平成26年度松川町青年の家特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第15号、平成26年度松川町水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

説明を求めます。議案第7号から議案第14号までを塩倉会計管理者。議案第15号を吉澤副町長、説明をお願いします。

○会計管理者(塩倉智文) それでは説明をいたします。

＝ 議案第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号 朗読・説明 ＝

○議長(関 克義) 吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） それでは議案第15号をお願いいたします。

＝ 議案第15号朗読・説明 ＝

○議長（関 克義） 次に、佐々木代表監査委員より決算審査の報告をお願いいたします。

○代表監査委員（佐々木光男） 監査委員の佐々木でございます。

それではお手元の審査意見書に基づきまして、平成26年度松川町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の内容についてご説明を申し上げます。

なお、審査の意見は、米山監査委員との合意によるものでございます。

1ページをお開き願います。

第1、審査の概要でございます。

審査の対象、期間及び審査の方法につきましては記載のとおりでございます。

審査の結果でございますが、一般会計及び各特別会計並びに公営企業水道事業会計の決算書、その他政令で定める附属書類は、いずれも法令に準拠しており、係数は正確であると認められました。

また、予算の執行状況は、おおむね適正に執行されていることが認められました。

ただし、一部に改善、努力を要するものもございまして、その内容は後述の意見のとおりでございます。

それでは2ページをお開き願います。

決算の概要でございますが、総括としまして、一般会計及び特別会計の決算、収支状況について申し上げます。理事者の方からのご説明と重複する部分もございしますが、ご容赦をいただきたいと思います。なお、金額につきましては、1,000円単位で説明させていただきます。

一般会計の決算規模は、歳入総額が69億3,639万4千円、歳出総額が63億7,649万1千円で、形式収支は5億5,990万3千円となりました。

翌年度に繰り越すべき財源8,813万5千円を差し引いた実質収支額は、4億7,176万8千円の黒字となり、前年度と比較して黒字額は1億2,201万3千円増加しております。

また、実質単年度収支は、財政調整基金への積み立てが前年度に比較しまして4,931万8千円減少し、町債の繰上償還額も前年比で1億4,216万円減少したため、6,765万円の赤字となっております。

次に、公営企業の水道事業会計を除いた各特別会計の決算規模でございますが、歳入総額が40億9,370万7千円、歳出総額が39億4,603万4千円で、形式収支は

1億4,767万3千円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源10万円を差し引きました実質収支額は1億4,757万3千円の黒字となりましたが、前年度と比較して黒字額は8,811万9千円減少しております。

なお、各特別会計の決算収支につきましては、記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

3の一般会計からの繰出金の状況でございます。特別会計及び水道事業会計には、一般会計からの繰出金8億2,200万3千円が含まれており、前年度と比較しまして1,760万1千円増加しております。

4の町債の状況でございますが、一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた町債の年度末残高は、110億7,690万4千円となり、前年度に比較して2億5,350万3千円減少しております。

次に、5の未収金の状況でございます。

徴収確保につきましては、各部署の担当者において、大変に努力をいただいているところでございます。町税をはじめ、未収金が前年度に比べ393万円減少したことは評価するところでございます。

しかしながら、依然として1億円を超える多額の未収金があり、債権確保にいつそうの努力をいただきたいところでございます。

6の不納欠損処分の状況でございます。

不納欠損処分の総額は、国保税を含む町税のみの399万9千円で、その他の税外収入につきましては、処分は行われておりません。前年度に比較して全体で147万6千円減少しております。

次に、7ページの主要財政指標の状況でございます。

財政力を判断する指標の財政力指数は、0.37と前年度に比べ微増となっております。また、財政構造の弾力性を判断する指標、経常収支比率でございますが、町村においての標準である70%を上回る81%で、前年度に比べ1.5ポイント上回っております。

実質的な公債費にかかる財政負担を判断する実質公債費比率は7.5%と、前年度に比べ1.6ポイント下回り、年々低下傾向にあります。

全体としまして、財政力指数はここ数年わずかながら微増傾向にあり、また実質公債費比率も計画的な町債の繰上償還等により改善しております。

一方で、経常収支比率は悪化しており、財政構造の硬直化が懸念されますので、効率的、効果的な予算執行により、いつそう健全な行財政運営に努められることを希望いた

します。

8の資金の運用状況につきましては、記載のとおりでございます。

続きましての2一般会計の1、歳入の状況でございます。

決算規模については、総括で申し上げましたが、調定額に対する収入済み額の割合は、97.4%と、前年度に比較しまして1.3ポイントの減となっております。

また、歳入に占める自主財源の割合は、町税、繰入金などが増加しましたが、繰越金などが減少し、38.5%となり、前年度に比べて0.7ポイント減少しております。

次に、9ページの一般会計における町債の状況でございます。

年度末現在高は、前年度に比較して1億7,836万6千円増加し、43億2,231万8千円となっております。

次に、3の町税調定収納状況でございます。

町税の収納状況は、法人住民税や固定資産税などが増加しましたが、個人住民税などが減少し、全体では2,045万4千円の増加となりました。

収納率でございますが、町税全体で96.1%となり、前年度に比較して0.4ポイント向上しています。

これは平成26年度における県下市町村の収納率平均94.4%に比較しても1.7ポイント高く、当町担当者の徴収努力の結果と評価するところでございます。

しかしながら、収入未済額は町税全体で5,543万1千円と依然として多額な状況になっていきますので、引き続き積極的な収納対策に努めていただくよう希望いたします。

なお、町税条例により、徴することとされております延滞金が徴収されておきませんが、期限内納税者との負担の公平や期限内納税の促進のためにも、法令規則の適切な運用を図っていただくことを希望いたします。

次に、11ページの2歳出の状況でございます。

款別歳出決算では、民生費が名子統合保育園の建設などにより1億8,186万3千円、衛生費が北部火葬場建設事業費などにより1億7,640万8千円、それぞれ増加しております。一方で、総務費、公債費などが減少し、全体では2億7,344万8千円の増加となっております。

次に、性質別歳出決算の状況でございます。

これは平成26年度の地方財政状況調査の結果に基づき、決算額を性質別に分類した統計数値でございます。前年度との比較増減で主なものは、普通建設事業費が神護原線改良工事、小中学校耐震改修等により1億295万4千円。補助費等が、火葬場建設に

伴う北部総合事務組合への負担金等により1億6,987万1千円、それぞれ増加しました。

また、公債費が、平成26年度は繰上償還を行わなかったため、1億6,202万1千円減少しております。町長さんの冒頭のごあいさつにもこの点はございました。

なお、「物件費が非常に伸びている」という町長さんの憂慮される言葉もございました。内容的なものを私どもも精査しましたが、一部に普通建設事業費に仕分けするべきではないかというようなものもございましたので、今後精査が必要ではないかと思っております。

これはあくまで地方財政状況調査ということで統計数字でございますので、決算数値には影響することはありません。

以上、一般会計について申し上げましたが、今後も中央公民館建築をはじめ公共施設の老朽化に伴う大規模補修などの事業を控え、厳しい財政運営を強いられると思われまますので、将来展望に立った財政計画の立案と計画に基づき、効率的かつ重点的な財政運営を行い、住民生活環境の整備や住民福祉のため、さらなる尽力を希望いたします。

次に、13ページの3、特別会計についてご説明いたします。

最初に1の国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入歳出の状況は、記載のとおりでございます。保険給付費でございますが、前年度に比較して2,868万9千円増加し、9億2,043万3千円となりました。1人あたりの医療費は28万3千円と年々上昇しており、医療費の抑制が課題となっております。引き続き保健予防活動による町民の健康づくり推進を図り医療費の削減に努めていただきたいと思っております。

15ページの2の後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入歳出の状況は、記載のとおりでございます。

今後も高齢化の進展に伴い、後期高齢者医療の納付金が増大していくものと予想されますので、高齢者の疾病予防対策を強化していただくよう希望いたします。

次に、3の介護保険事業特別会計でございます。

歳入歳出の状況は、記載のとおりでございます。

飛びますが、17ページの3保険給付費の状況でございますが、合計で前年度と比較しまして3,933万2千円増の11億2,807万2千円となりました。今後も高齢化の進展により、保険給付費の増加が見込まれますので、自立した生活を長く続けられるように、地域包括支援センターとも連携をとり、予防活動や日常生活支援に重点を置

いて必要な施策を進めていただくよう希望します。

次に、4の公共下水道事業特別会計でございます。

歳入歳出の状況は、記載のとおりでございます。

新規加入者は33戸で、年度末の加入率は83.2%となっております。使用料及び手数料では、収入金額が8,440万6千円であり、前年度に比較して291万2千円の増となっております。

松川浄化センターを設置してから17年を経過しており、老朽化が進む下水道施設ですが、計画的な施設の更新を図るとともに、効率的な維持管理等による費用の削減により、さらなる経営の安定化に努められるよう希望します。

5の農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入歳出の状況は、記載のとおりでございます。

農業集落排水地区全体の加入状況については、新規加入戸数が29戸で年度末の加入率は82%となっております。

使用料収入につきましては、6,478万5千円であり、前年度に比較して70万1千円の増となっております。

今後も年々施設の老朽化が進む中、修繕、あるいは更新等による経費の増加が見込まれるため、効率的な維持管理による費用の削減により、さらなる経営の安定化に努められるよう希望します。

次のページの加入状況については、記載のとおりでございます。

21ページの6、保養宿泊施設事業特別会計でございます。

収支の状況及び業務別収入状況は、記載のとおりでございます。

次に飛びますが、次のページの3施設利用者数調べですが、前年度に比較して宿泊者数は91.2%、宴会利用者数は96.0%とそれぞれ減少しました。これは消費税や高速道路料金の引き上げ等が、観光客の都市圏への集中等と重なり、厳しい経営環境に追い打ちをかける結果になったものと考えられます。

6の損益計算書ですが、これは会計事務所によりまして、決算数値を企業会計に置き換えて試算されたものでございます。経営実態を把握するために掲載しておりますが、それによりますと、売上高が前年比で2,510万8千円減少し、4億3,548万5千円となり、減価償却費を算入した営業損益においては、4,359万6千円の赤字となっております。その結果、当期損失が4,010万8千円、次期繰越損失が1億1,792万5千円と大変厳しい経営内容となっております。

今後も消費税の再引き上げ、あるいは大型バス運行規制の強化など、経営環境は厳しさを増すものと思われますので、なおいっそうの経営改善への取り組みが求められます。

また、公営施設の役割と位置づけや老朽化した施設についての方向性等、将来計画の早期立案が喫緊の課題であり、企業会計への早期移行を含めて、引き続き検討されることを希望いたします。

次に、23ページの7青年の家特別会計でございます。

歳入歳出の状況は記載のとおりでございます。

利用状況は、延べ利用人員で前年度に比べて1,274人の減少となっております。現在、青年の家のあり方について検討中ですが、町民ニーズと将来における施設管理の費用負担などを十分に考慮の上、計画を進められることを望みます。

次に、24ページの4、公営企業の水道事業会計でございます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました決算書並びに決算附属書類の内容について審査を実施したところでございます。

諸書類につきましては、例月出納検査の際に検査を実施しております。また、決算書類についても、審査の結果、係数は正確であることを認めました。

水道事業は、町民生活に不可欠な水道水を供給するとともに、産業活動にとっても重要な役割を果たしております。

平成26年度は給水個数で14戸の減、給水人口で106人減少しました。年間総給水量は119万1,000m³余で、前年度と比較して2.2%の減少となっております。

収益及び費用につきましては、総収益が前年度に比較して1,918万4千円増の2億8,319万3千円、総事業費用が221万5千円減の2億7,339万8千円となり、差し引き9,979万5千円の純利益となりました。

これからも老朽化した機械設備や水道管の更新などに膨大な投資が必要となり、また人口減少に伴う給水人口の減少など、大変に厳しい経営環境が予想されております。将来にわたり、安定した経営を行っていくために、水道料金の改定が大きな課題となりますが、町民生活に直接影響を及ぼすため、今後いっそうの経費の節減と経営改善に努めるとともに、長期的な展望に立って、十分な研究検討をいただくことを希望いたします。

次に、25ページの水道使用料の収納状況でございます。

水道料金の徴収事務は、水道事業の根幹をなすものであり、日々努力をいただいておりますが、未収金は677万3千円と、前年度に比較して136万6千円増加しておりますので、引き続き積極的な収納対策に努めていただくことを希望します。

次に、26ページの5、財産に関する調書でございます。

平成26年度における財産の増減高及び現在高は、記載のとおりでございます。財産の管理につきましては、国の統一的な基準による新たな地方公会計制度への移行に伴い、複式簿記導入の前提となります固定資産台帳の整備が現在進められております。平成29年度までに新基準による貸借対照表など、財務書類の作成が義務づけられておりますけれども、今後大きな課題となります公共施設の老朽化対策等の資産管理のためにも有効でありますので、この点は定期監査でもお願いしましたが、着実な実施を望むところであります。

なお、基金につきましては、次のページに内訳の一覧表を掲載してございます。基金の年度末現在高は、32億3,856万4千円で、前年度末に比較して3億8,023万3千円減少しております。

次に、5の定額基金の運用状況でございます。

定額基金の運用につきましては、基金からの直接貸し付けや当該基金に償還させるなど、歳入歳出予算と関係なく経理されるため、その運用状況について審査意見を付すものであります。

定額基金は、奨学資金貸付基金と土地開発基金がございしますが、それぞれ設置の趣旨に沿って、おおむね適正に運用されていると認められました。

1の奨学資金貸付基金でございますが、記載のとおりでございます。なお、貸付償還金の一部が誤って一般会計の歳入へ仕分けされたものがございました。今後、適正な事務処理について留意されることを望みます。

2の土地開発基金でございますが、記載のとおりでございます。土地開発基金は、公共用地の先行取得を目的に、昭和46年に設置されましたが、平成21年度以来運用されることなく、すべて現金で保管されております。

当基金については、同様の目的で松川町土地開発公社が設置、運営されており、一定の役割を果たしたものであると思われまますので、廃止を含めて検討されることを希望します。

なお、29ページ以下には、参考資料を掲載させていただきました。

1の歳入歳出決算総括表でございますが、各会計別に予算と決算を乖離しまして、執行率並びに構成比、こういったものを示してございます。

2から4の歳出節別決算表でございますが、各会計別に節別決算額の合計及び前年のとの比較を示してございます。予算科目のうち、款項目がその目的による区分であるのに対し、節はその性質に区分したものでございまして、予算執行の基本をなすものでご

ございますので、掲載をさせていただいたところでございます。

5は、監査計画に基づいて実施しました定期監査などの結果の概要を掲載してございますが、説明は省略させていただきます。

以上で私からの報告を終わらせていただきますが、大変厳しい財政状況の中で健全財政を目指し、町政執行にあたられました町理事者並びに職員の皆様のご努力と議員の皆様のご精励に対し、心から敬意を表し、決算審査報告といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

ここで休息をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 異議なしと認めます。

それでは11時20分まで休憩といたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時20分

○議長（関 克義） 会議を再開いたします。

質疑を行います。質問にあたり、資料名とページ数を明確にお願いいたします。

質疑ありませんか。

熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） それではよろしくお願ひいたします。

質問にあたりまして、監査委員の皆様の意見書並びに家計簿並びに決算書を使わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

3点お願ひいたします。

まず、1点目であります、町長冒頭あいさつの中で言われました経常収支比率について質問させていただきます。

これは監査委員の皆様の意見書の7ページにあります。決算の方法も変わりました、経常収支比率が1.5ポイント上がりまして、81%になったというようなこと。それから実質公債費比率が償還がだいぶ終わってきて7.5%、1.6ポイント低下して改善されてきたということの中で、今後のことにつきまして町長は先ほど貯金と借金の状況を

鑑みてみますと、この松川町の家計簿の68ページをご覧になっていただきたいと思います。

現在、貯金が12億9,000万円、これは一般会計でございますけれど、全体では32億円の貯金があるわけでございます。12億円は財政調整基金、財調と言われる基金でございます。それから借金でございますが、一般会計の分野で43億円、全体では110億円ということが借金、起債でございます。これにつきまして繰上償還をしていくという方向。今度の補正では1億円というのを繰上償還していくわけです。それとともに、5,000万円の基金の積み立てを補正でしていくわけですが。今後につきましては、繰上償還よりは基金の積み立てをしていくというそういうお話、そういうことに基点を置きたいという、そういうお話でございました。

そういった中で、平成26年度決算の中におきましては、委託料、委託料がポイントでありまして、それが6.1から6.6%に委託料は上昇しているというようなことの中で、やっぱりこれが精査していく必要があると、そういうお話でしたので、まず質問としましてはこの委託料の詳細についてお聞きをしたいと思っております。

続いて2番目でございますが、奨学金のことについてお聞きしたいと思います。

これは監査委員さんの意見書の28ページを見ていただきたいと思います。その中で指摘をされていると申しますが、平成26年度は21人の貸し付けがありまして、720万円貸し付けされたということで、だいぶ広報等見た住民の皆さんが、非常に町の住民にとって借りやすいというようなこともありまして、トータルで21人の方が借りており、また返済をしておるということでもあります。

上の貸付基金、26年度の現在高437万6,581円ということでございましたが、当初予算で300万円を繰り入れまして一般会計よりそれをもってあたっておるわけですから。

今後、この基金、奨学金の基金というのが大勢の皆さんがこの無利子の貸与ということで応募した場合、枯渇していくというようなことの中で、この基金をどうしていくか。今、高校卒業した皆さんが、進学に際して何らかの奨学金を希望している人たちが5割強いらっしゃるということの中で、松川町のこの奨学金ということに対して、21人の方たちが今利用されているという、前年度に利用されたということの中で、今後の方針等お聞きしたいと思います。

決算議会は、26年度の決算について検証し、次年度の予算に反映していくというような意味でお聞きをしたいと思っております。

それから3点目であります、今度は決算書になりますが。決算書の一般会計の73・74ページですけれど。児童福祉費のところの8節報償費、予算としては278万円という予算の中で、支出済み金額が249万円、それから不用額が29万円発生しております。これは出生祝い金だと思います。そこで出生祝い金について質問をさせていただきたいと思いますが。

それは家計簿の19ページに詳しく出ております。一番下の児童福祉費でございますが、第1子28人、第2子39人、第3子15人、第4子以降4人ということで、248万円の執行がされております。この不用額が発生したというようなことの説明をお願いをしたいと思いますが。

以上3点よろしくお願ひいたします。

○議長（関 克義） 委託料関係につきまして。

米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） それではお願ひいたします。

まず、この経常収支比率につきまして、昨年79.5%が26年度81%に上昇したというような中で、1.5ポイント上昇しているということでございます。

この経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を示すというような数値になってございまして、経常的経費が経常一般財源収入のどれくらいを占めるかというような形で算出をされるものでございます。

議員ご質問のその要因といたしましては、物件費等その上昇の要因があるわけですが、ご質問の中にございました委託料の増の詳細でございまして、26年度につきましては総合計画の委託料ですとか、先ほど監査委員さんからもお話ございました有形固定資産を整備するための委託料。それからマイナンバー制度に向けての番号制度のその委託料等、ここへきましていろいろな計画や台帳を作るための委託料が増しているという現状がございまして。

合わせまして、土木工事の関係につきましても、設計委託といったようなものも工事の増に伴いまして発生をしてございまして、そういった委託料が増えてきているというような状況でございまして。

よろしくお願ひいたします。

○議長（関 克義） 次に、奨学金の基金について。

福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 奨学金の貸し付けにつきましては、基金を利用してというような

形になっておりまして、26年度末では430万円余というような形で、27年度の当初予算で300万円積み増す中で今年度の事業を行っておるところでございます。

この事業につきましては、条例の中で経済的な理由によりまして、高校、大学に進学するのが困難である者に対しての貸し付けというようなことでございますので、その皆様方のご要望に応えるべく、額ですとかまた借りやすさ等も考慮する中で、今後とも子どもさんの進学に対する支援を進めてまいりたいと思います。

○議長（関 克義） 出生祝い金について。

大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） 出生祝い金につきましては、当初の中で90名の人員につきまして、予算の方を計上の方をさせていただきました。

その前の年からもだいたい90人くらいの出生というようなこともありましたので、そのような形で計上しましたがけれども、最終的には人数が減ったということの中での祝い金の不用額という形の中での金額になっております。

よろしく願いいたします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 私の方から、全体的な考え方についてお答えをしてみたいです。

健全財政に努めていくという中で数値を見たとき、今、経常収支比率のことが出ておりました。おおむね10年前ぐらいまでは78ぐらいだったわけ。良くなっていったり、また増えたりというようなことでございますけれども。

経常収支比率を一番左右するのはやはり義務的経費でございます。人件費、扶助費、公債費の3つでございます。

ところが、人件費は、昨年度よりも4,000万円ぐらい減っているというふうに思っております。それから扶助費もほとんど減っている。それから公債費につきましては、繰上償還がしてございませんので、1億5,000万円ぐらいですかね、相当額義務的経費が少ないわけ。少ないのに経常収支比率が上がっているのはどういうことだということに着目したわけなんです。

いろいろ精査をしていきます。先ほど冒頭で申し上げましたけれども、33点いくつかあった経常収支比率が義務的経費の中では0.5ポイント下がっている。義務的経費を経常収支比率を一番ウエイトが占めるのは義務的経費でありますけれども、義務的経費が下がっているのに1.5上がった原因はどこだということに着目をしていったわけ。

その中で、やはり物件費、補助費、その他の中。その他の中に占めるのがどういうふう

になっていくんだということで分析をしていきます。

担当課長、今申し上げましたけれども、賃金では1,700万円、備品購入費では1,200万円、委託料は4,700万円ということで、昨年度より大きくなっている。物件費全体ではおおむね1億円前後上がっている。そこに占める計上収支比率がどうなっているかということ进行分析したところ、やはり2.5ポイント上がっている。

それが義務的経費だとか、そういったものでは抑えてはきているんだけど、その2.5ポイントが大きく全体を押し上げた理由ではないかなということで、やはりこれから物件費というものに対してしっかり見ていかなくちやならないなというふうに思っております。

それから義務的経費が減っております、そういうわけで。それは繰上償還はしてないから。それから人件費。人件費につきましても、先ほど職員の定数管理、定員の管理のことを言いましたけれども、27年度には定数を上げております。それから繰上償還を今年度やってきます。そういう意味では、義務的経費というのは上下するだろうというふうに考えております。しかし、これからの経費という分野で見ていくに、やっぱり物件費、補助費。

補助費につきましても、大きく昨年度よりも金額が上がっておりますけれども、經常収支比率という内容でまいりますとマイナス0.5なんです。ですから物件費というものが押し上げているというふうに私は受けっております。

これからの運営、先ほど定数のことも言いました。繰上償還もやってまいります。ですから義務的経費という分野の中では、計上収支比率というのはこれは上下するだろう、これはやむを得ないだろう。

物件費、その他の経費の中でのやっぱりものをしっかり見ていくべきかなというのが、私の考えでございます。

それからもう1点、言葉というのは怖いんで誤解のないようにします。繰上償還をしていかない、積み立てをしていきますよということじゃなくて、私がどちらかといいますと借金を返せという形で考えてきております。

ですから、例えば今回の1億5,000万円をどう割り振るか。これは判断です。1億円財調に積んで5,000万円を繰上償還。あるいは全部を貯金にするか。この辺のところは、その時の判断だというふうに思っております。

繰上償還0.6、金利が0.69高いものは0.69のものがある。金利の高いものを返す中で、借り換えをして金利を下げたいというのが、繰上償還をする一番のメリ

ットでございます。ところがやはりそれは非常に難しい話で、相手があることで金融機関もありますので、借り換えをしたからといって金利が下がるということは非常に難しいことだというふうに思っております。

それから全体の特別会計除きますと、一般会計の起債の金額というものがだんだんこういう状況になってきているという中で、今度は逆に財調に積み立てをしていくことも精査をする必要があるなというふうに今後考えているということでございます。

財調、減債基金、この2つがいろいろ決算統計に出てくる重要な数値になるわけ。だけれども、今度は裏を返すと数字というのはおもしろいもので、公共施設整備基金というのも大きく7億円だったけな、そのくらいでございます。実質使うのは、目的の基金である公共施設の整備基金なんです。だけれども、実際に財政指標に現れてくるのは財調なんです。財調と減債基金、この2つなんです。

ですから、その辺をバランスしっかりと捉える中で、健全財政に努めていきたいなという思いでございます。

それからご質問のあった奨学金、それから出生祝い金、これはどちらもこれからの定住対策、あるいは松川町に住んで良かった、住みたい町、これにつながる案件でございます。

これにつきましては、今それぞれ答弁がありましたけれども、2つともこれから将来どういう形でもっていくかということを経査するポイントの2つだということで、それぞれの担当課にも指示がしてあるところでございます。しっかりこれから精査をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） 町長の思いをしっかりと言っていただけましたので、簡単に2問目をしたいと思っております。

先ほど、起債残高というものに対しては、標準財政規模からしてそれに近づけていきたいということでありまして、もう少しで標準財政規模の40億6,000万円というような形に近づいていくわけでございます。それから基金の特に財政調整基金、財調でございますが、昨年質問の中で、標準財政規模からすると8億円、8億円というのが松川町にとっての標準財政規模からする財調ということでもあります。

今のお話の中で、もちろん借金を減らしながら、積み立てをしていくという、そういうことが健全財政ということになると思っておりますが、そこら辺のバランスについて、どんどんこの財調を膨らませていくという、今後マネジメント公共施設の老朽化に対して

大変なお金がかかるということよくわかりますが、その財調、それから減債基金、そこら辺のところをどういうふうに組み立ててやっていくのかということについてお聞きをしたいと思います。

それから2点目の奨学金のことですが、今後続けていくということではあります、基金についてはだんだん少なくなっていくという中で、基金ではなくて一般会計からというようなことも考えられるわけですが。あと応募者が多くなったときどういうふうに査定をするか。収入、あるいは成績というようなこともやられているわけですが、そこら辺のお考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

もう1点、出生祝い金でございますけれど、90人を目標という中で、86人の方が1年間、1年間に86人の子どもしか生まれえないという、そういう残念なところがあるわけですけど。

この第1子1万円、第2子3万円、第3子5万円、第4子以降は7万円という、そういう区切りということに対して、女団連の皆様より、その差をつけるべきではないんじゃないかというようなお話も聞いております。

一律化すれば約3万円ずつというような予算だと思いますので、そこら辺のご意見に対してどうお考えであるか、以上3点お願いいたします。

○議長（関 克義） 最初に財調、減債基金等のバランスについて。

深津町長。

○町長（深津 徹） 考え方でございます。

財調、今8億円という数字が出てまいりましたけれども、町村にとって標準財政規模に対して15%は必要であるということでございます。そうすると6億円。ただ、せいじゃ6億円でいいのかという問題も出てまいります。そこで出てくる私の言葉がその8億円という。ですからその辺のところは、しっかりと精査しながら。

ですから、財調へすべてのお金をつぎ込んで貯金をしていけば、出てくる数字は必ず良くなっていきます。いろんな数字。だけれども、実際それでいいのか。今、先ほど申し上げました。ほかの公共施設の整備基金、いろんなのがありますので、そこは精査しながら、どこへどういうふうにとすることはその都度バランス考えながらやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（関 克義） 奨学金について。

福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 奨学金につきましては、今現在松川町に1年以上居住している方、

学習意欲のある方、経済的な理由によって就学が困難と認められる方、また日本育英会、その他団体からの金を借りておらないというような状況で今お貸しをさせていただいておるところでございます。

議員申されますように、今後先ほど町長申されましたが、検討を進めてまいるわけでございますけれども、多かった場合と、人数が大変増えた場合というようなこともございましたけれども、なかなか財産や所得によって貸与する、しないという判断もなかなか難しいものございまして、子どもさんの学習意欲といたしますか、進学する意欲を損なうことはできないのではないかなというふうに考えておりますけれども、今おっしゃるように基金の金額もそんなに多額であるわけではございませんけれども、またそこら辺の奨学金の財源につきましては、十分検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（関 克義） 出生祝い金について。

大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） 出生祝い金での今の一律での支給というか、金額にも考えるべきではないかというお話であります。これにつきましては、子育ての支援策の一つとして、これまでやってきておるわけですが、やはりこの支援策の一つのトータルの考えの中で、今後この金額の見直しについては、お話のように見直すということを含めて、いろんな施策、結婚支援施策とか、この子育ての関係の中で、この子どもの手当の関係もあります、いろんなトータルの中でこの物事をちょっと考えていく必要があるのかなというふうに感じておりまして、今後の中でほかの課との施策とも連携をとりながら、この手当の方についてもその一部としてまた考えの方をもって検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 私が答弁いたします。

残念ながら今、26年度の決算についての類似団体の比較がございません。25年度の経常収支比率79.5でした。79.5だとすると全国の中で、類似団体の中でどのくらいの位置にあるんだということがございますけれども、79.5の場合に44団体中6番目でございます。全国平均が90.2、長野県平均が83.7でございます。

26年度につきましては、これから数値が出てくるものというふうに思っておりますけれども、若干数値が悪くなるのかなとか、その辺のところはどんな数値がでてくるか、参考までにそういうことでございます。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） 町長のお考えもよくわかりましたので、監査委員の皆さんからご指摘を受けた点についてよく精査をして、行財政運営を図っていただければと願うものでございます。

あと奨学金並びに出生祝い金については、町長申されましたように、総合的トータル的にやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなと思います。26年度の決算をよく鑑みて、検証し、新たな方向を目指して取り組んでいってもらいたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（関 克義） ほかに質疑ございますか。

加賀田議員。

○1番（加賀田亮） それでは質問させていただきます。

まず、この決算議会全体のあり方も含めてお聞きしたい、その点がありますので、まずそれを1点お願いしたいと思います。

もう釈迦に説法だと思いますけれども、そもそも決算議会とは、私ども予算を認めた予算に対して、その執行状況をチェックするという役目も大切ではありますが、いわゆる大事な税金が住民のための公共の福祉、こういったものに使われたか、いわゆるルーティンに使われたかという部分と、それから町の新たな資産価値を上げることができたか、こういうふうなことを見る機会だというふうに思っております。

その際に必要なものというの中には、やはりいただいた決算書、それから監査委員の報告書、これは法定で義務づけられておりますけれども、プラス家計簿という形で、これは住民に配慮したものなのかなと思いつつも見させていただいております。

一つ欠けているものがございます。平成23年決算から既にこの町でも導入されております新公会計基準の貸借対照表、行政コスト計算書、それから純資産の変動計算書、資金収支計算書、いわゆる財務4表といわれているものですね。これが毎年毎年年末に出てくる。

先ほど監査委員の説明がありましたけれども、あと2年後には本格稼働しなければならない。こういう状況の中で、BS、PLなんていうものは決算の時に見せないとなんの意味もないと私自身は思っております。

なぜこのタイミングでBS、PLが出てこないのかということをお、担当課の方にいろいろと聞かせていただきまして勉強しましたところ、どうも制度上の問題もずいぶんあるのかなというふうに思っております。

ただ、この複式簿記におけるこの新会計基準というのは、狙いはいろいろありますが、その重要なうちの一つが管理会計でございます。いつでも我が町の資産はどのくらいあるんだろう、負債はどのくらいあるんだろう、行政収支コストはどのくらいになっているんだ、今プラスかマイナスかというのがすぐわかる。毎月でもわかる。一般の企業じゃみんなやっていることです。トライアルバランス、TBと言われる資産表を毎月毎月出して進んでいる会社は毎日出します。そうやって自社の会計状況を明確に把握する、これは管理会計ですね。これは住民に公開するというふうな意味でも、重要なことだと思います。これがなぜこのタイミングで出てこないのか。その部分を町長自らぜひお考えをお聞かせいただきたい。まず、これが1点でございます。

2点目でございます。2点目は、欠損不納のことについてお伺いしたいというふうに思っております。

先の全協の資料でもいただきましたけれども、欠損のいわゆる税金の未収があります。それから今回、不納欠損ということで、400万円弱の損金を処分するというふうな形になっております。

税の公平ということはよく言われます。税の公平という観点から見ると、やはり徴収率をもっと上げなければというふうな意見も私は理解できますが、私個人的には私だけではのみならず、例えば営業で売上債権の回収をしたこと、そういうふうな経験のある方だったら大概ご存じだと思いますけれども、90%以上の回収率を誇っていれば、私は世間的にはまあまあだと思っております。ただ、税の公平性ということを考えると、やはり手を抜くことは許されないという事情もよくわかります。

その折に、いわゆる企業であればそういったものは貸倒引当を充てます。貸倒の引き当てを充てておいて損金処分する。そしていわゆる損切りはせずに、永久に債権は管理する。私は以前取引先では、昭和21年の債権借入をしている会社もありました。それが私は、行政が徴税するときの公平性だというふうに考えております。

不納欠損として損を切ってしまう。いわゆる時効を理由に切ってしまう、死亡を理由に切ってしまう。事情はわからんではないですけども、その性について税の公平性という観点から不納欠損というやり方についていかがなものかと思っております。

この2点についてお聞かせいただきたい。お願いします。

○議長（関 克義） まずは初めに財務4表の提出について。

深津町長。

○町長（深津 徹） 町長にということでございますので、財務4表大事だというふうに思っ

ております。

ただ、ここの場にどうして出てこないかということまでちょっと私も頭の中に入っておりませんので、担当課の方からお答えしてまいります。

○議長（関 克義） 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） 財務4表の関係でございます。

実は地方自治法の233条によりまして、議会の認定に付するにあたっては、この決算につきましては、各会計年度における主要な施策の成果を説明する書類と、その決算書を提出するというような形になってございます。

そんな中で、当町では、決算書に合わせまして先ほどお話しのございました町の家計簿を同時に提出をさせていただいております。

現状におきましては、この財務4表につきましては、先ほどお話しございましたように、年末12月の全員協議会の中でご報告をさせていただいているというのが今の現状でございます。

現在、この家計簿ですね、主要な財政の施策の成果を説明する内容としての家計簿に力を入れておりますために、4表の報告まではできていないというような状況でございます。

また、この財務4表につきましては、現在松川町は総務省の改訂モデルを使っておるために、決算統計上の数値を用いて算出をしているということでございまして、その決算統計の数値が確定するのが8月の17日でございます。それをそのままシステムの方へ流し込むということが当町ではできなくて、その委託をかけている業者さんの方で2週間ほどかけてその処理をしているということの中で、どうしてもこの決算議会の中では今現在間に合っていないということでございます。

先ほどお話しのございました新しい基準によります財務諸表を作成するというのが、平成28年度の決算からという形になってございます。現在、それに向けまして、有形固定資産台帳の整備等進めておるわけなんですけれども、これに移行いたしますればということでございますけれども、そうすれば決算統計の数値を使わないで9月の報告というような形ができるかと思っておりますけれども、現時点ではそこまで提出が9月に提出ができないという現状でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（関 克義） 未収、不納欠損等について。

北村住民税務課長。

○住民税務課長（北村 稔） ご質問いただきました不納欠損処理の関係で、ご説明させてい

たきます。

議員申されるように、税の収納につきましては、公平性を保つという観点から、100%の収納に向けまして努力しておるところでございますが、それと税の時効につきましては、地方税法の第18条で法定の期限の翌日から起算して5年間と決められておりまして、係としましてはこの時効の中断を図る分納制約をすとか、一部の収納に結びつけまして、こういった時効を先延ばししながら、100%の収納につなげていく努力をしておるところですが。

先般の中でもちょっと説明をいたしました。不納欠損する条件が執行停止の要件ということで先般3つの要件をお示しさせていただきましたけれども、そんなどうしても一つの例としましては生活保護の適用を受けるですとか、どうしても会社が倒産をしまして収入等がないとか、あと滞納者が死亡しまして、相続人等もいなくて請求する先がないというような状況の中で、法に照らしまして不納欠損の方はさせていただいておる状況ですので、極力納税に結びつけていく方向で考えておるところでございます。

○議長（関 克義）　ここでお諮りいたします。

間もなく12時になりますので休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義）　異議なしと認めます。

それでは1時まで休憩といたします。

休　　憩　　午前11時50分

再　　開　　午後　1時00分

○議長（関 克義）　会議を再開いたします。

質疑ございますか。

加賀田議員。

○1番（加賀田亮）　それでは先ほどの質疑の続きをお願いしたいと思います。

まず、財務4表についてでございます。

こちらにつきまして、今回出ない理由ということで、担当課の方から説明いただきましたし、また先般そういった話も聞かせていただきましたので、要因は何かと私なりに整理してみたところ、やはり帳票を作る方式だというふうに思っております。今、総務省の改訂モデルを採用して、この財務4表を作っているわけですので、この総務省の

改訂モデルというのは、結局日々の仕分けをやらなくていい、極端な話ですけどね、日々の仕分けはやらなくていい。通常どおり官庁会計で決算を打って、決算を打ったら決算統計の数字を使ってまとめて、要は数字を入りくりしながらBS、PLを作っていくというふうな方向でございます。非常に簡便な方法で、全国の7割の市町村が採用しているというふうに聞いております。

ただ、その中でもこの確か総務省からのこのガイドラインが示されたのが2002年ぐらいだと思いましたが、もう10年以上経っている話でございます。当初総務省の改訂モデルを使ってやっていた町村も、なかなかこれじゃ立ちゆかないということで、例えば福島の郡山市なんかは、これはもうやめまして、独自の方式を模索しておったりとか、また基本方式、こういったものを採用したりとか、東京・大阪みたいな都会は、東京都方式、大阪府方式なんていうのも、どんどんどんどん皆さん独自のいわゆる本来の目的である管理会計を全うするための方式はなんだろうということを模索しながらやっているような状況でございます。

今、松川町では、やっとその固定資産の管理台帳、こういったものの作成がだいぶ山が見えてきたというふうな状況ではないかなというふうに思っております。

非常に町の固定資産膨大だと思いますし、現在のマンパワーではなかなか時間もかかる話だなということは重々理解しておりますが、平成29年に向けて、この総務省の改訂方式をそろそろ考えて直す時期ではないかなというふうに思います。この方式を使っただけでは、いつまで経っても12月にしかBS、PLができない。それ以外の期中で見たいなと思っても見ることができないという状況が永遠に続くことになる。

これをせっかく国の方針が変わったのについでにこの転換期をチャンスと捉えて、町の管理会計、もしくは住民への説明、そういったものへの充実を図っていくというふうなお考えはあるかどうか、そういったものをお聞かせいただければというふうに思います。これが1点。

それからもう一つ、不納欠損の方の話でございます。

先ほどの説明いただきましたところで、法的順法でやっているということは、重々理解しておるつもりでございます。私も気になりながら地方税法の方、いろいろ調べてみまして、どのような形でこの債権を履行性のあることができるかということいろいろ私なりに研究してみました。結論から言いますと、いわゆる決算書上からいわゆるもう取りようがない、取れそうにないなというふうな数字を取り除くというふうないわゆる決算書をきれいにするとしたら変ですけども、いわゆる不良債権を切るというふう

な意味での不納欠損という、そういうふうな意味合いと、それと本当に取れないからという債権放棄という意味の不納欠損、この二つの側面があると思うんですね。

この不納欠損につきましては、さっきも申し上げたように、私もいろんな例えば国保の運営協議会とかそういった場でもよく税の公平性、なんとか100%にならないかというふうな町の人意見をよく聞きます。本当にもっともだと思えますし、まじめに納めている人にしてみれば、なかなか納得のいかない話だと思います。

ただ、未収の状態で一応債権として持っておく、きちんと持っておくということで、放棄したわけではない、きちっとこれからもチャンスがあれば回収していきたいという姿勢を示すことが、住民に対しての責任ではないかなと思います。完全に債権を放棄してしまうと、もうそれは本当にもう今度はまたくれるといってもなかなかそれはもう難しい問題であります。

ですので、例えばお亡くなりになったとか、そういう理由の時に債権放棄は限るとして、例えば今回の説明にありました未納多額によりということの不納欠損したものが約半分ございます。長い「人生万事塞翁が馬」「至る所に青山」あります。将来納入する余裕が出てくるかもしれない。そういったことのために、債権はとにかく永久に持つぐらいのつもりで、債権は保全にかかるというふうな対応も必要なんじゃないかなというふうに思います。

また、時効の話もありました。時効中断も非常にご苦労されているということですが、これも民間にはかなりのノウハウがございます。そういったものも活用しながら、時効中断をしながら、とにかく債権だけは離さない。そういったものが町民に対して松川町は100%を目指して努力していますというふうな説明責任になるんじゃないかなと思いますが、それでもなお不納欠損を行うそのお考えについてお聞かせいただきたいと思います。

以上2点お願いします。

○議長（関 克義） 改定モデルについて。

米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） それではお願いいたします。

議員今おっしゃられましたように、今全国で総務省の改定モデルを採用しているところが約7割。そのほかに基準モデルという方式を採用しているところがあと残りの市町村ということで、そのほかに東京都のモデルですとかいろいろあるわけなんですけれども、今主には総務省の改訂モデルを使用しているというのが実態でございます。

これはやはり各市町村がばらばらの今モデルを採用しているということで、市町村ごとの比較ができないというような現状がありまして、それを今度統一的な基準モデルというものを示しまして、全国の市町村がそれに合わせて28年度の決算からその統一的な基準に移行していくという形になりますので、当町もそれに合わせてそのモデルに移行していくというような形になってまいります。

今、ちょっと下で調べてきたんですけれども、このモデルにしていきますと、仕分けという方法が出てまいります。この仕分けにつきましても、伝票体ごとに日々行う仕分けと、その日々の取り引きを期末に一括して仕分けを行うというような二通りの方法があるということなんですけれども、日常的に仕分けを行っていくという形になりますと、それなりのシステムを導入しないと難しいということございまして、多分そのシステムの導入にも多額な費用がかかってくるのではないかとこのように思っております。

現時点ではまだ県からの説明がございませんので、確かなことは言えませんが、今当町での規模で日々の仕分けを行って、その都度何かそのデータを把握して活用していくということはちょっと難しいのかなというふうな形で思っております。

ですので、今後今の現在の考え方としては、財務諸表の作り方が現在の総務省改訂モデルから新しい新統一基準のモデルに変わるということで考えておるところでありまして、また具体的な内容が示されましたらご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、現在の認識としては日々ということではなくて、期末一括仕分けで財務諸表の形が変わるというようなそんな形で認識しております。

よろしくお願いたします。

○議長（関 克義） 債権の保全について。

北村住民税務課長。

○住民税務課長（北村 稔） 税の不納欠損処理につきまして再度のご質問いただきました。

税につきましては先ほど申し上げましたが、時効ということで5年というものが法の中で規定されておまして、この時効を迎えますとその税につきましては回収はできないという理解をしておるところでございますので、先ほど申したとおり、この時効を中断するための方策をいろいろとって行く中で、100%の回収につなげていきたいという思いで取り組んだところでありまして、今現在も時効の中断ということで、分納誓約という形の中で、もう10年以上も納税を分納制約に基づきまして納税を履行しておっただく納税者の方もおります。

そんな中で、この間の会議で示させていただきました執行停止処理という処理がある

わけですが、これにつきましては家庭の状況ですとか、預貯金の状況等調査する中で、そのご家庭にはもう担税能力がもうほとんどないんだというような判断の中で、執行停止処理をかけるといいますか、執行処理という形をとらせていただく中で、3年間継続して様子を見ていく中で、そういった状況が続いてきたと。もうこれ以上このお宅に税の負担を課すのはもういかがなものかというところまで継続してみる中で、その中で判断で執行停止で処分をさせていただくという形になっていくわけですが、その状況、経過を見ていく中でどこか就労したとか、状況が変わってくればまたそういった停止は解除いたしまして、また当然に請求を続けていく、また差し押さえできる物件を探したり、そういった努力は続けながら収納に結びつけていかなければというところがありますが、ちょっとどうしても時効を迎えてしまうとそれを収納に結びつけるということは難しいのではないかと判断しております。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 答弁いただきました。

まず、公会計に関しましては、今後また新方式の天候を検討されているということで、非常に期待を大きくするところでございます。

松川町にとって、どんな会計方式がベストなのか、今お示しいただいた基準方式もそうですし、またいわゆる東京都方式でもいいです。また、オリジナルの方式であってもいいんじゃないかなというふうに思っております。

大事なのは、やはり有識者、もしくは住民の中での有識者、そういったものも含めて、庁内でしっかりと検討いただきながら、やはり限られたマンパワーというのはあると思います。先ほどのお話を聞いていても、なかなか今の人員体制では難しいということはよく理解しております。そういった中で、そうはいつでも管理会計、それから公開会計、こういったものに住民サービスの向上に対して最もマッチするのはどういったところが妥協点なのか、こういったものをやはり探る動きというのをしていかないと、ある日突然新しい方式が示されたんで、こっちに切り替えるというふうな形になると、また混乱が起きる原因になるんじゃないかなというふうに思っております。

先進的な市町村では、こういった研究会をずっと重ねて庁内でやっているというところもあるそうです。松川町がそうじゃないとは言いませんけれども、ぜひそういったものも住民に見える形で、松川町がこれからさらなる透明性を高める。情報公開を高めるためにやっていくんだというふうな姿勢を見せるということも大切なんじゃないかなと思います。そういった動きについてももしあれば何か教えていただきたいというふうに思

います。

それから不納欠損についてですけれども、時効の問題云々というのは些末の問題になりますので、あえてこだわることはいたしません、肝心なのは、先ほど公会計の話とリンクしますけれども、じゃあ公会計になったとき、平成29年で公会計になったとき、今でも12月に出してもらっていますので、例えば去年の資料とかを見ますと、いわゆるその長期の延滞債務というのが約5,000万円あるわけですね。それで、これが結局1年以上取れない債権になるというふうな形で、もうこうやってどんどんどんどん目に見えて出てくるようになってくるんですね。累積が何年分の累積なんだろうとか、そういったものもこれからは付表で全部ついてくるわけです。

そういうふうな中で、そのときになって、実はこのもう一部だいはもう欠損処理しちゃいましたというふうな話になりますと、やはり税の公平負担、そういうふうなことを考えた場合に、うーんどうかなというふうに思われることが多いんじゃないかなというふうに思います。

ですので、私は繰り返し申し上げていますが、欠損処理するのはもちろんやむを得ないときに限るというふうには思っていますけれども、できるだけこの債権として持っておくということは大事なかなと思います。債権であるうちはまだ資産ですから、債権であるうちはまだ町の資産なんですね。ただ 欠損処理しちゃうともうそれでおしまいですから。ですので、債権としてはちゃんと持っているんですね、これは町の資産なんですよ。将来この人の生活が好転すればもらえる可能性があるんですよということで、町税率100%を目指した決意の表れということで、町民に説明がつくんじゃないかなというふうに思っております。それについてお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

以上2点お願いします。

○議長（関 克義） 基準モデルの取り組みについて。

まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） ちょうど当町では、今現在使っておりますシステムが今年度末をもちまして更新の時期がまいります。この更新の時期に合わせて、次どういったようなシステムにしていくかということは、また庁舎内の中でも検討していきたいと思っておりますけれども、そこら辺また業者の方ともシステムの内容を十分また聞く中で検討の方を進めていきたいと思っています。

よろしくお願いたします。

○議長（関 克義） 不納欠損について。

北村住民税務課長。

○住民税務課長（北村 稔） 不納欠損処理への取り組み方ということで、確かに法に照らし合わせても即時といいますか、もう即刻それに照らし合わせてもうこれに規定されているから今回決められた年数でどんどん切っていくという、そういうことはいかななものかと私も考えております。

先ほどの今の実態を先ほども少し申し上げましたが、分納誓約をする中でもう10年以上の長期にわたってだんだんに減らしていただくと世帯もおりますので、法では決められた執行停止と、先ほどの会合にも示させていただいた不納欠損処理という方法がありますけれど、これにつきましては本当極力精査をする中で、もういろんな調査とか、いろいろする中で、本当にこれだけはやむを得ないのかなというものだけを欠損処理の方へ回す形で今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 克義） そのほか質疑ございましたら。

森谷議員。

○6番（森谷岩夫） そいじゃお願いいたします。

まず、一つは、先ほど代表監査委員の佐々木さんから縷々ご説明があつて、私も思っておるところがいくつもお指摘があつたのでダブるところもあるわけではありますが。

一つには清流苑のことです。これはそのこの意見書の中の4ページでございますけれども、保養宿泊施設事業。これで本年実質単年度収支が2,300万円ほどの赤字であります。お話があつたように、高速道路のこと、あるいはそれ以外にもいろいろあつて、だんだんだんだん利用者が落ちてきておるといふ部分もあるんですが。

ずっとこの基金のこともあつたりはしますけれども、今年初めて実質単年度収支が赤字というふうに思っておりますが。昨年は460万円の黒でありましたし、24年度は1,600万円の黒というようなことで、このところは赤字にはならんできておりますが。

21ページに業務別の利用収入の状況も出ておりますけれども、基本的には宿泊宴会収入というのがいずれにしても減ってきておるといふのが要因だといふふうに思います。それ以外のものについても、数字が少しずつ落ちておりますけれども、宿泊宴会などは10年前は3億2,000万円ほどあつて、今年は2億7,000万円ということになりますから5,000万円ほど落ちておりますが。

清流苑は、非常に町民も誇りにしておるところでありますし、あそこにああいう施設が

あるということで、集客といたしますか、松川町へ来てくれる方も非常に多くて、非常にありがたい施設だというふうに思っております。

少しずつ経営を考えにやいかんという時点になっておるというふうに思いますので、今後について経営会議等もあって、審議もされておるというふうに思いますが、そこらあたりのことを少しお聞かせをいただきたいと。

ずっとこれからも未来永劫松川町にとっては非常に大事な施設でありますので、今回実質の単年度収支が赤になったという年でありますので、ちょっと一言お願いをいたします。

それからもう1点は、同じく6ページの使用料の中でありまして、私この中で水道事業についてちょっとお願いをしたいというふうに思っております。未収金の状況がここに出ておりますが、現状対応策をどうするかということもちょっといろんなご意見があるというふうに思いますけれども、25ページにも収納状況のことも触れてあります。これでその現年度分それが増加もしておりますし、過年度分の未済額も増え続けておるといような状況であります。

さっきも監査の中でもご指摘がありました、700万円近い未済金が発生をしております、将来的に水道事業はどういうことかなということを若干思うわけであります。

もう前々から申し上げておりますが、だんだんだんだんその水の利用が減ってくるのか、そのこともあると思いますし、ずっとこのところ水道料金の変更も現町長になってからも断行しておりませんし、なかなかこういったインフラの使用料、あるいは利用料を上げるということは難しい部分もありますが、はたしてこのまま放っておいていいのかなという気がいたします。

なくてはならぬインフラでありますので、そのあたりのことを少しお話をいただきたいということと、水は生活になくちゃならぬので、未収が発生をしておるですぐ止めるというわけにもいかんというふうに思いますし、そのあたりのことも含めてひとつお願いをしたいと思っております。

それからもう1点、同じようにこの意見書の中でありまして、28ページに先ほどもこれをご指摘もありましたが、土地開発基金についてご指摘がありました。

私も公社の理事を拝命をしておりますので、若干数字についてはお聞かせをいただいておりますが、ここには8,000万円というお金がありまして、基金として積んでありますが、ずっとこのところ動いておりません。前にやっておられた皆様方が一生懸命になって積んできた部分もちろんありますので、尊いお金だというふうに思います

が。

私、町長が常々申し上げておられるけれども、松川町の若者を呼び込む部分で一番足りるのはやっぱり住宅事情ではないかというふうに思っております。友人が私も幾人おる中で、子どもたちが都会から帰ってきたけれども、なかなか松川町はその安い居住地がないというようなことで、月々4万5千円とか5万円とか、そのぐらいのものがかかりますので、なかなかいろいろな子育ての施策というのは整いつつありますし、よそから見ても引けを取らんというふうに思っておりますが。

高森あたりに比べても、安い供給できる住宅が少ないというふうに思っておりますので、ぜひ若者が、あるいはこれから子育てをする夫婦が、安く入れるようなそんなことをぜひ町でも検討してほしいと。

さしあたってここに開発基金も8,000万円ほどありますので、そういうものも使ってもいいんじゃないかというふうに思っております。

民業の圧迫ということも当然ないわけではないというふうに思いますけれども、そうはいっても結構いろんな自治体で定住促進も含めて、あるいは子育てのことも含めて、そういった施策もやっておるところも非常に多いわけでありまして。やっぱりそういうところはそれなりに若い皆様も定住をするようなそういった傾向が強いというふうに思っておりますので、そこらあたりをもう少しどうにかならんかなということを考えております。

以上、3点お願いいたします。

○議長（関 克義） 清流苑について。

片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 清流苑会計の決算でございます。

資料の方は一番見ていただくのでいいのは、やはり審査意見書の21ページ・22ページのあたりだと思います。

監査委員さんご指摘のとおり、今年度につきましては、26年度につきましては非常に厳しい数字だったと思います。宿泊者数で91.2対前年、宴会利用者数では96.0という数字でございました。

一方で入湯者につきましては、前年対比101.7という数字になっているところでございます。

この要因につきましては、もう先ほど来、佐々木代表監査委員さんにご指摘いただいておりますのでございまして、やはり消費税の増、それから高速道路利用料金の減免の

制度改正、それから燃料費の値上がり等々があるかと思えます。

その中で、単年度の会計の中では、燃料費ですとか、水道光熱費のところでは経費の削減を図るなど行うとともに、一方で広告宣伝費の方は力を入れて、宣伝を行う等行っているというところがございます。

また、今年についてはそういうことでもありますけれども、これまでの現状でいきますとおっしゃりますとおり、平成16年の数字に比べますと、相当な金額下がってきておりますが、清流苑のこの利用形態としては、若干変化というかありまして、平成4年から開業以降今年で24年目を迎えるわけですけれども、その中でやはり平成15・16年あたりはやはり宿泊、宴会は金額ではピークの頃かなと思っています。

ただ、全体としますと、やはり当初は宿泊の方が多かったんですけども、長い目で見ると、現在は町内のご利用、あるいは近隣の市町村からのご法事等の宴会のご利用が増えてきておりまして、清流苑の果たす役目というのも交流人口の増という面もありますし、あるいはこの町民、あるいは近隣市町村の方からもご利用いただける施設という面に変化してきているのかなというふうに思っております。

ここ数年の動きでお話をさせていただきますと、その点を変化がある中で、交流人口を呼び込むという形の中では、森林セラピー基地の認定ですとか、あるいは昨年度フォレストアドベンチャーも開業させていただきました、町内のくだもの狩り等のお客様と連携して、相乗効果が得られるようにというようなことに現在取り組んでいるところがあります。

そのこともありまして、フォレストアドベンチャーの影響もありまして、入湯者数はその影響で伸びているということが出てきているところでございます。

今後についてでございますけれども、森谷議員おっしゃられますとおり、清流苑経営会議の方がございまして、先日も今年の第1回目の会議ということで、昨年度の決算についてご審議をいただいたところでございます。

やはりその中でも、いろんなご意見を頂戴しているところでもありますけれども、一昨年度からスタートしまして、その議論の中ではやはり将来的に少しこの長期の計画を検討すべき時期にきているということが言われているところでありますので、引き続きその点については経営会議の方で検討をしてまいりたいというふうに思っております。

昨年度、今年あたりは特にフォレストアドベンチャーの開業もありましたので、そちらの方に力を入れておりましたけれども、中長期、先の計画の立案については、しっかりとやっていく必要があるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 克義） 水道事業について。

下沢環境水道課長。

○環境水道課長（下沢克裕） まず、最初に平成26年度の未収金の関係でご説明をさせていただきたいと思います。

677万3千円という大きな金額が未収金として決算が出ております。

実はこれにつきましては、町の公共施設の3月分の水道料金につきまして、本来ですと3月末までに私ども水道事業会計の方に入金されるべき金額が約210万円ございました。これにつきまして、私どもの3月末の請求手続きが遅れまして、3月中に入金が固まらず、実際4月に入ってから入金ということになってしまいました。そのためにこのような677万3千円という未収ということ、私どもの会計3月31日で出納閉鎖期間がございませんので、ぴしっと締めた状況で、このような大きな金額を計上せざるを得なかったということでございます。

結果的には実際それを除いた額が例年の額になりますが、滞納が依然多いということには変わりありませんので、滞納につきましては進めているところでございます。

続きまして水の利用の減少、人口減の状況、それと設置機器の件であります。

今後、水道使用料が減ってくる中で、水道料の改定につきましては、当然検討しなければいけない課題になってきます。

これにつきましては、これまでご説明いたしました、昨年度平成26年27年28年の3カ年かけまして、アセットマネジメントを実施をしております。設備、現在あります資産、今後の耐久です。それと今後の設備の計画。それに必要な資金。当然それには料金のことも含めまして、長期的な水道事業の見通しをつけるという予定であります。この作業の中でこの件につきましては、順次進めてまいりたいというふうに考えております。

そしてもう一つ、未収金対策につきまして、これにつきましては今現在は、水道、そして町の水道条例に基づきまして、先ほど議員さんおっしゃられました給水停止を利用しまして、積極的に行っております。3カ月以上滞納があった場合につきましては、通知をいたしまして警告をし、期限内に収まらない場合につきましては停止の執行ということで、利用者の皆さんにお支払いの方をお願いしている状況です。

未収金の中には、大きな金額を事業所の関係になりますが、滞納があります。これにつきましても、足しげく通ってというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 克義） 住宅供給について。

米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） 町内には、未利用の町有地というのがまだまだ多くあるわけございまして、これを活用して移住定住につなげていくということは非常に大事なことだというふうに思っております。

今回、地方版の総合戦略の中のその交付金を活用いたしまして、行っていく事業の一つの中に、移住定住を促進するための住宅の検討というところも予算を計上させていただいております。これにつきましては、その土地の面積ですとか、概算の工事費、移住者の実態調査、Iターン、Uターンされた方への実態調査などを含めて行っていく予定ございまして、そういったところから活用ができればというふうに思っておりますけれども。

その活用にあたりましては、今現在も土地の開発基金ということで8,400万円ほどございまして、そこら辺の活用も含めて検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 森谷議員。

○6番（森谷岩夫） ありがとうございます。

それぞれお答えをいただいたんで、それについて不満ということはありませんけれども。清流苑についていうと、やはりこの松川町の中では非常に大事な施設だというふうに思っておりますので、経営的に立ちゆかなくなるなんていうことになればえらいことになりますので、私は今と同じように、町でずっと経営していくことがいいというふうに思っております。

民営民営と言いますけれども、やはり松川町がやっておるということでお客様に対しても信頼度もあるというふうにも感じておりますので、ぜひ経営会議等で今お話がありましたけれども、やはり先を見ての動きというのが非常に大事だというふうに思いますので、そのあたりをきちっと検討されて、うまい方法を見つければいいかなというふうに思っております。

近隣にもいっぱいそういう施設があつて、すべてうまくいっておるわけじゃないんで、松川町は一生懸命努力をして、今の状態でおるということは敬意を表するところもあるわけでありまして、非常に住民としてもありがたいというふうには思っておりますけれども。

だんだんだんだん数字が落ちてまいりますと、やはりそれなりに心配事も出てまいりますので、ぜひそんなとこをというふうに思っております。

それからこれは希望で申し上げておきますが、パターゴルフの施設については、やはり早急に何か結論を出して改善をする必要がどうしてもあるというふうに思っておりますので、これらについてもまたご検討をぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから水道事業は今お話がありましたけれども、これ毎年毎年のことなんで、今年は請求が遅れたんだか、未収計上してないんだかちょっとわからんけれども、200万円余のものが本当は入るわけだというようなことでありましたけれども、説明があつて初めてわかることでもありますので、毎年毎年のきちとした事務処理というのは、それなりにきちとしていくということが大事だと思います。

500万円ちょっと切れるぐらいのまだ未済金がありますので、今お話のように努力もされておるといふふうに思いますけれども、これももう本当に基幹的なインフラでありますので、将来的にも困らんようにきちとしていくのが行政の責任だといふふうに思います。ぜひ、そんな面も含めてよろしくをお願いをしたいと思います。

それから土地の開発基金のことについても、前にも町長とお話もしてありますし、わかっていることが多いんで、これまでにしておきますけれども、ぜひ8,000万円余という基金があつて、これをきちと管理をしておるのも大事でありますけれども、やはり今用にお金を使っていくということも大事でありますので、全く必要がなければいいんですが、先ほど申し上げたように、やはりもう少し町の中に安い家屋があつてもいいと、そういうふうに思っておりますので、ぜひそんなことも含めて検討をお願いをしたいというふうに思います。

結構でありますので返答は。ありがとうございました。

○議長（関 克義） そのほか質疑ありましたら。

島田議員。

○8番（島田弘美） 今、森谷議員の方から、清流苑会計のことについて指摘がございました。

私も同様の考え方持っております、その中で監査委員のコメントの中にも外的要因を主とした理由を書いております。私その横に、そのほかに、やっぱしその内部の経過というのはどうなっているんだということもやっぱし同時に見ていかないと、これ外的要因だけで判断をされるということも大事ですけれども、中見もやっぱし見ていかなきゃいけないというふうに思います。

そんな中で、一番端的に申し上げますと、一番今度赤字になった原因というのを見て

みますと、やはり粗利益という、売上総利益というのは、この3年間見ても変わっておりません。一番変わってきておるのが、やっぱり販売費、一般管理費の人件費でございます。これが100円売り上げるのに100円売り上げを行うのに80円の経費がかかっている、一般管理費で、ということであります。

その中での内訳の中で、人件費が約46円くらいかかっているというふうなことで、これを3年くらい対比してみますと、約4円くらいのアップになってきている。100円あたり4円ですよ、人件費。という数字がこの中で見えるわけです。

そうしたこともやっぱり中身というものをやっぱり見た中で、判断をしていくべきであらうというふうに。確かに外的要因も非常に大事なことですけれども、森谷君の言われたように外的要因もあるし、この松川町では非常に大事な施設であるということはいくわかります。

こうしたことが今年特にこれだけの赤字を計上されてきているということ。それから2年で次期繰越損失が1億1,000万円というふうな中で多くなってきているということが続きますと、これはますますこのえらくなって大変なことになってくるというふうなことでございますので、ぜひそこら辺のところの精査も十分やっていただきたいというふうに思います。

そんな中で、客単価どのくらいになっているんだとか、そういうふうなこともやっぱり数字を頭の中に入れながらやっぱり経営、そしてやっていくことにおいて、ここは売り上げをちょっと値上げをしていかにやいけないのじゃないかなとか、お客さんのことでもありますけれども、そうしたことが見えてくるんじゃないかというふうに思います。

その点についての考え方をお聞きしたいということと、さらに言えば先ほど森谷君も指摘されましたけれども、スポーツ施設の課題が一つあるなということが見えてくるかと思えます。その点についてのご見解。

それから先ほど一番冒頭に加賀田君の方から、公会計制度というふうなことで、貸借対照表を添付すべきであるというふうなことの議論がございました。

やはりこの清流苑会計も一面、これは企業会計と見られるわけでありまして、これはやっぱり指摘にもございますように、企業会計への早期移行を含めて検討されたいということがうたわれております。

これは私、昨年度の監査報告書も見せていただきましたけれども、昨年度も同じことを書いてあるわけです。だからこのことを監査意見のやっぱり意見というものを尊重した中で取り組んでいただきたいなということとをまず申し上げさせていただきたいという

ふうに思います。その考え方についてお願いをいたしたいと思います。

それからこれは変なことを聞くわけですが、資金運用面のことがちょっと書いてございました。これは考え方だろうと思いますけれど、短期でもって約一時借入金を5億円くらいやっておるかと思えます。それに対する金利が合計で84万円というような中で、支払いをしておるわけです。わずか借りた金額は約2カ月足らずじゃないかなというふうに判断をいたしておりますけれども、その中でも80数万円、100万円近くの金利が支払わなきゃならないというようなことを考えてみますと、これは資本の点でございましてからできないならできないでいいんですけれども、私の考えは財政調整基金12億円あるんだから、その一部ちょっとできないかというような思いをするわけです。

そんなことができるかできないかが、主要の一つとしてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから温水プールの施設等でございますけれども、これは監査意見書にはコメントがございませんが、調べていきますと約町の持ち出しが2,600万円くらいの持ち出しになっているかと思えます。これは毎年こうした話が出るわけでございますけれども、町としては健康増進のためにやむを得ないことだというようなことで、これは引き続きやっていきたいというふうに言っておりますけれども、2,600万円くらい毎年毎年持ち出すということが良いのかどうなのかということが一つ疑問に思うわけです。それらの手立てが何かあればいいんですけれども、一番その中で関わっておるのがやっぱり燃料費かなというふうに考えられるわけです。

その点を含めて、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（関 克義） 清流苑関係につきまして。

片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） まず、初めに、清流苑の関係3点ほどいただきましたけれども、ちょっと数字についてだけ先にご報告させていただきます。

本日決算議会ということでございますので、26年度の数字についてのご報告させていただきます。

27年度に入っただけの数字もちょっとお知らせいたしますと、26年度につきましては先ほど言った要因がありまして、減じておったわけですが、数字については21年経ちまして27年度に入っただけ、数字の上では落ち着いてきたかなというふうに思っております。実際にこの4月から7月までの宿泊者数の前年比でいきますと11%増、1.1という数字になっております。26年度決算に対して。

それから入湯者につきましては、フォレストアドベンチャーの関連で増えている傾向は変わっておりませんで、やはりこれも前年度の4月7月までの対比でいきますと1.11、11%増という数字。

それから宴会者数につきましては、昨年度に対して7月までで1.09という数字になっておりまして、現場の方の話を聞いても、旅行者のお客様の数字については、今年については一昨年の数字を目標にできるかなというような感じで、今推移していることだけちょっとお知らせさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それでご質問の方でありますけれども、販売費でございます。ご指摘のとおり、その外的要因ではなく内的要因もきちんと精査しろということでございますが、この保養宿泊施設事業特別会計につきましては、毎年企業会計による決算書を作成をしております。その中で販売費及び一般管理費につきましても、各項目ごとに数字を精査しているところであります。

ご指摘いただきました人件費につきましては、おっしゃいますとおり、対前年比で比べますと、約2%の増ということで、ここ数年わずかながら上がってきているという傾向はあります。

この原因といたしましては、やはり職員の方々が非常に経験年数が長くなってきております。職員構成としましては、ああいいう観光のそのサービス業でございますので、一回入っていただいて非常にベテランになっていただいて、サービスの質を上げていく、維持をしていくというところがありますので、経験年数が長い職員の方が多いということがありますので、固定費としてどうしても上がってくるということがあります。

また、制度上の問題もありまして、社会保険との制度にも入っておりますが、ああいいうその社会保障の負担も増えてきておりますので、そういったものも一つの要因になってきているのかなというのが原因でございます。

一方で、減価償却の方も入れておりますので当然ですけれども、減価償却については毎年減少傾向になりますので、その点が販売費の中、一般管理費の中では減少の要因となっているということが言えます。

それから今年につきましては、先ほど申し上げましたが、広告宣伝費ということで、フォレストアドベンチャーがスタートしましたので、清流苑のパンフレットを一新しました。

そういったものも印刷しておりますので、そういったものが増えているものを、一方で先ほども言いましたが、燃料費や修繕費を経営努力で削減しているというのが現状で

ございます。

この人件費については、やはりどうしてもこの組織の運営形態上、ちょっとこのこと自体は改善するというのは難しいかなというふうに思っているところであります。

逆に年齢のベテランの職員の方が多いので、後継者を育成していくというのが、現場では一つ課題になっていくかなと思います。

それからスポーツ施設につきましては、先ほども森谷議員からも同じくパターゴルフ場のご意見いただきました。これにつきましては、経営会議でも検討していくようになっておりますので、なかなかすぐ答えが出ないというのが大変申し訳ないんですけども、検討していくということはお約束したいというふうに思っております。

一方で、スポーツ施設全体としましては、一昨年度の末に屋内スポーツ施設の方を人工芝化させていただきまして、その関係もありまして松川サッカー塾というJリーグの指導者の方を呼んだ塾を始めたところ、その関係もあって松本山雅さんが自らのジュニアスクールということでご利用いただくこともあって、その分で販売の方の売上げを伸ばしているという状況でありますので、現場としては屋内スポーツ施設を利用して、スポーツ施設全体のこの売上げを伸ばすという努力をしているところであります。

それから会計です。会計につきましては、決算審査意見書の中でもおっしゃいますとおり私も認識しておりますが、昨年度も公会計、企業会計への早期移行については、ご意見をしっかり書いていただきまして、今年も引き続き検討ということで書かれているところでございます。

この企業会計への移行につきましては、準備段階もある中で、これまでこのご指摘をいただいている中で何もしてこなかったというわけではありませんで、最近になりました減価償却費を算出するための資産台帳の整備を行ってきておりますので、そのことによって現在作っております企業会計による決算書、財務諸表については、そちらの方が反映されてきておりますので、以前よりは正確な企業会計による決算書ができているかなというふうに思います。

一方で、本格的に企業会計へということになりますと、会計システム自体を企業会計の方に移行していくという必要があります。現在、町の会計の方では、水道会計については企業会計の形態をとっておりますけれども、ほかの会計については、一般会計と同様に、一般会計と同じ業者の同じ財務会計システムを使っておりまして、清流苑の特別会計についても、そちらの方を使っているところでございます。

ですので、企業会計するにあたりましては、まず財務会計システムを別に構築すると

ということが必要になってきます。

それから現場の方へ清流苑の本体自体の職員との研究、あるいは協議を行っていくという過程が必要かと思っておりますので、このことについて全くその検討してないというわけではありませんで、少し時間をいただいて検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから3つ目の温水プールの方でございます。

温水プールにつきましては、やはり決算審査意見書22ページの方に数値等が出ています。今年のところはマイナス2,594万3千円ということになっております。

この施設につきましては、現在は清流苑会計の特別会計の方ではなく、一般会計の方で会計を經理しているものでございまして、いわゆる営利のほかにスポーツ振興、あるいは健康増進といった目的の施設かと思っております。

その中で、利用者数の増は、毎年いろんなことを考えて増やしてきているつもりでありますけれども、燃料費につきましてはやはり高騰、ここ数年原油価格の高騰がありましたので、特に平成26年度はここ数年ではピークの減額だったかなと思っております。

現場の方では、昨年度入札について入札を行うようにして、燃料費の方購入者を決めるようにしておりますけれども、昨年自体では競争性が増すような結果が得られまして、燃料の購入費については減少の方向で出てきたかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（関 克義） 短期資金について。

塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 監査委員さんの意見書の7ページの8番をご覧くださいと、一時借入のことについての期日がございますが、二つの一時借入をしております、4億円を3月13日、それから3月20日に1億円を借り入れております。

こちらにつきましては、それぞれ4億円が5月に返済、それから1億円が4月に返済というような形で、二通りを行っております。

こちらにつきましては、3月31日現在までの資金運用がうまくいかないという理由で行っております、その理由といたしましては4月2日に普通交付税が入ってまいります。ですので、3月分の支払いがどうしてもままならないという理由で借り入れを行

うという通例があります。

また、5月になりまして国庫金、その国庫金の金額の決定を受けまして、県費が入ってくるということで、それぞれ国庫、県費の補助金等につきまして、年度の出納閉鎖ぎりぎりの収入という形になりますので、3月が運営できない、4月の後半が運営できないという理由がございまして、一時借入という方法、手法をとっているようでございます。

2年前の決算議会の時に、前会計管理者に同じような質問が出ておりまして、財調を一時的に歳計の方へ入れていく手法についてとか、そういうときに考えてまいりたいということでお答えしているようでございますけれども、私も就任しまして今後そういう手法ができるのかどうか、また今年度から決算であります今回繰越金につきまして、財調の積み立てを5,000万円という形でこれから提案することになるかと思っておりますけれども、その積み立てを3月でいったん切って、またいったん取り崩してという方法ができるかとか、いろんな方法があるかと思っておりますので、研究させていただきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 島田議員。

○8番（島田弘美） 今、短期資金の借り入れについてということですが。

たった2カ月か3カ月のつなぎ資金でありますもんで、だからそのところはわざわざ金融機関にいったりその借りてくる手続きをするのもいいんですけど、それやりますと金利がかかりますよ、うんと。だけれど、そのそういう財調のあるというものをあるものを利用した方が、私はその財政的にもいいんじゃないかなという思いで私は申し上げたつもりでございます。それが今後の検討課題だということでございますから、そこら辺のところはよく検討をされて、またお願いをいたしたいというふうに思います。

それから今の清流苑の関係につきましては、縷々課長の方から説明がございました。いずれにいたしましても、こういう形で損失が出てくということは続くということになると、非常に企業の面から見て考えると、非常に行き詰まってくると、資金繰りも大変えらくなってくるということですが、先ほどのお話だと4月今年度に入ってはかなり情勢が好転をしてきておるといってお話でございます。ぜひこのような状況が続くといいなという思いはいたしておりますけれども、やっぱりそこら辺の中身というか、中はやはり常に精査をするとか、分析をしながら、やっぱりそれも含めて検討を図っていただきたいなという思いがいたします。

人件費は、非常にこれを即切れとかいろいろの言い方はなかなか難しいわけですが、そこらを見合ってやっていくには、やはり売り上げしかないという思いがいたしております。そこらのところをいろいろな手法を考えていただいて、なるべく安定した経営にもっていけるように、またご努力をお願いをいたしたいというふうに思います。

それから温水プールでございますけれども、縷々ご説明がございました。人数も努力によって、入場者数も増えてきておるようでございます。ピーク時に比べるとややまだ達しませんけれども、健康増進のためというようなことの中では、やっぱり必要な施設かと思えます。

私、ただ考えたのは、この今日のお話の中でもし一番ピーク時と一番暇な時期とあるわけですが、そこら辺のところはうまく調整した中で、なんかできんかなという思いもしておったわけですが、2,500万円ぐらい毎年毎年出ていくということになると、ちょっと厳しくなっていくんじゃないかなという、町民から理解が得られるのかなという思いがいたしたもんですから、質問をさせていただいた次第でございます。

答弁は結構です。

○議長（関 克義） そのほか質疑ございましたら。

深津町長。

○町長（深津 徹） 答弁結構でありますということなんですけれども。一つは1点は、温水プールについてでございます。

これは毎回毎年のように、同じ質問をいただいているというふうに私ちょっと思うんですけれども。

それで私自身もそのたびに答弁としては、観光ということよりも健康福祉ということに捉えていきたいというふうに考えております。そういうふうに考えていくんならば、今度はいかにして経費を節減していくかということにかかってくると思うんです。絶対お金はかかってきます。それをいかに少なくしていくかということでございますので、それについてはまたしっかりと精査をし、それからエネルギー源についても以前申し上げましたように、研究を進めていきたいというふうに思っております。

それからもう1点、一借りについてでございます。これもよく出る話題だというふうに理解しておりますし、私が答弁の中で、私も議員の時に町長に食いついた問題であります。一時借りるとこれだけならという。

私も町長になりまして、もちろん担当に一借りをやめていくことはできんかと、財調を使えんか。そうしたら私が今認識しているのは、非常に会計操作が複雑になるという

ことと、5億円借りるならば、引き落とすならば今度は予算規模が5億円上がってきます。そういうようなことを精査する中で、私の今の現在の認識では、担当課と精査する中でちょっと無理だという認識でおります。

いま一度考えて、もう一回精査はしてまいりますけれども、認識としたらそういうことでございます。

これもよく言われることでございます。

○議長（関 克義） そのほか質疑ございましたら。

松井議員。

○11番（松井悦子） それでは2つほど質問をさせていただきます。

後期高齢者医療制度についてご質問させていただきます。

決算書のページですが、後期高齢者の会計の11ページの1目になります。保険料の償還についてというところがあるかと思えます。

これについて、償還金は毎年といたしますか、ここ2年ぐらいですね、25年度も26年度も55万円ほどの予算が立ててあります。それで実際の決算額については、25年度が8,200円、それから26年度は14万5千円というふうで、だいぶ予算額に比して少ないなというふうに思います。

この予算立てについて、何か後期高齢者医療制度の方からの取り決めのようなものがあってこの金額になっておるのか、ちょっとその辺を教えていただきたいというふうに思います。

それから同じくこの償還金ですが、9ページの2項になりますかね、9ページの2項のところ調定額の方が78,500円というふうになっております。

それでさっきの方の11ページの1目の方を見ますと、歳出の方は14万5千円というふうになっておりますが、このあたりのこの差異についてちょっとご説明をいただきたいなど、そんなふうに思います。

それから他の会計にも当てはまることかとは思いますが、この場合、ちょっと後期高齢者の場合は県の方から償還金について下りてまいりますので、後期高齢者の償還金についてお伺いをするわけですけれども。

少し前に還付金の加算金ですね、この計算方法について全国で大変問題になったことがありますして、どの自治体も計算をし直して、住民の皆さんにお詫びをしながら増額の支払いをしたといったことがありました。松川町では、そういうことがなかったのかというふうに思っておりますけれども、現状をちょっとお聞きをしたいなど、そんなふう

に思います。

それから同じく後期高齢者ですがね、これ県単位の制度で全く町の様子がわからないというふうに思っております。一体この後期高齢者医療制度の中で、この方たちが利用されておる医療費が、総医療費がどのくらいなのか。1人あたりの医療費はどのくらいなのか。はたまた保険料の平均などという、そんなようなことをちょっとお知らせをいただきたいなど、そんなふうに思っております。お願いをいたします。

それから監査報告にもございますけれども、長野県一本の制度ということでありまして、やはりこれはおのおのが長野県の77自治体ですか、これが全部が支出の抑制に努めていくということが、これが全体の長野県全体の後期高齢者医療保険の医療費の抑制につながるというふうに思うわけでありまして。

当然そうしますと、この松川町においても、この1年でも元気でおっていただく、いわゆる健康寿命を延ばすということが非常に大事なことだなどというふうに思うんですね。

町の方でもコミュカフェですとか、それから自治会ごとのサロンですとか、いろいろな取り組みをされて、もちろん健診もありますし、いろいろな取り組みをされて、認知症をはじめとする健康の増進でありますとか、それから介護予防策が図られておって、大きな効果を出されておることについてはよくわかっております。

それと同時、健康を保つにはやっぱりもちろん運動ですとか、いろいろな人との交わりですとか、そういうもの必要ですけれども、私はバランスの取れた食事ということがこれ大きなあれかなと思っているんですね、健康を維持することには。

どうしても年をとりますと私もそうですけれど、量が食べられません。たくさん食べられないということで、結局その食事の質が問題になってくるという。少しできちんとした栄養がとれるということですね。そういった面から、なかなか家庭内のことですので、わからない部分があるんですが。そういったこの栄養指導といったようなことね、そういったことが今どのくらい現状されておることかということをお聞きをしたいなと思っております。

それからもう1点は、財政の方の問題であります。

実質収支額、25年度は3億5,000万円、それ前もだいたい3億円台でしたかね、今年度は4億7,000万円と、ちょっと近年の中では一番多いなというふうに私は思っております。

当然不用額やいろいろありますから、余ってくるのはこれは仕方がないというふうに思いますけれども、不用額というか、その4億7,000万円の实質収支額の行き先と

いいですか、今先ほど来町長、それから担当課の方からも課長さんからもご説明がございましたけれど、起債の償還と基金の積み立て、あとは繰越金、今年度今日出ております今回の9月議会の補正予算で出ております繰越金ということで、それが予備費の方へも回っていくということで、これぐるぐるぐるぐる来年度の方へもまた余っていく金額が出てくるということだと思います。それについてのお考えをお聞きをしたいと思いません。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 今の質問多岐にわたって多くありますけれども、まとめてまず償還金、調定額、そのこのとこで一つ。それから町の医療、それから生涯健康であるための食事についてどう考えておるか、そこを一つと、それから今言われる実質収支、この3点でよろしいでしょうかということ。

まず、最初に後期高齢について。

大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） 償還金のことについてご質問をいただきました。

この内容につきましてですけれども、この額等の決定におきまして、後期高齢者の医療保険の関係の組合の方からのこの決めに基づいてのもので、この償還金を払っておるということのいってしまえばそういう内容なんですけれども。

ちょっとここにだいたい例年と同じくらいの金額のところ載せられているという中で、この差異のところに等のご質問あったわけですが、ちょっと細部につきましては、ちょっとこのところの細かい金額等につきまして、ちょっと間違っただけお答えするとまずいので、内容等についてはちょっと調べをちょっとさせていただきながら、9ページの方のその関連のところですね、ここの差額のところですけども、この点についても含めてお答えの方をちょっとさせていただければと思います。

また、総医療費のところについても今お話がありましたけれども、介護保険のように1人あたりの、国保のように1人あたりの医療費等がどのくらいのものになっているか、そこら辺のところがこの中では見れない、決算書の意見書の中では見れないというお話だと思いますので、このことについても合わせてちょっとお答えさせていただきたいと思いません。

あと後期高齢者のこの医療費がどんどん伸びていく。その中で、予防的なものにつきまして取り組みの方しっかりしていかなきゃいけないのではないかというご質問の中の、栄養のことについてのお話なんですけれども。これにつきましては、保健師と栄養士が、

健診を受けていただいた中での健診等の結果説明会において、その数値等の重症化と数値等で悪い方につきましては、このところで予防的な内容も含めまして、栄養指導の方を行わせていただいているというところであります。

特にこの中で大事だなというふうに考えているのは、糖尿病の方の数値的なものというか、数として少し増えている方に関して、今は割と手軽に高カロリーの食事の方もすぐに食べれるようなそういう状態になっているというものに目を当てまして、例えばコンビニ等の弁当を取るにしても、タイムリーな取り方といいますか、その内容をきちんと見れるような食事を考えて取っていくという、そういうようなことも含めまして、今栄養指導という形の中では行っておるところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（関 克義） 実質収支について。

米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） 願いたします。

実質収支の関係ですけれども、26年度の決算につきましては、歳入から歳出を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きまして、4億7,176万8,164円という形になってございます。

昨年度と比べまして大きくなっているという理由につきましては、繰上償還、それから昨年度も行いました専決補正での積み立てといったようなことを行わなかったというところが主な理由でございます。

この関係につきましては、理事者とも協議する中で、地方財政法の第7条という項目がございまして、その年度に生じた剰余金につきましては、翌年度あるいは翌々年度までに繰上償還、または基金への積み立てを行うようにというような項目がございまして、それに従いまして、今回決算が明らかになった時点で繰上償還、それから財政調整基金への積み立てというような形にさせていただいたということでございますので、今後また今までとは少しちょっと今回サイクルがずれていたわけですけれども、今後につきましてはこういった形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 実質収支についてでございます。

決算につきましては、私の方からおおむね12月中旬以降、非常に動きを精査しております。その日のその年の財政状況について。そして常に財政担当から現時点での動き、予想、3月31日までにどんな事業が予定されておって、どのくらいの予定があるかと

いうものを、常に私も持っております。

そうした中で、非常に特別交付税だとか、いろんな国からの交付金というのが、年を越えて確定になって入ってくるものもございます。それも見越しながら、予想を立ててまいります。そして決算赤字なっちゃ困るし、倒産しても困る。そういうことをしております。

そうした中で、今回の11.2、昨年が8.7ということでございます。11.2になったのは今課長から言われたとおりでありますし、私が冒頭のあいさつで言った中でございます。長野県の平均、町村では8.4でございます。

この実質収支比率がどのくらいならばいいかということ。一応町村では、私の町長になった時の頭の中には、最低4%という頭を持っております。4%ということは、1億6,000万円からおおむね2億円。

今、繰り越しているお金は実際には3億4,000万円と今年は3億4,000万円です。そうしますとだいたい8%という数字が出てまいります。ですから、これが私がおその数値を見て、よく私がこういうことも言いました。「非常に飯田下伊那は堅実な財政をやっている」そうすると町村によっては、20%、11%、二桁台の実質収支比率を出している。

私の自分の思いの中には、学者的には4%だけれども、まあ5%以上はありたいなという自分では思いを持っております。そうした中で、財政の運営をやっているということでございます。

そうすると、実質収支が4億7,000万円あります。今回1億5,000万円基金と繰上償還をしていきます。そのときに何を考えるかということ、1億5,000万円にするのか、2億円だっていいわけです。3億円だっていいわけです。それを今までの流れ、持ち越すお金、それから先ほど一借の話もございました。ですから、そういうものを総合的に考える中で、だから例えばの話、今回1億円と5,000万円というふうに判断をしたわけでありましてけれども、場合によっては事業、これからの事業内容やいろいろの中で2億円にすることもできるだろう。3億円にすることもできる。あるいは逆に今度事業を使っていく。それらは今までの流れだとか、いろんなそういうものを見て、そのときに判断をしていくということになるのではなかろうかというふうに考えております。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） その後期高齢者医療制度の方ですが、その前段の質問についてはまた

後でということでございますね、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

栄養指導のことですけれどね、健診を受けた人に糖尿病だとか、病的なものがあつた方について栄養指導されておると、そういうお話でした。ちょっともう少しことあるごとに、今、健康のように見える高齢者の方にも、話の中で栄養についてきちんと取っていくことが必要なんだと。それをまた骨折予防、それから様々な疾病の予防にもなるというような見地から、ちょっと集まりの中で話していただけるようなそんなことが私は必要ではないかなというふうに思っておるんですね。

というのはやっぱりお年寄りになってきますと、やっぱり食べるものもさっぱりしたものが食べたいとか、そういった好みの問題も出てきまして、なかなかタンパク質のようなものを取る機会というか、取るのが少なくなりがちということで、やっぱりそういう部分、昔はちょっと反対のような考え方も言われることもありましたが、近年はタンパク質の摂取が非常に重要だというふうに健康寿命には重要だというふうに言われておりますので、何かの集まりごとというか、保健師さんを通じてでもいいですし、どなたでも結構ですけれども、そういったことがこれから今新しくと言いますか、目立った対策としてはそんなようなことが必要ではないかなというふうに思うんです。

ほぼ高齢者に対しての施策といいますか、健康対策は固定化してきているなという思う中で、そのあたりぜひこれから一つ効果を上げられる部分ではないかなというふうに私は思いますので、いかがかなと思います。

それから実質収支額のことについて、課長、それから町長のお考えをお聞きをいたしました。確かに流れというものがありますので、今年じゃあこれだけだから来年はまた違う事業をすることに充てたいというそういう考え方。これは行政の運営が1年2年という単位ではありませんので、永久に続きますので、それも必要だという考え方もまたここでは理解はできます。

ただ、私が思うのは、やはり年度初めに立てた予算、これにできるだけ沿った執行、それから仮に12月ぐらいの時点で余剰金が生まれてくるということが、大きな余剰金が生まれてくるということが予想がついた場合には、ある程度まだ町民の要望にちやへおられない部分、まだまだ町民生活に活かしていかなければ、税金を活かしていかなければならない部分、早急に必要な部分というのが多分あると思うんですね。そういう部分に例えば補正予算を組むなりして充てていくという、そういうこと。また、次の年はまた新たな予算立てを当然できると思いますので、そういうことは考えられないのかなというふうに思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（関 克義） 実質収支につきまして。

深津町長。

○町長（深津 徹） 今、松井議員の言われたこと理解できます。

ただ、その限度の問題におそらくなってくると思うんです。

年間のいろいろの中で、経済が厳しい。福祉、高齢者の皆さんが厳しいというようなご意見をいただいて、12月定例議会に補正を組んで、12月定例議会に補正を組んで、ぬくもり福祉券というようなものを出したりしてきているのが現状です。

今回の場合につきましては、あくまで今までのやってきたのと若干変えていきますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから見通しを立てながらやっているということで申し上げましたので、その中で通常の中で、やはり1年を通す中でお金の流れを見ながら、もう一つ例えば福祉向上のためとか、そういったものには対応をしていきたいなどは思っております。しかし、今度は全部使っちゃっていいわけじゃないし、その辺のところも加味しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） 健康についての広く住民の方への栄養のことにつきまして含めての周知をというところではありますが。

これまでの中で行ってきているのに2つほどございまして、まちづくり懇談会におきまして栄養のことにつきましての学習会ということセットしていただきまして、呼んでいただきまして、その場に栄養士、また保健師等が出向いていながら、学習会の機会を設けさせていただいております。

もう一つは、企業の方からも要望等が数社ございますので、そちらの方にも健康学習ということの中で訪問の方をさせていただいて説明をさせていただいております。

それとあとコミュニティ・カフェも先ほどお話しも出していたいたところですが、現在栄養士の方が、一つのコマを持っていまして、栄養のことについて、また合わせて栄養だけではちょっとなかなか高齢者の方の中では効果が不十分ということの中では、運動の部分も合わせて、そして飲み込みの部分、口腔ですね、そのことも合わせてという中で、現在事業の方を行っていまして、非常に関心を高く持っておっていただけたところです。

こういったものを足がかりに、これからも地区の方に出かけていながら、細かいところまで話し等を住民の人たちにつなげていけるような事業の方もまた今後の中で考え

てまいりたいというふうに思います。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） 高齢者への栄養指導ということですが。

今、お答えがありましたまちづくり懇談会の折とか、また企業などというお話でありましたが、それも含めてまた高齢者だけの集まりの中だと、自分たちのこととして、またより身近に感じられるというふうに思います。

例えばちょっと手間がいきますけれども、試供品を作っていただいて食べていただくとか、そんなこともまた楽しみながら、自分の日常の食事の中に取り入れていただく一つの要因になるのかなと、そんなふうにも思いますので、ちょっと試みとしてやっていただけるといいかなと、そんなふうに思います。

それから実質収支額のことではありますが。

全く堅実に運営をされておるということで、その残すのが悪いということをおぼえておるわけではありませんけれども、さりとて多額に残したままで翌年へ繰り越すということはやっぱり単年度という、決算という行政はそういった建て前もありますので、そのあたり様子を見ながら、そしてまたさらには町民の切実な要望には取り入れていただけるような、そんなこれからももちろん今町長もおっしゃられましたが、そういったことに趣を置いて、運営をしていただけたらなと、そんなふうに思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（関 克義） ここでお諮りいたします。

ここで休憩をとってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 休憩後に、先ほど松井議員の方から質問がありましたことをご答弁願いたいというふうに思います。お願いいたします。

40分から再開したいと思います。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時40分

○議長（関 克義） 会議を再開いたします。

大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） お時間いただいて大変申し訳ありませんでした。

最初に償還金のところの14万5千円のところであります。これは前年度前の償還金、

所得構成等によって、償還が生じる方のお金の方をここで償還をしていくというものになっております。

それでこれが過去5年間さかのぼれるということになっておりまして、そこで所得校正があった場合に、その関係のものを校正しまして、ここで過年度分のものを償還をしていくということになっておりますので、その金額がこの金額になっているということをお願いをしたいと思います。

それであと保険料の還付の方なんですけれども、これがじゃあ同じ金額がこの年に還付の保険料で入ってくるのかなということに思うんですけれども、これにつきましては数年かけてこの還付したものの金額の方が入ってくるということになっておりますので、数字がちょっと合いませんけれども、そんな内容のものでありますので、よろしく願いしたいと思います。

あと後期高齢者の医療保険の保険の状況のところにつきましては、なかなか大変申し訳ございません。町だけで今その医療費の方の状況を本来すぐにつかんでおるべきだとは思いますが、改めて詳細の数字を今後期高齢の方で照会しておりますので、後ほどまた報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 克義） それでは松井議員のこの件に関しましては、あと答弁がそろった段階で質問があればお出し願うことにいたしまして進めてまいりたいと思っております。

そのほかございましたら。

橋本議員。

○9番（橋本喜治） それでは最初に自主防災の関係についてお聞きしたいと思っておりますが。

例の家計簿の35ページでございますけれども、防災対策費の中で自主防災の組織の関係で、今回30の自治体に対して468万2千円ということで、それぞれ配布されたわけでございますけれども。

これは我々は今、安全安心の地域社会を目指すためには非常に大切な内容だということで認識しておるわけなんですけれども。さらにこの自主防災のあり方を強化していくために、ちょっとここらの辺について、この決算の中の数字からちょっとお聞きしたいわけなんです。

今、前回もこの自主防災の機材について、たまたま自主防災会の各自治会の配布状況というのが前お配りいただいたわけでございます。その中で、たくさん機材を注文されたこと、それからほとんどされてないところもあるということで、結局ばらばらの状態

でこの機材の受注というか、注文があるわけなんですけれども。そこらの辺をどうお考えになっているか、まず最初にちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 自主防災につきましては、それぞれの自治会で運営していただいておりますので、備品の備蓄について、それぞれの自治会での考え方でございますので、自主性を尊重したいというふうに考えておりますので、町が強制的にこれをそろえなさいというような効力はないというふうに考えております。

○議長（関 克義） 橋本議員。

○9番（橋本喜治） 申し訳ございません。もう一つ質問ちょっとさせていただきたいと思うんですが、よろしいですか。ちょっと一つだけでちょっと終わっちゃったものですから、いかがです、よろしいですか。続けてちょっともう一つをちょっとさせていただきたいと思えます。

今の回答をちょっといただいて、それはそれまでにさせていただきます。

それともう一つは、特定健診の内容についてちょっとお聞きしたいと思っております。

これは家計簿の23ページ、また国保事業の国保の関係についての家計簿の44ページ、それから意見書にもありますけれども、14ページのところに載っておりますけれども、これは生活習慣病の取り組みについて、やはりまだなかなか取り組みが進んでいないというようなことがちょっと書かれているわけなんです。

26年度の特定健診の状況を見ますと、54.5%、これは概算値ということで書かれております。それと25年度は53%ということで、依然として特定健診のあり方について、前々からそれぞれ家庭を通してそれぞれの皆さんに勧めておられる状況はいろいろとお聞きしているわけなんです、いっこうに特定健診の数値が伸びてこないということなんですけれども。そこの増えていないということについて、どういうふうにお考えを持っているかということと、もう一つは昨年の26年度の健診者が1,449人ですか、ここで数値が999万7千円となっております。それでその前の数値については、1,401万円ということで、792万5千円ということなんです、約50人の人員に対して200万円の数値というふうになっているんですが、そこらの辺の予算の流れについてちょっとご説明をいただきたいと思えます。

それと今、その受診の関係なんです、今現実状況として、数値がだいたい同じということは、実態として同じ人たちがかかっておられるのか、そこらの辺もちょっと絡めてちょっと特定健診の状況について状況についてご説明をいただきたいと思えます。

申し訳ございませんが、そういうふうをお願いします。

○議長（関 克義） 大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） 特定健診のご質問いただきました。

特定健診の率につきましては、国の方では60%を目標にというようなことでしております。その中で、この特定健診の健診者を増やすということは大事だということは重々承知をしております、その60にできるだけ近いところで事業の方を行っていくということではやっておるわけですが。合わせまして、実はその国の方も少しこの特定健診の考え方のところを若干考え方を変えてきておるところがありまして、健診を受けた後の受診者の指導をきちんとしていくということが、またさらに重症化を防ぐことにつながるので、そちらの方も大事にするようにということできております。そちらが目標が65ということになっておるわけです。

それでこの中で、率のこの部分のところにつきましては、もうお話のように53%と25年度で53%、26年度は54というわずかなのびでありましたけれども、この中で一応勧奨ですね。健診を受けていただく、特定健診をいただく勧奨としましては、それでも対象者の方へはがきでの案内、そして電話での案内ですね、そういったことの中で今はつぶさに受診をしていただくということを今は行っておる中で、こういった伸びの方に若干ですけれども、きているということになっているのかなというふうに思います。

受けていただけない、その特定健診なかなか受けづらいという人たちにつきましては、やはり年齢的に見ていきますと、若干やっぱり若い年代の人たちが受診、この健康に関してのところでもまだまだ関心が高いといふところまでいってないところもありますので、そういったところにも目を当てながら、さらにこの特定健診を受けていただける対応の方をしてまいりたいというふうに思っております。

あと特定健診に関しての費用のどこでの関連というところでもありますけれども、これにつきましては、例年の中で健診の受けていただく方の対象者のところの人数等を十分にといいますか、人数等を把握する中で、それにかかる費用につきましては、検査項目等も一応下伊那赤十字病院ですとか、そういったところにも健診項目を増やしていただきながら、健診を受けていただくという形をとってきておりますので、そういったところの中で費用につきましては若干ちょっと変動のあるところもあるかと思っておりますけれども、大きくはこの健診にかかるところの費用ということになっておりますので、そのようにご理解いただければというふうに思います。

○議長（関 克義） 橋本議員。

○9番（橋本喜治） そいじゃ自主防災の関係についてそいじゃお聞きしたいと思うんですが。

自主防災については、やはり各自治会の方へ任せてあるということで、最低限の用意ということになるわけですね。

その前回その表をいただいた内容を見ますと、それぞれバランスが多く発注されているとこと、それからほとんどないことあるわけなんです。こういう状況のときにいざとなったときに、どういう対応をするのかということについて、やはりお互いに内容を共有して持っていないと難しいのかなということをちょっと感ずるわけなんです。

特に例えばヘルメットの配布の状況をちょっとこれ見させていただいております。そうすると、ヘルメットの配布が半数以上あるわけに、全然ないところもあるわけなんです。私が思うのは、そのヘルメットそのものが必要であるのか。何が必要かと、やはり行政側として各自治会の方へある程度基本的には何を配布したらいいかということも教えていただかないと、やはり自治会の方では何を発注したらいいか、希望を取ったらいいかというのを迷っておられる方もおられるんじゃないかと思うんです。

ですから、もし仮に今回の訓練については、情報の関係でそれぞれ締めてまた出てくるということなんですけれども。ヘルメットの着用して、そいじゃスコップを持って飛んでこいとか、そういうような何かそのどこかに想定して何があったときには、何を用意してものをするとかという、ある程度のこういうちょっと高度な訓練もこれからはしていかななくてはならんんじゃないかなと思っているんですが。

やはりそういうような基礎的なものをする自主防災、こういうものも考えていくべき時期ではないかなというふうに思うんですけれども、そこらの辺の今後のあり方というものについてちょっと考えをお知らせいただきたいと思います。

それから生活習慣病の関係でございますけれども、やはり我々よく考える中で、今、年齢層の中では40代から始まるわけなんですけれども、40代若い人たちはどちらかというと職場に勤めておられたり、いろいろするということもあって、国保の方へ加入されている方も少ないわけなんですけれども、そこらの辺で若い方をターゲットにするとか、それからいろいろのことは考えるわけなんですけど、問題はやはりやらない人たちががん検診から特定健診を確保していくか。特定健診からがん検診を一緒に並列しながらやっていくというのは、今までの格好でやっておられるんですけれども。

それともう一つは、病院を利用したりする場合には、レディースじゃないけれども、女性は女性だけを例えば特定健診ができるやり方とか、そういうその部門別にものを考

えていく。それから消防団でやっているああいう一つの団体でやるというのは非常に効率がいいんで、そういう団体をできるだけそういう確保しながら、団体でこういうふうに使いつながりながらやっていくということも、一つの方法ではないのかなと思っているんですけども、そこらのお考えいかがでございますか。ちょっと2点だけちょっとそれぞれお聞きしたいと思います。

○議長（関 克義） 自主防につきまして。

塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 自主防災につきましては、毎年7月にリーダー研修という形で、2回の会議を開催しております。本年度も行ったんですけども、その会議につきましても各自主防の中から何人も参加される自主防もございますし、1人も参加できないという自主防もございますので、やはり温度差があるということが現状かと思っております。

それぞれの自主防の方交代されてもいいように、マニュアルを配っております、その中には備蓄品についてあるべきものというような形のモデル案をお配りしてありますので、あとはそれぞれ自己負担も発生するものでございますから、それぞれの自主防の財政の状況に応じて、皆さんが自分たちで備蓄していくべきものを取捨選択していただいているのが実情かと思っております。

今後もこのリーダー研修を行いまして皆さんに周知、防災意識を高めていくというのが、一番の町の責務じゃないかというふうに考えております。

○議長（関 克義） 健診方法について。

大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） お話をいただきましたように、その年代をターゲットを絞っていく、そして健診方法についても見直しをとということも必要ではないかというお話がありました。大切なご意見をいただいたかと思っております。

年齢層につきましては、先ほど若い年代等もなかなか受けていただくという意識がいまいち至っていないということもありますが、年齢等が勤めをしまして、その後会社勤め等をやめた後のリタイアをした後の方も、非常に病気等が発生するというようなこともあります。

いずれにしても、そういった非常に重症化等で医療費の伸びる年代等をきちんとまた再度内容の方を分析をさせていただきまして、その人たちへのつながる検診を目指してまいりたいと思っております。

あとその後としまして、各種検診への連携を対象者の連携ですとか、受けやすい健診

体制ということではありますが、これにつきましても今は病院の方に出かけていっていただく健診だけではなく、総合健診という形のものも残させていただきまして、地区へ足を運んでいただきながら、割と身近なところで健診を受けていただくという当町松川町としましては、そういった取り組みも残しております。そこにきた方々のまた意見等もその中で聞きながら、よりよい健診が受けれるような、受けやすい健診体制がとれるようなものを今後も取り組みの方をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（関 克義） 橋本議員。

○9番（橋本喜治） 自主防災につきましても、いずれにいたしましても、今後非常に重要な課題になってきますので、どうかひとつそこの辺について。特に道具がそろえばといっちゃいかんけれども、住民の皆さんたちもそういうものによって意識もだいぶ変わってくるんじゃないかと、そういうようなこともちょっと一面にはあると思います。

ですから、極力そこの辺もちょっと加味していただいて、ぜひまたいい方向で進めていただければと思います。

それと特定健診の関係については、やはり私は思うのは、特定健診をやるということは、別にそれは論題の問題であっても、それを中心にするわけじゃなくて、やはり健康保持をするということ。やはり医療費の削減をするということが、本当は究極の目的であるわけなんで、それをするためにはいかにして特定健診をして、その意識の高揚を図っていくかということが問題であるので、幅広く内容をそれぞれの人たちにわからせていただくということが必要なと、そんなふうになんかお願いを申しまして、私の方のご意見といたしますので、よろしくお願いします。

○議長（関 克義） ほかに質疑ありましたら。

黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） それでは2点質問をさせていただきたいと思いますが。

まず1点目は、決算審査についてでございます。の報告についてでございますけれども。

監査委員の皆さんには、大変ご苦勞をいただいてご報告をいただきまして大変ご苦勞様でございました。

審査の結果の報告を読ませていただき、それから先ほど代表監査委員さんから報告をいただいたわけですが、ちょっと確認のため読まさせていただきます。

報告書の1ページの審査結果の3行目でありますけれども。予算の執行状況は、おおむね適正に執行されているということが認められたということで、おおむねということ

は適正でなかったところが見られたというふうにも解することができるのかなということでもあります。

ただし、いっそう努力、改善を要するものもありということで、そんなことをようは言っているということで。

報告書の中に読ませていただくと、28ページの真ん中辺でございますけれども、基金へ繰り入れるべき償還の一部1万円が誤って一般会計の歳入に仕分けされていたというような記述もありますし、口頭で代表監査委員さんから、これは統計的なものということでお話もありましたが、物件費の中で普通建設事業費に仕分けをした方がというようなお話もありました。

監査委員さんいらっしゃる中で、町としてはあまり適正でないというようなご指摘を受けた部分が何件ぐらいあったのか。それでもって、改善要求も受けているわけですけど、今年度の27年度会計にすぐに取り入れて反映させていかなきゃいけないなというふうに感じられている部分等ありましたら、まずはご回答をいただきたいなということでもあります。それがまず1点目であります。

2点目は、先ほどちょっと松井議員の方からもありましたが、不用額の話であります。決算書で見ますと、3億8,000万円というような額が不用額として出ているわけがあります。こういう中から繰越金等へいくわけですけども。

平成26年度の一般会計の歳入の繰越金は、1億3,000万円ということで予算化されているわけです。決算によると、3億5,000万円余のお金が繰り越されてくるという形になるわけですが。我々再三予算額と決算額の差、要するに事業費の予算計上とその差が極力ないように、きちっと予算作成にあたっては精査して、立ててもらうようにということ。再三議会でも申し上げてきておるところであります。

まずはこの不用額3億8,000万円、26年度の決算をして、どのように町側としては評価しておられるのか。予算としては1億3,000万円の繰越金を考えておられて、こういう額ということでもあります。事業予算の立て方、執行の仕方等も含めて、決算した結果、どういうふうに平成26年度を評価できるのか、その2点についてまずお願いをしたいと思います。

○議長（関 克義） 監査について。

酒井監査事務局長。

○監査事務局長（酒井 仁） 先ほど代表監査委員さんの方から、監査意見書の方を読み上げさせていただきましたが、巻末のところに定期監査、例月出納検査というようなところ

がございます。読み上げございませんでしたけれども、その都度のその定例監査のおりにここの部分はおかしいんじゃないかな、こういうふうにした方がいいんじゃないかなというようなことをご指摘申し上げております。

監査につきましては、全量監査ではなく、抽出監査でございますので、その見れる範囲の中で見て指摘をしているというのが実情でございます。

○議長（関 克義） 塩倉会計管理者。

○会計管理者（塩倉智文） 今回26年度で指摘されまして、27年度に反映できた指摘事項といたしましては、一つが交際費の問題がございまして、各会計でそれぞれ持っているお土産代につきましては、本来は交際費ではないかということで、再三注意を受けておりまして、今年度途中ですけれども、27年7月ぐらいの支払いのものからすべて交際費で持っていこうということで整えさせていただきました。

また、今指摘のありました意見書の中の28ページにつきましては、会計の処理で償還金が積み立てを行おうということで、締め切った後に入ってきた1万円を27年度収入ですべきところを26年度の一般会計に繰り入れてしまったということで、もう今後積み立てをするのであればもう一度予算を立てなければならないという事態に陥ってしまったのは、会計処理のミスでございましたので、1万円を一般会計に入れたという事実で、これはおしまいということで考えております。

今後、こういうことがないように積み立てを締め切った後の収入につきましては、次の年度という考え方で処理をしていこうということで反省しております。

普通建築費に振り分けするべきものにつきましては、当初予算の予算の立てるときに誤ってしまうので、今後の予算編成のときに注意できることかというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） 繰越金と不用額の関係でございすけれど。

まだ繰越金の方は、当初予算で1億3,000万計上させていただいております。

かつては1億円の計上だったんですけれども、ここ2～3年は3,000万円上乗せさせていただいております。

これは予算査定というか、予算を作成する段階で、どうしても歳入と歳出が合わないというところがございまして、増額をさせていただいているのが現状でございまして、そういうわけで1億3,000万円にさせていただいているということでございます。

それから不用額の扱いですけれど、先ほど町長のあいさつの中にもございましたけれど、今年は残ったものそのまま残しているのが現状でございます。というのは、今までは3月の補正、あるいは3月31日の専決補正で、多額に残るものはそこで不用額で落とせというような指示を出しまして、それで予備費に入れさせていただいたというのが現状でございますので、現状不用額欄を見ていただくと、100万円以上に残っている項目がかなり目につくのではないかと考えております。これ私どもの財政担当の方から指示をさせていただいてやっております。

これは実際に予算をお認めいただいた中で、その科目ではどれだけ残っているかというのがよくわかるのではないかと考えたことを考えました。というのは、それは3月31日、あるいは3月の段階で落としてしまうと、不用額だけ見ると結構うまくやっているじゃないかというような話になってしまいますけれど、今回はそういう訳でそのまんま出させていただいているのが現状かと思っております。

それから繰越金が3億円あるいは4億円ある中で、予算では1億3,000万円しか見てないと。本来ならもっとたくさん見ればいいじゃないかということかと思えますけれども。これ若干財政のテクニックの部分で、留保財源というのは若干持たせていただいているのが現状です。

私どもも想像する中で、2億円3億円というのがあり得るではないかというのが、さっきの町長の話じゃないですけれども、12月の末ぐらいでは予想はされるんですけれど、そこで後のまま全部載せちゃうと、本当に動きがとれないところが出てまいりますので、若干その留保財源として持たせていただく。最終的には、この9月の時に繰越金をここに入れさせていただいて、この段階で1億円2億円じゃあどうしようかというような判断をさせていただいているのが現状でございます。

というのは、つい最近ですけれども、去年一昨年になりますかね、交付税も予算を下回ってしまったということもございましたし、苦い経験では平成23年度では2月の補正を組む時に予備費がもうほとんど枯渇してしまったというようなことがございましたので、若干はそういったこともある中で、留保財源を持たせていただいているのが現状かと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） まず、直前に答えられた副町長の答弁についてですが。

当初予算の繰越金の額と現状の差については、想像はつくというか理解はできるわけ

でありますけれども。

私の先ほどの質問の中で答えていただけていない部分があるわけで。要するに事業予算を最初に立てるときと要するに決算額と要するにきちっと事業予算を見積もって差が出ないように精査して予算をきちっと立てるよというのを我々はずっとやってきているわけで、言い方悪くすると多めに予算請求しておけば内輪で終わるからという考え方は困るよということは申し上げてきているわけです。

そういった中で、こういう不用額が出てきているということに対して、どういう見解をお持ちかということをお先ほどの質問の中でお聞きしたつもりですので、その部分についてはお答えいただきたいなと思うわけです。

この部分については、先ほど松井議員からもありましたけれども、要するに予算どおり、不用額がたくさん出るということは先ほどの留保財源ということもあるかもしれないですけども、きちっと予算を立てれば同程度の予算規模であれば、ほかの事業も計画することができたはずですね。

予算請求の折に町長査定のところで削られていった予算だとか、住民目線からいけば来年度送りになっちゃったとか、予算がないからできませんというふうに町側で答えられることがあるかと思うんですけども、住民側から見ますと、繰上償還するお金があったり、貯金に回すお金があるのにどうしてそういうことができないのかな。我々住民の要求は来年送りになっちゃうのかなという、素朴な疑問が出ると思うんですけど、お金があるのに。そういうところがなぜ財政を考えたらということかもしれないですけども、住民の皆さんにはそここのところがきちっと説明できないとまずいかなと思うんですよね。もうちょっと1年待っていただくけれども、繰上償還は半分は繰上償還と基金に積みという、先ほどのまちづくり政策課長の話もありましたけれども、不用額繰越金を多く出さなければ逆に住民要求のあるそういうことができるはずなんですと考えるわけですけども、そういう部分についてその住民要求があるのにという部分、この部分について町長先ほども松井議員の答弁のところでわかたに答えられていたけれど、しっかりそこら辺のところに住民に説明ができるかどうかというところをもう少し聞きたいなというところもあります。

その前の質問ですけど、酒井局長が答えられましたが、何件ぐらい指摘があったかという件数については報告がなかったもので、わかっていたら監査委員さんからどのくらい指摘があったかお答えいただければと思います。

○議長（関 克義） 初めに酒井監査事務局長。

○監査事務局長（酒井 仁） 件数につきましては、個別に箇条書きで何々というふうで書いてありません。こちらのようにつぶ体的にとつうふうでありますので、1件何とつうふうではまとめてごさいません。

○議長（関 克義） 続まして深津町長。

○町長（深津 徹） その残つたお金、余つてくるお金をどうつうふうに使つていくかというこつでごさいすけれど。これは行政の財政は単年度、やっぱり単年度内の中で見つていくこつも大事であるんですけど、盛んに言われるこつ。将来に負担が、公共施設の問題、そういつたものもありますので、そうつうこつも加味した中つで総合的に判断していかざるを得ないなとつうふうにつうております。

これは自分自身がどちらかといつますと、議員時代もそうでありますけれど、やはりもつと使つて住民の負託にたえればどうだという考え方でやつてきております。そして今現在、運営の中つでやっぱりできるだけ私町長になつた時に、貯金は今のとこしなくつていい。貯金を有効に使つて借金を早く返していけとつう財政との話をいたしました。そうした中つで、議会は今度は貯金を使つていくけれど、減つていくけれどどうだなと、今度はこうつう意見が出た。私としてもこうつうこつなんだ。財調はこのぐらいだと思つておると思つながら、やっぱり将来のいろんな施設の老朽化、そういつた時にお金があるというこつを考えると、むやみやたらにはやはり総合的に判断していかなければならないなとつうふうにつうてしまうのが現状でごさいす。

ただ、基本的には、やはり私はあるお金を使つて回していくこつが地域の活力を生み出していく一つであるという考え方は持つております。

細かいこつにつきましては、また副町長の方からおたせをしてまいります。

○議長（関 克義） 吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） ご質問の中つで、その予算の求め方のあれがありましたよね。いわゆるふかして予算立てしておるんじゃないかなとつう話なんですけれど。それはないと思つておるこつなんですよ。とつうのはやっぱり査定の段階で、27年度の場合は3次査定までやつて、やつと歳入歳出があつたというよつな状況でごさいすので、かなり厳しい査定をして切つておるのが現状でごさいす。

それでまた予算があるからとつうて執行していつたところが、余る可能性もありますよね。それを言つ方によつては無駄な使つ方をするなとつうのは当然のこつかと思つておるこつので、それは見た中つでやつておるこつので、一生懸命努力すれば残つてくるんではないかと思つておるこつ。

あとその事業のいわゆる積み残しですよ、査定で落としたやつとかそういうのは、また改めて補正の段階で、一番いいのはこういった大きな金額出たときに見直すのがいいかなと思いますけれど、そういったときに精査する中で、また議会の皆さんにお認めいただく中で事業進めていくのがよろしいかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 実質単年度収支ということを申し上げましたけれども、実質単年度収支の動き、平成20年度からの動きをずっと見ていますと、少ないときに462万円、多いときには6,900万円というような形でできておりますけれども、その辺の数値、その辺の数値がマイナスになっていく。それでも皆さんにご理解をいただけるか。私は非常に厳しいのではないかというふうに思っております。

それから様々な財政指標の数値が出てきます。もちろんじゃあ1億円、1億5,000万円、起債償還あるいは積み立てということを経ずに、それをそのまま使って事業としてやっていくということも可能だとは思っておりますけれども、しかしながら財政指標、安全数値、将来への負担度、いろんなことを考えますと今度はプラスに出てくる。将来の負担比率につきましてもプラスになってくるんじゃないかなという、やはりその辺のところも加味する中で判断をしなければならないというふうに考えております。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） 3回目でありますけれども。

町長、答弁をいただいたわけですが、余ったものをお金をどう使うかということよりも、何度も申しますけれども、余らないようにうまく使うということが大事じゃないかということを行っているわけで、副町長言われたように、一生懸命節減して、そういう部分を作るという考え方は大事だと思います。ただし、事業予算の立てたものと実際に執行したものとそこで差が不用額が出てきた場合に、そういうところをきちっと精査していってもらいたいし、そういう差が出ないようにしていってもらいたいということは、再三言っているということなんで、その部分についてもきちっと評価をしながら、また来年度予算の事業予算計画されるわけなんで、おおざっぱな予算計上にならないようにまたお願いをしたいということでもあります。

最後に、町長答弁いただいたわけですが、難しい指標や財政のことわかります。ただ、もう一度言いますけれども、住民の皆さんというのは貯金や借金返す、臨時で返すお金があるのにどうしてかなというふうに思うのも当然かなと思いますので、そこら

辺のところはしっかり住民の皆さんに発信をしていっていただきたいし、副町長言われましたけれど、また補正予算の方で予備費が1億5,000万円というような形でありますけれど、できる範囲においては、住民の要求に年度内に応えていくということもぜひやっていただきたいなとお願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（関 克義） それでは先ほどの松井議員の質問の中で、後期高齢者の質問がございました。その答弁を大澤保健福祉課長、お願いします。

○保健福祉課長（大澤孝史） 大変遅くなって申し訳ありません。

それでは数字の方をお願いしたいと思うわけですが、26年度の数字につきましてはこれからということですので、25年度の数字の方をお願いしたいと思いますけれども。

医療費であります、73万8,726円ということになっております。73万8,726円。

これ24年度との比較でいきますと、1,503円の減で、率でわずかですけれども、0.2%減っているということでもあります。

77の町村ある中でうちの町は52位ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） その今、お答えをいただきました25年度が73万円というのは、この松川町後期医療保険の中の総額をお聞きしたかったんで、これ1人あたりですよ、全体をお聞きしたいということです。どのくらいなのかなと。やっぱりそこら辺がわからない。

人数も加入者の人数はどこかで委員会か何かでお聞きを、全協かでお聞きしたような気がしますけれども、できれば加入者の人数もわかればこれにかければいいのかというふうにも思いますが、どっちか知りたいです。

○議長（関 克義） 大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） 少しちょっと取り違えていたところがあつて申し訳ありません。

人数的なものは、ちょっとお時間、すぐこのあとちょっと計算させていただきますのでお願いいたします。

○議長（関 克義） それではそのほか質疑ございましたら。

菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） 2点ばかり伺いをさせていただきます。

一般会計の収入のあと支出の方でございますけれども、ここに土木費というのページ

数は7ページでございます。

そこに要するに土木費で9億5,298万7千円というような金額の中で、支出額が7億5,594万7,763円ということで、翌年度の繰越金が1億8,412万円ですか、その不用額が1,291万9,237円。そういう形の中で、予算よりも支出の額の比較でございますけれども、1億9,703万9,233円というような額が残るわけでございますけれども、その土木費については前年度の支出で全額使ったということでございますけれども、その下には道路架橋費の翌年の繰越金が1億8,412万円、それが1億9,368万9千円、これだけのお金が残って次に繰り越されていくという、その理由をちょっと説明させていただきたいことと、それから家計簿でございますけれども、23ページの保健衛生費の保健衛生費総務の方から上下水道会計繰り出しというような額がございますが、この説明をちょっと。全協かなんかでお聞きしたかもしれませんが、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、その2点お願いします。

○議長（関 克義） 田中建設課長。

○建設課長（田中 学） よろしく申し上げます。

ページで102ページの方をご覧いただきたいと思います。こちらの方が土木費の中の道路橋梁費、その道路橋梁新設改良費でございます。こちらの方の繰越明許費というのを見ていただきますと、1億8,412万円というような額で繰越明許ということになっております。

これが今議員さんの方からご指摘いただいた繰越額の中身というか、こちらの方で見ていただきたいと思います。

それで次のページにさせていただきますと、ご覧のようにまず委託料の方で680万円ほど、それから工事請負費の方で1億6,400万円ほど、それから公有財産の購入費の方で122万円ほど、それから補償補てん費の賠償金の方で1,190万円ほど計上になっております。

これらにつきましては、それぞれ工事の関係のものでございます。

まず、委託料の関係で大きく分けますと、神護原線の現在工事をやっておるもの、また未契約であった部分。それから大草線につきましても、同じように工事の部分であります。これらのものの工事費の繰り越しの部分、それから委託をして設計や管理監督をお願いしておる設計費の部分も同じように繰り越しております。

それから補償の関係でも、用地費というようなことで、確定後また継続して払うものがありますので、その用地費のものもあります。

それから補償の関係につきましては、やはり水道、下水道の移転費、またNTTの架空線の移転費等も繰り越させていただいておる部分であります。

ちょっと細かく一つ一つは言いませんけれど、そこら辺の関連で繰り越しをさせていただいたものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（関 克義） 下沢環境水道課長。

○環境水道課長（下沢克裕） 23ページ、家計簿の23ページの上の段ですね、上水道会計繰出金ですが。これは上水道会計の方に一般会計の方から繰り入れをしていただいている金額になります。収益的収支分につきましては、過年度のこれまでの工事、事業におけますダムの関係、そして統合水道構築した時の工事費等につきましての利息等につきましていただいております。繰り入れをいただいております。起債の償還に対していただいております。

資本的収支につきましては、同じくそれらの元金、それと町の方から消火栓の工事につきまして、新設工事につきまして受託をして工事をさせていただいております。その部分も含めまして金額1,707万7円ということで内訳であります。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） 繰り越しのお金につきまして、土木の方の方はまだこれから工事が進んでいるというような段階の中でそういう繰越金が出ているということでわからせていただきました。

それからこの衛生費の中でも、その消火栓なんかの方の負担金というような形の中で、衛生費の方からその消火栓の方も入っているのかどうかちょっとわからないんですけど、そういうことでよろしいですか。

○議長（関 克義） 下沢環境水道課長。

○環境水道課長（下沢克裕） 上水道会計に町の方から繰り出しをいただくところが、この保健衛生費の総務費が窓口、一つの窓口になっています。

○議長（関 克義） そのほか質疑ございましたら。

間瀬議員。

○10番（間瀬重男） 3点ほどお聞きします。

まず、家計簿の25ページでございますが、衛生費の美化推進費、不法投棄の監視カメラでございますけれども、今度設置されたわけでございますが、その効果というものはどんなふうであったか。

それから調査員の方が10名おいでるんですが、町内を見守っていただいておりますということでありますが、それらのなんか調査員の声というものがあったらお聞かせをいただきたいと思っております。

それから2点目であります、同じく家計簿の27ページ、農業振興費の有害鳥獣対策事業。柵とかフェンスとかが整備されてきたわけですが、特に猿と鹿が120頭の割合を占めて240頭くらいであります。猿は特に大型のおりで捕れたものが多いのか、鉄砲で撃ったものが多いのか、そこら辺の仕分けはどんなふうになっておりますでしょうか。

それから熊とイノシシがわかりにくいような気がします。熊が7頭でイノシシが11頭ということで、なんか今までに比べて少ないなと思っておりますが。個体が少なくなったのか、何か原因があるのか、その辺についてお知らせをいただきたいと思っております。

それから31ページの商工費でございます。昨年7月1日にオープンしたフォレストアドベンチャーについてでございますが、先般の全協でも説明がありましたけれども、約1年経った中で、ある程度目的を達成してきておるといってございまして、今まで1年間通じて、安全管理的な問題が何かあるか、また改善点があるか、お客さんの声が何かそういうような意味の中であったか。

それから施設とか、駐車場とか、そんなものが現況のまま大丈夫か。それから職員のサービスの問題点はなかったか、その3点をちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（関 克義） まず不法投棄につきまして。

下沢環境水道課長。

○環境水道課長（下沢克裕） まず、不法投棄に関わるカメラの関係ですが。設置以降は対象としました場所への不法投棄はありません。カメラの映像にも映ってない、当然ですが。今のところ抑止効果があるのかなというふうに考えております。

続いて環境調査員の関係ですが、環境調査員の皆さんにつきましては、各区から推薦をいただいて、町の委嘱というような形でお願いをしております。

地域の不法投棄が起これるようなところ、これの調査。日頃の中でも不法投棄を発見した場合に通報していただくというような役割。それと地域ごとで不法投棄が起これやすい場所への対策、看板設置等になりますが、そこら辺のご意見を頂戴しているということで、意見交換の会議も開いております。

以上です。

○議長（関 克義） 有害鳥獣駆除と並びにフォレストアドベンチャーにつきまして。

片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） まず、初めに27ページの有害鳥獣駆除対策事業の有害鳥獣駆除対策報償費の関係でございますけれども。

実績につきましては、猿については120匹で、昨年度46でありましたので大幅に増えております。そのうち大型捕獲おりによります捕獲、報償費対象につきましては40匹になりますので、これ80については小型のおり等による捕獲になります。

猿につきましては、猟友会の皆様のご協力もありまして、積極的に小型のおりを仕掛けていただいている部分でも実は効果が出てきておりまして、柵等に工夫をするなりしていただいで、昨年度は実績が上がっているところであります。

それから鹿につきましては123頭ですが、昨年度131頭でここ数年の推移としてはそれほど変化はありません。

それから熊につきましては7頭ですけれども、25年度は2頭で、26年度は7頭ですが、26年度は非常にちょっと出沒の頭数も多くて、下に山からこっちに下りてきたんですけれども、こともありまして捕獲頭数は増えました。

イノシシにつきましては、これもここ近年ではそれほど変わりがないんですけれども、松川町の有害鳥獣の駆除に関しましては、猟友会の皆様におかれましては、きちんと班長、支会長さんの判断、許可を得たものについて、有害鳥獣駆除対策の報償費の対象にすることをしてくださっております、鳥獣保護の観点等々からそういうこともやっけていただいでおりまして、その頭数になっておりますので、実際の頭数はもっと多いのだと思いますが、報償費の対象にした数については以上ということでございます。

それからフォレストアドベンチャーについてでございます。

安全管理ですとか施設の駐車場の施設のこと、それから職員サービスについて現状どうかというお話でございます。

これまでも委員会等で報告をさせてきていただいでおりますけれども、職員のサービス等につきましては、アンケート等を付する中では、好評というか、一定程度のサービスは提供できているかなというふうに思います。

昨年度、駐車場の部分で、切り株にちょっとぶつけたところがあって、1カ所事故がありましたけれども、それ以外については駐車場等で事故は起きておりませんし、またパーク内の安全管理につきましては、施設につきましては毎日職員がすべての施設を回って点検をしておりますし、それから実際のパーク内で遊戯していただいでいる間のお客様の事故につきましても、若干軽いけが等はあったんですけれども、大きなけがについ

ては発生していないという状況で、とりあえず今のところ安全管理も含めて運営できているかなというふうに思っております。

ただ、人間が関わります施設になりますので、引き続き安全管理、それからサービスの向上についてはしっかりやっていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（関 克義） 間瀬議員。

○10番（間瀬重男） 答弁をいただきました。

まず、美化推進費の関係であります。監視カメラの効果はあるということでございます。今は1カ所だと思いますが、今後こういう効果があるということは、ほかにもひどい不法投棄の場所があれば設置したいとかそんなようなお考えはあるかお聞きしたいと思っております。

調査員の声の中でありまして、町内には結構あちらこちらに不法投棄のひどいところがあるのではないかと思いますけれども、そんなような声はないでしょうか。

それから農業振興費の有害鳥獣対策については、大型おりの効果が出ているということですが、今2カ所かと思いますが、まだほかになんか設置した方がいいというようなところがあるかどうか、その辺をお聞きしたいと思っております。

それからフォレストアドベンチャーについては、順調な運営ができておるということであります。ちょっとやはり大勢予約の方はいいとしても、不意に来た方たちの駐車場等は満足しておられるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思っております。

もう一つ、有害鳥獣の関係で、新規に狩猟免許を取られた方はおいでになるか、一応その辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（関 克義） まず不法投棄の関係。

下沢環境水道課長。

○環境水道課長（下沢克裕） 今現在のところ、具体的にどこへというところはまだカメラのところは決めておりませんが、調査員の皆さんとも相談しながら、効果のある場所に設置は考えていきたいと思っております。

調査員の皆さんの声といいますと、会議を開いて特に路線によってはちょこちょここと起きるところもありますし、人里といいますか、住宅地であってもレジ袋などが目立つようになってきたというような地区の声などもいただいております。それに対しまして実を言うと商店関係、公民館関係にもご意見を頂戴したりというようなことで、調査員の皆さんとは懇談を意見交換をさせていただいております。これまでの会議の状況で

ございます。

○議長（関 克義） 有害鳥獣駆除、フォレストアドベンチャーについて。

片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 有害鳥獣の関係でありますけれども、大型捕獲おりの評価と今後についてということかと思っておりますけれども。

大型捕獲おりにつきましては、猿用ですけれども、中山地区に平成25年度、部奈地区に昨年度この実績の中で設置をさせていただいたところでございます。

昨年度は、先ほども申しましたけれども、全部で40頭捕れました。

時期的には、食べ物が少ない厳寒期にわなに入ることがわかってきておりまして、地元の方々の協力、それから猟友会の皆様の協力で運営を行っておりまして、その中でも効果があるということをお判断いただいておりますことから、生田地区でもう1カ所設置の要望が現在きているというところでございます。

それにつきましては、27年度に予算では現在持っておりませんので、国の交付金を使って行う事業と位置づけておりますので、国の補助金等が得られてまた有害鳥獣駆除対策協議会の方で設置をするという方向になれば、それは進めていくことになるかなと見ております。

それから新規の狩猟免許につきましては、ちょっと私今手元に数が細かいところまで持っておりませんが、人数につきましては人数につきましてはおおむね60名の方が今わなや銃等の免許を取って猟友会に参加していただいているという状況でございます。

ちょっと数は定かではありませんけれども、新たに新規に免許を取られる方も何名かありますけれども、時々出てくるという状況です。ただ、全体としますと、年齢やはり今猟友会の皆さん、高齢化が進んでおりますので、毎年少しずつ若干では減ってしまっているかなということがありますが、新規の取得者の方もわずかではありますけれども、だんだんは入ってきているということでもあります。

それからフォレストアドベンチャーの駐車場につきましては、今のところ量的、あるいはその施設というか、サービスの苦情等あるいは困っているということは聞いておりません。ただし、あの施設につきましては、職員も手作りでフェンスを作ったりしておりますので、引き続き駐車場に限らず、他の面も改善していったら、サービスの向上に図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関 克義） 間瀬議員。

○10番（間瀬重男） それぞれ答弁をいただきましたけれども。

ちょっと先ほど言い忘れたんですけれど、美化推進という意味から、実は運動公園の手前に空き家というか、事務所のあとで非常に見苦しい、もう空き家がゴミ捨て場状態になっちゃっておるんですけれども。その点についてもなんか行政の手で何か解決方法を見いだしていただきたいと思うんですが。非常になんか薄暗いところで、やはり名子から子どもたちが下りてきたり、それから名子へ上がっていくという人たちもおりますので、それとあそこ通るたびにどうしようもないな。ガラス割れちゃっておるし、非常に町一番ちょっと今汚いところじゃないかなと思うわけでありましてけれども。その点についても何かお願いしたいと思っております。

それからあと有害鳥獣対策においては、大型のおりが非常に効果があるということで、生田から要請が出ているということでございます。また、免許についても高齢化が進んでいる中で、またこれらもお考えをいただきたいと思っております。

フォレストアドベンチャーについては、一応いろんな面で満足されているのではないかとございまして、その中でこのところでありまして、非常に雨降りが多くなっておりますけれども、雨降り対策というか、今までそんなようなこともあったと思っておりますけれども、どんなようなキャンセル的にはどんなふうにされておるのか、それをお聞きして終わります。

○議長（関 克義） 質問もちょっと増えてまいりましたけれども、不法投棄の関連ということでご答弁は。

吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） 運動公園の下の空き家の件でございまして、あれは個人の持ち物でございまして、なかなか難しい面がございまして。

昨年度うちの方で所有者と折衝をさせていただきましたけれども、若干今暗礁に乗り上げているのが現状でございます。

今後、空き家対策等で考えられるかもしれませんが、今の段階でちょっと今何もできない状況になっているのが現状でございますので、お願いしたいと思っております。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 雨降りの場合のことでありまして、26年度事業初めて始めたわけですが、あちらやはり西山地区にありまして、少し湿気ったところもあるもんですから、大雨がこの最近の気候ですと、本当に集中豪雨というか、局所で豪雨が降りますけれども。その際に大雨が降ると、若干パーク内の土砂が流出するという

ことも発生しますので、その際には当然サービスの方はパークの方は閉鎖いたしますので、パークが開く前に職員の方で整備を行って支障がないようにしているというのが現状でございます。

○議長（関 克義） 先ほどの松井議員の質問につきまして、大澤課長よりご答弁いただきます。

○保健福祉課長（大澤孝史） 再三で申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

これも25年度の数字になるわけですがけれども、総医療費でありますけれども、16億5,843万円です。16億5,843万円ということになりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（関 克義） 松井議員、よろしいでしょうか。

○11番（松井悦子） ありがとうございます。

○議長（関 克義） そのほか質疑ございましたら。

坂本議員。

○4番（坂本勇治） 3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、保養宿泊施設についてお聞きしたいと思いますが。

ページが13ページですか。決算書と意見書の27ページと合わせてになりますけれども。財政調整基金について。

今、3億5,148万円ですか、26年度決算で基金があるわけで。この基金について目標といいますか、どのくらいあればいいかという内容を説明をいただきたいと思いますが。

まず、決算書の中のこの13ページで、予算の中では200万円計上されておったわけですがけれども、最終的な決算は20万円ということになっているかと思えます。これ25年度も200万円予算を取ってあったにもかかわらず20万円と。今やっば経営環境非常に厳しいということの中で20万円しかやらなかった。ただ、25年度と同じように200万円計上しておったのが20万円というのが、ちょっと経緯をお聞きしたいと思えますので、ひとつお聞きしたいと思えます。

ちなみにこの家計簿ですか、家計簿の56ページの財政基金が、予算が20万円になっていますので、記載ミスなのか、予算と決算が同じ数字になるようにあえてしたのか、そこら辺も含めてこの説明をひとつお聞きしたいと思えます。

次に、2番目として、全体の未収金、滞納金、滞納額の関係ですが。不納欠損について、25年度は1億830万円ですか、26年度が1億437万円ということで、40

0万円ほど少なくなっているわけですがけれども。

これそれぞれの会計別で見ますと、町税では25年より不納欠損が200万円ほど減っています。国保では30万円から逆に180万円と150万円ほど増えているわけで、この町の中の町民からの税金また国保での徴収といった中で、商工会あたりでもう商工業合わせて経済動向というのは見ているかと思うんですけれども。当然こういった税収に関しての資料はないわけで、松川町として当然商工会からの資料はもらいながら、この経済動向というの見る中で、この国保、あるいは町税といったもの、またその他の税収もあるかと思うんですけれども。そこら辺を踏まえた中で、町の経済状況というのを見て、次の27年度、27年度ももう半分過ぎているわけですがけれども、そういった分析の中で何か政策を考えているかお聞きしたいと思います。

3番目として、国保会計においてですけれども。25年度国保会計は、繰入金についてお聞きしたいと思います。

歳入歳出の残高が25年度より5,300万円ほどということで、半分くらいになっているわけですがけれども。26年度は1.9%でしたか。平均税率を上げて、27年度は5.2ですか5.4ですか、上げてきたかと思えますけれども。この健全な運営の中で繰入金が25年度は9,000万円、26年度は9,837万円ほど。法定替え繰り入れは5,000万円とは決まっているわけですがけれども、それだけ繰り入れをしても基金に5,000万円ほど26年度は積み立てて4,500万円になったと。そこら辺の経過を見ながら分析といいますか、安全な健全な運営という見通しをどう考えているか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（関 克義） まず初めに保養宿泊施設の関係。

片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） まず、基金の関係でございますけれども、27ページの記載にありますとおり、決算年度末現在高で現在3億5,148万6千円が保養宿泊施設の基金の額になります。

それでご質問の積立金のところにつきましては、決算書でいうと13ページになりますけれども、当初予算で200万円を組んでおりましたものを補正で180万円減じまして20万円とし、19万9,352円を積み立てておりますが。この理由につきましては、当初の段階でいわゆる株で200万円という予算計上をしたものでありましたが、実際に積み立てできたのは利子分だけということになります。

ここを平成24年度までは、補正をいたしまして、前年度からの繰越金ですとか、あ

るいは当該年度の営業の売り上げ状況を見て、積み立てできる金額が出てきた段階で補正をさせていただいて、積み立てをしてきたという経過がありますが、平成25年度と平成26年度に関しては、この積み立てができていないという状況であります。

そこについては、まず売り上げの関係が上がってこないと積み立てに回すお金が足りないということが1点と、それからその年度において大型のその改修費だとか、工事請負費が発生する場合にはそちらに充てて積み立てが発生しないというような形で運用をしてきました。

26年度につきましては、先ほど森谷議員、それから島田議員のご質問の時にお答えしたとおり、ちょっと厳しい状況もありましたので、積み立てに回すお金が捻出できなかったというのがこの状況でございます。

○議長（関 克義） 未収金につきまして。

北村住民税務課長。

○住民税務課長（北村 稔） 未収金関係でお答えしたいと思います。

まず、一般会計、それから国保会計の最近の不納欠損処理を行いました額の動きといえますか、様子でありますけれど。まず、一般会計の方の不納欠損の関係ですが、ここに2年ほど前の数値、24年度と25年度でお願いしたいと思いますけれど。一般会計の方でいきますと24年度が374万円弱。それから25年度が410万2千円。それから26年度につきましては、先般もお示しをいたしました、219万3千円。それから国保につきましては、国保の方ですけれど、24年度につきましては253万8千円、それから25年度は31万3千円、それから26年度につきましては180万4千円というような金額で推移をしてきておるところであります。

金額に国保一般会計等で金額に差異がある部分につきましては、同じ世帯不納欠損を行う中で、やはり同じ世帯の中で関係する税目を不納欠損処分を行いますので、その年度において、やっぱり国保の未納額が多かった世帯とそれ以外の一般会計の方で取り扱い、税目の方の未納が多かった世帯等の違いで、会計別ごとで年度ごとで欠損処分した金額が違ってまいります。

欠損処分の取り扱いにつきましては、先ほどもご質問がありましたけれど、極力収納に努めるという基本方針の中、どうしても財産がないとか、もう請求する相手がないとか、そういう各種調査を行いながら、精査をしながら、最終的に判断をして実施をしてきておるところであります。

そんなことでよろしく願いいたします。

○議長（関 克義） 国保の繰り入れにつきまして。

大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） 繰入金のことについてご質問いただきました。

国保会計全体には、給付費の方が毎年3%ほど上昇してくるというような状況があるわけでありまして。その中で、保険料率をできるだけ低く抑えていこうということの中で考えを持って率の方、決定をしてきておるわけですが。

国県の補助金の方の中で、翌々年度で精算がされるというようなそういった補助金もございまして。そういった中で、そういったものの影響もあつたりする中で、この繰入金の等につきましても、できるだけ保険者の方の負担を極力少なくするということの中で、法定内、また法定外のこの繰入金という形の中で、繰り入れの方を行いまして、保険料の方の率の方を抑えてくるという形をとってまいりました。

その中でも、やはり今後の急激な保険給付費の上昇ということも、医療費の上昇ということもございまして。それに備えるためにできるだけ基金の方も積み立てながら、そういった急遽の対応が必要になってくるときにまた基金も充てるということの中で、25年度につきましては500万円ほどの基金を積み立てまして、当会計の方でもそういった高騰する医療費に努めるという考え方でやってきておるのが現状でございまして。

○議長（関 克義） 坂本議員。

○4番（坂本勇治） まず、保養宿泊施設については、経営状態が悪く赤字になっているということもわかりますし、また将来計画をいろいろ立てているということもわかりますが。

この決算書を見て、予備費の中で予備費が不用額というのが出てくるわけで、これを流用して200万円。その基金をいくらにするかというのが、ここで3億円あったとしても本当大規模な改修、あるいは改築なんていうことになるのと、とてもこの桁が違ってくるわけで、そこら辺の基金としてどのくらいを想定していくかということを見ると、200万円が本当に正しいかどうかは別としても、そこら辺も目標にしながらの計画はこれから多分細かく計画していくかと思えますけれども。

設備に180万円かかったからじゃあ20万円しかというのが、この不用額というのを見たときにどうしてもちよつと腑に落ちないところもあるんで、やはり基金は入れながら、予定どおり入れながらというのが本来かなという気もしておりますので、またそこら辺をまた考えていって進めていただければと思います。

先ほどの保養宿泊施設の方の家計簿の方のこの数字は、間違いということの良いのかな。あえてじゃなくて。

未収金については、その数字を聞いたかったんじゃないじゃなくて、その数字が出てきた中で、町のその経済動向というのが、やはり税金を知っているのはやっぱり町しかないと思うんで、企業からの情報というのは商工会把握していると思いますけれども、個々のどこへ勤めているか、それによって各住民が税金というか、当然収入が上がる、下がるというやつが個々にあるかと思うんで、そこら辺を見るのに当然町は把握してないとこの数字が出てこないわけなんで、そこら辺を使った中で経済動向を見て政策に役立てないかという質問だったつもりなんで、そこら辺を再度。

それこそ住民税務課長が答えるのは数字しかないかと思うんで、そこら辺も含めて町の方針といいますか、当然見てはいると思うんですけれども、今こんな状態ですよ、たまたまこの未収金滞納額で見た場合の考察といいますか、分析はどうかということなんで、その辺をお願いしたいと思います。

あと国保会計については、毎年審議会では考えながらパーセントも決めていくわけですが、2年後に県に統一されると、松川町は今保健医療費が少ない、保険税も少ないというところでいくと必ず上がると思うんで、そこら辺に対応したときにもうこの国保の基金も4,500万円ですか、本来だったら財政規模でいくと3億円4億円ってなきゃいけないのが今こういう状態なので、そこら辺を考えたときに安全策というのがどういうふうかということ再度お聞きしたいと思います。

○議長（関 克義） まず保養宿泊施設に関連しまして。

片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） まず最初に家計簿の方でありますけれども、これは間違いではなくて、家計簿の56ページの予算額20万円につきましては、当初予算ではなくて補正後の予算になりますので、先ほどもご説明いたしましたとおり、当初200万円を計上し、180万円減じておりますので、合わせたというよりも予算減額になります補正後の。ですので、どこの項目もこの家計簿については補正後の予算減額になっておりますので、20万円ということで間違いではありません。

それから計画どおり積み立てを行っていけばいいじゃないかというのはおっしゃるとおりでありまして、それができるように経営努力しているわけでありまして、実際にはやはり売り上げの増減、あるいは利益の増減がございますので、それに伴いまして、積み立てをしてきたというのが実績、これまでの経過であります。

その中で、長期的な計画等によるというわけではなくて、その場の判断でいろんなものを工事、修繕等行ってきております。その大きなものの一つが第2源泉の新しい源泉

を作ったというのもその一つになろうかと思えます。

ですので、先ほど来ご指摘、監査委員さんからもご指摘がありますとおり、長期的な見通しを出していくということを経営会議等を通じてやっていかなくちやいけないかなというふうに思っています。

それでまたその200万円を予備費があるじゃないかという話もありますけれども、予備費につきましては最終的には繰越金として翌年度の予算に計上されることとなります。先ほど来繰越金の話がありますけれども、やはり当初予算の段階で繰越金をある程度見積もりながら、次の年度、今年でいえば27年度の経営を行うこととなりますので、今回の補正予算で清流苑特別会計につきましては、平成27年の9月の補正予算で繰越金をマイナス541万6千円計上させていただいております。これも繰越金については3,000万円を計上したということは、予備費及び不用額も含めて3,000万円を見込んだんですけれども、予算編成の時期から決算までの間に少し見込みが足りずに繰越金が足りなくなってしまうということでございます。

ですので、不用額をこちらの方に積み立てるということになれば、翌年度の繰越金の額が減ってくるという形になりますので、翌年度の繰越金もある程度見込めない見込みをしないと、27年度の予算編成ができないと判断しているところでありますので、そのような形になるということをご理解いただければと思います。

それから長期的に見ていくらかということにつきましては、ちょっと今すぐいくらということはお答えできませんが、固定資産台帳については整備を平成25年度に行っておりますので、それらを元に経営会議等を通じて、確かな数字を出していく必要があると思えます。というところであります。

以上です。

○議長（関 克義） 未収金について、経済状況を見ながら町政運営について。

吉澤副町長お願いします。

○副町長（吉澤澄久） ご指名いただきましたけれども、大変難しいご質問を頂戴しているかと思っております。

経済動向については、私ども今、今の坂本議員さん、商工会等の情報等を受けてやられたらどうかというようなことをいただいておりますけれど。商工会さん等はコンタクトは常にとっているわけですが、なかなかその個々のその収支の関係ですかね、そこから辺までは商工会さんとしても把握してないのが現状かなと思っております。

それから経済動向ですけれど、私どもいろんな雑誌等を頂戴しております、例えば

この地方の動向については、毎月飯田の金融機関さんが発行するものはいただいておりますので、これによってかなり動向、あるいは町長がよく言われますけれど、インターチェンジの車の台数だとかね、そういったところまで見させていただいております。

それから毎週データバンクさんの方からも、会社の状況をいただくような資料もいただいております。それから月刊誌では、やっぱり県の金融機関さんが発行する経済情報等も見させていただいておりますし、一番はやっぱりもっと大きな視野で見れば毎日見えておりますけれども、日経新聞が出ておりますから、これによっては国の動向等がわかってくるかと思っております。

これによって、事務事業を即座にどうするかということはありませんから、予算立てするときにそういったものを参考にしながらやっていかななくてはならないかと思っております。

なかなかちょっと質問のお答えになっているかどうかわかりませんが、そんな状況でございますのでお願いいたします。

○議長（関 克義） 国保について。

大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） 基金の安定的な状況を保つことが必要ではないかというお話であります。

その点については、まだまだこの4, 500万円という基金の状況は十分ではないのかなというふうに感じるところあります。

ですので、今後の中ではやはり給付費の方の伸びをやはり抑えることが一番大きなことになってくるのかなということです。その中で、保健予防活動等もやはりやっていく中で、その給付費を抑え、急激な医療費の抑制も抑えるということの中で、基金の方にもできるだけ積み立てながら、30年度の県の統一化の方に向かって基金も十分蓄えをしていくというようなことで、今後も国保の運営審議会の皆さん等にもお諮らいをしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（関 克義） 坂本議員。

○4番（坂本勇治） 保養宿泊施設については、お客さんにきてもらわなきゃやはり収入が増えないということで大変かと思いますが、研究して健全経営に努めていただければと思います。

未収金、税金の関係ですけれども、松川町の住民の動向というのはなかなかそういった大きなあれだけだとわからないかと思っております。また、そこら辺も参考にして、そうい

うのを検証する中で、町の独自の政策というのも何か出てくるんじゃないかと。特に商工業だけじゃなくて、やっぱり農家の皆さんの動向というのも当然あるかと思えますし、その経済誌に直接農家の今の松川町の現状というのはなかなか読み取れない部分もあるかと思えますので、せっかくのデータですので、ビックデータとしてどういうふうに使っていくか。これを口外しろとかというんじゃないくて、分析した結果がこういうふうだというのは公表できるのかなと思えますので、また使っていただきたいと思えます。

国保会計については、なかなかその徴収税を上げればいいということじゃないかと思えますので、そこら辺も住民の様子を見ながら健全にというのが、こういった基金も増えればいいという、簡単にできることじゃないので、ぜひまた住民、被保険者ときちんと対話をしながら理解してもらおう中でどうするという方向を出していただければと思えます。

以上です。

○議長（関 克義） そのほか質疑ございますか。

米山議員。

○7番（米山俊孝） 家計簿の22ページからお願いしたいと思えます。

衛生費、保健衛生費の下伊那赤十字病院運営費補助ということで、約1億円余のお金が支出されております。

この中で、補助金を出したからということではないと思えますけれど、運営に関するとか、いろいろな形でもって懇談会等をもたれているかと思えます。会議名はわかりませんが、そんな中で、その会議の中で一つお尋ねしたいんですが、分娩再開について話題は出しているかどうかというようなことをちょっとお聞きしたいわけでございます。

と申しますのも、やっぱり安心安全で生活する、できる地域ということで、以前からもう何度もいろんな形の中でニーズ的病院の分娩再開ということで話題になってきておるわけでございますけれども。

この補助金を出したから何々をしてくれというような条件付きの補助金でないということは、それではないということは理解はしておりますけれど、懇談会の席でそんなないような内容が出されているかどうかというようなこと、このことを1点お尋ねしたいと思えます。

以上でございますが。

○議長（関 克義） 大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） 分娩の再開については、これまでも要望等がありながら、これにつきましてまず町村の関係者によります運営協議会というような形の中で、運営研究会か。ちょっと今年から名前の方変わりましたが、北部の方の町村長さんにもご参加いただくような形で広げまして、あと中川村、飯島町さんも加わっての町村長のまず研究協議会の方で、この分娩のことについての話の方は日赤病院さんの方で話題にも上り、話の方になっておるかと思えます。

あと議員の皆さんとの運営協議会、こちらも似たような名前であるんですけども、こちらでも今年はまだなんですけれども、昨年の中で分娩の再開についてぜひお願いしたいんだという話の方はさせていただいております。

ただ、下伊那赤十字病院さんの方も、この再開につきましては、非常に大きな課題として挙がっていることとして聞いているのが、医師の確保を単独で行うのは非常に難しいんだということをお話の方に出しております。

要は分娩につきましては、非常に通常分娩だけならいいんですけども、やはりリスクの高い分娩もあつたりするという事の中で、そういった体制を整えていきますと、1人の医師の方ではなかなか難しいと。そうすると、安全安心という点でいきますと、1カ所で医師の方が集まって分娩をきちんとやっていくんだという里帰り出産も含めましてやっていくんだという、周産期センターでその役割を果たしていくんだというそういった方向性が出ている中で、下伊那赤十字病院さんで再開というのは、非常にハードルが高いということは聞いておりますけれども、これをこれで終わりということではありません。話の方については引き続き出しながら、再開に向けての話の方をまた行ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 克義） 米山議員。

○7番（米山俊孝） 難しいというお話は以前から聞いております。

その中で、都会などでは産院等の形でもって対応しているような話とか、そんなような話もあるわけでございまして、ぜひ諦めずにこのことは継続して申し入れていただきたいと、こんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（関 克義） 進行上お尋ねします。

このほか質疑のある方は。

それではお諮りいたします。

ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(関 克義) 4時30分まで休憩といたします。

休 憩 午後 4時21分

再 開 午後 4時30分

○議長(関 克義) 会議を再開いたします。

白川議員。

○13番(白川靖浩) 3つほど端的に言いますので端的にお答え願いたいと思います。

まずは、先ほどからみんな言っておることだと言ってちやうだけれども、歳入の方のその不納欠損と収入未済の関係なんですけれども。

今年も不納欠損と収入未済が計上されておるということで。これは歳入の分というか、不納欠損は町税と国保の関係だったんですが、収入未済の方が先日の全協でその法令というか、税制のあれに基づいてやったということで、これも年々増えてくるような感じがあるんですけれども。これはそのときの職員の判断というといかんけれど、その判断によっても歳減を抑えていく、未済を抑えていくような方法もあるんじゃないかなと。努力はされておることはわかっておりますので。いつでも良いということになると大変なことになっていくんで、ぜひその抑止のために考えていってほしいということが一つであります。

2番目には、決算書の37ですか、財産収入のところで、立木売買というかの部分があるんですが、112万円ですか。これは山の木を切ったやつなのかどうかちょっとお聞きしたい。

それともう一つは、介護保険事業なんですけど、監査の意見書にもあるように、高齢者世帯だとか、独居老人の世帯が増えてきておるということ、これは本当深刻な問題であります。特に認知症のお年寄りが増えて、その対策というのが本当急務じゃないかなと思うんですが。これは一般質問のようなものなのですが、ちょっとそこらのとこどうお考えになっておるのかお聞かせ願いたいと思います。

その3つをお願いします。

○議長(関 克義) 不納欠損等について。

北村住民税務課長。

○住民税務課長（北村 稔） 今後の不納欠損の処理に向けての考え方ということで。

担当課といたしましては、議員申されるように、税の公平性からいたしましても、不納欠損処理の金額をこれ以上といたしますか、多額の欠損処理を行うことがあまりかんばしいことではないと考えております。

欠損処理を減らすといたしますか、その方策といたしましては、やはり極力収納に結びつけるということが原則かと思っておりますので、26年度につきましては差し押さえという状況の中で、今までは預貯金、主に預貯金の差し押さえを行ってきておるわけですが、滞納整理機構ですとか、県の徴収対策室等にも、いろいろ研修に行ったり相談をする中で、26年度につきましては生命保険料の保険料の差し押さえというのも数件やってまいりました。

そんなことで、今後も県の機関等にも研修に出向いたり、また指導を受ける中で、預貯金の差し押さえだけでなく、そのほかの財産等でできるものがあればまた考えていくとか、極力収納に結びつくような方法をとっていくような強い考えでもって対応をしていき、不納欠損処理は本当に究極の手段という方向で行ってまいりたいと考えます。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 財産収入について。

片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） こちらの立木売り払い収入につきましては、議員がおっしゃいますとおり、鳥獣害総合対策事業といたしました緩衝帯の整備に伴います除伐とそれから町有林の保育事業の間伐材の収入。それから林産物の払い下げですね、町有林の若干ですけれども。主には町有林の間伐の収入になります。

以上です。

○議長（関 克義） 独居老人に関係して。

大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） 認知症の施策については、重要な問題だというふうに捉えております。

その中で、これまでの中では普及啓発という形の中で、認知症の方の対応について理解を深めていただくということを中心に事業の方を行ってきております。認知症サポーターの養成講座、また、講習会等を開催しながら、理解を深めてもらうという形でやってまいりました。

これに合わせまして、今後やはり対象者が増えるということに関しまして、初期の段

階でなかなか認知症がうまく対応ができない、医療等への結びつきができないという問題を捉えまして、認知症の初期の集中支援チームによります事業の方をこの9月からやってまいりたいというふうに思っております。

この事業につきましては、認知症に関係します専門医、またそれに関わる看護師等が、一定期間初期の方への集中支援をすることによりまして、そのあと訪問というような形をとらせていただきまして、これまでにない形の中で認知症の方への対応を十分に行っていくということを今考えておるところであります。

これからの中で、そういった方々を重症化させないということの中で、事後の対応という手前の予防的などところを狙っての事業の方をやっていながら、政策の方を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（関 克義） 白川議員。

○13番（白川靖浩） それぞれ説明いただきましたけれども。

この歳入未済と不納欠損の関係ですが。何かどこか書いてあったけれど、収入未済の人数が516人ってこれはもちろんダブって払えん衆はいろいろのものを払わんもんでそういうことになっておるんだと思うんだけど。この人数がいずれは不納欠損の方へ向いていっちゃう。そうなる大変なことだと思うんだけど、ぜひそこらを加味して取り組みをしていっていただきたい。

それで不納欠損にするにしても、先ほどからも出ておりますし、課長さんもそう申しましたが。不納欠損にしたんだけど、その人は介護保険もらっておって、それで不納欠損したとか、財産面でもきつといろいろあっても回収できなんだというような反省もあると思うんで、ぜひそこらは考慮して連絡取り合ってやって、各部門連絡取り合ってやっていただきたいと思います。

それでそのとこで一つ、これあとの補正で多分そういうことでも出ておると思うんだけど。使用料、負担金、雑入がその収入未済になっておる項目ですね。それが載っておるんだけど、これは結局会計処理を遅れたんだか何か理由があったと思うんだけど。使用料の公共農集、農排、水道、それと負担金が何かの20万円貸付金、これは奨学金の関係だと思うけれど80万円。これと河川愛護の関係の雑入なんかが、これはあとで補正に載っておるんで、入ってきたんで、えらい文句はないと思うんだけど、でも5月末日までに間に合わんんだか、ちょっとそここのご説明お願いします。

それと間伐収入の関係ですが、これ林業振興費で森林組合へ委託して、事業としてやってそのあれだと思うんだけど。決算書で見ると、その森林組合いくら委託出して

おるのかちょっと数字をつかめないので、そこらのとこ教えてほしいと思うんだけど。

それで単純に思うに、結構間伐材にしても緩衝帯のやつにしても、あそこ切っておるところ見回りに行くと、いい材料結構出てるんだけど、それがどうしてこればっかかなと思うんですが、その点もしあれだったらお聞かせ願いたいと思います。

そうすると介護保険の方は、本当将来が心配で、私は国保より始末悪いんじゃないかなという感じをしておるんですが。認知症のその対策もだけれど、施設の関係も含めてやっぱし対策は今からやっていかんや、本当独居老人で孤独で死んでおったりそういう面もあるし、ぜひ考えていってもらい。これは政策的な問題ですので、町長お願いします。

○議長（関 克義） 不納欠損、未収金について。

下沢環境水道課長。

○環境水道課長（下沢克裕） 意見書の6ページの数字でちょっと私どもお預かりしております公共下水、農集排につきまして、未収金は今度補正の段階で27年度の使用料、過年度収入に補正をさせていただく。そういうことでお願いしたいと思います。

○議長（関 克義） 続きまして福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 児童館の利用料と奨学基金の貸付金の償還金が2万円、8万円ということでそれぞれ未収になっております。

これにつきましては、どちらもお一人の方でございまして、再三お邪魔をする中でお話をさせていただいてきておるところでございまして。児童館の2万円については6月に入って収入となっております。奨学基金の方についてはまだ収入になっておりませんが、大変難しい状況にあるのかなということで、何度かお尋ねしてお話する中では感じてきておるところでございまして。

こちらにつきましても、今度の補正で過年度分という形の中で計上をさせていただいております。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 田中建設課長。

○建設課長（田中 学） すいません、決算書の方の46ページの一番下の欄をご覧いただきたいと思います。

雑入の部分でありますけれど、雑入の収入未済み額ということで36万7,700円が計上されております。こちらにつきましては、今度の補正予算のときに過年度分の収入ということで盛らせていただいておりますが、議員さんご指摘のとおり、私どもの手

続きに手落ちがあった部分でございます。

内容的にはこれ河川愛護団体への活動報奨金であります。各区、自治会が河川清掃をやっていたそのものをまずいったん町の方から地元にお支払いするんですけど、その部分年度末になりまして県の方から入ってきます。その入ってくるのが河川愛護団体へというような形で入ってきますので、通帳が別の通帳になっております。松川町河川愛護会という通帳の方に、それぞれの愛護団体分の報奨金ということで入ってくるわけであります。

その関係で、年度末に通帳の方に入ってきましたが、入ってきたのが4月の22日あります。この通帳の方をすぐに記載しまして、それを把握した時点で一般会計の方に繰り入れるとか、振り替える手続きがあったわけなんですけれど、やはり担当者も変わったり、私どものチェックミスがありまして、その部分を一般会計の方に振り替えをすることが落ちてしまったということで、それが気づいたのが6月ということでありまして、大変申し訳ないんですけど、今年度過年度分ということで補正に載せていただいたものであります。すいませんでした。

今後は、そのようなチェック体制をきちんとしまして、また通帳等もきちんとつけて、事務の流れをきちんと確認しておくようにしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 立木販売に関して。

片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） お願いします。

立木売り払い収入に関係しますその緩衝帯整備事業及び町林の間伐事業に森林組合がどの程度その関わっているかということですけども。

基本的には、それぞれの事業、委託業者としましてはほかにはありませんので、町で行っております同種の事業についてはすべて飯伊森林組合さんにおおむねすべて委託しているというのが実際でございます。

それでどの部分がといいますと非常に件数もありますが、森林経営計画の関連で間伐を行い、負担金を支払いという点だけで申し上げますと、26年度におきましては大島ほかで間伐の負担金が165万2千円というのが、森林組合の負担で払っているという関係になります。

この質問については、いわゆる売り払い収入の金額が適正かどうかというような話で、やり方についても、この事業の実施の仕方についても、白川議員さんからも以前からも

お話をいただいているところでありますけれども、その際にもお話をいただいているところでありますけれども、その際にもお話しいたしましたが、ちょっと今年のところは個別に負担金の関係と売り払い収入の関係いくらになっておるかというのちょっと今すぐお答えできませんが、以前お調べした部分では、森林組合の負担金を差し引いて、残り3割が粗利として町の方に財産収入で入ってくるという計算をした経過がありますので、また26年度の詳細につきましては、また計算をして別の機会にお調べしてお知らせできればというふうに思います。

○議長（関 克義） 総体的に。

深津町長。

○町長（深津 徹） 高齢者の独居、あるいは高齢者のみの世帯のことが心配である。それらについて政策を遂行をぜひということだというふうに理解をいたしております。

包括支援センターの方で昨年も独居の方、それから高齢者のみの世帯のアンケート調査をし、何が今困っている、どういったことをしてほしい、そういったアンケート調査もとれておりますので、それに基づいてコミュカフェという事業も今200名を超えるという非常に大きな事業になってきております。それらも含めて、健康長寿ということをやはり政策として打っていく必要があるというふうに思っておりますので、今日の答弁としたらご意見として承って、また活かしてまいりたいというふうに思っております。

それから不納欠損につきまして、先ほどから各方からご意見をいただいております。先ほど私も商売をやっておりましたので、貸倒、引当金ではありますけれど。

債権、不納欠損処理していくということは、債権を放棄するというところでございまして、非常にこれはもう一切手が出せないという、放棄をしていくというところでございしますので、非常に私自身も私もすべて把握しているわけじゃございませんけれども、私が目を通した若干のいくつかのことに関して、担当課へ行ってこれはどういうことなんだということで話を聞きますと、私自身もこれはもう不納欠損にせざるを得ないなという内容のものばかりという言い方はできませんけれども、やむを得ないなところ思うところでございます。

どういった案件について不納欠損処理をしているかということ。もちろん法令や条例に則った形でやっていく面と、その実際の内容については皆様方にこれは守秘義務がございしますので、個人名だとかいろいろ名前を出すわけにはいきませんが、今までいろいろご意見を伺って、実際の案件の事例、こういった形。もうどこへ連絡とっても連絡がつかないという人たちの分が挙がってまいります。親戚もない。転居先はわか

っているけれども、その先からはもう行方不明の状態というような形の中のものを不納欠損しているのではないかというふうに思っております。

課長の方で「一生懸命できるだけのことをしている」という答弁がございましたけれども、ある機会にはそういった一例を皆様に、個人情報という枠がございますので、こういった例をこういう形でやっているというようなことをお示しすることも大切かなと思いをながらいたところでございます。

今後また活かしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 白川議員。

○13番（白川靖浩） ありがとうございます。

介護保険会計の関係は、町長そういうふうにお答え願いましたんで。

ぜひこれは行政ばっかじゃなくて、地域も一体となってやっばし取り組むような姿勢がなげにやとてもカバーできんと思いますので、ぜひそういうことも考えてお取り組みを願いたいと思います。

不納だか未済額の関係ですが、それぞれにあってきつと遅れてきたんだと思うんだけど。先ほど一つ80万円の関係はまだ入ってないというあれだったんだけど。それで入る見込みで補正をするということかな。20万円の方は入ったようだけれど、80万円はこれからということなんだな。まだ返ってきておらんということだと思うんだけど、さっきの答弁だと。

それはそれぞれの今本当子どもが貧乏だというけれど、家庭の事情もあって入らないのかもしれないけれども、ぜひそれはあんまり無理言わんように穏やかに返していただくようお願いしていただきたいと思います。

それで森林組合の関係は今だって無理だでもいいけれど、ぜひそれは目を光らせておいてもらって、そんな大北の森林組合のことはないと思うんだけど、会計はちょっとうんというところもありますで、ぜひそれは落ちのないようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（関 克義） 未収のところににつきまして80万円について、福島こども課長ありましたら。

○こども課長（福島敏美） 金額につきましては、20万円ではなくて2万円と8万円という形になります。児童館が2万円、それで奨学金が8万円という形になります。

これについては、先ほどからお話がありますように債権放棄しておるわけじゃござい

ませんので、26年度の決算の数字を27年度の過年度分として引き継いでまいるという
ことで今回補正をさせていただくものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） そのほか質疑ございますか。

加賀田議員。

○1番（加賀田亮） それでは1点だけお尋ね申し上げます。

この決算関係につきまして、住民への公表、住民への公開というふうな論点でござい
ます。

今回、付託されましたこの議案は、地方自治法の233条の3項によってというふう
にこの議案書にも書いてはございます。同じく233条の6項に、住民公表の義務とい
うのがあります。同じく自治法の243条だったかな、243条の3項か6項だと思
いましたけれども、確か3項だと思いましたが、年に2回住民に対して財政状況を
報告しなければならないというふうな規定があったと思います。

この運用状況について、まずはお聞かせいただきたいと思います。

○議長（関 克義） 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） 今の決算の公表の関係でございますけれども、主要な施
策でありますこの家計簿の関係につきましては、ホームページによりまして公表をいた
しまして、また広報誌におきましては決算の概要というような形ではございますけれど
も、2ページを使いまして公表をさせていただいておるところでございます。

現在行っているのは、そんな状況でございます。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） その私がお聞きしたかったのは、今お答えいただいたところも大変結構
だと思っておりますし、この今の最近はこの家計簿とそれから先ほど私が論点いたしま
した新公会計基準の4つの諸表、これは平成25年まできちっとホームページで公開さ
れているみたいです。ですので、それに関しては住民の公表という義務を果たしている
と思っています。

ただ、この自治法の243条の年に2回住民に対して財務状況を公開しなければならない。
松川町の公告式条例には、5月1日と11月1日に公示するということが明記さ
れております。これの運用状況を教えてください。

○議長（関 克義） 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） すいません、ちょっと今、把握できておりませんので、ち

よつと確認をしてあとでお答えするという事でよろしいでしょうか。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） ちょっとすいません、急な話で申し訳なかったと思うんで、確認とれないの仕方ないと思うんですが。

私もこの条例の方見ましたら、旧来の公示の仕方というんですか、いわゆる役場の前にある掲示板、ガラスケースのあれに貼ると。生田と上片桐の支所にも貼るというふうな方法で、未だそういう条例になっています。

この家計簿なりそれから先ほどの公会計の4つの指標なり、そういったものを積極的にホームページを使ってどんどん今風に公開して下さっているという中で、その公告式にこだわってそういうふうな公示の仕方をとる理由と、それからこの決算の審査するにあたって、我々議会にも5月1日と11月1日に今の町の財務状況はどんなものかというような報告を私議員になってからまだ一度も聞いたことがないような気がします。そういうふうな状況の中で、決算審査をしろというこの場でございます。その状況をどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（関 克義） 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） 確かに今、議員おっしゃります5月と11月の財政状況につきましては、議会の方への報告は行っておりません。この今回の決算状況の報告のみということにとどまっているかと思えます。

○議長（関 克義） お諮らいたします。

ここで答弁の統一を図るために暫時休憩したいと思います、ご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 暫時休憩といたします。

休 憩 午後5時01分

再 開 午後5時06分

○議長（関 克義） 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

5時を過ぎておりますが、このまま会議を続けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 異議なしと認めます。

よって、会議規則第8条第2項の規定により、このまま会議を続けます。

それではただいま加賀田議員から質問のございました自治法243条、情報の公開についてご答弁を米山まちづくり政策課長、お願いします。

○まちづくり政策課長（米山政則） それではお願いいたします。

ただいまの243条の3の条項でございますけれども、年2回以上歳入歳出予算の執行状況等を住民に公表しなければならないという形になってございまして。26年の11月上半期分につきましては、26年の11月に公表をさせていただいてございすけれども、下半期分につきましては5月1日公表予定ということにはなっておりましたが、本日はその決算議会の前に報告ができていないということでございまして、これにつきましては対応ができていなかったということでお詫びを申し上げたいと思います。

今後、至急こちらの方につきましては対応をさせていただきたいと思っております。

また、議会への報告というような第2項のところでございますけれども、議会の提出ということにつきましても、現在までは行っておりませんが、今後これにつきましては理事者等とも相談させていただき中で、方向の方を決めさせていただきたいと思っております。

お願いします。

○議長（関 克義） ほかに質疑ありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 討論なしと認めます。

議案第7号から議案第15号まで一括して採決を行います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 異議なしと認めます。

議案第7号から議案第15号までの平成26年度各会計決算認定について、認定することについて賛成の方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（関 克義） 全員賛成であります。

よって、議案第7号、平成26年度松川町一般会計歳入歳出決算認定について、議案

第8号、平成26年度松川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第9号、平成26年度松川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第10号、平成26年度松川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第11号、平成26年度松川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第12号、平成26年度松川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第13号、平成26年度松川町保養宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第14号、平成26年度松川町青年の家特別会計歳入歳出決算認定について、議案第15号、平成26年度松川町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-
- ◇ 議案第16号 平成27年度松川町一般会計補正予算（第3回）について
 - ◇ 議案第17号 平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について
 - ◇ 議案第18号 平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
 - ◇ 議案第19号 平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
 - ◇ 議案第20号 平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
 - ◇ 議案第21号 平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について
 - ◇ 議案第22号 平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）について
 - ◇ 議案第23号 平成27年度松川町青年の家特別会計補正予算（第1回）について
 - ◇ 議案第24号 平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）について
- 議長（関 克義） 日程第19、議案第16号、平成27年度松川町一般会計補正予算（第3回）について、日程第20、議案第17号、平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、日程第21、議案第18号、平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、日程第22、議案第19号、平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、日程第23、議案第20号、平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、日程第24、議案第21号、平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、日程25、議案第22号、平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）について、日程第26、議案第23号、平成27年度松川町青年の家特別

会計補正予算（第1回）について、日程27、議案第24号、平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）について、以上を一括議題といたします。

説明を求めます。吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） それでは議案第16号からお願いいたします。

＝ 議案第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号 朗読・説明 ＝

○議長（関 克義） 説明を終わります。

これより議案第16号から24号までについて、総括して質疑を行います。質疑はありませんか。

加賀田議員。

○1番（加賀田亮） それでは2点お尋ね申し上げます。

まず、1点目は保養宿泊施設会計清流苑の会計の3ページでございます。

歳入のところで、繰越金がマイナス541万6千円というふうな状況でありますので、それと関連してかどうかというのは邪推の域を出ませんが、使用料が500万円のアップというふうな予算になっております。

先ほど決算の審議でも、監査委員さんの報告書の中にありましたように、監査委員報告の21ページにありましたように、清流苑の業務別の収入状況というのは5億円をずっとキープしておりましたけれども、基本的には若干下降傾向で、ついに26年には5億円切ったというふうな状況でございます。

このような中、500万円の使用料のアップが急に見込めるのかどうか、この辺について何が秘策というか戦略がございましたらお聞かせいただきたいというのが1点でございます。

2点目でございます。

2点目は、所管の委員会にかかるかなというふうに思ったんですが、ちょっとまたまちづくり政策課の方になると思いますので、あえて聞かせていただきます。

一般会計の21ページでございます。

全協でもお聞きしましたが、社会教育費の地方創生交付金がらみのまち・ひと・しごとチャレンジショップ講師謝金、それからまち・ひと・しごとチャレンジショップチラシ印刷代ということで、合わせて30万円の補正予算があります。

今回、この1枚紙の補正予算案の概要ということで紙をいただきました。この裏側にも掲載されております一番上に掲載されておりますけれども、チャレンジショップのこ

とについては特に質問はございません。問題は、全協で申し上げましたけれど、この中学校教育の中でUターンというのがどういう位置づけでこの事業を考えているのかというのを全協でお聞きしましたが、この本会議の場できちっとご説明をいただきたいというふうに思います。

以上2点よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 保養宿泊施設。

片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 歳入の3ページの町営施設使用料の見込みということかと思いますが。

当初4億9,143万2千円に対しまして今回補正500万円を計上いたしまして、町営施設使用料につきましては4億8,351万円に対しまして500万円を計上いたしまして4億8,851万円という状況でございます。

ここにつきましては、先ほども決算のところでもちょっとお話をいたしましたけれども、4月から7月までの運営の状況につきましては、宿泊、それから宴会、入湯者数におきましては、対前年同期比で1.1から1.07という数字が出ておりまして、それらを見込みまして、今回この500万円を計上するものでございます。

ただ、例年、この清流苑の特別会計につきましては、やはり観光業ということもございますので、売り上げについてはやっぱり少し変動というか流動性があるということもございますので、最終的にこの数字でいけるかどうかという検討については、ちょっとまだはっきりと申せるわけではありませんが、現時点では当初予算に対して収入は見込めるのではないかとということで、この予算を計上いたしました。

○議長（関 克義） チャレンジショップ等につきまして。

高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 私の方でお話をちょっとさせていただきますが。

全協でも少しお話をさせていただきました。Uターンというこの言葉の使っている意味ですね、中学校教育の中での位置づけというそんなお話がありましたけれども。

町の教育委員会の方では、子どもたちに豊かな社会力を身につけさせたいという、そういう願いのもと、職場体験学習、それからチャレンジショップ等の展開をしております。

一番大事に考えておりますのが3点ありまして、一つは子どもたちに自分たちが住んでいる地域の魅力を再発見してほしいという願いが一つあります。

それからもう一つは、地域にはいろんな果樹も含めて豊かな資源があると。そういったものを使って、新しいものが作れないか。再創造と地域のものを使った再創造というものが2つ目であります。

それから3つ目は、これはボランティアガイドを使ってということなんですが、自分たちの力を地域のために使えないか、地域貢献ができないかという、こんな3つの視点でこの事業を活かしていきたいなというふうに考えております。

したがって、Uターンにつなげるということで言葉は表現してありますが、Uターンが即目的ではなくて、結果として子どもたちが例えば外へ出て行って、大学でまた上級学校でいろんな経験を積んで、自分が中学校のときに体験した事柄、そして地域の方々との出会いの中でなんとか地域のために自分の力を使えないかなと思ってここへ帰ってきてくれるとありがたいなという意味合いで、Uターンという言葉、ちょっと強いかもしれませんが、使わせていただいているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（関 克義） 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） ただいま、教育長の方からもお話がございましたけれども、このUターンというものにつきましては、結果的にUターンに結びつけるというようなところを考えまして、こういった表現をさせていただきましたけれども、これにつきましてはあくまでもこのチャレンジショップの目的というのは、社会力を身につけるというためのものございまして、これが即それがすべてUターンに結びつくということで表現をしたものではないんですけれども、交付金の対象とするために子どもたちが地方へ戻ってくるというようなことを念頭に置いて表現をした結果、こういったような形になってしまったということでございます。

ですので、今後これが地方版の総合戦略の中にも載っていくわけですがけれども、これがUターンに結びつくのか、それとも仕事の楽しさにつなげるというようなそういったようなないようにするのかというまた分野の割り振りににつきましては、今後その総合戦略を練っていく中で、また割り付けたいと思っておりますけれども。

表現上Uターンという形で限定してしまったことにつきましては、若干言葉の選び方にちょっと少し過剰な部分があったかなというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 答弁いただきました。

チャレンジショップの件につきましては、所管の委員会にも関わることにかわらず、質問を取り上げていただきまして大変ありがとうございました。

大変、町の姿勢としては、よく理解できたつもりでございます。義務教育中の子どもたちにいわゆる人口政策であったりとか、そういったものが決して紐付けにならないように切に願うものでございます。

清流苑の方でございます。説明の方では、確におっしゃるとおりだと思いますけれども、前年比1%ということではちょうど500万円、5億円の1%で500万円ということで、妥当な額ではあるとは思いますが。

そもそも前年比今年1%余の向上があるということに関して、どこまで原因分析、要因が把握できているのか教えていただきたいと思えます。その要因が把握できていないのであれば、この1%は将来の保障は何もないということになります。

下半期に向けて前年比1%アップでずっといけるのであれば、この予算どおり500万円アップでいけると思いますが、その1%の要因は何かというところをどの程度お考えなのか、どのように把握されているのか、そのお考えをお聞かせください。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 清流苑の調定収入につきましては、毎月例月の出納検査で監査委員さんにご報告を細部までさせていただいているところでございます。

その中で例年でありまして、月別に各業務ごとの調定額の内訳、あるいは各月ごとの宿泊者数、入湯者数、それから宴会者数について、報告をさせていただいているものでございます。その細部には、単に昨年度対比だけでなく、平成23年度までさかのぼりまして、この月別の状況を見ているところでございます。

実際に最終的に使用料の歳入見込みがいくらになるかというところについては、この補正の額とぴったりになるというふうには思っておりません。やはり後半に入りまして、財源等が必要になってくるかとあるかと思っております。例えば予定していなかった修繕費ですとかいうものが考えられます。

それからやはり観光業でありますので、昨年度もそうなんですけれども、大型の宿泊、毎年宿泊いただいている団体さんにインフルエンザ等で大量にキャンセルをいただくですとか、あるいは一昨年には大雪で月に800万円ほどの赤を出したということもございましたので、そういう意味では非常に変動、本当に変動性が高い業種だと思っております。

さらに最近では、宿泊の傾向も、あらかじめ宿泊の予約をいただくというよりはイン

ターネットの予約が増えておりますので、直前になって来月の数字が固まってくるという状況でございます。

そんなこともありまして、非常に先をすごく、じゃあ年度末までどうなんだと見込むのがはっきり言って難しいと思っておりますが。その中でも今、定例例月の出納監査で示したような資料を監査委員さんにもお示しする中で、我々としてはその数字を見て、以降の数字を作ってきているというつもりでございます。

○議長（関 克義） そのほかございませんか。

米山議員。

○12番（米山由子） ご質問させていただきます。

一般会計でございますが、11ページ防犯灯の増額200万円でございますが、需用費200万円でございます。200というのは多いと思えますけれども、修繕費増、何基ぐらいどのような修繕であるのか、ちょっと内容につきましてお伺いすることと、もう一つは場所はどこであるのかというような点についてお伺いをさせていただきます。

もう一つは、15ページのさわやかマイレージでございます。さわやかマイレージにつきましては、ちょっと本当に健康づくりができるのか、私はちょっと疑問に感じておりましたけれども、利用者増ということで5万円の増ということですから、町民の皆さんは相当使っているんだなということを感じたところでございます。

昨年からの効果、そして5万円の報償費でございますけれども、何人ぐらいがどう対象になるのか、内容についてお伺いいたしたいと思えます。

お願いいたします。

○議長（関 克義） 防犯灯につきまして。

塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 防犯灯につきましては、当初80万円の予算を持っておりましてけれども、8月4日の落雷によりまして、町内の各所でLEDの防犯灯が壊れてしましまして、合計で87戸の防犯灯が壊れております。

今回の修繕につきましては、想定といたしまして4万円の50基という形で、今後また精査してまいりたいと思えますけれども。想定としては50基ということでお願いしております。

○議長（関 克義） 次のさわやかマイレージのことにつきましては、文教委員会の方でと思えますが。

ただいまの防犯灯について答弁がございましたが。

米山議員。

○12番(米山由子) 80基が壊れたけれども、50基にしておく。あとの30については、そのままにしておくのか。

また、防犯灯については、非常に安全安心というような点から重要なものだというふうに感じておるんですね。特に高齢化が進んでまいりまして、夜のいろいろ通行等につきましても、また子どもたちのためにもと思います。あとの残はどのようにお考えでございますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長(関 克義) 塩倉総務課長。

○総務課長(塩倉智文) あまりに多いものですから、開発業者の方で保証の部分を見ていただけるということで、とりあえずこちらの50基分は補正予算でしておりましたけれども、全額保証で見てもらえれば、また最終的には落とすことがあり得るかもしれませんということ、とりあえず今回この金額を載せさせていただいております。

よろしくをお願いします。

○議長(関 克義) そのほか質疑。

黒澤議員。

○3番(黒澤哲郎) それでは一般会計の15ページになります。衛生費の部分で、国保会計移行という部分が2件賃金と委託料であるわけですがけれども、この部分についての詳細と国保会計の中での処理というか、その部分についてお伺いをしたいと思います。

○議長(関 克義) 大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長(大澤孝史) 今回、賃金につきましては、特定健診の未受診者の分という内容のことですので、今回、国保会計の方にこの部分の方を移行させていただくという内容でございます。

そして委託料につきましては、総合健診の事業の一部にこの早期介入の保健指導事業がございますので、これにつきましても国保会計の方に移行させていただくというものであります。

そして国保会計の方をちょっと見ていただきますと、この分を今回移行した分につきまして、賃金とそして委託料の方でそれぞれ受けて事業の方に充てていくということの内容でございます。

国保会計の方でのこの賃金でありますけれども、46万円ということの内容になっておるものは、特定健診者のフォローアップ事業と未受診者対策ということで事業を実施するものでございます。

○議長（関 克義） 吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） ちょっと補足しますと、今の国保会計の方ですけど、この財源は特別調整交付金を頂戴しているんですよ。これは担当の方で補助事業みたいなもんですから、それを頂戴して少しでも町の財政をよくしましようということで振り替えたということでございますので、ここの57万1千円がこちらの方にあたっているということをお願いしたいと思います。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） 副町長が言われたように、財源については歳入のところに記載されている部分かなというふうには理解するわけでありませけれども。

まず、最初にその課長答弁のあった部分ですけども。

まず賃金、予算書の中で見ますと、その当初予算に計上されておったものを国保会計に振り替えるということに一般会計ですからなるわけですけども。当初予算に載っている賃金の部分については、その項目がないんですね、そういう46万円。どこの項目を国保会計に振り替えるのか。委託料の件も同じくそこら辺のところを当初予算に計上されていたものを国保会計に振り替えるわけですから、どこの部分をどういうふうに振り替えるのかというのをもうちょっときちんと説明をしてもらいたいと思います。

あと今、副町長からもありましたけれども、ご存じのとおり国保会計財政状況は厳しい中、その財政調整交付金ということで、特別調整交付金というのがきているわけですけども。この使い道についてこの賃金という形、委託料という形しか使えないのかどうかも含めて、お伺いをしたいと思います。

○議長（関 克義） 大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） その予防費の中で、一般会計の方からのその国保会計の方という事業の中で、予算項目が見当たらないというのは、総合健診の事業の一部で今回実施の方をするということですので、当初この項目についてこれだけの項目というものはございませんで、総合健診の事業費のところにあたっていくという、そういう内容になるので、そのように見ていただければありがたいと思うんですけども。

ちょっとそういうことでご理解いただけますでしょうか。

ちょっとお待ちください。

○議長（関 克義） 吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） すいません、当初予算では、保健衛生総務費の中の賃金として528万円計上してございますので、この一部でございます。

それからもう一つが、予防費の方の委託料では、早期介入保健指導事業という名前ではございません。総合健診の委託料がございますので、この中の一部ということでお願いしたいと思っております。

○議長（関 克義） それからこの特別調整交付金は、賃金、委託料しか使えないのかという質問については。

○保健福祉課長（大澤孝史） 特別調整交付金につきましては、この賃金と委託料に充てるといふことに内容で今回充てさせていただいたものであります。

○議長（関 克義） それは賃金と委託料しか使えないのか、ほかの事業に使えないのか。吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） 私が聞く限りでは、担当の方から聞く限りでは、この項目を提出した中で調整交付金を頂戴しておるといふことなんで、この今言った賃金と委託料のこの項目で調整交付金が増えてきたということかと思っておりますので、こちらの方に充てるといふことでございます。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） まだちょっとよく理解ができないんですけど。

じゃあそういう副町長の今の答弁ということになると、当初からそういう申請をしてあつてということになるはずですよ。

特定健診の関係の事業費については、1,200万円余の予算が計上されているわけでありまして、当然その中に含まれているものなのかというふうにも理解できるわけです。

それと先ほど聞いた国保会計への臨時職員の賃金の移行についてですけれども。

副町長の方で528万円の中から一部ということですが、当初予算の中ではその内訳が保健師が150万円、検診医師が74万9千円、助産師が48万円、保健指導保健師ほか42万1千円という項目が出ているわけですし、この中をどれを指しているのかということをお聞きするわけです。

最後の質問なんで3回目なんでお伺いしますが、当初予算に一般会計としてこういうふうには計上されていたものを、あえて財政が厳しいところに移すのはなぜかというところもお聞きしたいということで質問しているので、その部分も答弁をいただきたいと思っております。

○議長（関 克義） 大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） この保健事業の内容を今回6月に事業の方を当初ではなくて6

月に上げました。その関係で、今回の9月の方にこの事業の方を充てさせていただくということでお願いを、予算の組み替えをお願いをしていくということで、今回提案の方をさせていただくということになりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（関 克義） それで賃金がどこの項目に入っておるか。

○保健福祉課長（大澤孝史） 保健予防の中の衛生費総務費の賃金の部分を充てるということになります。保健師の分です。臨時の保健師がおりますので、ここの賃金のところは臨時の保健師の賃金なんですけれども、その臨時の保健師の賃金分を充てるということになります。

○議長（関 克義） そのほか。
松井議員。

○11番（松井悦子） 1点お伺いをします。

一般会計の21ページですね、中央小学校の駐車場の関係、20ページから続いておりますが、1,673万4千円ということになります。

ちょっと一度にお伺いしますが、これはどこなのか。造成をするということになっておりますが、どのような使用で例えば舗装にするのかどうなのかというようなことですね。それから何台止められるのか。それから広さはどのくらいなのか。ちょっとお伺いします。

○議長（関 克義） 福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 中央小学校の駐車場ということで、今現在、中央小学校の正門前に数多くの車が止まっておって子どもが危険であるというような形の中で、中央小学校西側教員住宅跡を含めた個人の方の土地をお譲りいただいて、駐車場にしていきたいということでございます。

台数は今現在の設計、まだ実施設計、細かい設計組んでございませぬのであれですが、35台ほどの駐車スペースを設けてまいりたいと思います。

工事請負費で計上してございますのは、駐車場としての造成、あと排水の関係、フェンスを設置するという形の中で、駐車場として機能していくような形にまいりたいという、そのような形で中央小学校の先生方の駐車場を確保して安全を確保する。

それと休日等になりますとその駐車場空いてまいりますので、また公民館ですとか、体育館ご利用の方にも利用できるのではないかとということで、今回整備を進めてまいりたいというものでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） 全協でお話があったということで、ちょっとポーとしておって聞いておりませんでした。すいません申し訳ありません。

ただ、ちょっとそれも説明があったのかどうかわかりませんが。平米数とかそういうのはお示しをいただきましたかね。

それからその使用についてはどんなふうなのか、ちょっとそれもお伺いしたい。

例えば砂利なのか、舗装をかけるのか。

○議長（関 克義） 福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 今現在、全協でもお話ししましたが、トータルで1,000㎡ということで想定をしております。

そして構造といいますか、舗装はする予定がございません。一応砂利といいますか、採石を引いてロープで区画線を引くというような形で駐車場の機能を持たせていきたいということでございます。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） これから何かを造成をされるという駐車場ということですね。

やはりこの確かに1,000㎡の舗装をかけるということになりますと坪30万円とか聞きますが、実際には私わかりませんが。砂利と舗装ではだいぶこの足下が使い勝手が違うと思いますが、そんなあたり検討はされたのでしょうか。

○議長（関 克義） 福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 今現在、舗装までは考えておりませんので、経費につきましてもその分は抑えていけるというような形の中で、駐車場の機能は採石を引いて駐車場機能を持たせるということで、十分機能は発揮できるというふうに考えております。

○議長（関 克義） そのほか。

森谷議員。

○6番（森谷岩夫） 14ページでありますけれども。この地活センターの屋根の修繕というのは、これは旧北名子保育園のことを言っておるんだか。

それから生東リズム室の漏水の修繕の工事6万5千円。額は少ないんですが、こっちの方は生田の生東のあれだと思っただけけれど、これお金をかけて修繕をせにやならんと思っただけけれども、あと何に使うか決まっておったか、ちょっとそのあたり私が聞き漏らしておるかもしれんけれど、お願いをします。

それからもう1点は20ページでありますけれども、この赤穂高校の定時制の振興の

分担金というのが初めて聞いたような気がするのだが6万円。額は大したことはないし、定時制の振興ということでわからんじゃないんだけど。

これは学校の中で関係する市町村が全部出してどのくらいのものになるんだか、ちょっとそのあたりがわかったらお願いしたい。

○議長（関 克義） 地活センター、生東リズム室について。

大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） お話のように、この地域活動支援センターの屋根の補修は、旧北名子保育所の使っています前でのところのひさしの屋根なんですけれども、そのところがもうタキロンといいますか、その部分がだいぶ劣化しておりましてその補修を行うというものでございます。

あと生東のリズム室の方は、生田の体育館といいますか、リズム室として前に地域活動支援センターで使っていましたお隣のリズム室であります。これは不凍栓のバルブが漏水というようなことで、今回修繕を行うものであります。

将来にこの建物の活用についてということにつきましては、今回の公共施設の白書の中にもこれを入れ込んでございますけれども、現状の中で年間の利用回数があまり多くない、実情あまり多くない状況がございます。ですので、大きな建物ですので、その中で生東地区の東小学校の建物のこと。そして青年の家の体育館のこともございます。そこから辺との調整を図って、将来的な中でこの建物をどうするかということこれから考えていこうとしていることになっておりまして、現在ではまだちょっと方向性は決まっておらないのが状況になっております。

○議長（関 克義） 赤穂高校分担金について。

福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 赤穂高校定時制の振興会の分担金についてでございます。

赤穂高校の定時制につきましては、松川中学校の生徒の皆さんが定時制へ通う場合に、飯田OIDE長姫高校か赤穂高校の定時制というような形の中で、地域の定時制の受け皿となっていていただいております。

本年度の生徒さんにつきましては50人おられまして、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村、それから松川町というような形になっておりまして、松川町では6名の生徒さんが通われておるということで、10年間でいいますと21名の方が通われておったというような状況がございます。

それでこの振興会の目的が、定時制教育の普及推進ですとか、中学校の生徒の進学や

就職の協力というようなことで、会の目的とされておるといふようなことで、内容も理解できますし、先ほど申し上げました市町村の中で、この振興会に加盟しておらないのが松川町だけというような状況もございます。そのような形の中で、ぜひ加入をといふことでお話をいただきまして、今回予算を計上させていただいて加入してまいりたいといふものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 森谷議員。

○6番（森谷岩夫） 赤穂高校は了解をいたしましたんで、松川の生徒が通っておるといふことでありますので、大事な学校でありますので、ぜひ応分の負担はお願いをするといふことでもいいと思います。

それからその地活センターであります。生東のリズムも含めてでありますけれども。この間もやっぱり言っておったように、いっぱい施設があつて将来どうしていくかといふそういう段階になっておるのもいくつかあるので、生東保育園にしてもそうであります。旧北名子保育園についてもそうであります。将来的にどうなるかわからんといふものはできるだけお金をかけんように最低線の修繕でぜひいっていただいて、そういうことが重要だと思います。

きちっと先が見えたらお金をかけるのはやぶさかではないといふことだといふふうに思いますので、そんな点だけちょっと申し上げて以上で結構であります。

○議長（関 克義） ほか質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） それではただいま提案のありました平成27年度各会計の補正予算について、審議を各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 異議なしと認めます。

それでは平成27年度各会計補正予算については、担当の常任委員会において審査をいただき、最終日に報告をお願いいたします。

○議長（関 克義） 日程第 28、町長の報告。

◇ 報告第 1 号 平成 26 年度財政健全化判断比率の報告について

○議長（関 克義） 報告第 1 号、平成 26 年度財政健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） それではお願いいたします。

＝ 報告第 1 号 朗読・説明 ＝

○議長（関 克義） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

質疑なしと認め、質疑を終了します。

◇ 報告第 2 号 自動車破損による損害賠償の額（町道 211 号線）について（専決第 5 号）

○議長（関 克義） 報告第 2 号、自動車破損による損害賠償の額（町道 211 号線）について（専決第 5 号）を議題といたします。

説明を求めます。塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 報告第 2 号、専決処分事項の報告について。

＝ 報告第 2 号 朗読・説明 ＝

○議長（関 克義） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

=== 日程第 29 議長の報告 ===

◇ 集団的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書提出の請願

○議長（関 克義） 日程第 29、議長の報告であります。今定例会に請願が 1 件提出されてお

ります。

内容について、事務局より説明させます。酒井議会事務局長。

○議会事務局長（酒井 仁） 議案書の末尾に写しを添付してありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

＝ 請願4 朗読・説明 ＝

○議長（関 克義） 説明を終わります。

お諮りします。

ただいまの請願について、担当の常任委員会に審査を付託したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 異議なしと認めます。

それでは集团的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求め
る意見書提出の請願については、総務産業建設常任委員会に審査を付託します。

散 会

○議長（関 克義） 以上をもって本日の会議は終了しました。

これにて散会いたします。

なお、一般質問は、16日午前9時30分から行います。ご出席をお願いいたします。

午後6時23分 散 会

平成27年 松川町議会 第3回定例会
(第 13 日 目)

平成27年第3回松川町議会定例会会議録 (第 13 日 目)

平成27年 9月16日(水曜日)

午前9時30分 開議

開議宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 一 般 質 問

- | | |
|------------|------------|
| 1. 加賀田 亮 | 2. 熊 谷 宗 明 |
| 3. 森 谷 岩 夫 | 4. 坂 本 勇 治 |
| 5. 島 田 弘 美 | 6. 間 瀬 重 男 |
| 7. 間 瀬 重 男 | 8. 菅 沼 一 弘 |
| 9. 黒 澤 哲 郎 | |

散 会

出席議員 14名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

一般質問の質問事項

平成27年9月16日

順序	発言通告者	質問事項	頁
1	加賀田 亮	1. 民度熟成のために行政は何をすべきか	159
2	熊谷 宗明	1. 大規模災害の備えは万全か 2. 美しい景観を守り、育むための施策を	173
3	森谷 岩夫	1. 旧松川東小のこと 2. 老人福祉センターのこれからの運用はどうか	185
4	坂本 勇治	1. 有害鳥獣被害について 2. 町づくりの基本的な構想は	197
5	島田 弘美	1. 遊休農地、耕作放棄地の現状と対応について 2. 農業経営基盤の方向性について	211
6	間瀬 重男	1. 青年の家現有建物施設の温存利活用を 2. 低学年からの英語学力の充実を	221
7	松井 悦子	1. 自然エネルギー活用拡大と、自然環境の保全について 2. 児童館、保育園、学校の暑さ対策について	227
8	菅沼 一弘	1. 町教育委員会で保護者を対象にしたアンケート調査を行った結果について	239
9	黒澤 哲朗	1. 夢や希望のある町づくりについて 2. 子育て教育は移住者の大きな関心事だが 3. 生かす採用と業務提携について	249

開議宣告

○議長（関 克義） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回松川町議会定例会を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（関 克義） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおり一般質問であります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーの有線テレビ生中継の許可をしてあります。

地球温暖化防及び節電の取り組みとして、クールビズ等の軽装にて行いますので、ご理解をお願いいたします。

=== 日程第1 一般質問 ===

○議長（関 克義） 日程第1、一般質問であります。

一般質問は、9名の議員より通告されております。通告の受付順序により順次発言をお願いいたします。

なお、発言者、答弁者ともに簡潔をお願いいたします。

ただいまから一般質問を行います。

◇ 加賀田 亮 ◇

○議長（関 克義） 1番、加賀田亮議員。

○1番（加賀田亮） おはようございます。

それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私はあいさつが苦手ですので、アイドリング抜きで本題に早速入らせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まずは、通告にありますように、民度成熟のために行政は何をすべきかということにつきましてお尋ねしたいというふうに思っております。

第4次の総合計画の中で、地域協働、それからまちづくり、こういったものが掲げられておるわけでございますけれども、いわゆる協働というものに関しましてはどうして

もやはり行政もあり方が変わるでしょうし、そして当然住民の皆さんもそれぞれ関わり方、働き方、こういったものが変わってくる。そこで新たな責任が生まれてくるというものだと思います。いわゆる高い民度が必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

この民度の成熟のために行政がなすべきことというのがテーマでございますが。その前提となりまして、民度と民意というふうなものがございます。当然ながら行政民意をくみしながら政策に反映させていくわけでございますが。その中で、やはりそうはいつでも、住民の意思が完全に統一されるということはまずめったにございません。当然ながら行政、そして首長としていわゆるリーダーシップ、こういったものがどうしても問われるシーンでもございます。ただ、リーダーシップというのは、ともすればなかなか難しいものであると思いますので、いわゆるその独善にならないようにどうすべきかということも日々心を砕いておられるかと思いますが、リーダーシップのあり方についてもお聞きしたいなというふうに思っております。

それからさらに細かく砕きまして、いわゆるお金の話を少しお聞きしたいなというふうに思っております。

いわゆる交付金、補助金何でもいいんですけれども、いわゆる依存財源として、我が町は2/3ほど依存財源に頼っているわけでございますが、こういったものに関して、町長はかつて「依存財源、これは交付金、特に地方交付金、こういったものに関しましてはもらえるものはどんどんもらいたい」というふうなご発言があったかなというふうに思っております。また、確か1年ほど前の議会では、「いわゆる憲法に則った基本的人権、これの全うのために交付金をもらう権利があると、地方自治体には」、というふうなお話も確かあったなというふうに思っております。

ただ、財布は市町村か国かというふうな違いはございますけれども、交付金といえども元は税金でございます。我々国民が市町村、県、国、それぞれに払い込んだ税金が元になっているわけでございます。

政府の歳出歳入を見れば、今や国債残高は1,000兆円を超えた時代でございます。こういった時代は当然ながら、負担を先送りするということが前提での自転車操業になっております。こういったことに関しまして、将来世代が負担していくというふうなことにしまして、いわゆる行政の長として、将来世代にどのような説明責任を果たすべきなのかというふうなこと、こういったことを合わせてお聞きしたいなと思っております。

前置きが長くなりました。それでは最初の質問に移りたいというふうに思います。

本会議で平成26年度の決算が承認されました。私の総括質疑にもありましたけれども、いわゆる官庁会計から今後は公会計、新基準の公会計に移っていくと。いわゆる貸借対照表であるとか、行政コスト計算書であるとか、一般企業と同じようにバランスシートやP L、こういったものが大事な判断材料になっていくというふうな話を申しあげました。

平成25年までのデータでございますけれども、町もバランスシートを出しております。そちらの方、私の方でごく簡単にですけれども、精査させていただきました。その中で、この町が平成22年から平成25年までにバランスシートでどのように資産を形成してきたのかというふうなことを、そういう点に着目して調べてまいりましたところ、いわゆる町の総資産というのは315億円前後でほとんど変わりがございませんでした。ということは、資産自体は増えてないということが私の中で判断できました。じゃあ純資産はどうか。P Lの右側の下側ですね。純資産も263億円とか2億円ぐらいでこれもほとんど変化がないと。

じゃあこの3年間一体バランスシートでどういう変化が起きたのかなということを見てみましたところ、ハードですね、まず有形固定資産、これが数字が5～6億から6億円ほど増えておりました。じゃあ資産が5から6億円増えているのに総資産は変化がないと。じゃあ何が変動しているかなと見たら、いわゆる一般企業でいうと流動資産にあたる、町でいえば基金ですね。基金がやはり5～6億円ほど減っていたというふうな状況になりました。

それから負債の方、右側の方を見ますと、いわゆる負債の中での地方債、これが長期分と短期分と合わせていきますと、だいたい355億円ぐらいだったものが370億円ぐらいの残高に、平成25年時点でございますけれども、なっております。

これから見てとれることは、いわゆる町長のこの任期の中で、様々な投資をなさってきたと思います。保育園にしっかり今後中央公民館これからですけれども、そういったこともあると思います。

その中で、町の純資産というのが確実に増えていくだろうというふうに思われた反面、ほとんど変化がないと。それは当然古い資産がどんどん減価償却を起こしているということもあると思いますが、いわゆる税金を使って行政を運営していくということは、基本的には町の財産であるこの資産を増やしていく、純資産を増やしていくということがやはり使命ではないかなというふうに思っております。ただ、この3年間の経過を見て

いると、あまり変化がないというふうな状況でございます。

まず、この点についてどのようにお考えをお持ちか、どのように分析されておるか、その点をちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） おはようございます。一般質問にお答えをいたしてまいります。

まず、加賀田亮議員の質問に対してでございます。

バランスシートのここ数年の分析は大変に申し訳ございません。私も今しておりませんので、明確なお答えはちょっと避けたいというふうに思っております。

そうした中で、総括質疑等で出された意見等は、担当課もしっかりと受け止めておりますので、しっかりやってまいりたいというふうに思っております。

それから今、流動資産について話がございました。やはりまず民間企業でいきますと、やはり短期の間に動かせる資産がどうあるかというところは非常に注目をするところではなかろうか。銀行さんあたりはすぐにそこを見るものというふうに思っております。

流動資産につきましては、加賀田議員おわかりのとおり、基金を使ってきておりますので、短期で使える流動資産等については減ってきているということ。これに対する今後の姿勢につきましては、初日の総括の中でも私の考え方、方向転換というところとちょっと極端になりますけれども、今まで中央保育園、それから公民館取り組んできております。道路関係まだまだ続くわけでありましてけれども、この辺についてはしっかりと精査しながらやっていきたいという考えを持っております。

それから国等の補助金等に対する考え方もお答えしてもよろしいですか。

26年度決算見ていただきましたように、自主財源比率は38.5%でございます。おおむねずっと同じぐらいの40%を切るぐらいで推移をしているというのが現状ではないかというふうに把握を認識をいたしております。

また、自主財源の中の20%が町税でございます。これも大きな変化なく推移している中。それから今度は依存財源に目を振りますと、やはり地方交付税これが35%という大きな。それから国・県からの支出金が合わせますと、おおむね13%ぐらいの金額になろうかというふうに思っておりますけれども、松川町の財政、私はひとくくりで決して裕福ではないんだという言葉で言ってきておりますけれども、やはり依存財源に頼っているのが現状ではあるというのはよく認識をいたしております。

この中の地方交付税でございますけれども、大きなウエイトを占めるわけでございます。

私は、先ほど加賀田議員の方から言われましたけれども、非常に単純明快、乱暴な言い方でございますので、それはご容赦をいただきたいというふうに思っておりますけれども、地方交付税に対しましては、あれは関税、間接的に間接課徴形のいわゆる税金だというふうに考えております。

そうした意味では、基本財需要額に対して、日本全国の中小、いろんな収入が厳しい。松川町よりもっと自主財源が厳しい地方自治体も等しく一般財源として確保できる財源だというふうに考えております。

ですから地方交付税につきましては、ただ国が非常に厳しい状況下、臨財債を出してきているのもそういう状況下にあるというふうに考えておりますけれども、地方交付税のあり方というものについては、これは地方自治体にとっては非常に大きな頼りとする財源であるとともに、ある意味では間接、先ほど申し上げました間接課徴形の税金だというふうに間が手下ります。

これの配布の仕方云々等については、これは国のある程度政策によって変わってくるわけございまして、非常にある意味では非常に不安定な、そこらはやはり地方自治体の首長としたらしっかりとやっていってもらいたいという思いを持っております。

ただ、そうした税の云々につきましては、やはり社会保障との一体改革でなければ、これは大きなテーマでありますけれども、税だけ動かしていくということは、私は難しいというふうに考えております。そうした意味では国も今、非常に難しい時期にさしかかっているというふうに認識をいたしております。

いわゆる地方交付税、それから国庫支出金、県支出金と言われるものでございますけれども、やはり首長として事業の推進、それから住民の負託に応えていくには、やはりそうした有利な事業、そういったものを引き入れて、どうしても自主財源がそういう状況下にある中で、町単のみでやっていくということは非常に厳しいというふうに考えているところでございます。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 答弁いただきました。

財源単独債権で地方自治法が成立しうるかということに関しましては、当然ながらやはりそれは厳しい問題であるということはよく理解できました。実際のところ交付税や各種補助金、こういったものを使っていかないとなかなか地方自治は難しいということも重々理解しているつもりでございます。

ただ、論点をちょっと移しますが、今、国の例えば国をとってみますと、歳入に占める

4割がいわゆる国債発行によって公債で賄っているというふうな状況。歳出に占めるその地方交付税の割合というのが16%ぐらいだと思います。その比率で考えてみますと、やはり国からくるものそういった、交付金にしろ、そういった各種補助金にしろ、やはり3割4割はやはり将来に負担をしてもらっているというふうな理解ができるかなというふうに思います。

例えば公民館を例にするのはあまりいい例じゃないかもしれませんが。例えば何かハードウェアそういった事業を作る際にあって、当然ながら町単には難しい国の各種交付金、補助金を利用してやっていくと。ただ、その中で当然ながらその資金の将来世代が当然負担していく部分のウエイトも大きいというふうに思っております。

ただ、では事業の遂行にあたって、負担してもらいべき将来世代にどのような形で合意形成をすべきなのかということでございます。

一つの例でございますが、これちょっと話し大きくなっちゃって恐縮ですが。私は昭和45年の生まれでございます。平成元年になった時には、高校を出たばかりの18歳か19歳でございました。その時に小渕内閣が確か1.58ショックとかといわれる出生率がうんと下がったというニュースで日本中が大騒ぎして、丙午の時の1.5いくつよりも下がったというふうなことで、将来ものすごい少子化が予想されるというふうな話であったと思います。

当時、私は選挙権はなかった。あれから27年経っているわけでございます。今、いわゆる社会保障を中心として、国の財政も含めて非常に苦しい状況になってきてしまったと。

ただ、あの時に選挙権がなかった我々の世代が、結局今になってこういった27年前から予言できた問題の負担を強いられている、つけを払わされているというふうな状況でございます。それがこれはちょっと大きな話でございますけれども、同じような例で町が何かするときに、じゃあ交付金、補助金、それから公債費、町債費、そういったものを使ってやっていったときに、この部分に関してはじゃあ3割4割は将来世代が負担していくんですよといった場合に、将来世代にはどのようにしてその合意を得るのか、もしくは納得してもらうのか、この方法論について町長のお考えがありましたらお聞かせいただきたい。お願いします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 非常に難しい問題でございます。

今、一つの例や何かをお話。将来にわたって私たちが例えば公民館を建てる場合、社

会資本整備総合交付金40%補助をもらう。当初は町長32%だという話が私のところにございました。自分の頭の中には40%の中で計算を立てておりました。

当初言われたのは、32%という中で駄目だと。40%になるべく私も担当課も一生懸命やって、結果的に40%の交付金をいただくことになりました。だけれども、今の論法でいきますと、その分は国の税金ですね、税を集めているじゃないか、そういったことに対して将来の負担に対してどう思うかというふうに聞かれますと、私としましたらやはり40%いただけるんなら40%いただく中で事業を推進していきたいというのが正直な気持ちでございます。

それから将来への負担でございます。26年度決算、将来負担比率がマイナスであるということではなかったわけでありましてけれども。あれは議員当然のことながらご承知かと思っておりますけれども、単純に申し上げますと会社がお店をたたみますと。たたみますといったときに、将来にわたってそのたたんだことによって借金を返していく、負担がかかっていくのかどうかという単純に荒っぽい言い方ですれば、私はそういうふうに理解をいたしております。

ですから、松川町でもやはりこれから将来、ひょっとすれば何か大きな事業展開の中でプラスに転じることもあるかもしれませんが、やはりそうしたことはできるだけ将来の負担比率については抑えていきたいというふうに思っております。

それからすべてが今、私が申し上げていることは、すべて今度は国にかかってくることです。国の限られた国だって限られた税金の中でやっていくわけですから。それにつきましては、どう思うとこう言われても、私としてもちょっとコメントは避けておきたいというふうに思っております。

ただ、私も財政や経済、いろんなこと総合的に判断して、日本の国全体が、これも荒っぽい言葉でありますけれども、私は団塊の世代でございます。やややっぱり時代の流れの中で昔に戻れとまでは言いません。だけれども、みんながお互いが少しずつ我慢しあっていく社会、こういったものを作っていくことも大事ではないかというふうに考えております。

そうした意味で、このあとご質問があるかどうかわかりませんが、地域の中で、自分たちの地域を自分たちで考えていこうという機運というのが少しずつありますけれども、芽生えてきているということについては、非常にありがたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 答弁いただきました。

将来負担比率等々もそうですけれども、町長のおっしゃるとおりだというふうに私も思っております。

将来世代や現役世代を含め、これからの負担に関してどのように考えていくかというのは、一つお金の問題ということもありますけれども、やはりその中にはやはりその住民合意のあり方とか、そういったことも含まれているんじゃないかなというふうに思う次第でございます。

ちょっと身近な例で例えで申し上げますが、次の論点のリーダーシップというふうな話を少ししたいと思います。

青年の家の課題がございます。青年の家に関しましては今般、町長の方からサッカー場を中心とした競技施設、ゾーニングを含めたそういうふうな地域利用というふうなご提案があったかなというふうに思います。

これまでの町長の手法には、あまり見られなかったやり方、ご発言だったなというふうに思っております。きっと町長なりにお考えになった、考え抜かれたリーダーシップというものがきっとあったのではないかなというふうに思っておりますが。

いま一度ご発言の真意とそれから首長としてのリーダーシップの問い方、これについて少しお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 6月定例会議会の冒頭のあいさつで申し上げた件についてでございます。

今までその経過については、細かいところまではちょっと省きますけれども、教育委員会、生涯学習課、あるいは庁内検討委員会、それから利用者、それから職員等の意見を様々いただく中で、やはり具体的なものがなかなか挙がってこないという中で、一つの私も何回も申し上げておりますけれども、でたらめ言ったわけじゃなくて、ある程度のいろんな精査する中で、ああいった案を提案をしたところでございます。

その後の動きにつきましては、議員も承知をいたしておると思っておりますけれども、様々な会議等で住民の皆さんからのご意見、あるいは提案等を聞きながらやってきているところでございます。

この件につきましては、どなたかまた質問があろうかと思っておりますけれども、検討委員会等を設けてやっていきたいというふうに考えております。

この進め方につきましては、担当課ともよく精査をいたしておりますので、もし必要でしたら担当課長の方からお答えをいたしてまいります。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 答弁いただきました。

町長のお考えの中にあります思想、信条というものがよく理解させていただいたというふうに思っております。

通告にもありましたように、なかなか難しい立場なんだろうと邪推いたします。というのは、住民の声を聞きすぎるといわゆるポピュリズムというやつですね、衆愚政治になってしまうということです。その住民の声を聞き方もそうですけれども、これは委員会でも私は申し上げましたが、今、この事業をやっていかというゴーサインを得る承認なのか、それとも作ったあと5年10年15年住民の皆さんも関わって、この事業をバックアップしてくれなきゃ成り立たないんですよという意味での運営、継続、それについて合意してくれたのかという部分のやっばり色分けというのはすごく難しいと思います。

じゃあ住民の声をあんまり聞かなければそれはもう独善になってしまいます。ただ、聞きすぎるとそういうふうになってしまうと。いわゆる今の状況ですと、例えば現状維持を望む方々の意見が多いかもしれません。そういうふうになってしまうと、当然将来につながるものになってしまう可能性もあります。その辺の境目というのは、町長としてどういうふうにつけていかれますか。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 先ほどのリーダーシップという話がございますけれども。私自身が大きな公約、これは1期も2期も続けておりますけれども、情報の共有、コミュニケーション、現場主義、これを掲げております。なお、いっそうそれらに基づいてやっていきたいというふうに思っております。

それから加賀田議員、今、言われましたとおり、その住民の皆さんの声を聞くのとそれからリーダーシップ、これは常に自分の頭の中にも考えていることでございます。

ああいったこれから青年の家、非常におもしろいです。住民の皆さんの中には、乱暴な言い方しますと、しばらく放っておいたらどうよ、そのお金もかかること。いろんなおもしろいと思います。いろんなそういった意見もいただいております。それもひっくるめた中で、検討してまいりたいというふうに思っております。

それからある時点では、やはりもちろん財政状況、それから将来に向けての集客、あるいは維持管理、これらも含めた中で決断をしていかなければならないなというふうには思っております。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1 番（加賀田亮） 答弁いただきました。

なかなか難しい胸の内を聞かせていただきました。

先ほど町長がおっしゃったように、例えば公民館のその前の段階での中でいろいろな様々協議会の中でも、なかなか具体的な意見が挙がってこないとか、それから今おっしゃられたやはりそのコミュニケーション、こういったものも非常に重視しているというふうなお話があったかと思います。

ただ、私が思うに、その結論にだんだん近づくわけですけれども、やはり民度かなということをいつもいつも思います。町長は私もこれまで11回の一般質問の中で、ことあるごとにいろんなこういう形で民度の話をした時に、やはり町長も「挙がることはもちろん理想ではあるけれども、現状では難しいかな」というふうなご発言が多かったかと思います。

例えば協議会でも、民度がある程度高ければいろんな具体案が挙がってくる。将来にとって責任のある具体案が挙がってくるかもしれない。コミュニケーションもそうですね。例えばいわゆるコミュニケーションというといろんなコミュニケーションがありますけれども、例えばあるものに対して真剣に討議しなければいけないコミュニケーションもあれば、いわゆる現状の不満であったりとかというものを要は言いたい放題、方言、言い放しのようなコミュニケーションであったりとか、それから10年一律変わらないような話を永遠としてなんの変化のないようなコミュニケーションもあるわけですね。これが一つの課題が与えられてそれに解決に向かわなきゃいけないというコミュニケーション、もしくは協議であれば、やはりそこにはどうしても住民のある程度の高さの民度が必要だと思っております。

なかなか挙げることは理想ではありますけれども、難しいというのはよく町長の答弁からも存じておりますけれども。いわゆるその20世紀前半の例えなら識字率だとか、高等教育の普及率だとか、ああいう民度とはもう全然時代が違って、今求められるのは公共社会に対する社会性であるとか、公民としての知見、こういったものがやはり民度に求められているものなのかなというふうに思っております。

いずれにせよ、個人が努力でやれるものではないと思っております。こういったものに対して、行政はどういったアプローチをすべきなのかなというふうに思います。

お願いいたします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 民度の成熟度ということだというふうに思っております。

私は、町政懇談会、あるいはまちづくり懇談会、あるいは様々な委員会、団体等に出席した折にこの頃申し上げていることは、これからの将来に向かったまちづくりは地域の皆さんが自分たちで考えていく時代にどうしてもなってきますよ。それは様々な国の動き、いろんなことを総合していくとこれは行政もそうです。国に頼ってばかりおってはいけない時代になってくるというふうに思っております。

もちろんそうになっていくだろう。それに対する不満だとか意見、申し上げたいことはいろいろあるけれども、総合的にそういう方向になっていきますよ。そうすると今度は私も議員時代に地方分権、住民分権をどう進めるという質問をしたことがありますけれども、「今度は住民の皆さんも考えていってくださいよ、町だけではどうしてもやっていけない時代が必ずきます」というようなものの言い方で話をしてくれているのが現状でございます。

少しずつでもあの地域の皆さんがそういうまさに民度の高めるのにどうしていくかということでもありますけれども、こうしろ、ああしろとって文章で出すべきことではないというふうに思っております。これは職員と一緒に、少しずつであっても、地道にそういうふうに世の中というのは動きつつあるということを伝えていくことであるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意味では、先日、生東森の会がNPO法人を取りました。それから生東を考える会、あるいは古町を愛する会。古町を愛する会も今回、提案型まちづくりの交付金を使って事業を推進していきたいということで提案があったようでございますし、トイレの掃除は私たちがやるというようなことでやっていただいております。

そうした形には表れなくても、松川町の中には非常にそういった団体、グループがたくさんあるというふうに思っております。そうした方たちといたに連携をとる中で、そうした社会を作っていくかということではないかというふうに思っております。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 答弁いただきました。

なかなか民度の成熟、向上というのは非常に難しいというふうには思っておりますし、今、町長がおっしゃったように文書でどうのこうのというわけにはいかないと思っております。

私が思うんですけれども、全国の事例やこの前皆さんと視察に行かせていただきました。た牧之原市とか、こういった事例を見ますと、民度を上げるための一つのいくつかの条

件があると思っております。一つは、危機感だなというふうに思っております。危機感をきちっと持った地域であったりとか住民というのはやはり本気になって考える。逆に危機感がなければ、現状でいいやってやっぱり思っちゃうと思うんですよね。ただ、このままじゃ何かがまずい。例えばどんな小さな問題でもいいです。このままだともう道の掃除ができるような状態じゃないぐらい高齢化が進んじやったけれどどうしようとか、そういったことでもいいですし、逆に町の大きな行政課題の問題ですね。そういったことに関しても何でもいいですけども、危機感がないとやっぱり人間は動かないと思うんですよね。じゃあ基金をどうやって出すかということになりますと、やっぱり行政としてはあまねくの情報を提供していくということだと思っております。これは不利な情報も出すべきだと思っております。

このまま放っておくとあと5年後にはこうなっちゃいますよ、あんなっちゃいますよ、皆さんどうしますか。行政もやれることはやるけれども、皆さんもやれることやってほしい。こういうふうな投げ方がやはり一つの共同を産むのかなというふうに思っております。

私が見る限りでは、すべてを見通しているわけではございませんけれども、まだこの危機感という部分が足りないかなというふうに思っておりますし、この第5次の総合計画の中身を見ましても、非常に前向きで素晴らしいテーマがなっているなどは思いますが、ただその中に何か危機感を打破したいというふうな強い思いとかそういったものというのが少し薄いのかなというふうな感じもいたします。

それからもう一つは、危機感ともう一つは、前回の一般質問で申し上げましたいわゆるシームレスな世代継承ができること。いわゆる持続可能ということ町長よくおっしゃいますけれども、持続可能していくためには人が必要です。人のためには、次の世代次の世代にどんどんどんどん委ねる、認めていくということをしないと次の世代は育たない、そういうふうなことも思っております。

やはり民度を上げるというためには、住民が主人公になってステージに立っていただかなきゃならない。そのためにはやはり危機感を持ってもらうことと、役割を与えること、この2つが重要じゃないかなというふうに思っておりますが、町長のお考えありましたらお聞かせいただきたい。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 各地域でのリーダーとなるべき人材育成、こういったものも大事だなというふうに思っております。

それから危機感ということでございます。私も町の中相当歩いて、その地域地域100%じゃないですけども、相当わかっております。

やはりあの地域が高齢化がどんどん進む、人口が減っている。先ほども出ました雪かきだ、草刈りだ、そういったものにも本当に苦勞している地域ほどやっぱり地域のまとまりというのも出てきているのも事実でございます。

ただ、今度は、松川町は広いです。そうした中で、今度は良い点に目を向けていくことも大事ではないかと。こここんなに素晴らしいんですよ、おい何かやってくれて盛り上げていこうよというのも、一つには大事だというふうに思っております。暗にすべてに対して危機感をあおるだけで真剣になっていくかということ、そういうもんでもないなというふうに思っております。

だから広域で見てもそうでございます。非常に小さな村で国道が一本だけ走っている。その周りには地域の皆さんが地域の食材を活かしたいろんなものができたり、直売所ができたり、ああいったところは都会の中にはできない。だから、そういった意味でも、それらはやっぱり自分たちがもう何かをやらなければどうしようもないという危機感の中でやっぱりスタートをしてくている。そういった意味では、松川町が同じような形態で同じようなことができるかというとなかなか難しい。松川町は松川町なりのものを出していけば良いんじゃないかというふうに思っております。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 危機感についてご答弁いただきました。

私が常々考えている問題としましては、やはり決して自暴自棄になったりとか、後ろ向きになって何でも駄目だとか、そんなふうに考えるということは、それはもちろん当然ながら避けなければならないということでございます。ただ、私が思うのは、危機感を持ったときこそ本当に町の良いところが見えてくると思うんですね。危機感を持っているからこそ改めて自分たちの住まいを見直す、地域を見直す、町を見直すという本当の目が養われると私はそういうふうに思っております。逆に危機感のない状態でそういうふうな形になっていくと、なかなか迷走しがちなかというふうに考えております。

例えばの例でございます。松川町のことではありませんが、よく全国の市町村で言われる話ですけども、自然が素晴らしいということよく言うわけですよ。ただ、これは客観的に見れば日本中どこの自然もそう代わり映えはしませんし、都会から見れば総じて美しいのはそれは最もなんですね。ただ、危機感を持ったところの見方というのは、自然のありがたさ、自然に囲まれた恩恵が自分たちの暮らしにどう影響しているか、そ

ここまで考え抜いた上での自然の素晴らしさをアピールしていると。これが危機感を持って宝を見直そうとするもの、危機感がない状態で宝を見つけようとするものの民度の違いだなと私は思っております。

ですので、結局のところその民度をどうやって上げていくかという部分に関しては、いろんな方法論があると思いますが。一昨年の高橋寛治先生の講演の中でも、「やはり危機感がなければまちづくりはできない」というふうなお話もあったと思いますし、やはりその部分どうしても町のところで何か欠けているとまでは言いませんけれども、若干力が薄いかなというふうに感じざるを得ません。

特に例えば今、お話の中にありましたように、地域の草取りとか道掃除とか、そうしたこれまでやってきたことも大切です。その担い手をこれから地域のまちづくりに担っていただくということも大切ですし、新しいステージですよ。これからじゃあ青年の家をどう活用するんだとか、そういう大きな話しでも良いですし、例えば喫緊な例では自主防災をどうしようかというふうな話、こういったものでも良いかもしれません。

こういったものでもどんどんどん牧之原市が例になりますけれども、地域の力というのをどんどんどん引き上げて、民度を高めて、ファシリテーターが中心になって、地域の住民のパワーを発揮していただくというふうな体制というのは、私はこれは行政の大事な仕事だというふうに思っております。この部分に関しまして、町長もし今後こういうふうに取り組みたいというふうなお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 牧之原市の例も出ておりましたけれども。ああいったものというのは表から見るのと裏から見るのといろんなものがございますので、すべてオクケーというわけにはいかないと思っておりますけれども、ああいったのも一つのやり方ということで勉強には自分自身にはなっております。

それから、今、ちょうど第5次の地域づくり会議を、若手の皆さんがやってきてくれております。

私は担当課の方にも、ああいったものを大切にしていってほしいと。それで総合計画が終わりましても、一つの地域づくりの母体になればなということを考えて、担当課とも話をしているところでございます。

今まで、私が答弁してきたようなことをよりいっそう力を入れていかななくてはならないというふうに思っております。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） もう時間もありませんので、最後の質問になるかと思えます。

いわゆるこの第4次総合計画に挙げられましたまちづくりであるとか、協働であるということに関しましては、一定の成果はもちろんあったかなというふうには思いますが、まだまだ伸びしろはあるんじゃないかなというふうに思っております。

いわゆる今申し上げたように、道掃除であるとかそういったこともまちづくりの一環かもしれませんけれども、本来は行政政策において諸々のプロセスに住民が関わることがまちづくりなのかなというふうに思っております。

既存の仕事のみならず、今後の将来に向けてもぜひ町民が力を発揮していただくように行政の指導、誘導をお願いしたいということで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

◇ 熊 谷 宗 明 ◇

○議長（関 克義） 次に、5番、熊谷宗明議員。

○5番（熊谷宗明） それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、大規模災害の備えは万全か、また美しい景観を守り育むための施策をと題しまして、私の提案、あるいは要望を含めご所見をお聞きいたしたいと思えます。

9月に入りまして、まゆをひそめるような災害が続いております。10日には鬼怒川の堤防の決壊による浸水被害。12日には東京調布市を中心とした震度5弱の地震。14日には阿蘇山が噴火。警戒レベルが初めて3に引き上げられ、現在入山規制となっております。

当町でも今からちょうど300万年前、1715年6月、羊の満水と言われる土砂災害が起き、小八郎岳が崩壊し、上片桐に大きな被害が起きております。今もセキナギや烏帽子岳に登る登山道にまで浸食が続いておりまして、非常に危険な状態であると思っております。

私たちは、この伊那谷というつぶれやすい地形に暮らしているという宿命を背負っているわけでございます。災害は忘れた頃にやってくると言われており、日頃の訓練が大切であることは言うまでもありません。

町では9月6日に東海地震による震度6弱を想定した町内一斉防災訓練が行われました。私も訓練の様子を役場2階にて見させていただきました。広域消防の隊員の指示のもと、真剣なまなざしで取り組まれており、そんな様子が胸を打ったわけでございます。

町長は、災害対策本部長という役職であり、非常時には瞬時に判断が求められる最高責任者でもあります。今回の訓練を通しての反省点、課題など感じ入る所見についてまずお聞きをいたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 熊谷宗明議員の質問にお答えをいたしてまいります。

9月6日の防災訓練のことです。9月6日の日には、消防署、消防団、それから自主防災会、多くの地域の皆さん方にご協力をいただき、おおむね3,800人弱が参加をいただいておりますけれども、防災訓練を実施をいたしたところでございます。また、午後には、社協におきまして、ボランティア立ち上げ訓練が行われました。これも11回目ということで、松川町は早くから社協の皆さんにお世話になって取り組んでいる事業でございます。

そうした中で、本部長という立場になるわけでございます。様々な情報がひっきりなしに上がってまいりました。そうした中で、対策会議の中でどう判断をしていくということをして、そして私指示を出し、私の方に報告があったりするというパターンでございました。

一番は、やはり情報の処理でございます。船頭が多くて船が前に進まないという状況も見られております。職員の皆さん、それから担当課の皆さんにもそういった課題が多く出ているので、それをしっかりと精査をしていくようにというようなことを申し上げたところでございます。

町長として、地方自治体のトップとして災害時に何をなすべきか。11項目、私は町長室にいつも飾ってあります。まずは命、一番はやはり人命でございます。2番目がやはり瞬時の判断でございます。3番目が町民、住民の皆さんは逃げないものだと思えという言葉でございます。逃げないんだと。とにかくそれは今まで全国で災害に遭われた地方自治体の皆さんの、首長の皆さんの体験談のものがございます。そうした中から出てきた言葉ではなかろうかなというふうに思っております。

それからそいじゃ夜間だったらどうなんだろう。それから昼間営業中だったらどうなんだろう。様々ないろんな問題提起がございますので、それらについてもしっかりと担当課の方で精査してまいりたいというふうに思っております。

それからちょうど防災訓練が終わったあと、常総市の鬼怒川の堤防の大決壊というようなものがあつたわけでございますけれども。あれらを見ていても避難指示がマスコミ

によりますと、あの地域で出ていなかった。おそらくはほかの情報に、これは想像でありますけれども、情報がたくさん入ってくる中でぽっと抜け落ちちゃったのかなと、こう感じがいたします。十分に私たち気をつけていかなきゃならないなど。

それからちょうど昨日から今日にかけてマスコミ出ておりましたけれども、行方不明者と言われていた人たちがすべておられたということ。それで17,000人あまりの皆さんがそれに従事してきたということ。あれはどういうことだったのかなというふうに、これからまた明らかになってこようかとは思いますが、しっかり自分のものとして受け止めてまいりたいというふうに思っております。

また、もう1点は、ボランティアを常総市も立ち上げました。多くの皆さんがボランティアに来ていただいたけれど、今度は現地へそのボランティアの皆さんを運んでいく手段がないということで打ち切りになりました。

これらはニュースを見ていて、はっと思いついたのはあれ考えてなかったなとこういうふうに思いました。いざというときにボランティアの皆さんが大勢来る。それを非常に上手に配置をしていくわけでありまして、そこまで行く足がない。これは現実にニュースで流れておりました。打ち切った、ボランティアを打ち切った。これらもこれからしっかり考えていくべきことかなというふうに思っております。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） 常総市のお話がありました。

全地区に避難指示が出されてなかったということで、行政責任が問われるとこかなと思います。また、船頭多くて船進まずというお話もありまして、非常に行政責任という、また市長たる最高責任者の責任が問われることだと思います。

そういった中で、町長は今年度に入りまして、総務課に危機管理係を設置したわけでございます。町長の深い思いがあって、この係を設けたと思っております。

今日まで町長が描いたとおりにこの危機管理係が動いておいでになっているのか。また、この役割とは何か、そういった部分についてお伺いをいたします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 今年の4月から総務課の中に危機管理係ということで、あえて作りまして、危機管理の部分専門ということで今、やっておっていただきます。

防災、減災につきましては、町長になりましてから様々の手を打ってきております。良かったと思うのは、先日もニュースを見ておりましたら、防災無線が雨の音や何かで全然聞こえない。私はそのため個別受信機をつけたわけです。表と外ということ

でやったわけでありませけれども、まだまだそのついでいる家庭、世帯数、アパートもひっくるめますとおおむね80数%ではないかというふうには認識してあります。そういったことについても、これから危機管理係の中でやっていくべきことじゃないか。

それからなんといっても人間の意識であります。これがまず一番最初でございますので、そういったこともこれからやっていかななくてはならないなというふうには思っております。

それから危機管理係を設けましたけれども、私が思うにはやはり危機管理という部門は次から次へ問題が出てくるなというふうには自分で思っております。それを担当課ともいろいろ話をしながら、こういったことを進めてほしい、こういったことをちょっともう一回点検をしておいてほしいというようなことを常日頃話をしているわけでございますけれども。思うようにいっているかどうか、成果はどうかってこういう質問に対しましては一生懸命取り組んでいるということでございますので、これからというふうには思っております。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） 4月立ち上がったばかりでまだ半年ちょっとというようなことでありますので、危機管理を集中させてきたというところを重要視しながら、各課との連携というものを築いていっていただきたいとお願いをするところでございます。

それから人命第一というお話もありました。そこで一番心配になるのは、自治会未加入者の皆さんの安否確認でございます。福祉を考える集会でも、このことについては話が出ておりました。日頃のお付き合いのない未加入者の情報収集というものをどのように考え、行っていこうとしているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 自治会未加入者に対しての情報収集はどう行うかというご質問でございますけれども。地震発生直後、災害発生直後につきましては、まず自分の身を守ることが先決と考えまして、まずそれが自助という言葉でくくられますけれども、自助が大切になります。そのあとの行動が、家族や近所の方を被害状況をお互いに確認しあう近所、近い助ける共助という言葉でくくられるんですけれども、その言葉に移っていただくようになります。被害に遭われた方でも、早期に救助やけがの処置を行うことで、被害の減少につながる事例が行われているということが、昨年起きました白馬村の神城断層地震について検証されております。

災害時におきましては、共助ができる自主防災会に自治体未加入者の方を含め、高齢

者、1人暮らし、要介護者の安否確認や救出を行っていただくということを町でも想定しております。

例えばアパートに入居されている自治会未加入者の方につきましては、若い方が多く、避難所におきましては避難所運営の面で大きな力を発揮していただける若い力という形になるかと思えますし、また高齢により自治会を加入されずに脱退された方につきましては、高齢者ということで、要保護者という形になりますから、これもまた自主防災に方々に救助をお願いしていかねばならないというふうに考えております。

町では、毎年7月に自主防災会のリーダー研修会を行っておりまして、そのリーダー研修会を通じまして、自主防災組織の活動を支援しながら未加入者、それから高齢者、1人暮らしの方、要介護者の安否確認の共助についてお願いしてまいりたいと考えております。

情報の提供という問題になっていきますけれども、災害時には町の本部で名簿を確認する組織ができますので、それを提供しながらというような形で、自主防災会と本部が手を携えて行っていくようなふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） 自助、共助、公助というお話があり、また近助というお話もあり、白馬村の奇跡、死者ゼロということの中に、災害時に住民助け合いマップというのを作っておられた。そういったことが非常に役立って死亡事故ゼロにつながったということも聞いておるわけで、やはり自主防災の力も非常に確かに大きくありますが、自主防災会、リーダー研修会もありますが、やはり地域によって温度差があるのも事実なわけでございまして、その情報を得るに個人情報というような点もあってなかなか難しい点があるわけですけど。

やはりまず考えていかねばならないのは、1人暮らしであるとか、に加入者の人たちに対して自治会の人たちが声をかけて、近助ということで助け合いの精神を持ってやるということで、おはようございます、こんにちはのあとに植えられた花はきれいですねとか、どうですか、そういうような続けて会話をしていくという中に、非常に身近になったというお話もありますので、緩やかな連帯ではありますが、そういったところから取り組むということ、それが近助のあり方かなというふうに私は思っていますので、そんな点も自主防災会の力とともに、そんな啓蒙をやはり底辺の部分ではしていかなくてはいけないなというふうに感じておりますので、その点についてよろしくお願

します。

続きまして町長よりお話ありましたが、11回目を迎える社協の災害ボランティア立ち上げ訓練。これにつきましては11回目ということで、松川町が先んじておったというようなことで、近隣町村の社協の皆さんも大勢見え、また中学生、高校生のボランティアの皆さんも入りまして、若い力とともに一緒になって有意義な雨ではありましたが、ボランティアの立ち上げ訓練ということができたと思います。

これにつきましては、災害から4日から5日経ってから立ち上げるというようなことで、そこで町長のお話にもありましたが、災害の状況によって全国にボランティアを募集するとか、そういったことを決定していくわけでございます。それから住民のニーズというのもしっかり把握して、全国から見られた方たちがスムーズに現地に行けるような手段をとっていかねばならないと思うわけでございますが。

そこで重要になってくるのがやはり住民ニーズの把握ということを行政、あるいは社協、その関係プレー、スクラム組んでしっかりやっていくということが非常に重要ではないかなと思っております。この点について、町としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 災害ボランティア立ち上げ訓練と町の防災訓練の連携、どちらにしてもやはり災害状況やそういうものを把握をした中で、ボランティアの方たちも動いていただけますので、そうした連携や協議を重ねていくことは大事だなというふうに思っております。

細かいことにつきましては、担当課の方からお答えします。

○議長（関 克義） 塩倉課長。

○総務課長（塩倉智文） 災害対策本部の中で、人数把握の役目を負うのは町民分という形でこちらの方でも分掌掌握を決めておりますので、災害等対策本部で町民部からまたボランティアの社会福祉協議会と手を携えて連絡調整を行っていくというふうに考えております。

お願いします。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） ご答弁いただきました。

何回か私も立ち上げ訓練に参加しておりますが。今回は防災訓練、町の防災訓練と合わせてやったということで、町の主立った幹部の職員の皆さんが見えてくれたというこ

とで、状況把握もできたのではないかなと思いますので、なるべくそういった立ち上げ訓練にも町の職員の皆さんは足を運んでいただいて、顔の見える関係づくりを養っていただければと要望いたします。

続きまして、防災用品の管理についてお聞きをしたいと思います。

お米につきましては30俵、清流苑の冷蔵庫に備蓄するというのが今度の補正にも載っておりましたが。町としてどんなものを備蓄しているのかということをもまず1点お聞きします。

また、区や自治会に配布された防災用品、非常用食料品の点検、消費期限切れ等々のことに対しましての管理について、どんな体制をとっているのかお聞きいたします。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 町が保有する備蓄品につきましては、α米、飲料水、毛布、テント、簡易トイレ、それからご飯を炊ける機械2機等がございます。まだございますけれども、そういうようなものを役場の倉庫で用意しております。

また、各自治会にお配りしました備蓄品なんですけれども、県の事業でいただいたものでございまして、既に今年は賞味期限切れてしまっております

こちらにつきましては、各自主防災会で町の補助金を使っていただいて購入していただくということをお願いしております、町では75%の補助をいたすということで、補助金を使って購入いただくということをお願いいたします。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） 75%の補助というようなことでありますが。でき得れば災害時の大事な部分については100%助成ということも考えてはどうかなということを感じます。

それから私も区の防災倉庫を見させていただくと、折りたたみのリヤカー、担荷、それからチェーンソーや大きな工具ですね、いろいろあるわけですが、チェーンソーというのはやっぱり普段動かしていないと非常に始動しないというような場合もありまして、実際消防団員がおったんで動かしてみましたが、なかなか動かなかったということがありますので、そこら辺の点検を誰がするのかという点も、その区ないし自主防災、あるいは消防団が係を決めてやるのが良いのではないかなというふうに思っておりますし、またその倉庫の中のものを使って訓練をしていくと、実際に。そういったことをしていかないと、宝の持ち腐れになってしまうのではないかなということを感じましたので、そこら辺のことも訓練の中に今後入れていただければと思います。要望でございます。

それからもう1点要望でございますが。8月4日の雷雨によって、防犯灯がかなりい

かれてしまったというようなことの中で、やっぱり明かりが伴わないと非常に安全な町と言えないということの中で。

東京都の町田市は企業とともに開発した蓄電池を内蔵した防犯灯の設置が非常に優秀で、表彰もされたということの中で、全国にも展開されておりますので、町内全部ではなくても、商店街であるとか、学校付近であるとか、停電になっても明かりがともる、そういう施策もお願いをしていきたいと思っております。

続きまして、消防団員の確保についてお聞きをしたいと思っております。

このことにつきましては、非常に難しい課題でありまして、今後公募委員を含めた消防あり方検討委員会で何回も論議をされて答申は出てくるのではないかなと思っております。

そんな中で、商工会では消防団サポート事業というのを立ち上げ、飲食や買い物などをしたときに何かしら特典やサービスを受けれる事業を展開していくというようなことで、これも一つ新しい巧妙かなというふうに感じております。

消防団の魅力を大いに打ち出しながら、地域が支援していくという姿勢、そういったものが一つの入団の促進になってくるのではないかなというふうに考えております。

町長としては、この消防団員確保ということについて、お考えがありましたらお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 消防団員の団員確保については、厳しい状況下にあることは、議員も承知をしているものというふうに思っております。

これは地域防災ということで、全庁で考えていくべき問題であるというようなことで、今年からは機能別団員50数名の機能別団員を設けて、しっかりと保険等対応する中でお願いをしたわけでありまして。それはあくまで応急措置とあってはどうか、非常の際に備えるべくという形でとったわけでごさいます、根本的にどういうふうにしていくかということをもた検討委員会を立ち上げて検討を願っていくということとしたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） いろいろな対策をこれから考えていかないと、世の中の情勢も変わってきております。若い人たちが少なくなってきたというふうなことの中で、やはり抜本的な改革というのにも必要になってくるかとは思いますが。女性消防団員もなかなか集まらない状況であります、そこら辺に目を向けるという方法もありますし、私の近所には消防に入って、非常に開眼したというか、人生が変わったというような若者もおり

ますので、そういう良さも訴えていく、発進していくということが一つの方策というふうに思っております。

続きまして、原子力災害対策についてお聞きをいたします。

町の災害対策のマニュアルは災害対策のマニュアルについて、原子力災害対策は載っておりません。先だって訪問しました友好姉妹町の牧之原市議会では、浜岡原発の廃炉ではなくて、永久停止を議決しております。そんな中で川内原発が8月に再稼働したことによりまして、牧之原市として実効性のある避難計画を検討整備中ということで、お話を危機管理室長さんの説明を受けまして、非常に危機を感じられておるということで。そんなお話の中で、やはり松川町としても原子力災害対策というものについて目を光らせるべきではないかなと思ったわけでございます。

2012年であります、浜岡原発の事故を想定して、浜岡原発近くから風船1,000個を飛ばしたプロジェクトがありました。その日は昼過ぎから雷雨がありまして、浜松周辺には風船が多く見つかりましたけれど、長野や山梨では見つかっておりません。ただ、風向きと風速によっては、伊那谷まで飛んでくるということが十分考えられるということが、このプロジェクトでは結論づけております。

聞くところによりますと、1年のうち1/4は天竜川に沿って伊那谷へ向かって風が吹いているということでもあります。また、飯田市までは100km圏内、それからさらには使用済み核燃料がプールに温存されているという状況を鑑みれば、原子力災害を町としても想定した採択を講じるべきではないかと考えますが、町長あるいは課長、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 松川町地域防災計画につきましては、平成12年に出してございまして、現在はその見直し作業を行っております。

この計画の中では、原子力についても触れてございまして、原子力災害対策を考え計画的に進めていくようにということで考えております。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） 続きまして、そういった中で放射線をどういうふうにキャッチするかということでございますが。

スピーディというシステムがございまして、これは原子力規制委員会で不採用ということで決定され、今はモニタリングという方式がとられていくというふうに聞いておりますけれども、まだこれも確立されておられません。

そこで100km少しの圏内の松川町では、以前購入しました放射線測定器を有効活用して、常にキャッチする体制づくりをしていく必要があるではないかと考えますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 議員のおっしゃりますスピーディーのシステムなんですけれども、原子力規制委員会におきまして、計算結果につきましては平成26年の10月8日に活用しないという方針が打ち出されておりました、町としてもこの考えに従いまして活動しないということで考えていきたいと思っております。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） 給食用に一つ、それからもう一つの測定器もあるわけですので、もし何かがあって、これは想定外でしたと言われたいようなやはり策を講じるべきだなというふうに感じております。

次に、安定ヨウ素剤についてお聞きをいたします。

牧之原市の原子力対策マニュアルによりますと、31km圏内においても屋内退避注意の喚起、それから甲状腺の被曝を抑えるべく安定ヨウ素剤の服用、準備との防護措置がとられております。

また、ベルギー政府の諮問機関の保健高等審議会では、福島事故の際から20km圏内から100km圏内にその範囲を拡大しまして、子どもや妊婦の方々に安定ヨウ素剤を緊急配布できるよう、備える必要があると勧告しております。

今もお話があったように、長野県では必要がないというような見解もありますが、浜岡原発の100km少しに位置する松川町でも、安定ヨウ素剤の備蓄が必要だと私は考えますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 放射能の被曝を防ぐ安定ヨウ素剤の備蓄につきましては、近隣では飯田市に6万錠というヨウ素剤が備蓄があるようでございます。

長野県に確認しましたところ、長野県では一切お持ちにならないということで、理由としましてはどんな物質が実際に飛んでくるか、飛散してくるかという物質の特定が示されていないために、放射能対策の錠剤については用意のしようのないという結論ということでお考えを聞いております。

町といたしましては、備蓄品として何が一番必要か。例えば食料の方が先ではないかというような優先順位を考えながら備蓄を考えていきますので、安定ヨウ素剤もその中

の考えの候補の一つということでは考えて検討していきたいと思っております。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） ぜひご検討をお願いをいたします。

続きまして美しい景観を守り、育むための施策の提案でございます。

およりの森の植樹材も間近に迫りまして、来年は県の植樹祭が飯田管内では松川町が選定をされております。

そこでかけがえのないこの町の自然を守り、育むといった内発的な開発こそが、これからの時代にやるべきことではないかと思うところでございます。

生東地区では、道路沿線にカンザンという桜茶として利用される桜を沿道沿いに植え、一生懸命管理をしております。こうした取り組みを全町的に広め、春は桜の花、秋には紅葉の紅葉が楽しめる植栽を今から行い、美しく生える景観の形成の展開を図るべく、官民一体となった取り組みをするべきと考えますが、この点について町長のご所見をお願いいたします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 美しい景観を守っていくという意味で、里山に対する花木等でまた飾っていったら良いんじゃないかというご提案でございますけれども、非常にそのようなことは進めていきたいというふうに思っております。

やはりまちづくり懇談会等に出ましても、提案がいくつも出てまいります。やはり花、木というものは人間をどれだけ潤わせて、安心させる効力があるんだなということをつくづく感じる次第でございます。

来年度には、全国植樹祭の末端ではありますけれども、飯田下伊那地域の箇所として、松川町およりの森が指定をされておりますので、またそういったものを一つのきっかけにやってまいりたいというふうに思っております。

また、先日は、地域の有力な企業から、カンザンが非常に食用ということで足りないということで、松川町へぜひ頼むというようなことで、現地を見たり、企業がまいてまいります。これらも一つの6次産業化も含めた中で、前へ進めていける案件かなというふうに思っております。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） 次に、信州ふるさとの見える丘認定の拡大をお願いしたいと思います。

本年2月18日、アルプスビューファームズ部奈が認定をされました。これは県の世界に誇る信州の農村景観育成事業でありまして、美しく豊かな農村景観を次世代に継承

していくための認証でございまして、そういったネーミングを使われて、今、県下で27カ所認定がされております。

私はこの事業、非常に良いと思っております、例えば峠の観陽丘、それから西山の上段、上片桐の上段、非常にビュースポットがたくさんあると思います。

そこで、そういうことを認定してもらうために自発的な組織を立ち上げて県に申請をしたらどうかというふうに思っております。その点についてご所見をお伺いいたします。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 議員ご発言のとおり、アルプスビューファームズ部奈地区が、信州ふるさとの見える丘に本年認定をされたところであります。

観光資源として、この松川町が持っているこの里山の景観を生かすという視点では、町内にはまだまだ紹介に値するビューポイントがあるというふうに考えておりますので、これを進めていきたいということは大切だなというふうに思っております。

方法としましては、町がその直接登録に関わるというやり方もあるかもしれませんが、まず町民の方がその景色のファンになっていただいて、そしてその景色を広めていくという町民の思いが大事かなというふうに思いますので、単に登録を進めるということだけではなく、地域発の登録につながるような検討を進めていければ良いかなと現在考えております。

○議長（関 克義） 熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） まさにそのとおりで、内発的開発で進めていくべきだなと思っております。

景観条例というのもありますが、こういった取り組みで徐々に開発を進めていくことが非常に大事だと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 今、日本の原風景とか、そういった言葉で言われます。

この登録云々ということを目指すのみならず、松川町の中で残していきたい風景、松川町の原風景というようなものを広く募集する中で、その地域の景観やそういったものを大事にしていくということにつながればというふうに考えておりました、これは来年度町制60周年でございまして、また、提案を申し上げて、そういった地域住民の皆さん

が、この風景は守っていききたいということの一つのきっかけにしていくことは、これからの景観を守っていく意味でも大事ではないかというふうに考えております。何らかの形で表していききたいなというふうに思っております。

○議長（関 克義）　ここでお諮りいたします。

ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義）　異議なしと認めます。

11時まで休憩いたします。

休　　憩　　午前10時51分

再　　開　　午前11時00分

○議長（関 克義）　会議を再開いたします。

◇ 森 谷 岩 夫 ◇

○議長（関 克義）　6番、森谷岩夫議員。

○6番（森谷岩夫）　それでは通告をお願いをしておりますが、今日は2点ほどお願いをいたします。

まず、旧松川東小学校のこと全般についてお尋ねをいたしたいと思います。

今年の4月1日から生東の子どもたちが、松川中央小学校へ通学というようなことで始まっておりますが。2年ほどであります、長い時間をかけて準備をしてきて4月1日を迎えて、子どもたちの様子を少しお聞きしておりませんので、今回1学期が終わったので、何か報告がと思っておりましたけれども、そんなことをちょっとお聞きをしたいと。

9人おられた子どもさんのうち3人が中学へというようなことでありましたので、6名の児童、それからまた今年新しく増えたかどうか。今、親御さんたちとの間での取り組みなり、心配事なりいろいろないかどうかというようなことも含めて。また、生東地区の児童の通学車両というようなことで、当初で430万円ほどの予算が盛ってあったというふうに思っておりますが、それらの運行についてはうまくいっておるかどうか、まずそのあたりからお聞きをしたいと思います。

○議長（関 克義）　深津町長。

○町長（深津 徹） 森谷岩夫議員の質問にお答えをいたしてまいります。

東小学校の子どもたち、中央小学校と統合になってその後どうだということでございます。これにつきましては、また担当課の方からお答えをいたしてまいります。

東小学校につきましては、大変に元をたどれば非常に長い間、統廃合、あるいはあり方等について検討をいただき、また、賛否両論ある中で、今年の4月から中央小学校に統合になったわけでございます。

また、これにつきましては、地域の皆様方に様々なご心配、ご迷惑をおかけをしたというふうに認識をいたしております。また、新しいスタートだというふうにも捉えております。

その間、森谷議員におかれましては、あと利用検討委員会の委員長として都合8回にわたります検討委員会をいただき、答申をいただき、ご苦勞をおかけしましたこと感謝を申し上げる次第でございます。

その後の子どもたちにつきましては、教育長の方からお答えをいたしてまいります。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 4月に統合いたしました松川中央小学校での東小の子どもたちの様子でございます。

現在、3年生が2名、それから5年生が3名、それぞれこの5名については、旧東小学校に在籍していた児童であります。それから旧東小学校区の1年生が2名という、そういう在籍状況の中で、登下校については教育委員会の方でお願いをいたしました通学用タクシーの運行で支障なく登下校、通学が行われております。運転手さんも非常にきめ細かく子どもたちの様子を見てくださっております、安全な登下校ができているかなと、そんなふうに思っております。

それから学校と保護者等との関係でございますが、担任の先生と保護者の連絡も密にとれておりまして、大きな抵抗なく子どもたちの学校生活が行われているかなと認識をしております。

それから7月に音楽会がありまして、その中でこれは保護者にお願いして学校生活について聞いたというわけじゃないんですが。参加された東小学校の保護者の方から、こんなご意見をいただきました。

「大きな学校なので、手が回らないところもあるかと思っていたが、きめ細やかな対応をやっていただき感謝している」という、そんなお声もいただいております。それから6月の下旬に、生東地区の地区懇談会、これはPTAの方々が集まっての懇談会なん

ですが。その中でも特に大きな要望はございませんでした。

その中で出されたことは、夏休み中のプールの利用についてのご意見がありまして、子どもたちのプール利用についてはタクシーを運行することで対応するというところでやっております。

一番心配だったのはやはり東小学校の子どもたちが中央小学校に慣れるかどうかという、その点でございますが。実は東小学校に在職した教員が現在中央小学校に3名おります。したがって、子どもたちの不安や悩み、それから保護者との連携、さらには地域とのつながりといった面で、この3名の先生方がよく動いてくれてサポートしていただいているという、そんな認識でおります。

以上でございます。

○議長（関 克義） 森谷議員。

○6番（森谷岩夫） この学区制の変更というようなことで、非常に大きい事案でありましたので、今、教育長からご答弁をいただいたけれども、順調というか、大きな問題もなく子どもたちも成長しておるというようなことをお聞きして非常にうれしく思うわけであります。

大人よりは順応する時間も少なくて済むというふうに思っておりましたけれども、まだ1年目でありますので、同じようにまたきちっと指導ができるように先生方のまた特段のご努力もお願いをしたいわけでありまして、その3名の先生方にも非常にちょうど良いタイミングでありがたかったなというふうに、今お聞きして思ったようなことでもあります。

次に、あと利用の中で、町長から今お話がありまして、都合8回でありましたが、答申もお世話様になってさせていただくことができました。委員の皆様方にもご協力をいただいて、一定のものをということでありましたけれども。

前回の6月の定例会の折に、町長の方からご発言があつて、自分の構想はこんなふうだというようなことでお話がありました。青年の家とは違って、一応検討委員会で答申もしたあとでの発言でありますので、町長も答申のことも含めて一定の整理をぼつぼつされてきておるかなというふうに思いますけれども。

初めての2期目の初めての折のご発言でありましたので、今期4年間かけてある一定のというようなそういうことも含まれておるのかなと、そんなふうに思いますので、性急なことを申すつもりはないわけでありましてけれども。先般のお話、ちょっともう一度ここでご発言をもう一度お願いをしたいというふうに思うんですが。

1階と2階と3階というようなお話もあって、かなり具体的なお話もありました。答申の中もそうでありましたけれども、なかなか一つのものに絞ったり、きちっとこうだというようなことがなかなか今の情勢の中で難しいこともあります。

今、全国で、先般もNHKのニュースで見えておりましたら、500校の廃校と言っておりますので、毎年毎年500校ずつ廃校になっていきやもう2～3年すりゃ全国で廃校の学校がえらい数になると、こういう状況が現実だということでもあります。

そういう中でありますので、そいじゃ我らの東小のことはどうだというふうに当てはめてみますと、なかなか簡単なわけにはいかんというふうに思いますが。先般のお考えちょっともう一度ここでお聞きをして、それについて議論をしたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 今、森谷議員の言われましたとおり、今、小中高、高校も含めまして非常に学校が閉校になっていくということが多いわけでございます。

今、手元に25年度までの資料でありますけれども、全国では482校が廃校になったということがございます。そのうち小学校が346でございます。おおむねここ10年あまりでございますけれども、廃校になった数が5,801校でございます。それで活用がされていない廃校がおおむね30%、それから用途が決まっていないものが21%というデータがございます。それからアンケート調査の結果もでございます。活用の用途が決まっていない理由。一番多いのが、地域等からの要望がない。これおもしろい変ななんか解せないんですけども、用途が決まっていないトップは地域からの要望がない。それから施設が老朽化がしているというのが2番目でございます。

それから意向調査をどういうふうに行っているかというアンケートでは、一番多いのが実施していないというのがおおむね55%ということでもあります。説明会によるヒアリング等が一番多くて26%、それから地域との協議等が13%、アンケートとが7%というような状況下になっているのがデータでございます。

答申を受けました。答申の内容につきましても、非常に改めて私も読み返しております。あの地域が自然に囲まれて、そして非常に素晴らしい環境の中にある施設であるということ。それから地域の一つのよりどころとしてずっとやってきた。地域の人たちのことも考えてほしいということでございます。

そうした中で、私は6月の定例議会の中で申し上げたのは、あれだけの立派な建物であります。それからあと利用の報告書を読み返す中で複合的施設。一つはやはり福祉関

係、キーワードになる言葉が福祉、それから学習。これは学習といえれば幅広くありますけれども、生涯学習やいろいろ、子どもたちでございます。

それから一つがやはり宮澤芳重を末永く伝えていきたいという思い。

それから一部屋申し上げたのが、大学のサテライトにできないか。学生と若者との交流というようなこと。

それからもう一つが産業でございます。少しでも地域の皆さんが雇用につながって少しでも収入になればと。そこらが一つのたたき台、報告書を見返す中で、それの中でのやりとりということではないかなという思いでございます。

ただ、これも今、精査をしているわけではございませんし、庁内の検討委員会を立ち上げて動いているところではございません。これからどういうふうに検討を重ね、それからどういうふうに地域の人たち、地域住民の皆さんの合意形成を図っていくかということは、これからやっていかななくてはならないというふうに思っております。

○議長（関 克義） 森谷議員。

○6番（森谷岩夫） 答申書の中にもお願いをしてあったというふうに思いますけれども。施設は良い施設でありますので、維持をしていくということはもう前提であります。

あのものを維持管理していく経費、最低でもそのぐらいはなんとか収益が上がるようなことがそこでできんかなというのが1点ございました。

今、お話がありましたように、福祉に使うというようなこと、非常に環境も良いところありますし、良いんじゃないかというふうに思うわけですが。

立地条件が良いということは裏を返すと、うんと静かな良いところにあるんで、そこまで行く道路が整備できておらんとか、そういった裏腹なこともありまして。町場の中にある廃校された学校というのは、非常に若い皆さんが小物の店を出したり、起業家の卵が集まったり、あるいはそのコミュニティーの場所として非常に利用価値もあるというふうないろいろな使い道があるというふうに思いますけれども。東小の場合には、答申の折にもさんざん議論をいたしましたけれども、やはり来ていただける、あるいは使っていただける企業なりというのは、特定のものになるだろうと、こういうことがあります。そんなことがありますので、私自身は外からお願いをしてくるばっか考えように、松川町の中であれを利用する部分というのはないのかなというようなことが強く思うわけがあります。

このことは裏を返すと、またあとの問題にもちょっと関連をいたしますけれども。どんどんどんどん箱物ばっか作っていくということではなくて、今ある既存の施設で使い

勝手のいろんなこともありますけれども、それらのものをきちっと精査をして、町の中での施設として利用していくということが一番やり方としては順当かなと、妥当かなというふうに思っております。

今、町長からお話がありました、福祉のことだとか、あるいは青年の家の松川プログラム等も40回ほどでありますか、報告もいただいておりますが、そんなことにも利用されたり、生涯学習なり子どもさんたちの学習なりということもあります。それから宮澤芳重さんの件も良いわけでありまして、構想としては非常に良いというふうに思いますので、ぜひだんだんに時間を見ながら進めていただくと。

松川町には今、懸案のことがいくつもありますので、優先順位はどうだかという問題はああるというふうには当然思います。と思いますが、あれだけのものを何にもせんで腐らせてはいけませんので、やっぱり有効に使っていくと、このことが大事だというふうに思います。

杉並区へも視察に行かれて、CCRCのアクティブシニアって、今元気な皆様方をこっちに呼んでというようなこともあったりして、6月の折にも一般質問の中で坂本議員さんの方からもご発言もあったりして、それ以降のこともちょっと聞いておりませんが、いろんなことは当然あるというふうに思いますけれども。やっぱり第一義は町内で利用度を見つけると、利用価値を見つけると、このことではないかというふうに私は思っております。生田の高齢者の皆様の集合住宅とか、いろいろな案も出ておりますので、それらも含めてぜひお願いをしたいと思っております。

当面、その維持管理をしていくという中では、非常にあれだけの大物でありますので、なかなか大変だなというふうに思います。当初予算の中で、生東森の会でありますか、その皆様方にお骨折りいただくというようなことで、若干なりとの予算も計上してあったというふうに記憶しておりますが、それらのことも含めてちょっとお話をいただきたいと。

その町の中で駄目になった施設の代替えに使うというようなことも含めて、そういう利用価値はどうかというようなことについての町長の見解とそれから今、生東森の会の活動なり予算的なものについて合わせてお願いいたします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） この件につきましても、生田、地元のまちづくり懇談会、すべて中山、峠、長峰、いろんな形の中で話を聞いてきたりしております。そうした中で、良いご意見もいただいております。

これ担当課といろいろと話をしながらやっておりますけれども、一気にあの建物をすべて使うことを考えていくのか、あるいは地元の提案の中でできることから、一部でも良いからスタートをしていく。これも一つの方法だな、これも提案をいただいております。

また、雇用、産業ということでも2～3提案をいただいております。こういう産業はあそこへ入れていったらどうだという提案もいただいております。それらも含めてやってまいりたいなというふうに思っております。

それから今、福祉ということで、私も6月の時にちらっと申し上げたか。いわゆるほかの施設の代替えというよりは、私は高齢者の、あの時にシェアハウスという言葉もちょっと出たかというふうに思っておりますけれども。健康なうちからそういうあいつたところで共同生活をしていくというのもいいのではないかなというふうに思っております。

それからもう1点、あいつたものの運営には、ぼーんと会社に投げかけて、私はこのあとどなたかに答えるかどうかあれですけれども。青年の家だ、梅松苑だ、それから東小だ、それからこれからの土地、若者定住対策の土地だ、いろんな形、課題がございます。それらを全部町だけでどうのこうのやっていくということは非常に難しいというふうに思っております。PFI、あるいは指定管理だとか、いろんな民間と一緒にやっていくということも考えていかななくてはならないなというふうに思っております。

それから東小学校につきまして、あと利用について、私は非常に町長としての個人的な思いなんですけれども、東小学校をどれだけ地域の人たちに残してほしいというって言われ続けたか。お年寄りに私ははっきり覚えております。「深津さん頼むに、東小を頼むに」多くの皆さんから言われた施設です。それで今回あいつた形になりました。

そうした中で考えるときに、業者に丸抱えというようなことは私としたら考えづらいです。あれだけ地域の皆さんが支えてやってきてくれた。そういった思いとそれは現実論でございます。財政面だとかいろいろ現実論はありますけれども、やはり町の責任の中で、地域の皆さんの負託に応えていきたいという思いが、町長として東小学校にはございます。

そんな思いも考えながら、これからどんなふうにしていくかは、また地域の皆さん、あるいは町の皆さんと協議する中で決定していきたいという思いでございます。

それから最後にございました現在の施設管理、生東森の会利用状況等につきましては、担当課の方からお答えをいたしてまいります。

○議長（関 克義） 小木曾生涯学習課長。

○生涯学習課長（小木曾雅彦） それではよろしく願いいたします。

現在、旧東小学校の清掃などの業務委託を生東森の会にお願いしております。委託料の関係でございますが、年間で72万円、月々6万円ずつでございます。

そしてお世話になっている内容などですが、施設の清掃、そして会館時間前の開場と閉館時間に合わせたの施錠の確認並びに火の元の確認。あと利用者への指導、助言。あと旧東小学校備品消耗品の整理、整頓。また、旧東小学校の敷地内の設備の清掃、除草、伐採、消毒というような内容をお願いしております。

その都度、生東森の会さんと話をしながら、ここをこうしてくださいというお願いもしながら、今きれいに管理していただいておりますという状況でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 森谷議員。

○6番（森谷岩夫） 今、町長からお話がありまして、5,800校10年間で活用されていないものがそのうち3割あるというんで、大変な数だ、1,500ぐらいあるのかな。

私は最終的には、いろんなお考えがあつていいと思うんだけど、ああいう地形的なことも考えると特殊な使い方もちろんあるとは思うんだけど、最終的にはやっぱり地元の皆さんが楽しく過ごせる場所としての機能が一番大きいというふうに思っておるんで、かえっておかしな格好にして難しいことにならんようにという部分も当然あると思うんで、金に目がくらんでというような言い方は大変問題のある言い方もしれんけれども、使ってくれりゃ誰でも良いというような話でないようにぜひしていただいて、今お話がありましたように、一部でも良いんで少しずつ使えるところを広くしていくというようなことで良いのかなというふうに思っております。

シェアハウスのこともあつたりしますが、現実的には生田の地区も多いと思いますが、松川だって上片桐だって大島でも上片桐でも当然そういう家庭もあつたりして、みんなが集まって暮らした方が良いという方だって当然おられると思いますので、町の施策としてそういうことも今後必要になる可能性もあるというふうに思いますので、そういう利用もぜひ合わせて今お話がありました、考えていただくと良いなとそんなふうに思っております。

こんな言い方をしているかわからんけれども、清流苑には温水プールがあつて、あそこは年間1,800万円から2,000万円ぐらいの赤字であります。そのうち燃料代が1,200万円ぐらいであるんで、管理費は800万円ぐらいかな、そんな感じ

であります。この間も町長が言っておったように、「あれは必要な施設だ」と、「健康の維持管理のために必要な施設なんでお金がかかってもこういう格好でいきたい」というふうにお話があって、私も非常に結構なことだというふうに思っております。

燃料的なものをもう少し少なくしていくことはもちろん努力は必要であります、そういう考え方でいいと思いますが、そういうことと比較した中で、生東地区にどれだけ財政的な支援ができるかっていう部分だって、当然町としては考えにゃいかんことありますので、例えば管理費がこれだけかかるけれども、地域の人たちのためにあの場所をずっと残しておくということも一つの道でありますので。

お金のことは予算はどこへどれだけつけるかだけの話でありますので、やはり今、町長からご発言のあったような地域の皆さんの思いを優先的に考えていくということがまず第一だというふうに思いますので、そんなことをぜひまとめた中で、事業拡大を管理をしていっていただくと、こんなことをお願いをいたします。

CCRCのことは、当然大事なことだというふうに思うんで、これからもまた検討していただくとことは非常に大事だと。都会の皆様と地域の架け橋になる施設になるかもしれないので、そのあたりのこともお願いをしたいというふうに思います。

2つ目でありますけれども、老人福祉センターのこれからの運用というようなことでお願いをしてあります。

今回、このことを申し上げるのは、非常に利用度がこのとこコミュカフェ等で200人の会員というふうにお話がありましたか、以前よりは利用される方が非常に多くなっておるといふふうにお聞きをしております、私も65を過ぎましたのでこの前も申し上げましたが、だんだんにお世話になることもあるというふうに思いますけれども、非常に集まっているいろんな人の話を聞いたりというようなことで、有意義な施設になりつつあるというふうに思っております。

一番の問題はやはり耐震がきちっとされておらんということだというふうに思っております。コミュカフェを始めるにあたって、若干中も改造したりお金も少しはかけてあるというふうに思いますけれども、こういった施設というのは非常に高齢化の中で大事な施設でありますので、本気になって考えんといかんと。いろんなとこにお金がある時期でありますので、簡単なわけにはいかんということもわかりますけれども、何かあったときにはどうだということに当然なります。いつ起きるかわからん地震といえればそれまでのことではありますが。

そういうことで何にもしなくていいということではなくて、どの自治体でもそういうこ

とは第一に気を遣って施策をしておるといふふうに理解をしておりますので、松川でも耐震のきちっとできておらんものをたくさん人の集まる場所に残しておいてはいかんとこういふふうに思います。

これと合わせまして、私はこの老人福祉センターのことについては、一つの象徴として申し上げておるんですが、いろいろな施設をたくさん作るんでなくて、一つの施設の中でいろんな機能を持たせるということがこれから大事だといふふうに思っておりますので、この老人福祉センターのことと合わせては前々から言っておりますけれども、子育ての支援の本当に妊娠されたばかりの妊婦検診から始まって、未満児の皆様の健診等も、この議会棟と同じ棟の東の方の畳の間でやっておるといふような状況であります。

これも松川町のことでありますので、もう少し機能的なものを作ったらどうかなといふふうに常々思っておりますが、そういった意味合い等も含めて、老人福祉センターの建て替えとか、あるいは耐震とか、そういったもののお考えは今どの程度のお考えなのか、お願いをしたいと思っております。

社協が管理をしておるといふこともあったりして、なかなか直接町の職員が出ていってやっておるんでないんで、若干はさっきの危機管理ではありませんけれども、少し欠如をしておるのかなと私はそんなふうに思っております、行政としてどうするかということが大事でありますので、そのあたりをちょっとお聞きをしたいと思っております。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 老人福祉センター、それから子育て支援、2点についての大きな見地のことだけ私が申し上げまして、細部については担当課長がお答えをいたしてまいります。

老人福祉センターにつきましては、たびたびご質問もいただく中、公共施設の設備の計画の中で含めて、今申し上げました「統合だとか、あるいは現地がいいのか、そういったかかる費用等も考えながらやっていきます」ということをずっと答弁をいたしてまいりました。今も変わっておりません。ちょうど公共施設等についての白書が出てきておりますのでそれの中でまた精査をしていきたい。

それから皆さん方もこのご質問も何回かいただいておりますけれども、松川荘の老朽化の問題、それから北名子の保育園の跡地の問題。それから松川荘にしましても、古い部分と新しい部分とある。新しい部分をまた活かせることも考えられるでしょうし、そういった中に含めて、老人福祉センターも考えていきたいといふふうに思っております。

ただ、今、森谷議員の言われましたように、まだ先になる話の中で、耐震診断を受けていないものといふご質問でございますけれども、この辺は町もちょっと考えていかな

くちやならないかなと思っております。おおむね290万円ぐらいかかるのではなからうかというふうにちょっと聞いておりますけれども、3年に一度の建物の定期点検はやっていただいております。

私も非常に気になっておって、設計士にどうだ、大丈夫かな、どうかなと、こういう話をしますけれども、設計士の方からは口頭では「町長大丈夫」だということを聞いておりますけれども、これも根拠をしっかりと持った中で私も答弁しているわけじゃないんで、精査をしていきたいというふうに思っております。

それから子どもたちの乳幼児の検診につきましては、今、実際の利用者の皆さんが非常に不便であるというようなことはちょっと聞いてはおりません。玄関にエレベーターをつけたのも高齢者、それから乳幼児検診、それも含めた中でやってきているところがございます。これらについても、これからの公共施設という中で考えていく問題かなというふうに思っております。

細部につきましては、担当課長の方からお答えしてまいります。

○議長（関 克義） 大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長（大澤孝史） 老人福祉センターのことにつきましては、建物が老朽化をしてくているということもございまして、これまであり方につきましてを検討の方をしてきておる経過がございます。

今の町長からの話もありましたように、建物定期検査の中でも修繕が必要だよというようなところの中でご指摘を受けている部分もありまして、それについては随時修理も行っているということではありますが。地震の関係についてのその耐震の問題、安全性の確保ができるのかということについては、ちょっとまだまだ現状では難しいことがあるのかなというふうに思っておりますけれども。

そういった点も含めまして、あと別に利点的なものも、今の現在の施設の中ではございまして、高齢者の方、また児童の方が児童デイサービスを利用をいただいております。そういった点でいきますと、高齢者の方、障がい者の方の共生型の施設ということで、非常に魅力のある施設ということになっております。そういった場所で今、うまく使えているということもありますし、あと閑静の場所で環境が非常に良いということは、利用者の方からもご意見としていただいているということもありますので、そういった利点もあつたりしますので、現状の中で使っていくというようなことも含めまして、検討はしていくべきという状況でございます。

ただ、今後耐震診断、また耐震診断のあとに耐震補強工事というようなことになりま

すと、多額な費用がかかるというようなこともありまして、現在そのようなところまでの検討はされていないというところの状況になります。

今後におきましては、施設の移転というようなことも考えの中の一つに入れながら、特別養護老人ホーム松川荘の建設の関係のことも今、話に上がっておりますので、そこら辺も含めまして合わせて今後の中に入れ、総合的にまた複合的に施設を考えていくというようなことでまたやってまいりたいというふうに思います。

あと子育て支援の関係のことにつきましても、ご意見の方いただきました。保健センターみたいなものを一つ作りながら、そこできちんとした充実したものを健診を行っていくというようなこともどうなのかなというようなお話も含まれているかと思っておりますけれども。

これも実は全国的にそういった保健センターを建設していこうという一時動きがあったということもございますが、松川町においてもじゃあそういう建物を作ってやるのが良いのか、もしくは現状のままでやりながら、課の中でも連絡をとっていく。乳幼児のことにつきましても、横断的な連携がとれることが必要ですので、そういったことも考えの中に入れまして、これまで検討の方もやっぱり行ってきておりますが、現在の中では今、お子さん、乳幼児検診、また子どもさんの相談ですね、そういったものに各課の連携をとりながらやっていくという現状の中で、そういった方法の方が良いのではないかとということの中で今、やってきているのが現状であります。

また、乳幼児検診につきましては、お母さん方のグループ学習というのはいちの町の方でしっかり行われている現状があります。情報交換によって、お母さん方の安心が得られるということもあって、こういったことにつきましても今後も母子の方に寄り添った支援の方を行っていくということで、現状の中でまた考えてまいりたいというふうに思っております。

あとは特養のことにつきましては、社会福祉協議会の方でもあり方検討会ということの中でご意見の方をいただいております。これからの中で高齢者の方の増える状況、また待機者の状況、そういったものを鑑みまして、団塊の世代の方の状況も鑑みまして、今後の中で一定の時期に検討の方をしていく検討会というようなものを立ち上げながらということになると思っております。

まず手前の段階では、介護保険事業計画ですね、そちらの方で結局広域との特養の建設につきましては関係してくることがございますので、その6期の計画の中に入れ込んできているというところの中で今進んでおりますので、今後もこの施設との関係とも含

めまして、総合的にそちらも考えながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（関 克義） 森谷議員。

○6番（森谷岩夫） ありがとうございます。

幼稚園の統合のお金も済みましたし、公民館も建設ができるという運びになっております。あと高齢者の皆様方のこれからというのは非常に介護保険料等も上がったりして、住民にも重くのしかかってきておりますけれども、どうしても必要なことでありますので、それに向けての施策もどうしてもしていかならんという時期になると思います。

ぜひ今、お話がありましたように、いろいろなものを合わせ持って機能ができるようなそういう施設を作っていただくということをお願いをして。

もう一つ、非常にたくさんの人が集まるというようなお話でもありますので、今の老人福祉センターもすぐどうこうということではできんということであればやはり耐震もして、きちっとしたやっぱり対処しなくてはいかんとそんなふうに思いますので、お金もかかるとは思いますが、300万円ほどの予算をぜひつけていただいて、耐震もきちっとして進んでいっていただくと、こんなことをお願いをしたいと思います。

以上にしたいと思います。ありがとうございます。

◇ 坂 本 勇 治 ◇

○議長（関 克義） 次に、4番、坂本勇治議員。

○4番（坂本勇治） それでは通告に従いまして質問させていただきます。

まず、有害鳥獣の被害についてお聞きしたいと思います。

町内の有害鳥獣の侵入防止柵の設置も、本年度でほぼ完了になると聞いております。

現在の柵の進捗状況の残りの計画、また完了地域の現状と課題についてまずはお聞きしたいと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 坂本勇治議員の質問にお答えをしてみたいです。

有害鳥獣対策の防護柵についてでございます。

この事業につきましては、平成23年度から取り組んできたわけでございます。総延長51.5km、そのうちの44.5kmまで進んでおまして、あと7kmが今年の手配になっております。

費やしました予算につきましては、3億8,000万円ということでございます。現状につきましては、そういうことでございます。

この事業についてだけ、あと細部につきましては、担当課長の方からお答えをさせていただきますけれども、この事業についてでございます。

平成23年度、私が町長になった年でございますけれども、既に有害鳥獣対策の防護柵、中川村がほぼ完了。それから喬木・豊丘がずっともう既に後半になってきておりました。高森も計画をしているというような状況下の中で、やはり農家の皆さんそれから多くの皆さん方からのご意見をいただく中で、地域の対策協議会、そして町で対策協議会を立ち上げまして、猟友会の皆様からも参加をいただいて進めてきた事業でございます。

今、非常に有害鳥獣の被害が大きいわけでございます、農業意欲を減退をさせていくという、非常に根源に関わることがございます。しかしながら、これを100%防いでいくということがなかなか難しいわけでございます。まちづくり懇談会でもやはり生田地区、あるいは大島地区の西山、増野、桑園、あるいは上片桐の上段の地域にいきますと必ず出る問題でございます。

しかしながら、いわゆる有害鳥獣の柵がどういう効果を生んでいるか等云々につきましては、このあと課長の方から話があるかと思っておりますけれども。やはり行政として一番ベターな対策に取り組んでいく、取り組める事業に取り組んできたというのが現状でございます。

有害鳥獣対策のために100%これではできたとはおもっておりませんが、それなりの効果は生んでいるというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） この有害鳥獣進入防止柵につきましては、平成23年度から地元の協議会とあるいは猟友会の皆さんとも協議をいたしまして、町の全体の協議会を立ち上げまして、共同でこの事業に着手してきております。

総延長で約51.5kmのうち昨年度までに44.5kmが完成いたしまして、本年7kmを施工し、全体で総事業費で3億8,000万円の事業が完了となるということになっております。

設置完了地域での現状の課題ということでもありますけれども、事業の効果につきましては先行いたしました部奈地域、福与地域につきましては、アンケート調査を行い、その効果を一昨年度確認しておりますが、一定の効果があるという結果が出ております。また、町全体で取り組んでおりますので、設置効果と管理体制の側面から、金網柵と電

気柵の2種類を設置しているという状況でございます。山間地域における設置等、あるいは果樹を主産業とする既にこの柵を設置する前から地元で柵を設置されていた地域等、様々な状況がございますので、個々でのこの事業の評価につきましては、ここでのこの事業の評価につきましては、それぞれいろんな評価があるかなと思っておりますが、基本的なこの進入防止柵の基本的な効果につきましては、これ発揮できているのではないかなというふうに認識しているところでございます。

○議長（関 克義） 坂本議員。

○4番（坂本勇治） 必要な柵ということも、効果も上がっているかと思えます。100%というのは、猿もイノシシ、鹿等も生活するために生きているということで、なかなか柵だけでは効果が100%というのではないかと思えますが。

この柵に関して維持管理についてお尋ねしたいと思えますが。特に電気柵について、地区によって管理体制といいますか、管理をするのにどこまでといった認識に格差があるのではないかと思っております。今、現状がどのようなものか。かなりの地域に張り巡らされたわけで、基本的には地元受益者が負担する、管理していくという方針だとは思っております。それがどこまで管理をしていくのか、また柵の周りの除草や支障木の撤去等、電圧の日常的な管理は当たり前のことだと思いますけれども。地形によっては小動物が穴を掘り、柵の下に通路を作ってしまったたり、場合によっては倒木、急傾斜地においては洗掘等があり、小規模な日常管理も多発するようなことが想定されております。実際にその辺があるわけですがけれども。

大規模な修繕等については、町が復旧していくという話もお聞きしておりますけれども、どのくらいを想定しているのか。例えば金額がいくら以上については町がやるとか、そういった取り決めといいますか、今年で終わると本当それぞれの管理が出てくるかと思えます。そこら辺どういうふうになっているか、まず町の考え方をお聞きします。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） この事業自体につきましては、設置は町全体で町の方で行いまして、管理は地元協議会でという基本的なルールで事業開所当初より確認合意した上で事業を進めてきております。

その理由につきましては、議員の方からも格差という話がありましたが、やはり先ほども話をしましたけれども、各地域ごとにその柵に対するニーズといいますか、状況が大きく異なるわけですね。山間地域の生東地域とそれから例えば大島側の既に柵があった、電柵があった果樹園地帯の地域では、この柵に関する管理に体制は、そもそもやは

り違っていたわけで、大島地区においては既に地元の方で管理が行われていたという経過もあります。ですので、そういった管理体制については、基本的には地元でということころは、地元の地域の状況に応じて、地元にあった形で管理をしていくということが、この運用を行っていく上で必要なのではないかなど、今も感じているところであります。

電気、通常電圧の管理ですとか、それから倒木だとか、草が触れていて、漏電していて、柵のその電柵の効果がないというような管理につきましては、やはり果樹園地帯の地区の協議会におきましては、非常に週に何日という形で、集荷期になれば、2日にいっぺんぐらいの頻度で地元で管理をしているという状況があります。

それから大型のその修繕につきましては、金額について何円から町でやるとかいうとりきめはいまのところありません。ただ、現状で地元で修繕ができるものについてはすべて地元でお願いをしているところでありますので、基本的には台風ですとか、風雨の強い際に倒木があります。倒木については、非常に大きな倒木になりますので、これ地元の皆様で除却して修繕するということができませぬ。柵が柱ごと倒れるということになりますので、そういったものについては、今現在町の方で修繕を行っているというような状況でございます。

今後につきましても、そういった事例が出てくると思いますので、そういった事例を一個一個ちょっと見ながら地元でやっていくもの、町でやっていくものということ判断していきたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 坂本議員。

○4番（坂本勇治） 全線できたから、そういった細かい経過後については、作るということも聞いておりましたが、やはりその原因にもよったりとか、金額によったりとか、ある程度不公平にならないようにというか、地区によっては受益者、直接受益者じゃないところも柵の近くにある住民もいるわけで、なかなか管理ばっか増えただけであんまりうれしくないという住民も少なからず地区によってはあるかと聞いております。そこら辺やはり町としてこういう場面にはきちんとかういうふうに出していくんだ、あそこは出したのにうちには出してくれんのかというような問題が起きないように、ぜひ検討をして問題が起きないようにお願いできればと思います。

進入防止柵の内側に住み着いた結構広い範囲に柵をやっていますので、内側に住み着いたその被害もあるということを知っています。町としてはそういった対策をどのように考えているか次にお聞きしたいと思います。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 先ほども申し上げましたとおり、柵の工事が今年ですべて完了いたします。

まず、計画いたしました柵を設置していくということが第一かと思っただけで進めてきております。その中で議員がおっしゃるように、非常に広範な地域になりますので、柵の中で住み着いている猿ですとか、獣がいるということは認識しております、柵を設置したことによって、群れの移動の範囲が狭くなって、今までそんなに被害がなかったところなのに今年は被害が多いとか、そういった影響も確認をしております。

やはりそれにつきましては、総合対策ということでやっていくふうに考えておりました、一つは大型、猿の大型捕獲おりの設置ですね。生東地区、それから部奈地区におきましては、柵の中に捕獲おりを設置して現在個体数の調整を行っているところでありますし、もう一つは信州大学の先生との共同によるGPSを活用した猿の生態調査です、生息調査ですね。どの辺に生息してどういうふうな活動をしているのかということをやっていくということ。また、くくりわなの購入支援なんかも行わせていただいて、単に柵だけではなくて、捕獲、あるいは追い払いの総合的な対策を行っていくということが必要かなと思っております。

ただ、この総合対策では簡単に解決するというふうな認識はちょっと持っておりません、実際に今現在被害があるという大島地区の柵の中の話も、地元の協議会の皆さんとも相談しながら、また猟友会の皆さんとも相談しながら、なるべく良い方法で解決していきたいということで、今検討しているところでございます。

○議長（関 克義） 坂本議員。

○4番（坂本勇治） 進入防護柵以外の大型の柵、またGPSを使った行動範囲の調査等の報告も受けております。

それについての対策というのがまだ今、検討中ということではありますが。やはり一步一步進めていただきたいと思っておりますし、柵ができたことによって、今まであった被害の場所というのが、どんどん移っていったらというのも現状かと思っております。総合対策として、一日も早くそういった被害をゼロにはできないしょうけれども、いかに減らすかを進めていただいて、農家の皆さんの耕作意欲というのを向上できるようにお願いしたいと思っております。

あと捕獲後の処分について、猟友会にお願いするかと思っておりますし、処分場もあるかと思っておりますが、そういった検討とあと猟銃とかわな等の有資格者をどのように増やしていくかといった検討等今行っている状況をお聞きしたいと思います。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 処分場につきましては、今現在町の方で用意したところありますので、そちらの方を使っていただくということになっております。

それからわな等の有資格者の増加、支援対策ということにつきましては、猟友会さんを通じまして、資格の更新に対します費用に関して、一部助成を行っているということを行っているところでありますが。そこら辺も何より、その単純に補助金を増やしたから猟友会の会員さんが増えるというような効果はちょっと見込めないかなと思っておりますので、やはり何より対策協議会の方にも一緒にお話をしながら、その中で協議会の中で、有資格者の取る方が増えてくるということを進めていきたいな今は考えております。

○議長（関 克義） 坂本議員。

○4番（坂本勇治） 猟友会の皆さんもなかなか年々高齢化が進んでいるかと思えます。若い方に、こういう猟銃を持たせることが良いのか悪いのか。きちんとした考えを持ってこういうのを持っていていただくというのが当然良いことですし、やらなきゃいけないことだと思いますけれども。

若い人にとってもらうことによって長期間活動してもらえるということがありますので、やはりこういった鳥獣害、本当、獣の害というのが本来の適切かどうかわかりませんが、やはり共有できる外にえさ場を、柵の外にえさ場を作ってそっちで十分暮らしてもらっていただければいいと思いますし、そういった政策も取り組みながら、当然内側に入ったのは処分をしていく、あるいは外へ逃がしていくといった取り組みも含めて、この管理をするこういう資格。特にわななどは、割と簡易に取れるようなことも聞いておりますので、そういった方々の仲間を増やしていくという取り組みというのが大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと思えます。

議長にちょっとあれしますが、まだ時間かかりますので、午後の時間をお願いしたいと思えますけれど、よろしくをお願いします。

○議長（関 克義） ここでお諮りいたします。

ここで休憩をとりたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 異議なしと認めます。

それでは1時まで休憩といたします。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時00分

○議長（関 克義） 会議を再開いたします。

坂本議員。

○4番（坂本勇治） それでは引き続いて質問させていただきます。

まちづくりの基本的な構想はということで、先日清流苑を中心としたゾーン化が示され、青年の家のあと利用の計画案も示されたわけではありますが、明確な目的と構想はどのようなものか、議会や町民に問題定義を投げかけたという現状かと思いますが、今後の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 清流苑、西山を含めます一帯についてでございます。

これは青年の家が指定管理をやめていくということが、一つの大きなきっかけになりまして、まちづくり政策課、あるいは生涯学習課、産業観光課が主にその3つが連携をする中で物事を考える発端になっております。また、青年の家につきましても、一つの投げかけをしたためにゾーニング、あるいはあの地域一帯というものをこれから改めてどうしていくんだという非常に大きなきっかけになっているというふうに認識をいたしております。

そういう意味では、これから細かいことにつきましては、担当課がお答えしてまいりますけれども、一つの大きな物事をこれから様々そのあともいろいろございますけれども、一つのきっかけにしていきたいというふうに思っております。

私自身も、いろんな情報収集やあるいは住民の皆さんのご意見等を聞く機会を多く持っております。そうした中でまた考えてまいりたいというふうに思っております。

これからのことにつきましては、まちづくり政策課の方からお答えをしております。

○議長（関 克義） 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） 松川青年の家でございますけれども、平成22年の4月から県の指定管理を受けまして松川町が運営しているところでございまして、この28年度末その期間が満了いたしまして、今後どのような形で運営していくかというようなこと、町の施設として活用していくか、そういったようなことをそれぞれ検討を進めてきたところでございます。

そんな中で、今年5月ですけれども、生涯学習課、産業観光課、まちづくり政策課の3

課によりまして、庁内の検討会議立ち上げまして、先に出されております教育委員会の考えを元にいたしまして、グラウンドの活用ですとか、西山周辺のゾーニング等行う中で、需要が見込まれるアウトドアスポーツ施設というような形で検討を始めてきたところでございます。

これにつきましては、議会の皆様方にも説明をさせていただく中で、住民の皆さんの合意形成が必要であるというようなご指摘をいただいております。これにつきましては今後、地方創生の先行型の上乗せ交付金を活用いたしまして、先進事例の調査、それからヒアリング等を踏まえまして、検討委員会を設置していきたいというふうに考えております。

このメンバーにつきましては、いろいろご意見もいただいております。幅広い年齢層、それから性別等も考慮いたしまして、これからメンバー構成の方は考えていきたいというふうに思っておるわけですが、将来を見据えまして、西山周辺一帯の整備方針を今後策定をしていきたいというふうに考えております。

先日も西山の地区でまちづくり懇談会がございまして、やはり様々なご意見をいただいております。やはり地元には、現場に入れば現場の考え方がございますので、そういった意見を様々な意見をお聞きする中で進めていければというふうに考えております。

○議長（関 克義） 坂本議員。

○4番（坂本勇治） 町民からの意見を聞く、また地元の検討委員会、町全体でのまたこれからの運営というか検討委員会等計画されているようであります。

まちづくりにおいて、町民のニーズや町民の意見を聞くというのは最重要だと思えますし、私も同じ考えであります。しかし、当町の目的の一つとしておられます交流人口の増加というものがあるかと思えます。その交流人口の増加の観点から、目的がどういう目的で交流人口なのかというようなところがいまひとつちよつとわかりにくいような気がしております。松川町に来てもらうには、何をおいても消費が目的で来られるということで、消費していただく、お金を落とさせていただけると来町者に対して、どの程度満足していただけるサービスが提供できるかということが重要かと思えます。そのどのようなサービスでどのような人に来ていただき、どのようにお金を使っただけなのか。しっかりと対象者を絞り、目的を持って来ていただき、その目的に答えるということが重要なのではないかと私は考えます。また、その計画を立てるにも、何万人来て一人いくらか使っただけ、そうすればどのくらい町が潤い、税収がどのくらい増えるかといったようなシミュレーションがあってもいいのかなと思っております。

昨日の新聞ですか、駒ヶ根市の市長も来期の選挙に向けて、200万人の交流人口の増につなげる仕組みを作っていきたいという発表もされています。

やはりこういった数字の目標を立てることにより、具体的な方法ややり方が見えてくるのではないのでしょうか。できるかできないかは別として、PDCAを駆使して目標に向かって進めていくことが大事だと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 今、議員の言われたこと大事だというふうには思っております。

交流人口を増やしていく、それから人が動くこと、動くことによってものが動き、経済が動き情報が動くというふうを考えております。

いわゆるお金を落としてもらうためにやっていくのか、楽しんでもらうためにやっていくのか、その辺のところはまだまだこれから精査をしていかななくてはならないなというふうに思っております。

どちらにいたしましても、まずはみんなの住民の皆さんの声を聞いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 坂本議員。

○4番（坂本勇治） 住民の意見を聞くというのは非常に大事なことだと思います。ただ、住民に対してのサービス向上というのはどうしても支出が伴うということもあります。

「松川の運営は、民間企業と同じだ」と、よく町長言っておられます。私もそのとおりだと思いますし、民間感覚で行政を行っていくというのが非常に大事だと思います。

ただ、その中で、民間と違うところもあるというようなことも町長はおっしゃっておられます。例えば行政というのは、住民に利益を与えるためにサービスを行っているものだと思います。

行政が利益を上げてはいけないといった考え方がもしあるとすれば、その辺のところが民間と違うことなのかどうか、そこら辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 先ほど加賀田議員の質問の中にもありました。リーダーシップと独善、これ非常に難しいところがございます。

先日もある方が「青年の家をどういうふうにするにしろ、町長お金がいくら出せるんだ」と。「それでもう決まりじゃないか」こういうことを言われました。確かにあそこで利潤を上げて潤っていくということは、かなり相当難しいことだというふうに認識をしております。

そうした中で、「町がいくら出せるか。町長それで決まりじゃないか。どういうふうにしていくかということなんかそれで方向性決まっちゃうぞ」とこういうふうに言われました。その時に私も「わかります」と「わかりますけれども、そいじゃ町長がはなっからいくらしか出せませんよという形でやっていくことがはたして良いかどうか。これはしっかり考えなくちゃならない問題だ」というふうに申し上げました。「そしてどこかでは住民の声を聞きながらも、どこかでは決断を下していかなければならないということは自分自身としてしっかりと認識しております」というふうにお答えをしたところでございます。

○議長（関 克義） 坂本議員。

○4番（坂本勇治） もう青年の家を仮に継続して運営していくと、もう赤字になるというのを想定しているようなご意見にお聞きしたんですけれども。私はちょっとそう思ってなくて、今現在、運営している中で、今でももう2,000人宿泊者、6,000人が使っているというような中のデータで、学習するという中での使用料の規定があって、お金を取れないというような状態でありますけれども。もう教育施設としては払い下げられれば全く関係ないわけで、その辺で宿泊者が少なくとも同じだけ来ていただければ十分利益は上げられ運営はできてくる施設ではないかと考えております。

行政サービスで利益を上げちゃいけないというちょっと答弁がなかったかなと思うんですけれども、町の行政というのは民間と同じで、サービスを提供するのにどうしてもサービスするにはお金がかかるという中で、民間でもやはり総務だとか事務だとかという部署はあるわけで、開発だとか研究、あるいは苦情処理といった直接利益を上げない部署もあるわけで。そうすると企業とあまり違わないのかな。当然お客さんに利益というか、サービスを出すことによってお客様に満足していただいてお金をもらう。これももう町と同じじゃないかなと。行政の住民サービスは様々な福祉政策にしろ、道路や道路建設水道といったハードもソフトも含めて、税金をいただくためのサービスだと私は思っております。

この住民がこのサービスを受けられるのであれば、この金額の税金を支払っても妥当であると思っただけければ、住民満足度が高いのではないかと。行政のサービスをより向上させるには、やはり予算が多ければそれなりにきめ細かいサービスができるわけでありまして。税金を上げるため、町民からの税金を上げるためには、単純に住民や事業所の収入が上がれば当然税金も上がってくるわけですが。町の行政で簡単にそういった住民の収入、事業所の収入というのを簡単に上げるのは大変難しいと思います。

しかし、町の施設や環境といった既にこの町にある財産、それを使って国の補助金等にできるだけ頼らず、外からの来町者に来ていただく、これがまさに交流人口の増による町の収入が増えることではないかと。

以前からも町長、そういった考え方で交流人口を増やすというふうに考えていただいていたのではと思っておりましたが。先日の社会文教委員会でも町長は、「それぞれの施設や環境は町の財産である」という言葉を言っておられました。やはり私もそのとおりでと思いますし、使い方を工夫すれば、施設の利用者だけでなく、周囲の経済効果も当然生まれるわけで、例えばフォレストアドベンチャーでも町民からは高いとか、施設利用料が高いとかっていろいろ言われてはいますが、これも交流人口を増やすための施設だということと考えれば、当然施設の利用料だけではなく、経済効果が生まれていると思います。

清流苑を中心とした青年の家やまた東小、あるいは今年度指定管理が切れる梅松苑といった施設も、考え方によってはこれはもう町の重要な財産であります。耐震もできて、しかも使い方によっては非常に利益が上がる施設にも使えるのではないかと考えております。いかに工夫して、施設利用料で来町者に満足していただけるサービスを提供するか。これがこの辺が鍵になってくると思います。

来町者の満足できる施設にするかどうかというのは、やはり町民に聞くだけではなく、やはり来町者、外から来てくれる人の顧客のニーズをどうやってつかんでいくことになるかと思えます。

委員会等でも話をしておりますし、青年の家のあと利用については、私もここでは細かい内容、説明できませんが、まちづくり政策課の方にも私の案として提出もしております。また、そこら辺も見ていただいて、実際に運営できるのか、また収入があるのかというところも一緒に研究していただければと思います。

やはりこの町の行政で住民サービスを上げていくには、やはり収入をいかに増やすか、町の財産を使って来町者に増えてもらって、交流人口を増やすことによって町の収益を上げる。ただ、維持していくのだけではなくやはり収益を上げて、それを還元して住民サービスをしていく。昨年からは始まっておる太陽光発電もそうです。基金を取り崩して施設を作りました。でも20年間の間に100%基金に繰り戻せて、なおかつ余剰金が出て、その利益が上がることによって、町民に対しての福祉に使えると、そういったことというのは非常に大事かと思えます。今の施設もぜひ有効に使う案を町民だけでなく、やはり外部の情報というのを取り入れて計画をしていただきたいと思います。

次に、町の現在の都市計画区域としての考え方があります。

今、一部にしか都市計画というのが区域として決めてないわけですが、町全体を考えたときの町づくりをどのように考えるか。清流苑一带のように、ゾーン化する考え方は非常に合理的でわかりやすいかと思います。町全体としての都市計画区域、農業地域、工業地域だとか、商業住宅地域といったゾーン化を計画してはと思うのですが、いかがでしょうか。

また、そうすることによって道路網の整備も計画しやすくなりますし、市街地の屋根ではない土地に太陽光ができたり、優良農地に太陽光発電の設置ができたりと、点在する住宅による道路改良への影響等、既に計画をしなかったことによる弊害というのが出ているような気がします。このまま計画を怠れば、将来の夢が見えなくなるような気もしておりますので、リニア新幹線や三遠南信道といったかつてないインフラ整備が迫っている中であります。これからの弊害をなくすためにも、将来に夢が持てるためにも、長期的な都市計画を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 青年の家のあと利用が赤字覚悟ということはございませんので、それだけは申し上げておきます。ただ、非常に難しい問題であるということでございます。

それから民間と行政ということでございますけれども、やはり行政の中に民間感覚を取り入れていくということは非常に大事だと思いますし、私もずっとそんなような考えでおります。

しかしながら、行政と民間との違いというものもしっかりとございます。会社を運営していく、お店を運営していくというだけではない部分もございます。特に予算、決算の中でも、そんなようなことを痛感する次第でございます。ただ、民間感覚というのは大切であるというふうに思っておりますので、それは私自身もこれからも続けてまいりたいというふうに思っております。

それから行政が坂本議員、利益という言葉がたくさんお使いになられておりますけれども、なかなか私としてみると利益という言葉なかなか使いづらい一面もございます、正直なところ。首長の中で民間感覚とはいうものの、利益をどんどん上げていくんだということはちょっと使いづらいところがあります。

しかしながら、ご承知のようにせいじゃ税収をどんどん上げていくという時代でもございませぬ。そうした中で、やはり施設の運営等でいかに赤字額を少なくするか、あるいは利益余剰金を生み出すかということは大切なことではなかろうかなというふうに思

っております。

今回、取り組んでおります太陽光発電やなんかは、明確に子育て支援に充てていきたいという思いの中でやっております。有効にやってまいりたいなというふうに思っております。

それから議員の質問の中で、梅松苑についての質問もちょっと飛ばしたのかな。このあと梅松苑については、産業観光課長、それから都市計画につきましては建設課の方からお答えをいたしてまいります。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 梅松苑の現状でありますけれども、先日の委員会で報告させていただきましたところであります。

来年3月をもって、現の指定管理等の協定が終了いたします。現指定管理者との来年4月以降の地域指定管理委託に関しましては、正式に協議を行いましたところ、現在の条件では受託する意思がないということを確認しているところであります。

それを踏まえまして町では、梅松苑の今後に関する検討委員会を設置して、今後の施設運営のあり方について検討していきたいと考えております。

検討委員会につきましては、町、議会、それから区会、関係団体、あるいは公募委員会等によって構成するものとしまして、準備が整い次第、第1回会議を開いていきたいというふうに考えております。

○議長（関 克義） 都市計画に関連いたしまして。

田中建設課長。

○建設課長（田中 学） 都市計画につきましては、一定の人口規模があったり、あるいは温泉施設があるとか、そういうようなところに限って都市計画の方を定められております。この飯伊でいいますと、飯田市、高森町、松川町の3つしか都市計画を持っておりません。

それで議員さん言われます都市計画区域であります。都市計画区域というのは、一帯の年として、総合的に整備や開発や保全が必要なそんな区域を指定したものでございます。それで無秩序な市街化を防止したり、計画的な市街化を図るために、必要があるときには線引きとっておりますけれども、市街化区域ですとか市街化調整区域を指定します。それでさらに市街化を誘導したいようなときには、用途地域という色塗りをしてあります。松川町の場合には都市計画区域については、昭和37年の時に、町の面積のおおよそ35%にあたる2,753haについて、都市計画区域にしてあります。

その中で、この役場から国道にかけてこの地域については、用途地域ということで色塗りをしております。これが164haになります。

ここについては、この色塗りの用途地域については、住居系ですとか商業系、工業系等に地域分けをしまして、建築物に用途の制限をしておるような状況でございます。

それで多分議員さんが申されたのは、特に用途の地域のことかなとは思いますが。今現在、人口が減少しておりますり、高齢化社会にもなっております。また、地球温暖化のこともあつたりしまして、いろいろと社会の情勢も変わってきております。また、商店街の活力の向上も必要だと思いますし、また今、国の方からもコンパクトシティというようなことも言われております。また、農業の地域の活性化みたいなことも必要になってきますので、言われますように、やはり災害に強いというようなことも必要になってきますので、それらを総合的に考えながら、ゾーン分けですとか、また土地計画に活かしていかなければいけないと思います。

また、議員さん言われますように、道路の関係ですね。特にリニアも開きますし、三遠南信の関係もでございます。これによりまして、新しい都市への発展が非常に期待されておる状況でございます。これらの整備の効果を最大限に活かした都市づくりができるように、またみんなでいろんなアイデアを出し合いながら、考えていければと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） 現在、町には町の土地利用の指針となるものとしまして、国土利用計画の松川町の計画というのがございます。これはちょうど平成27年度、今年度が最終年度ということで、10年スパンで計画をしているものでございますけれども。

これが今回、この計画につきましては、全国の計画が、限られたその土地を保全していくというような形で、全国の計画があり、その下に県の計画があり、それを基本として町の計画があるというようなそんなような流れになっております。

これこの国土利用計画といいますのが、その今、田中課長からも話がありました都市計画区域の関係ですとか、あるいは地方有林、保安林、それから県立公園、授園地ですとか、農業用施設といったようなものが区分けをされて、ゾーン化されているものがその国土利用計画というような形になります。

そういった中で、またこれから総合計画を今、ちょうど部会ごとでこれから検討始め

ていくわけなんですけれども。その計画の中でこの土地をどういうふうに方向性を見いだしていったら良いのかというのを、今度作っていく国土利用計画の中に反映をしながら、今後は進めていきたいと思っております。それが一応町全体の計画の土地利用の指針となるというような計画になろうかと思えます。

○議長（関 克義） 坂本議員。

○4番（坂本勇治） 答弁いただきました。

時間もありませんので、また細部については別に時間を作りたいなと思えますけれども。

やはりそういういったインフラが整備されることによって、想定外の利用のされるという可能性もあるわけで、やはり町独自といいますか、こういうところには報告義務があるよといった指定というのを速やかに計画をして、ある程度行政が把握できて、許可する、しないにかかわらず、町の土地の利用をあとで取り返しのつかないことにならないようにぜひ進めていただければと思います。

以上で質問を終わります。

◇ 島 田 弘 美 ◇

○議長（関 克義） 次に、8番、島田弘美議員。

○8番（島田弘美） 通告に従いまして質問させていただきますが。

私自身、農業問題は奥が深くて、理解不足な点がありますけれども、日頃感じている遊休農地だとか、耕作放棄地について、そして今後の農業経営基盤の方向性というものについての法人化への取り組みというような点についてお聞きしてまいりたいというふうに思います。

その前に冒頭まず去る8月15日の雹害被害で果樹農家大変被害を受けられました。心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

さて、近年農業を取り巻く環境は、国際競争の激化、あるいは食糧自給率の停滞等様々な問題に直面しております。中でも農業生産人口の高齢化や後継者不足、あるいは輸入の拡大によって農産物の価格低迷など、厳しい状況にあることはご承知のとおりだというふうに思います。

また、現在、交渉参加条件付きで進められているTPP問題など、外的要因が何らかの影響を与えることも危惧されるなど、農業政策を見直す動きがあります。また、消費者の食に対するニーズは多様化しており、より高品質のものや安全性への関心に高まり

など、消費者に信頼される産地の確立に向け、都市部との交流や有機栽培など減農薬等に取り組まれております。

このような背景の中で、当町に目を向けてみますと、果樹農家を中心として活況が見られております。技術力やあるいは町内外への販売促進等、経営努力をされておりますことは大変当町にとっては活力の面で大変喜ばしいことだというふうに思います。しかしながら、高齢化や担い手不足によって、遊休農地や耕作放棄地が数多く見受けられております。これを放置しておきますと、雑草であるとか、あるいは雑木が繁殖してやがて病虫害の発生やまた周辺集落や農地所有者の悩みの一つになっているのではないかとこのように感じております。

このことから農地法の改正によりまして、農業委員によって、遊休農地、耕作放棄地の調査が義務化をされました。平成20年から毎年実施されていることと思います。その点で申し上げますと、農業委員として必要不可欠な存在であるなということがわかるかと思っております。

それによりまして、平成26年には遊休農地が当町においては213haとなっております。また、農業の就業人口では、平成12年が2,300人、平成27年度には1,290人と15年前に比べますと約1,000人の減少になっておるとというのが実情であります。また、農業生産額では、最盛期の昭和60年の50億5,000万円、平成27年には27億9,000万円であり、最盛期に比較しますと約45%くらい減少されておると。このことは当然耕地面積も減少していますし、また総農家数も減っているというふうに思います。専業農家数の割合は、19点何%というような報告を受けておりますが。

このような状況の中で、この現状について町としてはどのように認識をされておるかをお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 島田弘美議員の質問にお答えをいたしてまいります。

遊休農地の現状と対策ということでございます。

まず、現状でございますけれども、おおむね遊休農地というのは220ha前後で推移をしてきていたというふうに認識をいたしております。最新の情報では、213haということでございます。

この遊休農地というものの里山へ返していったらどうだという部分。これらについても担当課の方で精査する中、農業委員会にも諮りまして、もう農地として耕作放棄地が

農地という体をなしていないというものについては、ある程度里山に戻していくようなことをしているところでございます。

また、その遊休農地の面積の推移でございますけれども、今213haというふうに申し上げましたけれども、やや停滞、増えていく傾向にはなっていないというのがここ何年かの状況だというふうに認識をいたしております。それらについての対策、どういう対策をしてどういう推移できているかということにつきましては、担当課長の方からお答えをしてみたいと思います。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 現状を見てどのような認識かということでございます。

遊休農地面積につきましては、今議員申された、また町長おっしゃったとおりであります。この理由として、その積極的な評価といたしましては、増え続けるといった状態がとどまっているということに関しての評価といたしましては、農地の斡旋等により、積極的な経営拡大を経営体への移転が進むとともに、耕作放棄地解消事業といった県の補助金を活用しまして、遊休農地を農地に復活するという事業も法人等によって導入していただいているということがあろうかと思えます。

また、小規模的な評価としては、やはり農地以外への用途への転用もこれには影響を与えるというふうに考えておりますので、現実に果樹園等が伐採され、耕作されない農地が散見されるというところもありますので、後継者の担い手不足から経営面積が減っているというふうに認識をしております。

また、その農業経営の部分でありますけれども、後継者の部分でありますけれども、おっしゃるとおり、平成12年度から22年度までの少し古い農業センサスですけれども、平均年齢は平成12年度で既に60歳を上回っておりまして、62.1歳という状況でしたが、10年経って63.8歳ということで1.7歳上がり、経営体数も議員おっしゃるとおり、経営体数でいうとおっしゃるような形で減少しておりますので、高齢化、それから担い手不足が進んでいるというふうに認識をしているところでございます。

ただ、昨年度、農業経営に関するアンケート調査を行っておりまして、その中では人口減少が進んでいる地域と系統出荷を主体とした地域では、やはり担い手不足が進んでいるという結果が出ているかなと思えますが、一方で今年果樹栽培100周年ということでありますけれども、法人経営、あるいは観光農業の部分で頑張っている農家さんにおいては、担い手も後継者もあったりして、地区ごとに少し状況が違うのかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（関 克義） 島田議員。

○8番（島田弘美） 今、それぞれお話を頂戴いたしました。

そこで防止対策というのは町長の方からは、里山に戻しているという背景もあるということや、そうした対策の中では今後思いつくとしては農業委員会の皆様がやっぱこの遊休農地というのを判定するにはやっぱし農業委員会の委員の皆様の判断基準によって決められてくるのではないかなというふうにも思います。

そこで一番感じられることは、そういうことでやめちゃったよというだけで終わってしまうと、増えるばっかではないかなというふうに私は感じておるわけです。その一つとしては、対策としては、そうしたことが見られるということはやっぱし農業委員会との情報交換を密にさせていただいて、やっぱし事前にそのなぜ放棄地になったんだという理由を聞いたり、話し合いの中でそのすぐ放棄地に認定するのではなくて、やっぱしその実情においた創意工夫だとか対応を考えていく必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

また、農地活用として現在取り組まれている、町でもいろいろ取り組まれておられるわけですけれども、ふれあいガーデンの利用、あるいはいもクラブの皆さんによる焼酎、小八郎の生産だとか、あるいは新規就農者の推進等に努力をされております。また、最近では、自然エネルギーの推進によって、太陽光パネルの設置も多く見られるようになりました。

農家の方々が安心して農作業ができる方向への取り組みの中で、借りたい人、貸したい人の関係について、積極的な先ほど言った情報公開をしていくことが大事じゃないかなというふうにも思います。また、家庭の事情で不耕作農地が生じた場合、いち早く農家の考え方等を聞き取り、指導を行って、早期対応をしていくことも必要じゃないかなということも、一つは遊休農地を食い止める一つの手段になるのではないかという気がいたしております。

農村の特有の景観という問題もございます。むやみやたらに遊休農地が増えていくというと、そこら辺にも影響が出てくるようなことで、今後高齢化が進行していく中で、農業委員会との連携、強化をしっかりとさせていただいて、やっていくのが良いんじゃないかなというふうに私は感じておるわけですけれども、これらについてはどのように考えておられるのかなということをちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 後継者不足、あるいは高齢化ということで、優良な農地がやめていかれて

しまうと。まず、一番何が大事かなということをお考えますと、やはりまず相談だというふうに思っております。きめ細かい行政としての投げかけ、あるいは当事者からのご相談、この関係をやっぱり密にとっていくことが一番かなというふうに思っております。

町の方では、そうした農地の斡旋の専門員を1名増やしてやっております。それからここ数年における農地の流動化、あるいは国の6次産業化の中で、補助金をいただいて、農地を拡大して、6次産業に向けていくという動きは、ここ何年か非常にあるというふうに思っております。その辺のところもし補足説明、課長の方からしていただければというふうに思っております。

○議長（関 克義） 島田議員。

○8番（島田弘美） 今、相談が一番だというお話もございました。私もそういうことだろうというふうに思います。

そこでそれだけで農地が解消されていくと、遊休農地が解消されていくというふうには私思いません。これからのその中で、農業経営の形態というものをこれからやっぱし方向性というものをやっぱし打ち出していくべきじゃないかなというふうに思います。その一つとして、農業法人ということについてお尋ねをしてみたいというふうに思うんですけども。

政府の2014年の食糧農業農村白書によりますと、今、都市住民の若者が農村に帰ってくるという傾向がある一方で、引き続き農業就業者の減少と高齢者に警鐘を鳴らしておると。農業の構造改革の加速化の必要性を強調しております。

そうした中で、当町においては、基幹産業は農業であると言われる中で、先ほど課長が答弁がございました。松川町の農業経営者についての年齢のデータのお話がございました。平成22年のデータによりますと、20代から40代は10%、それから50代が25%、60代から70代が65%という高齢化になってきておるということであります。

こうした中で、現状での農家の経営は、家族単位で耕作がほとんどされておるといふようなことで、耕作する面積はどうしても限界が生じるのではないかとこのように考えるわけでありまして。

議会でも以前、これらの農業経営は、農業の法人化に向けて取り組みも視野に入れていくべきであるという議論をした経緯がございます。その後ぱっきりと止まっちゃっておるわけですが。

そこで農業の法人化の推進でございますけれども、農業は家族で経営しているのが主

体であるだけに、規模拡大の障害の一つになっているということでもあります。数戸の農家が集まって、法人を作るならば、規模拡大にもつながり、勤め人の感覚で作業ができ、さらなる向上が期待できるのではないかというふうに考えます。

そこで町とJAが主導し、農業法人の推進することについて、町としていかがお考えか。それとまだ時期尚早なのか。このまま推移を見守っていくのかのかについてのもしご意見がございましたらご見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 農業の規模拡大、法人化についてでございます。

これは私が町長の1年目に感じたことでございます。

それで時の産業振興課、課長たちにも話してどうなんだということでも話をしました。それから何年か経っておりますので、その間、阿智あるいは阿南の農業法人へ私も行きました。そして担当課の方で検討を進めたわけでございます。

まだ、その結論がびしゃっと出たわけではありませんけれども、第一歩が踏み出せずにおるとというのが現状でございます。私自身も一番最初に私が感じたことでありましたので、それだけ難しい問題であるのかな。事業主体、あるいは運営規模、あるいは運営の資金、様々な問題点が出るとは思いますけれども、まだ毅然たる第一歩が踏み出せていないのが現状でございます。

これにつきましては、担当課の方でも研究をいたしておりますので、答弁いたしてまいります。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） まず初めに、最近移住交流セミナーですとか、地域お越し協力隊の募集ということでやっておりますと、議員の発言の中にもありましたけれども、ふるさと回帰ということの中で、都市から農村に移住をしてくる、あるいは就農したいというお声が増えているなということを感じている次第であります。

また、その際、ただ迎かい入れてもやはり自立した農業経営ができていかないと、これは継続していかないわけですので、そこをどうしていくかというところがまさにこの一番の課題ではないかなと思っております。

ですので、その遊休農地の根本的な解決策は、その遊休農地をどう活用するかではなくて、農業経営の方法を改革して、その方法で対応した作物を耕作すると。そのために遊休農地を使うんだという視点が必要になってくると思いますので、議員おっしゃられるとおり、その一つとして農業法人、法人的な経営を入れていくということについては

そのとおりだというふうに私は感じております。

その際、町とJAが主導して農業法人を推進するという部分につきましては、私はやはりそこは推進をするという点では、その方向性はやはり必要があるというふうに思っています。

その中で、町長もさっきおっしゃいましたが、検討に入り、議会の皆さんからも少し意見をいただいて、ちょっと立ち止まっているというところでもありますけれども。

一つその中で動きがあるのは、昨年度初めて町の中にあります農業法人の方からもご提案をいただきまして、農業法人の皆さんの意見交換会を立ち上げております。そこでは法人同士での意見交換のほかに、法人的な経営を目指している個人の経営体の方々も参加していただきまして、法人経営を学ぶ場として2回ほど開催をさせていただいたところであります。

参加している方々からは、もちろん法人経営をされている方々については、今後はこういう経営必要だということを思っておりますし、個人的な経営をされている方についても、継続的にこの学びの場を開いていっていただきたいというようなことで意見も聞いておりますので、今後もその取り組みを推進させていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、法人的な経営については推進していく必要があるだろうというふうに認識はしております。

○議長（関 克義） 島田議員。

○8番（島田弘美） 今の前向きなご発言を頂戴いたしました。

これ全国でデータ、農林水産省のデータ見ると、最近その法人数が今3倍に増加してきておるといふことだそうであります。ということは、それだけ農業法人にすることにおいて、いろんなメリットが出ておるといふ面もありますし、雇用の面でも非常にこういう機会が図れるということだと思います。

農業法人という、ひとえに農業法人でございますけれども、農業法人には2つのタイプがあるということで、会社法人と農事組合法人と、この2つの組合の中で農業法人は農地の権利取得の有無によって農業生産法人と一般農業法人とに大別されるとされております。

農業生産法人は、農地の権利取得が可能であるということと、一般農業法人は不可とされておるといふようなことで、一般的にはその農業生産法人の方の方に傾いていくのではないかなというふうに思います。

それで法人にした場合の経営上のメリット、あるいは制度上のメリットというものがたくさんあるわけですが、特に経営上のメリットとしては、家計と経営との分離ができるということと、それから経営者の何よりも管理意識が高まってくるというようなこと。それから信用力がアップされる。それから先ほど申し上げましたけれど、雇用の創出が図られるということやそれから加えて有能な人材確保にも役立つのではないかなということもありますし、また何か規模拡大をしたいという場合については、長期でも有利な融資が受けられるというメリットがあるようでございます。

それから制度上のメリットについては、財政面のメリットがほとんどでありますけれども、一方デメリットもあるというようなことで、デメリットとしては事務量の余計にかかってくるというような事務量的なものが非常に多くなってくるのかなということでもありますけれども。

私が見るにこうしたものを見るについて考えてみますと、メリットの方が遙かに大きいんではないかなという気がいたしております。

そこで当町におきまして、既に何件かが法人促進によって農業経営をされるというお話がございました。そこで何件ぐらいあるのかということで、そのうち6次産業化、先ほど町長申し上げておりましたけれども、6次産業化として取り組まれているのは何件ぐらいに上っておるのか。また、そこで働く雇用実態はどうなっているかについて、これについてわかる範囲内でお答えをいただければと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 法人化についてでございますけれども、一步踏み出せていないんですけれども、研究は続けていきたいというふうに思っております。

それからやはり業種、田んぼがずっと広がっているところでの法人化なのか、畑作なのかあるいは花や花木なのか。

松川町は果樹でございます。果樹というものが非常に難しいといいますが、非常にそれで一本立ちしていくには非常に大変なものであるということもございます。それだけになかなかいわゆる端的に考える農業法人立ち上げてみんなで作っていきましょうよというわけになかなかいかない面もあるのではなからうかなというふうに思っております。

松川町の法人化の状況につきましては、担当課長の方からお答えしてまいります。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 農業法人の登録の数ということでありますけれども。

農業生産法人として登録して経営を行っている方々につきましては10法人です。そ

れぞれ会社の内容とといいますか見ますと、すべての法人で6次産業に取り組まれているということです。それから今、おっしゃられた一般の法人ですね。平成21年の農地法の改正によりまして、一般法人でも農地を借りて農業経営をできることになりましたが、そういった法人の参入も増えておりまして、一般法人の方ですね、土地を借りて参入されている方も数多く今増えているという状況でありまして、その多くではやはり6次産業にも取り組まれているというところでございます。

また、法人ではありませんけれども、農業経営に関するアンケート調査結果によりまして、既にジュース、加工販売等の6次産業に取り組んでいる経営体は個人も含めてですね121経営体でありまして、将来まだやってないけれども、これから取り組みたいというのも58経営体あるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（関 克義） 島田議員。

○8番（島田弘美） 今、松川町も結構法人化に取り組まれている企業が結構あるということを感じたわけでございますけれども。農業生産法人の中で10法人の中で、そのうちのすべてがだいたい6次産業に取り組まれておるということで、非常に結構なことだというふうに思います。

また、今、町長も申し上げましたけれども、職種によって6次化に取り組まれるのと取りくまりが難しいのといろいろあるというお話もございました。これは仮に野菜であっても、それをなんかに加工して、ジュースに加工してとかいろんな方法があると思いますし、お米の関係もそうですし、そばもということで、これこれからの研究されていられると思いますけれども、これも6次産業というのは国も非常に推進をしておるといようなことだそうでございます。

先般も増野ワインの方へちょっと見る機会がございまして行ってまいりました。「増野ワインも来年は6次産業化にぜひ取り組んでいきたい」といような社長さんのお話でございましたけれども。

その国の補助金も「一昨年までは補助金が50%と言っておったが、今30%、1/3になっちゃったな」と言っておりましたけれども、それにしても国の方でも奨励しておるといようなことで、ぜひこうした点について積極的に推進を図っていただくことが大事かなというふうに思います。

その点私は聞こうと思ったんですけれども、これだけ法人数ができてきておるといことでございますけれども、なぜ法人化に踏み切ったかという点について、実際にその

やっておられる皆様方に話をお聞きして着目する必要があるんじゃないかと。どうしてこういうことが考えたんだというようなことも一つお聞きする中で進めていただけたらどうかなという思いをいたします。

先般、新聞報道ではございますけれども、矢澤JAみなみ信州組合長さんのお話でございまして。「農作業でなく、農家の6次産業化が注目を集めるようになった」と。「商工会の会員の皆さんと一緒に立ち上げていく時期になっている。手をつないでやらないと地域がなくなってしまう」という危機感を示しています。

加工、営業、経理などといった農作業以外の仕事もあるわけですが、雇用機会の受け皿としても期待をされております。

そんな中で、「農業の就業人口の減少する中で、農業を守り、継続していくためにも、農業法人が担う役割は大きいと感じます」そんなことを申しておりました。

さらに農業の拡大だとか拡充を図る上でも、農業経営基盤の方向性としては、今後積極的に検討していくべきだというふうに考えます。その辺について再度で申し訳ございません。町長のご見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） どのような形での法人化が良いかということも、実はもう早い時期に投げかける中でやってきております。

やはりこれはやっぱり経営基盤の確立というのは、どちらにしても大事でございます。それから農業者、おそらくは今島田議員、果樹の栽培の農業者のことを言われているのか、農業全般のことを言われているのかちょっとあれですけども、やっぱり農業者の中にはもう自分の力でもう相当の確固たる経営基盤を築いてやられている方。しかし、今度は後継者がおらずになかなかそこまでは行き届かない方いろいろおられると思う。

良い力のあるものを伸ばしていくということは、これは非常に大切なことだと思っておりますけれども、行政はやはりそこまではできない、農業者の皆さんをどのようにやっていくかということも大きなテーマではないかなというふうに思っております。

経営基盤の確立ということについては、非常に大事なことだというふうに受け止めております。

○議長（関 克義） 島田議員。

○8番（島田弘美） 今、町長の方から果樹のことを言われているんじゃないかなというお話でございましたけれども。

私は遊休農地が増えてくることにおいて、そういうことを取り組んでいかないと余計

増えるよという中のこの一律の中で申し上げておったわけでございます。

そんなことをご理解いただいて、より積極的にこれからそうしたことに研究をされていくことが私は大事だというふうに思います。

前は私、商業の問題について、一端をちょっと述べさせていただきましたけれども、商業、農業ともに高齢者、後継者の問題が非常に今厳しい時代にあるということであり、こうしたことに非常に目を向けて特別目を向けろというわけではございませんけれども、こうしたことをやはり常日頃取り組んでいくことが、やっばし町の活力につながっていくものというふうに考えますので、その点をちょっと申し上げて今回の質問とさせていただきます次第でございます。

以上をもって質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 間瀬重男 ◇

○議長（関 克義） 次に、10番、間瀬重男議員。

○10番（間瀬重男） 通告をいたしました2点について質問をお願いをいたします。

まず、青年の家の現有建物ほかの施設の温存利活用ということでお願いをしたいと思っております。町ではいくつものあと利用問題で大変頭が痛いわけでございますが、28年度をもって県の指定管理が終わる青年の家、そのあと利活用については先ほども質問のありましたとおり、議論の真っ最中でございます。全部解体して更地にとか、また一部残して利用とか、いろいろな意見が錯綜をしておるわけでございます。

先般町長は、ラグビーやサッカーのできるグラウンドの整備を進めたいとの考えを示される中で、研修棟や宿泊棟の一部がグラウンドスペースにかかるプランを提案をされました。私は問題が多いあのグラウンドを整備することは、大変良いことで賛成でございます。

しかしながら、現有の建物に影響しない方法は考えられないのか、その後いろんな意見の中で考えが変わっておることもあるかと思っておりますけれども、まずこの点について町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 間瀬重男議員の質問にお答えをいたしてまいります。

青年の家のあと利用についてでございます。

このことにつきましては、今日も何人かの議員の皆さんからの質問のやりとりの中で

お答えをいたしてきております。そういった今、議員の申されたことも含めた中で、地域住民の皆さんのご意見を伺ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 間瀬議員。

○10番（間瀬重男） まち懇等を行う中で、多くの町民の皆さんの意見が反映する中で考えていくということがございますので、私も同感であるということでもあります。

青年の家の現有施設は、西山周辺ゾーニングの中にございまして、力強い存在感と景観を作り、堂々と今日まで生涯学習の場として役割を果たしてきたと思います。

52年の12月に完成。昭和53年の3月に開所以来、37年経年をしておりますが、現有建物の価値観として町当局ではどのように見ておられるか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（関 克義） 質問の趣旨、もう少し明確にしていきたい。

○10番（間瀬重男） 今、ある建物をその価値的な存在価値ですよ。これはもう老朽化で駄目だとか、外観的にこれは駄目だとか、中までわからないので、答弁のしようがないと思いますけれども。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 質問の要旨でございますけれども、建物の価値云々については、ちょっと答弁を控えさせていただきます。

あの建物は耐震を受けております。耐震につきましては、宿泊棟、研修棟大丈夫という結果が県の方からいただいております。ただ、老朽化で何カ所か直していかなくてはならないところはたくさんあるということでございます。

あの建物の利用価値についてはそんなところでございます。

○議長（関 克義） 間瀬議員。

○10番（間瀬重男） ちょっと一般の皆様には価値を聞くのはちょっと申し訳なかったかと思っております。

私、一応建築屋といたしまして、つい最近まであの建物が、こんなすごい素晴らしい建物だとは知りませんでした。最近改めて施設の概要や沿革の資料をいただく中で、また内部を拝見する中で、体育館、研修管理棟、宿泊棟の躯体すべてが大きな柱と厚い壁の鉄筋コンクリートであり、さすがに県営の施設だと感じたわけでございます。

築37年経過しておりますが、内壁、そのほかひび割れ一つ見当たらず、また大きな雨漏りなく、職員の方の手入れもよく行き届いております。これは職員の皆様の普段の努力のたまものだと思って感謝をする次第でございます。

今、あの建物3つのものを作ると20億円近くお金がかかるのではないかと考えております。老朽化については、研修棟、宿泊棟の屋根、また玄関前の屋根部分等について老朽化が見えますけれども、研修棟、宿泊棟の屋根、また玄関前の屋根等を改修すれば、また体育館、屋根の耐震補強などを行えば、今後も長期の利用が可能であります。

屋根の形状についても、屋根替えをする段になれば、わりかし形状が単純でありますので、お金もわりかし割安にできるのではないかと思います。また、太陽光発電等にも適している形状だと思います。そのようなことも考えれば、維持費にもつながっていくのではないかと思います。

郡下においてこんな立派な建物はちょっと見当たらない感じがするわけでございます。現役的な存在の中で、ちょっと大きくいえば、松川町の世界遺産的建造物であると思います。

リニア新時代を前に交流人口増施策において、清流苑のほかに宿泊施設の少ない当町にとって、100人の宿泊ができる施設があるということは、いろんな面で将来に夢が膨らむ施設だと考えます。利用者においては、年間様々な利用を考える中で2万人と聞いております。キャンプ場やマレットゴルフ等整備されたトータル的な施設であり、地元はもとより、県内外の研修やスポーツ合宿が恒例化されており、広域的生涯学習の場として、また雇用の場としても大きな意義をなしております。

維持費の捻出もしっかり考える中で、現有建物の整備温存をお願いしたいわけであります。

また、この建物は、飯伊の地域市町村圏協議会という中で、昭和46年に建設を推進することになったそうでございます、こんな意味も持つ中で、今の広域連合の中で青年の家のあり方について議論はできないもののでしょうか。この点について一つお伺いをしたいと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） あの建物の評価やいろいろについては、議員そういうふうに見ておられるんだなというふうに思っております。それからあと利用につきましては、今の言われたことも含めた中でこれから検討の場が上がってくるものというふうに思っております。

それから広域連合で協議ができないかということでございますけれども、ちょっと難しいかな。みんなで雑談の中で、いろんなアイデアをもらうことはできると思いますけれども、広域の一つの議題として取り組んでいくにはちょっと難しいかなという気がいたしております。

○議長（関 克義） 間瀬議員。

○10番（間瀬重男） ご答弁をいただく中で、少し難しい面もあるというわけですが。

利用、今後どういう形で利用がされていくかはよくわかりませんが、やはり今まで事業を推進してきたような形に、まだこれにつながっていくのではないかと考えられますので、また広域的な場でも何か話題に載せていただければと考える次第でございます。

それでは次に、2番目といたしまして低学年からの英語学力の充実をということで質問をさせていただきます。

日常茶飯事、横文字が飛びかかっておるわけですが、今さら我々にとってはどうにもなりません、国際情報化社会において、英語学力は必須科目と考えます。それには人間生まれて成長する過程で、自然に日本語を覚えるように物覚えのよい小さい頃からの語学教育が大切だと考えます。

当町の英語教育の現状とこれからの英語教育はどうしていったら良いか、教育長、子ども課長にももし考えがあったら伺いをしたいと思います。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） それでは英語教育について、現状とこれからの方向についてお話をさせていただきます。

現在、小学校の5～6年生ですが、週に1時間、年間35時間の外国語活動という授業が取り入れられております。これは英語でのコミュニケーションというものを中心にしながら、異文化の理解を図っていくというような位置づけであります。

これが2022年度に完全実施される新学習指導要領では、今5～6年生でやっている外国語活動を小学校の3～4年生に持ってこようと、下ろしていこうという、そういう考え方です。5～6年生については、中学校でやっている英語の授業を一部前倒しして実施するというので、5～6年生の英語については、いわゆる成績がつく教科という、そういう位置づけになっているわけです。

それから中学校については、これも報道によりますと、一般の教科の授業を英語で実施すると。英語を使って英語以外の授業も行っていくという、そういうような方向で国は考えているようであります。これが小学校から大学へという形で、段階をおって変化していくということですが。

基本的には背景として、2020年の東京のオリンピック開催等に合わせて、グロー

バルな人材をいっそう拡大していきたいという、そんな考え方があるというふうに聞いております。

これ単にその語学ができるようになるというだけではなくて、小さいときから外国人とのコミュニケーションに抵抗感を持たずに、外国語でやりとりすることが当たり前になるという、そういった感覚をつけることを目指しているということでもあります。したがって、町の方でもこうした文部科学省の動向に従って指導していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 克義） 間瀬議員。

○10番（間瀬重男） お答えをいただきました。

2020年に向けてやはり当町でも文科省の指導に従うという答弁かと思えます。

岐阜市では、今年4月より小学1年生から英語を正式教科として私立47校で導入をしたそうでございます。また、先般、表敬訪問した友好姉妹都市の牧之原市においては、英語教育についての総合計画策定に織り込むとして、先進地の岐阜市を視察したそうでございます。

今、教育長から答弁があったかもしれませんが、当町では総合計画策定への折り込みは考えておりますか。その辺をお願いします。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 英語の早期教育への取り組みというご質問だと思いますが。

学力全体を捉えていかなければいけないという立場でおります。グローバルな人材を育成するという視点に立っての英語教育だと思いますので、これは単に語学ができるだけではもちろん駄目で、やっぱりリーダーシップだとか、それから幅広い教養だとか、それから異文化理解、自国の文化の理解、歴史の理解、そういったものを含めて子どもたちに力をつけていかなければいけないというふうに思います。

確かに耳ができるといいますか、10歳までにそういう英語を10歳までにそういう英語を集中的に覚えれば、かなり英語が身につくということは言えます。しかし、その一方で日本語についての欠落も多分出てくると思います。

早期教育についてのメリットもあるし、弊害もあるということが論議されておりますので、片方に偏った形ではなくて、子どもたち全体に英語も含めた力をつけていきたいというふうに思っております。

これ学校教育に関するアンケートを6月にとりまして、北小の保護者から今年の2月

にグアテマラの方々、ジャイカの関係で来ていただいて、そこで交流やったんですが、子どもたちにとってはとても新鮮だったという、そんな保護者の反響がありまして、ぜひそんなことを続けてほしいという、そんなご意見もありました。

また、蓮田市との交流でも、やはり同じ国内の子どもがホームステイをして、そこでいろんな話をするだけでも、かなり自分たちとは違った世界とか違った文化、違った考え方を持っているということに気がつくわけで、身近なところから異文化に対する理解、それからコミュニケーション能力といったものを養っていったらいいかというふうに思っております。

以上です。

○議長（関 克義） 間瀬議員。

○10番（間瀬重男） 教育長としても、小さい頃からの英語力アップということは大切だというお考えをいただきました。

10年後でございますが、リニア新時代を迎える中、小さな国際都市としてこの地方も注目されるわけでございます。南信州におきまして、日常会話や国際交流拠点として、語学力アップに遅れないようにすべきであると思っております。何より学力向上や進学や就活対応のためにも、苦手意識軽減のためにも、物覚えのよい低学年からの基礎英教育の充実を図るべきだと考えますが。

今もお答えになっていただいたかもしれんけれども、さらにもう少し低年、今5～6年を3～4年に落としていくというような考えでお聞きしたわけでありまして。小学校1年生くらいからなんか英語に接するというか、そんなようなことは考えていけないものかどうか、その点についてもう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 今もお話をさせていただきましたが、英語の早期教育について諸手を上げて賛成というわけにはないかなというふうに思っております。

大人の視点だけで子どもの教育を考えて良いかどうかということ。特に子どもの成長というところをしっかりと見ていかないと、早め早めに手を打ってあげれば良いだろうという、それは大人の論理であって、決して子どもの成長というものを踏まえてはいないというふうに思いますので、やはり子どもの多様な成長を支えるという意味で、いろんな角度から子どもたちをサポートしていく、そういうシステムを教育の中で大事に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 間瀬議員。

○10番（間瀬重男） 答弁をいただきました。

やはり大人の考えの中で子どもの教育を抑えるのはよくないという考えかと思います。

私、この問題を質問をするにあたりまして、今もお答えいただいたかもしれませんが、低学年からの英語を導入するにあたり、何が問題点なのかという質問で終わりたいと思うんですけれども。

文科省では、26年度、前年度だと思えますけれども。小中高等学校を通じた英語教育の強化事業に約5億8,000万円ほどの予算を盛ったそうでございます。それには英語教育強化地域拠点事業、それから外国語活動、外国語教育の教材の整備、外部試験団体と連携した英語力調査事業、それから教員定数の配置改善、外部専門機関と連携した英語指導力の向上事業、日本人の若手英語教員の米国派遣事業等そんなような強化事業のために約6億円ほどの予算を立てたそうでございます。

国としても低学年の英語教育については、まだまだこれからという感じがするわけでございます。

質問の最後にあたりまして、いずれにしろ、子どもたち一人ひとりはずべての人がいろんな十人十色でございまして、英語を親の考えで低学年からやる家庭もあるわけでございますけれども、町としてもそれに小学校の3～4年生から取り組むという形の中で、良い語学教育ができるように要望いたしまして、私の質問を終わります。

◇ 松 井 悦 子 ◇

○議長（関 克義） 次に、11番、松井悦子議員。

○11番（松井悦子） それでは私は2点について質問をさせていただきます。

1点目は、自然エネルギーの活用拡大と、自然環境保全について、2点目は児童館や保育園、学校の暑さ対策についてでございます。

1点目の質問でございます。

平成23年の3月11日に起きた原発事故は、それまでおそらく国民のほとんどが無関心でありました知識もなかった発電のためのエネルギー問題を一気に示唆する出来事ではなかったかと私は思います。

原発は、日本中に54基、この数はアメリカ・フランスに次ぐ数であったというふうにお聞きをしております。そしてなにより、一度事故が起きれば目に見えない放射能というんでしょうか、放射線が拡散をして、町は人の住めない死の町と化してしまうというように私たちは知りました。

現在、原発は50基をすべて停止をしていたところでありますけれども、最近川内原発が再稼働いたしました。しかし、まだ事故の記憶が本当に新しい中で、不安というものを覚えるということも事実だと思います。現在、発電のほとんどは火力によるものということでございますけれども、この火力発電の資源にも限界があるということであります。永遠のエネルギーである自然エネルギーの利活用について、どうかということでございます。

以前に松川町自然エネルギー利用推進方針が示されたというふうに記憶しております。いま一度町長のお考えをお聞きをしたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 松井悦子議員の質問にお答えをいたしてまいります。

自然エネルギーに対する考え方はということでございます。これは今、議員が申されましたように、平成23年東北大震災、それに引き続いた原子力発電所の大きな事故によるところが大きいというふうに思っております。

その後、政府は、24年に自然エネルギーへの取り組み、今までの原子力発電に対する依存度、これを減らしていこう、そして自然エネルギー、あるいはグリーンエネルギー、あるいは電力の安定供給、総発電、それから送電に対する改革等に取り組んだわけでございます。そうした環境に対する24年に政府が発表をしたところでございます。それを受けまして長野県は、25年に環境エネルギーに対する指針を出したところでございます。

そうした中で、一気に自然エネルギーに対する関心が深まったものというふうに思っております。松川町では、26年の9月におきまして、自然エネルギーの利用推進方針という形の中で、環境、あるいは保全をしながら、それから自然エネルギーというものが地域の財産であるという観点。そしてその地域の財産を使って地域の皆さんたちの所得の向上、あるいは福祉の向上等に、あるいは循環型社会の構築のために使われていくことを望むというような形の中で方針を出したところでございます。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） ありがとうございます。

方針が出されたということでありました。現実的には、松川町において、現実的なと申しますか、自然エネルギーということになりますと、太陽光発電ということになるのかと思います。風力、水力、地熱利用様々ありますけれども、やはり太陽光発電というこ

とが現状一番かなというふうにおもいます。

各家庭で屋根に載せて自家発電をするという自家消費ですか、自家消費をする発電は、国や町の補助もありましたので急速に普及がされました。そしてまた2012年の7月、再生可能エネルギー買い取り法というものが施行をされまして、町内にもこの大規模な売電目的の施設が目立つようになりました。

私がこれから申し上げるのは、土地に自立して設置する太陽光発電、大規模な太陽光発電についてでありますけれども。その通告書に県下で1～2番と書いてありますけれども、これは郡下で1～2番の間違いでありますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

それで統計によりますと、今年5月までの20kw以上の発電稼働容量と新たな認定をされておる部分ですね、これから工事を設置して発電を始めるというところを足しますと、飯田下伊那では飯田市に続いて多い28,189kwが松川町の現在の稼働、現在とこれから認定をされておるものの合計だそうであります。近隣の高森町では、12,071kwですから、約かなり多いと倍以上ということですね。

それでも今後も5月の農申除外申請の時にもかなりたくさん出ました。それが約2町歩くらい出ました。そんなことも考えますと、これからもかなり増加をしていくというふうに思われます。

先ほど申しました28,100kwの発電に要する面積ですけれども、約18町歩ということで、これがほとんどは農地の利用だというふうに思います。

このような傾向について、町長はどのような感想を持っておられるかなということをお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 町長にということでございますので、細かい松川町の今、太陽光発電がどのくらいでどういう量を発電をしているかということについては、担当課の方からあとでお答えをいたしてまいります。

太陽光が非常に多くなってきているということも、このあとの細かい数値からも如実に表れております。

一般家庭用につきましては、国の補助金がなくなった時点でそれを町が補てんをしてきております。おおむね戸数では10%を超えているかなというふうに思っておりますけれども、非常に多くの皆さんが取り組んでくれております。

それから大型の太陽光発電につきましても、農業委員会の農地転用を経る中で多くや

っていることも事実でございます。

そうした中で、先ほど申し上げました。松川町の地域の財産であるものでございますけれども、それが町外のただ単に甘い言葉等に乗っている部分もあるのかなという懸念もいたしております。

許可等については、農業委員会を経てやっておりますので、今の現状につきましては、環境水道課の方から報告をいたしてまいります。

○議長（関 克義） 下沢環境水道課長。

○環境水道課長（下沢克裕） 町の発電の設備の状況につきましては、松井議員さんおっしゃられる数字ありましたが、私ども国の発行をしております太陽光設備の松川町内のエネルギー買い取り制度に関わります発電設備につきましては、平成26年度末において10,708kwということで、全部で702件というふうにつかんでおります。

そしてこれは導入された部分でありまして、将来といたしますか、設備認定、まだ設備をされておりませんが、工事されておりませんが、買い取り制度始まりまして、単価確保のためのそれぞれの期限の中で規模、それぞれの設備を申し込んでありますのが18,000ということで、約28,000というふうにつかんでおります。

これにつきましては、長野県内でこの出力規模、現在動いております出力規模は県内20位、町村で3位というふうに認識をしております。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） 今、数字的なことをお知らせをしていただきました。

私が経産省のホームページで見たのとほぼ同じくらいかなと、28,000kwくらいかなと。20kw以上ですから、またもっと細かいものはほかにもあると思いますが。かなりの面積で今、松川町の太陽光発電が展開をされておると、そういうことだと思います。

これが国の法整備が今までほとんどないということよりも、むしろ電気事業法や工場立地法の規制が緩和されて、余計急激に展開をされてきたというふうに感じております。しかし、展開をされてきたんですが、ここにきて自然エネルギーの利活用推進の面と、それから反面、地域住民の生活や自然環境保全の面から、問題が浮かび上がってきておるというふうに感じております。この点では、県も対策を迫られているという状況だというふうに思います。

松川町の中でも、地域懇談会なんかでも出ますけれども、景観面を問題視をする声やそれから近隣の住民の生活に影響があるということで、課題が生じているのではないか

なというふう感じております。

これから松川町はどうするのか。太陽光発電と自然環境の保持が両立をされていくにはどうすれば良いのかということ、その点を伺ってまいります。

現在は、太陽光発電所の設置に対する町の対応は、農地法とそれから松川町土地利用届出条例があるというふうに思っております。その中で、同意書や意見書で判断がされておるかなど、そんな状況ですね。しかし、農地法の方は農業委員会の取り決めですからあれなんです、土地利用の届出条例、これは元々リニア関連の土地の乱開発防止を想定した部分がありまして、太陽光発電所に関して近隣住民や町の景観を守ることを前提としておるというものではないために、多くの不都合があるというふうに私は思っております。

そこでお伺いをいたしますけれども、この届出条例の中で自治会長や区長が住民意見をとりまとめるというふうになっております。しかしながら、この任務を自治会長や区長に求める根拠がなんなのかということをお伺いしております。自治会長など、地元の責任者の責任と負担が重すぎないかということですね。よその自治体では、事業者が議事録をまとめて提出をする、報告をする、そういうことがなされておるというふうに思いますが、その点についてまずお伺いをいたします。

○議長（関 克義） 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） 土地利用の届出に関する条例の関係でございますけれども、議員おっしゃられましたように、この条例につきましては、平成26年度にリニア中央新幹線の間駅の実体化ですとか、あるいはそれによってもたらされる経済情勢の変化というような中で、今後土地利用に影響を及ぼすことが予想されるというようなことの中で、土地利用の動向について事前に把握して、町民の皆様と情報共有を図り、住みよいまちづくり推進のためにを目的に設置をされた条例でございます。

この届出条例につきましては、情報収集を早い段階で行いまして、地域の皆様と情報共有を図ることが主な目的となっております。その中で今、ご質問にございました自治会長さん、区長さんからの住民の意見のとりまとめということでございますけれども、やはりこの地域との情報共有というような中で、やはり地元の意見をいただくというのが、地域の実情に精通した区長さん、自治会長さんであるということの中から、現在は大変なご負担だとは思っておりますけれども、お願いをしているというのが現状でございます。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番(松井悦子) こういったことになりますと、地元の自治会長さんがまとめるという、情報を共有するということですが。まず、疑問に思うのは、この自治会の方は良いんだが、自治会の未加入者の意見というものもかなり隣接するような場合があると思うんですが、そういった場合はどういたしますか。

○議長(関 克義) 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長(米山政則) この添付していただく図書といいますか、この申請にあたりまして添付いただく書類の関係で、隣地関係者の意見書というものがございます。これは自治会に入っていらっしゃる方も、そうでない未加入の方につきましても、意見書はつけていただくという形になっておりますので、未加入の方からも申請の際には隣地であれば必要になってくるというふうなことを考えております。

○議長(関 克義) 松井議員。

○11番(松井悦子) その点はわかりました。

それで意見書を上げてもらうということになりますね。その時にこの行政というものはどういう立場になるのかなというふうに思います。自治会が意見書を上げてきた。自治会が承諾をした。それで事業者との橋渡しをする中立的な立場という、そんなふうな認識でよろしいんですか。

○議長(関 克義) 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長(米山政則) 行政の立場といたしましては、住民の側でも住民の側、それから設置をされる業者の側、いずれの立場にも偏らず、中立的な立場というふうに考えております。

○議長(関 克義) 松井議員。

○11番(松井悦子) 町の今の時点での考えはわかりました。

農申除外申請では、近隣農地の同意のみということになっておりますね。それで転用申請だとか、届出条例では地元で異議があった場合、例えば景観に与える影響が甚大で、風致を著しく阻害するような場合ですとか、発電施設などからの反射光などが周辺の住民生活や動植物への影響がたくさんある、多く発生するというような場合について、業者の対応についての義務が伝わっておらないということですね。一番問題はその町が両方の橋渡しをするという、そういったことなんですが、橋渡しをしておるのは良いんですが、橋渡しをするだけで両方の真ん中に立っておるだけでは、これでは伝えるだけという。役場庁舎内、自治会から意見書が出てきた場合、役場庁舎内で検討事項があるかと思えます。意見書が出てきた場合には。その時に業者に伝えるということでありませ

が、伝えるだけなのか。ここで必要に応じて計画変更や廃止指導でありますとか、勧告ができるということがないのが問題だなというふうに思いますが、その点町長どうですかね。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） その条例につきまして、ちょっと精査をしてないんで、安易な言葉を避けたいと思いますけれども。

やっぱり行政としたら、その文面の細かいところをちょっと把握してないんでなんとも言えないんですけれども。やっぱり行政の立場の中で、指導や今勧告という言葉が使われましたけれども、そのような形がとれるのかどうか、いま一度私もちょっと見てみます、勉強します、すいません。

今の考えでは、議員の言われた中で、行政がただ右から左へお伝えするだけで良いのかどうかという疑問は持っております。

○議長（関 克義） 下沢環境水道課長。

○環境水道課長（下沢克裕） 長野県では現在、今、ご懸念のあります環境への影響、太陽光発電に关します環境への影響につきまして、これまで規定の面積がない、環境アセスメントにつきましては、今まで面積要件がありませんでしたが、現在敷地面積が50haを線を引かしてこれ以上、隣地については20ha以上、この太陽光設備につきましては環境影響調査の要はいわゆる環境アセスメント、これの実施について対象にするという条例の変更を改正を今進めているところです。

松川町で現在のところ、私どものつかんでいる数字ですと、平均面積につきましては、2,500平米という状態です。業務用の屋根を除いた太陽光発電については、2,500平米です。

これを何らかの基準とか、地域を定めて、その影響を評価させるということにつきましては、このような巨大なものがありますので、あとは長野県ではあと建物小作地については、景観条例で事前に届出をいただいて、法令を遵守しているかどうかということのチェック、それと町村の意見というものを出示しております。

そうしますとあと次、太陽光発電だけというようなことになるんですが。景観条例につきましても太陽光発電設備が他の施設、同じように例えば2,000、3,000、この開発等が行われた場合、住民の周辺の住民の方の権利、自然環境の破壊というものが他と比べて大きいということであれば良いんですが、現在のところ法令等でも太陽光設備だけをうたったがありません。そうしますと、町としましては、これを限定して

何らかの基準、範囲、これを捉えて規制等をすることは大変困難と考えております。

そうしますと、ほかの建物等含めました例えば景観条例等のこと、ほかの建物も含めてそれとあと土地の権利者、利用者、このことも含めまして、ご意見をいただいて検討をしなければいけないかなというふうには考えております。

○議長（関 克義） 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） 先ほどのご質問の中で、町がその廃止指導ですとか、勧告というようなご質問お話がございました。

現在、区長さん、自治会長さんから意見書というような形で頂戴をいたしまして、それに基づきまして町内でも会議をもちまして、個別の事案につきましてそういった意見書の内容、それから記載されている内容、それからそういったものをすべて確認をする中で、町としてもまた何か配慮事項が必要な場合には、それに意見を付け加えまして、設置事業者の方へお願いしているということでごしまして、それがこの条例があくまでもその情報共有というような形の中でお願いしているものですから、そこで廃止の指導ですとか、そういったところまでは踏み込めないというのが現状でございます。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） 国の法律もきちっとない中で、なかなか条例云々、県の条例もありますが、難しいんですね。

今、下沢課長の方から報告、説明がありました。50haとか20ha以上という、こういうものすごい大規模なことには県の方もいづらかこれから動くというか、条例の環境アセスメントですか、そういったことで対応するということですがけれども、現実にはこんなところはめったにないんで、普通は5反歩1町歩単位というようなふうかなというふうかなと思いますね。

それで景観条例は3,000平米でしたか、6000平米でしたか、そんなことでそれもまたなかなか広いものだという。悪くいえば分けて設置をするような場合がもしかすればあるかもしれない。分割して。

そういうことで、何が申し上げたいかといいますと、この松川町の環境は隣接地だけのものではないというふうに私は思います。同意書や意見書が自治会単位の対応に任されておって、町全体の統一性がないということが問題だなというふうに思うんです。松川町の景観は町民全体のものであって、それを松川町がどう守っていくのか、住民の生活をどう守っていくのかということが、松川町の今の現在の条例なりには示されておらないということが問題だなというふうに思います。

災害面での面でも、上段の区会や自治会が良いよという、良いでしょうという話になっても、下流の方の災害ということにも関係してくることにありますので、狭い範囲での判断だけでは対応できない部分がある。広域的な見地の中で検討する必要があるというふうに思っています。

それでここに届出条例ですけれども、町や事業者や町民の責任が明記されるものがないので、後々問題が生じた場合、誰が対応するということがわかっていない。このあたり私はそういうふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（関 克義） 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） この内容につきましては、議員おっしゃられることかと思えますけれども。

町全体の統一性という意味では、ただいま申し上げましたように、区長さん自治会長さんをお願いする意見書については、地域の意見をとりまとめていただいておりますので、一定の抑止効果はあるというふうには考えておりますが、統一性までは難しいのかなというような思いはしております。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） そういうことで意見書は出されてもあくまで意見書であり、それから町の側が業者にまた通知をするあくまで通知書であり、その先がないということが問題と思うんですね。結局改善勧告というか、命令の部分がないので禁止事項もないということになりまして、そのあたりがいつてみれば形だけというようなふうに感じないわけでもありません。

一番心配するのは、先ほど町民の声もありますが、景観の問題ですね。この緑豊かなくだもの町という松川町が、むき出しのパネルがどんどん増えていくということは、これは本当に景観上問題だなというふうに思います。きわめて影響が大きいというふうに思います。

現状の農地法や土地利用に関する届出だけでは、諸問題に対応できないというふうに私は思います。このままどんどんどんどんむき出しのパネルが町中に増えていくということになれば、これ町全体のイメージダウンだというふうに思いますが、そんなあたり町長いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 先ほど議員も言われておりましたように、国それから県の方へもいろんな相談をかけたりする場面もあるんですけれども、なかなか個人の土地、経済活動、そ

ういった形の中でなかなか難しいというふうに思っているのが現実でございます。

ここに近隣の進んでいるところのエネルギー活用の条例がございます。やはり環境には留意をしていってほしいという文書になっておりますけれども。対象となる設備の設置を行わないよう、協力を求める地域という表現でございます。やっぱりそれだけ難しいのかなというふうに思っております。

文章では、景観保全のための抑止地域というふうにはなっておりますけれども、現実にはやっぱり協力を求める地域ということにそれだけ難しいんだなと思って、この条例を見させてもらいましたけれども。

その辺のところ、担当課、あるいは農業委員会等でも話題に問題になってくる事案でございますので、しっかりまた協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） 今の届出条例では、とても対応できていないなという、これからも対応できないなというふうに思うことの中で、今町長言われましたけれども。

近隣には、優れた条例を作っておるところもあります。やはり所詮条例かもしれませんけれども、やはり一定の相互のルールというものができますので、業者の側もそのルールをルールして守る。また、町民の方も行政もそのルールに沿って動く、対応するという事の中では、やはり条例なりを作って、それで例えば発電所の周囲の緑化ですとか、植栽義務などを設けるというようなこともありますね。それからそういったことですね。ほかにもあるかもしれませんが、ちょっと考えつくのはそんなことですが。

そうすると目隠しになって、むき出しのパネルを目にすることが少なくなるというようなこともありますので、これも上の法律からいいますとお願いかもしれませんが、一応条例になればかなりの力を持つてくるということで、別にその太陽光発電事業に関してその抑制をすとかということではなくて、残していきたい風景。先ほど来お話もありましたけれども、残していきたい風景、それから景観づくり、これ松川町の景観づくりですね。これに事業者と町と町民が折り合える部分ですね、その施策というものが要だというふうに私は思います。

事業者、ある程度今の中では進められるということですが、問題は町民、生活をする人たちをどう守るのかということが、町のこれは仕事だと思いますので、その部分、自然エネルギーを進めながら、住民、景観も守るという、そういったことにはぜひ条例作りというものが要で、それに沿って場所なども一定のじゃあこの区域は本当にイ

ンターから降りてきた方が目につくところだから、設置をしないようお願いをするとか、それからこの辺であれば緑化対策をした上で設置が可能だとか、そういったことについても今の届出条例等農地法だけではとても対応ができないというふうに思いますので、ぜひそういった面でも進めていただきたいと思います。

そんな点、いま一度町長のお考えをお伺いします。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） こういう案件について、今までも今日初めてお聞きするわけじゃない。日頃の生活の中でもいろいろやりとりがございますし、また農業委員長との話し合いもございます。

議員の言われようとしていることはわかりますけれども、ここでせいじゃそういうふうに進めますということは申し上げられません。しっかりとまた精査をして、研究担当課とも検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） このまま放置をいたしますと、だんだんに町民の声も大きくなってくるとかなというふうにも思いますし、それだけ影響を受ける町民も多くなるということですので、ぜひ早い時期に取り組みることが肝要かなというふうにそんなふうに思います。

時間ありませんがもう一つ、子どもの暑さ対策ですね。

小学校ですとか、中学校、それから児童館、保育園ですね、そういった面について扇風機を学校の方へつけたことかと思えます。そんなことも含めて現状をお伺いします。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 温暖化に対応して夏の暑さ対策ということで考えていかなければいけない時期ということ。25年度に小学校の方、扇風機を設置させていただきました。それから名子中央保育園の方にもエアコンを入れたということでもあります。

今後の方向について、こども課長の方から説明をいたします。

○議長（関 克義） 福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 若干現状をお話しさせていただきます。

児童館については今現在設置がございません。扇風機とミストを設置して対応させていただいております。

保育園につきましては、名子中央は全館入っております。上片桐の一部、それ以外については扇風機で対応させていただいております。学校につきましては、3校の保健室

とコンピュータ室、それと中央小学校の6年生の教室と給食棟、平成24年に建築したものでございますけれども、それについては入っておりますけれども、それ以外の教室については平成25年度までに設置が終わったというような状況でございます。

本当今年につきましても、大変暑い夏でございます、30度を超える日が今年の場合36日と役場の計測でありますけれども、そのような状況でございました。

保育園、児童館につきましては、特に夏休み等もなく、保育をしておりますので、大変小さい子どもさんを預かっておる中で、暑さ対策には気を遣ってまいらなければならないということでございます。

ただいま、教育長の方からお話ございましたとおり、設置に向けた検討を始めてきておるところでございます。

また、すべてというわけにもなかなかまいらない部分もございますので、そこら辺は十分精査する中で、設置に向けた検討を行ってまいりたいというふうに思います。

○議長（関 克義） 松井議員。

○11番（松井悦子） とりわけ保育園、児童館、学校もそうですけれども、近年のこの異常な暑さの中で、エアコンは必需品だろうなとも思います。

26年度の実質収支額も多かったわけですし、そういった面からも決して財政がどうというわけではないと思いますので、ぜひエアコンをつけていただいて、できればこういったところではなくて、公共施設も本当今どこ行っても暑いですね、会合なんかに行っても暑くて暑くて本当になかなかないなというふうに思っております。

ぜひ、そういったところへの税金をしっかりと使っていくという、そういったことよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で終わります。お願いします。

○議長（関 克義） ここでお諮りいたします。

ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 異議なしと認めます。

それでは3時15分まで休憩といたします。

休 憩 午後 3時10分

再 開 午後 3時15分

○議長（関 克義） 会議を再開いたします。

◇ 菅 沼 一 弘 ◇

○議長（関 克義） 2番、菅沼一弘議員。

○2番（菅沼一弘） それでは通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回の質問でございますけれども、町の教育委員会では保護者を対象にアンケート調査を行ったということで、その結果について縷々課題が出ておろうかと思っておりますので、そんな点を踏まえながら随時お聞きをしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

この調査を行うにあたりましては、町の教育委員会では毎年重点目標を掲げて施策を展開しており、今後の教育行政の推進にあたりまして、町民の皆様、とりわけ学校教育に関わる深い児童生徒の保護者の皆さんの意向をいっそう反映してみたいと考えており、本調査を町民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、教育に対する保護者の皆さんのお考えとご意見をお聞きするというところで、本アンケートの調査をしたということでございます。

町の協議会では、小学校の保護者を対象にこれは6月に行われた調査だと思っております。それから先般8月の20日に開いた第1回の教育懇談会で、調査結果を報告したやにお聞きし、開かれた教育行政の初の試みであるということで報告されております。

安心できる学校学級に対する期待感が高く、町教委が寄せられた意見を今後の学校教育に反映させるとして、アンケートの複数回答は別として、小中学校に通う児童や生徒がいる全世帯740戸の対象に実施をされ、約599戸、約600戸からの回答を得て、回収率80.9%ということでございます。

設問に教育全般や学校教育、家庭地域での教育、町の教育施策について聞いておられます。まず最初に、松川町に育った子どもはどのように育てほしいかという問いに対して最も多かったのが思いやり72%、それから自ら問題を解決する力がある41%、基礎学力をつけている36%、健康で体力がある35%と続いているということでございますが、この調査に対しましてまずは行った経緯と今後の取り組みについてでございますが、まず町長のお考えをお聞かせ願いたいと思っておりますが。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 菅沼一弘議員の質問にお答えをしてみたいと思います。

先日行われました小中学校の保護者に対するアンケートの結果でございます。

教育委員会部局の内容でございますので、そちらの方からお答えをしてみたいと思います。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 最初にアンケートの目的というところでお話をさせていただきたいと思いますが。

教育委員会のあり方等が議論をされまして、悪い言い方でいうと教育委員会は形骸化しているのではないかと、そんなお話も聞こえてまいりました。

やはり教育委員会自体が、具体的にどんなことをやっているかというところについては、積極的にこちらから発信をしていきたいという、そんな思いで先ほど議員のお話がありました毎年度重点目標を掲げながら取り組むということをしております。

それで教育委員会の取り組み自体に対しても、当然外部から評価をいただく必要があるということで、教育懇談会等の席では、限られた傍聴の方々からご意見をいただくわけではありますが、もっともっと声なき声といいますか、たくさんの思いがやはり保護者の方々にはあるだろうということで、今回このアンケートを実施しまして、実際に学校教育、それから町の教育委員会の取り組みについて、どんなふうに保護者の方々が考えていらっしゃるか、生の声をお聞きしたいということで、このアンケートを実施いたしました。

それでこれからの方向ということで、設問については、特にこんなような子どもを育ててほしいとか、小中学校にはこんな教育を期待するとか、そんなご意見がありました。それはそれぞれ学校の中でまた紹介しながら活かしていきたいということと、それから自由記述のところには120を超えるご意見がありまして、すべて目を通す中で、やはり一つ一つ丁寧に私たちが受け止めて返していかなければいけないなというふうに思っておりますので、そこのところは早急に対応できる部分もありますので、それは学校と連携して対応していくということと、それから28年度の町の教育施策の中に盛り込みながら活かしていきたいと、このアンケートを活かしていきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） ありがとうございます。

今もお話のありましたように、28年度できることから施策をさせていただくというようにお考えのようでございます。

この松川町に育つ子どもは、どのように育ててほしいかというような問いもされたようでございます。最も多かったのがやっぱり子どもに対して思いやり72%、それから自ら問題を解決する力がほしいこれが41%、それから基礎学力をつけてほしい

というのは36%、健康で体力がある35%と続いているようでございます。

また、松川町の小中学校のどのようなことを望むかというような課題で質問をされておりますが、これについては77%の回答の中で、思いやりの育成、いじめのない学級学校づくりを希望する。それから基礎となる学力の定着というのを十分に求めているようございましてこれが72%。

また、教職員の児童生徒との対話と子ども理解というような形の中では55%が先生とのつながりと生徒の対話を理解してほしいということ。夢や希望を育む進路指導やキャリア教育に対しては42%だったようございます。

こんな点が数字として出てきておるわけですが、この点について今、この教員と児童生徒との対話と子どもの理解というのが50%ございましたけれども、やっぱり基礎となる学力の定着というような項目がやっぱり72%で希望されているというような形でございますが、こんな点をお考えはちょっとお聞かせ願えればと思っております。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） アンケート結果からなんです。最初の予想では、今のお話のあった学力の定着伸長という内容が一番多いのかなというふうに思っておりましたが、やはりそれよりも前に、自分の子どもが安心して学校で生活ができるという思いやりだとか、いじめのない学級づくりというところが一番に上がっておりまして、やはり親御さんの心情といたしますか、とりあえず子どもたちは学校へ心待ちにして学校へ通ってほしいという、そういう願いの表れかなというふうに思っております。

そのためには、やはり一人ひとりの子どもたちが生活している学級の中で、子ども同士の暖かな人間関係もそうなんです。その学級の担任の先生がしっかりとその子のことを心にとめて、きちっと学級の中に位置づけてくださる、そういう視点も大事なかなというふうに思っております。

それから学力のことは、当然学校の中でしっかりとその学力保障ということについて責任を持ってやっていかなければいけないというふうに思っております。

学力については、また教育委員会としても、今回の全国学力テストの結果等については、広報を通じて家庭にも働きかけをしてまいりたいと思っておりますが、やはり先生方が自分の指導といたしますか、学力、学習の結果を子どものせいにはしない。やはり自分の指導の結果として子どもの学力の状態を受け止める、そういう真摯な姿勢が大事ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） ありがとうございます。

そんな中で、基礎的ないろんな形で数字、パーセンテージが出てきておりますが、子どもの教育について関心のある項目はアンケートの中で聞かれたら、やっぱり学力の状態が79%だというような結果が出たようでございます。これがやっぱり最多で、基本的な生活習慣が57%、それからいじめや不登校が54%、道徳心や規範の意識というのが50%、健康保持、体力の向上というのが44%というような形の中で、やっぱり学力にアンケートとなれば学力の状態がやっぱり一番関心が持たれるのかなというのが当然かなと思いますけれども。これもそれぞれ人間形成ができて、友達ができ、また小中学校の生徒が仲間がどんどんでき、通学的に学校に通う。それからクラブ活動、それからいろんな塾などのところでも、また皆さん親としても学力に関心があり、塾などの通う子どもさんが非常に多いわけですが、その学力は否やとは思いますが、やっぱり学校での授業の先生とのつながりが、やっぱりどうしても一番大切ではないかなというような感じを受けております。そんな点はいかがでしょうか。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 先ほどもお話をさせていただきましたけれども、塾通いの状況というのは、この間公表されました全国学力学習状況調査の中では、全国に比べて長野県の方が低い。長野県に比べて松川町の低い。つまり全国平均や長野県平均に比べると、松川町の子どもたちは総体として塾通いにしている子どもたちは少ないんですけれども。

親御さんのいろんな話をお聞きしますと、やはり塾に通わせるにはそれだけのお金もかかるというようなお話も聞いております。

なんとかそれは学校の中で完結させたいなという思いがありますので、先生方をお願いしながら、しっかりと基礎的な学力は学校の中で身につけるといふ、そんな働きかけをしていきたいというふうに思います。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） ありがとうございます。

アンケートの以外にアンケートで項目名でございませうか、いろんな形でご意見を書いていただくような項目がありまして、その項目たるや非常に多い項目が書かれておりまして、私もこの資料をいただいて読ませていただいたんですが。

このところにちょっと気になることがあるわけでございます。それは中学生な言い方かもしれませんが、中学校のトイレが非常に汚くなくて、暗くて、ネズミが出たりして

大変だというような項目が7項目も出ておりました。

これは大変こういうアンケートにそういう問題が出ておりますので、これはなんとしても早急に考えていただいて、子どもたちのことをございますし、またこの項目の中にも書かれておりますが、小中学校やいろんな場所は当然体育館やいろいろ災害時には避難場所になるんだと。そんなことで、常日頃からやっぱりきれいなトイレにしておいていただければありがたいというような項目が7項目も出ておりましたので、ちょっと気になりますので、そんな点をお聞きし、お願いをしたいと思います。

○議長（関 克義） 福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 中学のみならず、北小学校のトイレについても記載がございました。

ネズミの件につきましては、野ネズミが出た時があったようなことで、学校の方で対応の方していただきまして、今現在は解消しております。

それと中学のトイレでございますけれども、大変窓もなく暗い感じになっている施設、場所になってしまっておりますけれども。臭い等につきましては、生徒の皆さんもしっかり掃除もしていただいておりますけれども、私どもも業者さんですとか学校とお話をさせていただいて、対応の方してきております。

今現在、中学の体育館のトイレにつきましては、役場にもございますが、臭いを消す装置、あれも試験的に設置をさせていただいて、対応もしてきておるところでございます。また、それについては、効果等確認する中で対応をしてみたいというふうに思っています。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） 対応をさせていただいておるということでございますが。改築ができれば、今の水洗のトイレへの努力していただければなと思いますので、その点も担当課の方でぜひお考えをいただければと思っております。

次に、子どもの教育についての関心の教育全般のところで質問でございますけれども。自治会の未加入時の子どもの増加が多くなってきたというようなことも書かれておりますし、それから子どもがあいさつがきちんとできるかどうかという良識をわきまえさせてほしいというようなこともアンケートの中で出てきておりますが。

この名子区では、毎週月曜日にあいさつ運動などをしておりますが、そんな点はできているんじゃないかなと思っておりましたが、そんな点いかがでしょうか。

○議長（関 克義） 小木曾生涯学習課長。

○生涯学習課長（小木曾雅彦） 公民館を主体といたして、地区公民館が一体となってあいさつ運動を毎月基本的には第1月曜日ですが行ってきております。

様子見ますと、積極的に私ども大人からあいさつをとということで初めてまいりましたが、おかげさまでお子様方の方からも声をかけていただける状況がだんだん増えてきているという状況であります。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） ありがとうございます。

それから地域での教育についてでございますけれども。家庭での教育にどんなことで力をつけたら良いかというような形の中で、困った点があったらというような項目がありまして、その項目の中にお金の大切さと稼ぐことの大切さをもっと教えていきたいということでございますが。確かにこのお金のことについては、我々一日働いても1時間何百円というような形の中でございますので、そういうお金の尊さを教えていくということはどこの親もしておろうかと思っておりますけれども、そういうアンケートがこうやって出てきているのは、やっぱりそういうことを常日頃感じているのかなと、そんなふうに思っております。これはこのままで結構でございますけれども、そんなことで我々もそういうふうと考えていきたいと思っております。

それから家庭で困ったことに、誰に相談したら良いかというような形の中で困っているというようなところがあるんですが。これは困ったときに病院で相談をすとか、それから職場で相談をする、それから塾の先生、それから塾の講師、弁護士、警察など相談難しいことまでいかないうちに誰かに相談して解決できないものかというような結局自分だけしかないのかな、苦しいというようなアンケートも出ておりますが、そんなような困ったこともあろうかなと思っております。それは多分いろんな形で不登校になったり、いじめに遭ったりというような形の中も考えられるかと思っておりますが、そんなことでいじめの問題なんかは今いかがでしょうか。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） いじめについては、年に2回各学校で調査の方をお願いをいたしております。

それで内容的に重大な案件については、教育委員会の方も関わらせていただいて、保護者の方との面談もするというような体制をとっております。

この今年度の報告は7月に実施をいたしまして、特にこれは問題だなという案件は上

がってきておりませんが、いじめがあるというような報告は、2つの小学校、一つの中学校から数件教育委員会の方へ報告がございます。

これはやはり子どもたちの調査でありますので、子どもが自分がいじめられたと思うという、それがいじめの認定になっていきますので、いろんな受け止めはあるわけですが、子どもたちがいじめられているというふうに訴えがあれば、それをしっかりこちらサイド設けて対応していくという構えの中で、いじめの件数として挙げられるのは毎年ございます。

それから相談体制の方でございますが、なかなか特にいじめの問題は逆に家庭、親御さんに親に話をするということができないと。かえって親に心配をかけるというようなそんな子どもの中の配慮から、なかなか外に対して自分がいじめられているということが発信できないという、そんなことも聞いております。やはり担任の先生をはじめ、学校の職員がしっかり目配り気配りをして、子どもたちの生活の様子に目を行き届かせるということと、あとは学校の方にも相談機関といいますか、相談に乗る職員がおりまして、それは保護者にも伝えておりまして、いじめ等の問題があったらこの先生のところへ相談にきてくださいというようなそんな話もしております。

なかなか公的な機関への相談がないというところもありますが、私どもも教育相談室等もありますし、子ども係の方もそういった相談業務を受け付けておりますので、なおいっそうPRをして、しっかりと相談を受けられるような体制の充実を考えていきたい、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） ありがとうございます。

まだ細かいことがあるんですが、これはいろんな形の中ですが。通学路についてでございますけれども、通学路については街路灯がかなりの数、町ではついておろうかと思っております。よく方々では防犯灯というような形の声をよく都会では余計聞きます。その防犯灯については、松川町ではどのくらいついているのか。それからそういう要望がどのくらいあるか、そんなようなことをちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 防犯灯の数のご質問でございます。町内で約1,000基ございます。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） 防犯灯1,000基もある。街路灯じゃなくて。防犯灯1,000基もついでおる。ちょっと認識不足でした。すいません。

例えばキラヤとかああいうような場所ですか。

○議長（関 克義） 菅沼議員、所属委員会である程度お聞きできるところは所属委員会をお願いいたします。

○2番（菅沼一弘） わかりました。

次の質問をお願いしたいと思います。

町で中学校の朝練はやめるべきだとか、やめた方がいいとか、やった方がいいとかというような問題で今まで何回も質問をさせてきたわけでございますけれども。これもいろんな考え方がありまして、曜日によっては休ませてやってほしいとか、そんな形で少女スポーツクラブも、保護者の負担が大きいというような形の中で、いろいろな形で出ておりますけれども。

まず、やっぱり少子高齢化のために健康について、成人病以外にも日本の多くの中でかかりやすい疾患の予防などの子どものうちから知識をつけてやってほしいというような質問もあり、その日本の現状で少子高齢化社会の生きていく上で今から知っておかなければならない課題の取り組みではないかというような質問がきておりますが、そんな点はいかがですか。疾患とかいろいろ。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 健康教育に関わっての心配も出されておりました。

それで町の方は、子どもの命生き生きサポート委員会という、エデュ・リンクの委員会を組織しまして、保健福祉課の保健師さん、栄養士さん、それから日赤病院のお医者さんとも連携をして、小学校5年生とそれから中学校2年生の血液検査を実施しております。これは生活習慣病の予防ということで検査結果を元に、糖尿病の予備群の増加を抑えていこうという、そんな取り組みをしておりまして、検査結果を元に自分の健康状態を理解し、健康の維持増進のために何をしていかなければいけないかということがわかって、それをまた家族と一緒に相談しながら取り組むという、そんな活動を展開しておりますが。

先週、松川中学校の方で、その健康教育の授業を研究授業を実施いたしまして、飯田下伊那の養護教諭の先生方とそれから栄養士の先生方100人ほどおいでになりまして、松川中学校の取り組みを学んでいかれました。そういう意味では、松川町の取り組みに

については注目をして皆さん見ていらっしゃるのかなと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） ありがとうございます。

最後になるわけでございますけれども、てらこや松中がいよいよ3年目に入って、地域の方々の学習支援をいただきながら行っており、学力向上の機運に満ちあふれているとお聞きしておりますが、そのことについてお伺いしておりますが、そのことについてお伺いをするわけでございますけれども。

まず、最初に今年も夏休みにてらこや松中が行われたわけでございます。このてらこやに関わる議員さんもおいでかとお聞きしておりますが、その中でこれはアンケートの中にもこれは出ておりますが、これは非常にありがたい良いことだというようなアンケートが出ております。

そんな中で、近々の皆さんのご指導をいただけるのは大変ありがたいことだなというように考えております。それも英語と数学などを分けて行っておるようでございますが。夏休みには5日間ございましたか、行われているというようなことで、先生、生徒はどのくらいの方がおられたか。また、毎週水曜日に行っているようでございますけれども、それについて説明をちょっといただければと思っております。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 夏実施しておりますてらこや松中ではありますが。今年度、英語、数学、それぞれ4人の地域の方々、講師として入っていただいて、5日間実施をいたしました。

それぞれの教科、延べ70人ほどの生徒の参加をいただいております。

それと水曜日にてらこやを通年で始めたいということで現在実施をしておりますが、これは実は講師の先生方の方からそういう声が上がってきて、5日間やればそれなりに力はつくけれども、もっともっと早く手を入れてやった方がいい生徒も中に入るというお話がありました。それで水曜日の放課後というのは、先生方ちょうど会議をやっておりますので、そのために子どもたち早く下校してしまうわけですが、その時間帯を使って2人の英語と数学2人ずつ4人の先生に入っていただいてやっております。

それでてらこや、夏休みのてらこやとの一番の違いは、火曜日までに自分が勉強したいことを担任の先生に提出すると。そうすると地域コーディネーターがその勉強したいことをまとめておいて、事前にファックスで講師の先生に送るんですね。そうすると講師の先生は今日はこういう勉強をしたい子どもたちが集まってくるんだということがわ

かって授業に臨むことができるということで、子どもたちにとっては自分の学びたいことが学べるという、そういう意味で非常に有意義かなというふうに思います。

それから英語の先生の中には、自分の授業を4段階で評価してもらっていて、毎回毎回自分の指導ぶりを評価していただいているということで、非常に先生方も一生懸命やってくださっていてありがたいなと思っています。

以上です。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） ありがとうございます。

てらこやも3年目になるということで、てらこや松中も3年目ということで、充実を重ねてきておるんだなというような感覚の中で、アンケートのそれもありがたいというようなアンケートも届いているようでございます。そんなこともまた継続していただけたらと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから児童館のことについて、ちょっとお伺いをさせていただきます。

毎年年度前に申し込みをしないとお願いできないというような形の中で、非常に好評な児童館でございますが、やっぱ時間待ちというような形もあるようでございますし、そんな点をお聞きする中では。児童館はちょっと質問になかった。このアンケートの中にそういうのがありまして、お聞きをしたかったわけでございます。

それは申し込みの人数がだんだん増えているようでございますが、その充実はどのようにしたらいいかというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（関 克義） 福島こども課長。

○こども課長（福島敏美） 児童館につきましては、ただいま議員申されたことにつきましては、年度初めから申し込みされておって入る方もいらっしゃいますし、年度途中からご都合で入ってこられる方もいらっしゃいます。そのあたりは申し出によりまして、随時対応はさせていただいております。

また、夏休み等の長期休業中の児童館の運営もさせていただいているような状況です。また、本年につきましては、中央小学校の空き教室といたしますか、会議室も利用する中で、長期休業につきましては児童館の運営をさせていただいたところでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） 最後でございますが。

このアンケートをとった形の中で、高坂教育長さんはどのような考えで今後この問題

に対処していくか。それからどのような形で教育問題に対処していかれるかというよう
なお考えがありましたら最後にお問い合わせをしたいと思います。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） アンケートの内容一つ一つに本当はきちっとお答えができればいいん
ですが。

内容的には私、非常に真摯に保護者の方々受け止めて、回答して下さったなという
ふうな気持ちでおります。

内容的には多岐にわたっているわけではありますが、やはりそれぞれ保護者の方々の非
常に教育に対する思いが伝わってくる、そんな気がいたしております。なるだけこうい
った方々の意見が政策の中で反映できるように、また学校教育の中で改善ができるよう
にしっかり努めていきたい、そんなふうに思います。

○議長（関 克義） 菅沼議員。

○2番（菅沼一弘） どうもありがとうございました。

今まで質問させていただきました中で、いろんな課題があったわけですが、
これを踏まえながらいろんな施策の中取り入れていただければと思っております。

先ほども申し上げたとおり、学校の施設なんかについてもまた充実した施設に整えて
いただければと思っておりますので、そんな点をお願いしながら、私の質問を終わらせ
ていただきます。

ありがとうございました。

◇ 黒 澤 哲 郎 ◇

○議長（関 克義） 次に、3番、黒澤哲郎議員。

○3番（黒澤哲郎） それでは最後の質問ということでお問い合わせをしたいと思います。

まず、最初に1番目ではありますが、夢や希望のあるまちづくりについてということ
たびたびお伺いしている大きなテーマではありますが、今回はふるさとの宝ということに
着目してお聞きをしたいということで質問をさせていただきます。

ふるさとの宝、宝の再発見というような形で町も取り組んできておりますが、宝を活
かしたまちづくりというのが、やはり町民の夢や希望につながるのではないかというふ
うに私は考えておりますが、まずそのふるさとの宝とまちづくりをどうつなげるか、こ
のことについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 黒澤哲郎議員の質問にお答えをまいります。

地域の宝ということでございます。

これは私は5年前に町長になった時に地域の宝、知財の再発見再認識し、発信をしていきます。そしてまたその地域の宝の中に私は当時こういうふうを考えておりました。くだものやいろいろな物、物品等、それから私は以前からいろんな地域活動をしてる中で、松川町の中には地域をなんとかして頑張っていこうというグループや団体というのが非常に多い。これは松川町の宝だというふうに実は考えております。

ですから地域の宝というと、環境であり、水であり、くだものであり、物とそれから人間、これを実は私は考えていたところでございます。

それで地域の皆さんが頑張っているそうしたものをなんとか協力していこうということで、提案型まちづくり、あれも大きな、年に3回にしたりまた補助率を上げたりして、ああいったものを使ってぜひやっていってくださいという思いがあったのが事実でございます。今もそういうふうを考えております。

また、地域の宝知財を再発見してやっていこうよというような流れの中で、様々なほおづきのアイスだとかラスクだとか、あるいは今回にゃんたぶうのシールを貼ったジュースが出てきたりしたり、あるいは南信州ワイン振興会が立ち上がってシードルの販売、あるいは今回これから目指しておりますワイン特区、あるいは乾杯条例等が、行政と一体となった形の中で、少しずつではありますけれども、出てきている姿は非常に私としてもありがたいなというふうに思っている次第でございます。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） 町長の答弁の中に物、物品等、地域の宝は物ともう一つは人ということがあるということで、非常に良い考え方だなと私も同感であります。

私の考える中にもう一つその物品も人もそうでありますけれども、その視点を変えると人と違うとか、他市町村と違うとかという部分は、すべて宝になり得るんじゃないかなというふうな考えを私は持っているわけで、人それぞれ個性があるように、町もほかにはないわけであります。

私もいつも年度当初も、その逆転の発想と逆手にとる政策ということを申し上げてきておりますけれども。このほかとの違いというのを宝として考えて、ぜひまちづくりに活かしていただきたいなというふうに思うところであります。

町長も一緒に同行していただいて、過日友好姉妹都市の牧之原市へも行ってまいったわけでありますけれども。牧之原市でもふるさとの宝、こちらの方は物ではありましたが

けれども、特産品の開発とか、観光資源としての活用というような形で取り組まれておりました。

町長の今の発言の中にも、そのワイン特区とか、乾杯条例についてはもう少しお話を聞きたいかなというのがありますけれども。そういう話も上っているということですので、ぜひもう少しお話ししていただけることがあればお話ししていただきたい。

ぜひそういうものを使って、町全体が一体感を持って明るく楽しい夢のある町にしていってほしいなというふうに思っているわけであります。

インターの入り口などとか、ほかのくだもの街道というようなものを指定をしたりして、全国各地で取り組みが行われているわけです。商店街も一体となってというような形で。とにかく町が一つになってそういう夢のある町にできれば良いかなというふうに思っているわけであります。

その点について、また乾杯条例も含めて町長一言お話ししていただければと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 今、黒澤議員言われましたように、地域の宝を発信してアピールしていく。これは非常に大事なことでございます。そのアピールの一つの仕方の中に、人と違うことというようなことが含まれているというふうに思っております。

私も小さいながらも企業を経営してきた人間でございます。人と同じことをやってもなかなか難しいということは十分に承知をしておりますし、私はやっぱり先手必勝というような頭も持っております。ところがやはり今度は行政、これのいろいろな難しさ、これもあることも事実でございます。

よく私が言います。「いろんな観光の面、あるいは交流人口を増やしていくという一面の中でも、地形だけはどうにもならん」とこういうふうによく言います。平らで真っ平らでずっと広い地域。この地域はまさに谷でございます。段丘の町でございます。

それをやはりもうこれは受け入れる中で発想を考えていかななくてはならないという思いを持っております。今度ハーフマラソンが行われますけれども、本当に冗談の分野でありますけれども、「二度と走りたくないハーフマラソンってつけたらどうだ」って笑いましたけれども。高低差があるわけでございます。そういうのを逆手にとっていくことも、一つには大事ではないかなというふうに思っております。

それから乾杯条例について、町長も思慮深く考えておるようならということでございますけれども、そこまで深くはまだ精査しておりません。

ただ、これも行政、あるいは清流苑等で宴会のときに、今清流苑も果実酒だと思いま

す。乾杯をやっております。あれをやっぱりりんごワイン、あるいはシードル等でやる中でよりアピールをし、そして私たちも乾杯のときにそういったものやっぺいこうよという、こういうふうにして広めたらどうかというぐらいの考えを持っております。

ただ、これが今度は先ほどのいろいろな条例、環境条例やいろいろにと匹敵するわけでありまして、やはりそれが決めたからといってやらなければ、今度は住民にとって高圧的なものにならないようにしていかななくてはならないなという思いも逆に持っております。これらはより精査した中でやっぺいかなければというふうに思っております。

それから地域の宝を活かした中での動き、そのほかにも動きがございますので、担当課長の方からお答えをしてみたいと思います。

○議長（関 克義） 片桐産業観光課長。

○産業観光課長（片桐雅彦） 松川町の宝を使った特産品という点では、もう既にご承知なこともたくさんあると思いますけれども。蓮田市等の関係からくだもの観光協会さんで連携して開発始めたフルーツジュエリーというものは、友好都市との関係性とそれから松川町の特長を活かした完熟の生のくだものを使ったもの、あるいはほおずきラスクの取り組みでは、ほおずき会の皆さんが遊休農地を使ってほおずきという特産品を開発する中で、そのグループの皆様方が独自に盛り上がってというか、研究をさせていただいている取り組み、あるいはりんごチップスとかがあるかと思っています。

産業観光課長として、先ほどおっしゃった話ですね、私も同感でありまして、やはりローカルを徹底して追求していくことがすごく大事だろうと。それはその個性、ほかから見たら有利、あるいは不利なことも、それにはやはり歴史があるわけで、そこにストーリーがあるものですから、そこに磨きをかけていくということが、これからのその地方創生とかということでは必要かなと私も思います。

その上では、6次産業という点で、最近ではりんごワイン振興会の皆さんが、りんごワイン、それからシードルの取り組み、サイダリーを作るといったことが申し出てきております。

その中では、行政としてその点については、ワイン特区を申請していくという形の中で、住民の皆さんが地域の中で取り組んでいることを行政の立場から支援するという形で取り組んでいけていることかなというふうに思っております。

また、先ほど出た町全体でロードサイド、あるいは地域全体、商店街も含めて一体感を持ってやっぺいこうよということについては、引き続きみらいを中心に観光協会だとか、

商工会等の関係の皆様と連携を図って進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） ありがとうございます。

町長のご答弁の中にも、地形はどうにもならないという話があって、段丘とか、私は山もそうだと思っているわけですが、

ハーフマランなら日本一ハードなハーフマラソンとか、そういううたい文句もまたいいのかななんて思ったりするわけですね。

そしておよりの森とか森林セラピーとかも取り組んでいるわけですが、私がこれは駒ヶ根市かな、2つのアルプスが見える町とかとっているのはそれもよく言うように、同じくこの伊那谷は2つのアルプスに囲まれている。これも活かしてほしいということを前にも言ったと思いますが。

課長からも一生懸命取り組んでいるというお話ありました。付け加えれば、米農家の方も頑張っているんで、ワインだけじゃなくてどぶろくとかもできるようなのも一緒に申請してやってほしいなと、そういうふうに思って係長さんにはちょっとお話をさせていただいたわけでありまして。ぜひそういったものに力を入れていてもらいたいと思います。

細かい具体例でもう少し申し上げますと、100年の歴史を持つ果樹栽培の町ということで、100周年として今年は取り組んでいるわけでありまして。くだもの里まつかわというくらいですので、1年中くだものが味わえる町を目指そうよというような取り組みとか、そういう中からじゃあなにが足りないのかなとか、じゃあ松川では何ができるのかとか、どうしたらできるのかなというふうに夢が膨らんでいくのかなというふうにも思いますし、私身近な人には提案をしたわけですが、いろいろな果樹なフルーツの盆栽があってもいいんじゃないかなという話もしました。商店街やなんかでも飾ってもらったりして、話題になりゃ売れるんじゃないかなと。じゃあ誰が作るのといえは、あんまり力いらんから年配の人でもできるかなとか。それでなんか夢があつていいかなと。いろんな実のなる盆栽があつたらなんかいいなとか、そんなことも考えるだけでこう夢が広がってくるわけですが。

地域の宝ぜひ活用していただきたい。これを活用しないと、これ宝の持ち腐れということになってしまうと思いますので、ぜひ頑張りたいなと思うわけですが。

そういう議論をしていくのに、やはり若者、未来を担う若者の意見をぜひ入れて、議

論を進めていっていただきたいなということをもた改めて申し上げたいと思います。

先ほど牧之原市の視察研修の話をさせていただいたわけですが、町長ほか、まちづくり課長や総務課長も一緒に行っていたので、私はとっても勉強になったなと思っています。

その中の一つで、今もお話をしたその議論についてですけれども、スキルとしてもファシリテーションというのを牧之原市はテーマに挙げて一生懸命取り組んでいました。

この横文字、カタカナ文字なんで、ちょっと改めておわかりだと思えますけれど、させていただくと。ファシリテーションというのは、会議ミーティング等の場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理したり参加者の認識を一致を確認したりする行為で介入し、合意形成や相互理解をサポートすることにより、組織や参加者の活性化、共同を促進させるリーダーの持つ能力の一つと、コミュニケーションスキル以外にもルールが必要な場合の内容設定や補助、プログラムのデザイン、進め方やさらに会議の場所や参加者の選択、日程のデザインなど、オーガナイザーやリーダーの機能を担うということでもあります。

会場に限定される機能とするのは誤りで、日常の組織、コミュニケーション全般において、ファシリテーション技術は活用されると。課題を達成しようとするグループに対して公平な立場に立ち、話し合いのグループプロセスに介入して、ファシリテーションを行う者のことをファシリテーターと呼んでいるということですが。ファシリテーターは、ファシリテーションの今言ったような能力、技術の以前に参加者または組織に対して、良心に基づいた達成イメージへの情熱と信念が必要とされるというふうにいわれているわけですが。このファシリテーションというのを使った議論を進めるということが、非常に大事じゃないかなと。それでないとやはり事業の達成、結果を得るところまで住民を含めてみんなの合意形成ができないということでもあります。

牧之原市では、職員だけの部分ではこれを補えないということで、プロのファシリテーターに協力していただいたりしながら、要するに対話によるまちづくりを進めているということでありました。

このファシリテーション、ぜひ私もこの町にも強化していくべきだと思いますけれど、その点一緒に行った町長、また両課長も含めてご感想をいただければと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） まずは1点は、町を発信していく時の1年中くだものということでございます。

これは私は5年目に入っておりますけれども、私のものの言い方は確実に随所へ行きます。行った時のPRの発信の仕方が変わってきておる。私は最初はもうとにかくりんご、梨、りんご、梨、とにかくりんごがおいしい。ところが今、私は、来週町市村市へもいってきますけれども、どういうふうにPRをするかというところ6月のさくらんぼにスタートして、ブルーベリー、貴陽、桃、そしてつがるから始まって梨、そういうものの言い方をしてまいります。

ですから松川町は、1年中というちょっと語弊がありますけれども、もう春を過ぎてから12月いっぱいまでくだものがとにかくおいしいんです。そういうものの言い方に私は変わっております。

これは地域の町が主導したわけじゃないですけれども、農家のいろんな状況、いろんな判断をしていると、これからはそういう一極、秋だけに収入源があるんじゃないで、やはりリスク分散じゃありませんけれども、1年間を通じて松川町がアピール。そういうような中、形になってきているというふうに私は感じておりますし、私のものの言い方は確実にそういった点は変わってきております。

ぜひともそういう形で、年間を通じてのアピールをしていきたいというふうに思っております。

それから人材の育成ということでございますけれども、これはどなたかの今日の質問の中でも地域のリーダーというのを育てていくことは大事だというふうに感じております。これらについても、どういう方法を持ってどういうふうに地域づくりのリーダーを育成していくかということも検討してまいりたいというふうに思っております。

それからもう一つは、第5次総合計画、私何回か申し上げてきておりますけれども、5次政策の地域づくり会議のありようが、私も毎回出席をして見ているわけじゃありませんけれども、非常に意見が出やすい。それから全員みんなが意見を出し合ってワークショップをしてきているというようなことでございますので、そういったこともこれからの地域づくりの中での一つのヒントになるんじゃないかなというふうに思っております。

以上申し上げます、総務課長とまちづくり政策課長にバトンタッチします。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） ファシリテーターの育成につきましては、毎年長野県の研修センターが行っております研修の中で取り入れておりまして、実際には各2名ぐらいつつを派遣しております。

それから今、町長も申しましたが、第5次の地域づくり会議のために行ったのは、ワークショップの手法のファシリテーションを使った手法でございまして。今回の参加につきましては、オブザーバーという参加をさせていただいて、委託業者の方が行うファシリテーターとなって進めていただく会議について、参加させていただきましましたので、十分な勉強になったのかというふうに思っています。

また、第4次の頃には、職員自らがファシリテーターということで参加させていただいた経過もあります。実際はこのファシリテーションの研修には行っておりますけれども、なかなかそういう機会が少なく、こういう大きな会議のときでないと思えないというのが実際でございまして、職員のミーティングだとかそういうところでこの研修を受けてきたものの実践として役に立っていければなということで、今後考えてまいりたいと思います。

お願いします。

○議長（関 克義） 米山まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（米山政則） 私も牧之原市の方へ同行をさせていただきまして、いろいろお話をお聞きしたわけなんですけれども。

やはり黒澤議員おっしゃいますように、日常の中でコミュニケーションを行って、それが事業の達成のために必要なプロセスなんだというのは感じてまいりましたし、それによって合意形成が進んでいくんだなということは感じております。

我々もまた機会そういった機会の中でいろんな年齢層の方だとか、性別の方に限らず、そういった意見を聞きながら、意見を引き出していければなと思っておりますけれども。

私も実は今、総務課長から話がありまして、ファシリテーション研修の方は一回参加をしておりますけれども、2日間の研修ということでありまして、なかなかその自分の身にすぐなっているということではありませぬので、そこら辺はまた何回かそういった場を踏むことによってまた身につけていきたいなというふうに考えています。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） 研修は行われているということでもあります。

先ほども申しましたが、ファシリテーターに求められるものは、達成イメージへの情熱と信念ということでもありますので、まずそこが一番大事じゃないかなと思います。そういう思いで、住民との対話、合意形成に向けてぜひとも取り組んでいただければと思います。

では次の質問に移ってまいります。

2番目は、子育て教育は、移住者の皆さんも大きな関心事だと思うがという大きなテーマで3つほど質問を通告させていただいております。

夢や希望のある町は、移住者にも非常に関心が高いだろうと思いますが、若い世代はやはり子育てや教育に関心が高いのではないかと思います。

病院の先生が来てくれない理由の中に、子育て環境が悪いからというのが入っているというのは、皆さんご存じかなと思うんですが。多くの親は親御さんは、みんなそれぞれ子どもたち個性を持っているわけですから、特別でなくてもいいけれども、人並みの学力は持ってほしいなというふうに願っているのではないかなと思います。てらこやも一歩踏み出して軌道に乗ってきたというところではありますが、さらなる充実が必要ではないかなというふうに私は感じております。

教育について、今年議会提言も行いました。それについても含めて、今後の取り組みについてどういうふうに考えておられるかお聞きをしたいと思います。

○議長（関 克義） 深津町長。

○町長（深津 徹） 子育ての教育についてでございます。

これ皆さんにお話ししたことがあったかというふうに思いますけれども、23年に町長になりまして、24年頃かな、医師確保対策室が県庁にございます。そこに私は医師確保でまいりました。その時に「下伊那の松川町さんね、学校はありますか。やっぱり教育水準、これを嫌がられるんですよね。どうしても松本いっても諏訪、南の方については行きたがらないんですよね」もちろん悪いとかいいとか判断は別にして、そういうことを担当者は受けているんだと思います。その時はちょっとさすがにショックでございました。帰りましてそんな話しも、私確か議会の皆さんにもしたことがあったかなとも思うんですけれども、そんな経験がございます。

非常に教育については、教育委員会、教育長を中心にして、教育委員会と執行側、非常にコミュニケーションしっかりとっておりまして、私も教育長に基礎学力のアップ力入れてほしいというようなことは申し上げておりますし、きちんといろんな考えの基の中で進めておっていただけるというふうに思っております。

あと教育長の方からお答えしてまいります。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 議会からご提言いただいた3つの事柄がございます。最初に長期休業中の児童館の運営に関わって。これは先ほどこども課長の方から話がありましたが、上片桐の改善センター、それから中央小の会議室を使いまして、この夏休みゆとりを持つ

た生活を送らせることができました。

それから2つ目、てらこや松中の実施学年の拡大と期間の通年化ということでありま
す。これは先ほどの菅沼議員のご質問の中でお答えをさせていただきましたが、今年2
年生から2～3年を対象にして水曜日に実施するという事で拡大を図って通年化をし
ております。

それから3点目が、修学前教育ということで、修学前から学習に向かう姿勢づくりを
したらどうかと、こんなご提案もいただいております。

これ今年度、各保育園で保育課程を編成をいたしました。その中で保育の中の教育
に関わる内容についてもしっかりと吟味をして、それぞれの保育課程の中に位置づけて
ほしいという、そんなお願いをしました。

それから下伊那教育会でもうすぐ1年生という、そうした冊子を作っております、
これは保護者の方々に配布をしながら入学への準備、それから心構えをお願いをしてお
ります。

それから今年度からの取り組みということで、保小の合同の研究会を保育園を使って
行いまして、小学校の先生方に名子中央保育園とそれから上片桐保育園の保育の様子を
見ていただいて、小学校への円滑な接続という意味で、こんなところをもっと鍛えてほ
しい、またはこんなことに指導の重点を置いてほしいという、そんな意見交換をさせて
いただきました。

それで学力水準の向上というところではありますが。実は、町の教育委員会の方で3年
ほど前から、小学校2年生から中学校3年生までの学力の状況を教研式、NRT検査と
いう学力検査を用いてその状況を分析しております。

全国学力学習状況調査は、小学校6年生と中3しかわからないんですよ。総体的な
ものをつかむためにその検査を実施しております。例えば小学校2年生の子どもたち
が学年を追うに従って、どんなふうな学力の伸びがあるかということを見ておりますが、
やはり課題がここへきて非常に明確になったなというふうに思っております。それは低
学年のうちには全国を上回っているんです。それが中学年になって、いわゆる正常分配曲
線ではなくて、下位の方に子どもたちが集まってくる。したがって、この下位の生徒が
多い子どもたちが多いことによって、全体の学力水準が下がるということが算数で顕著
に見られました。

この結果については、今度広報の11月号に載せさせていただいて、じゃあこのと
ころをこの部分をいかに底上げしていくかという、そういった具体的な取り組みについ

でも考えていきたいと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） 中学生に対するてらこやの取り組み、加えて今、教育長から話がありましたように、やはり教育というのは段階的に伸びていくもので、つまずきがあるとそこから大きく差が出ていってしまうというところがあるかと思えます。

小学校へのそういうもう少し児童館での活動も含めてでも結構です。放課後学習、てらこや、いろんな方策があるかと思えますけれど、今、教育長が指摘のあった部分について、ぜひ小学校にまた手を入れていっていただければなというふうに思っているところです。

あと2番目に、中学の学びあいについても質問させていただいております。きちんと評価が必要だし住民にも報告する必要があるんじゃないかということで、お聞きしたいと思えます。教育委員会の要するに中学校の学びあいの取り組みについての見解をお願いいたします。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 中学校で行われております学びあい学習ですが、7～8年前に入ってきたと思えますが。

信州大学の先生に講師として入っていただいて、研究的・研究校的な発想でやっておりました。

子どもたちは自分で学んでいく力を持っていると、先生に聞かなくても友達同士で追求しあえると。先生は、子ども同士が学び合える環境を作れば、あとは子どもたちが自主的に勉強していくというような非常に理想に近い形の学習を学びあい学習としてやっておりました。

私も教育委員の中の1人の方から、ちょっとどうかなという話も聞く中で、その授業を教育委員として見させていただきました。一番気になったのは、先生がきちっと手を入れてないんじゃないかと、そんな思いであります。つまり子どもたちが自分たちで勉強しているから、あとはその子どもたちの自主性に任せようという、そういう雰囲気非常に強くて、例えばつまずいている子どもに先生の手が入らない、そんな場面もありました。

それからわからない子どもは、わかった子どもの正解をノートに写してそれでわかったふりをしているという、そんなこともありまして、これはちょっと改善をした方がいい

いんじゃないかということを経長先生にもお話をさせていたひいて、昨年度から学習指導のテーマについては、つける力の明確化とその見届けによる授業力の向上というふうに変更しております。

ここでは、生徒一人ひとりが目当てを持って授業に臨むということと、授業の終わりには自分が何がわかったか、またまだできないところは何かということをはっきりさせて、そこへ先生がどんなふうに次の時間、または放課後等に手を入れていくかということをはっきりさせながら、子どもたちの学力向上を目指していこうということへ方向転換をしておりますので、ご報告させていただきます。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） 方向転換をしているということで、ちょっとほっとしたわけであります。

松川の子どもたちが、大学の先生の理想の教育の実験材料にされているだけで、全然成果が上がらないのでは困るわけでありまして、保護者の皆さんの立場ではなかなか学校には言えないという、そういう実情が今まであったわけであります。ぜひとも教育委員会の機能を活かしていただき、きちっとチェックをしていただき、そういう方向に進めていっていただきたいなと思うところであります。

3番目でありますけれども、3番目はゲーム、テレビ、スマホは記憶に対してマイナスの効果があると言われてるのが、その取り組みはということで質問を投げかけてありますので、どういふふうに対応しているのかをお願いをいたします。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） スマホ、それからゲームに関わっては、小学生や中学生の生活の中で、やっぱりちょっと大きな陰を落としているかなというふうには思っております。

子どもたちが直接子ども同士でコミュニケーションをしない。例えば公民館のあのホールに集まってきてみんなで会話をしているかといったら、そうじゃなくてみんながゲームを持ってゲームでつながっているという、そういう状況が実際何度かありました。

それでこのことについては、やはりしっかり考えていかなければいけないということで、松川中学校では今年7月に全生徒に対してネット利用に関わる調査をいたしました。そのネット利用の調査の中で、ゲームに関わる調査をしております、なんとかこのアンケート結果を元に保護者、それから生徒を巻き込んで運動を展開していきたいということを考えております。

したがって、こちらから約束、スマホやネットやゲームに関するルールを押しつけるのではなくて、子どもと一緒に考えてみんなが守っていけるルール作りを今年やりまし

ようということ動き始めました。

あとブックスタートの事業の中でも、子どもたちに絵本の紹介をする中で、やはり親御さんには読み聞かせの大切さ、それから子どもと応答をすることの大切さということは、その都度お願いをしております。

なかなか深刻な状況がありまして、いつだったかの新聞にスマホでおこもりをさせるというようなそんなことがありまして、いろんなアプリができて、親がスマホを子どもを与えておいて、子どもはそれを見て喜んでおると、そういう状況もあると聞いていますので、これはそれこそ地域ぐるみで取り組んでいかなければいけない課題かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） まさしくゲーム、テレビ、スマホに関しては、そのコミュニケーション能力から人間関係、そしてさらに学力にまで影響があると言われていたわけです。

東北大学の加齢医学研究所の川島隆太先生は、文科省にも提言をしているわけですが、スマホやゲームをした人とそうでない人。要するに家庭学習何にもしない人でも、ゲームやスマホをやった人たちは、何もしない人よりも悪い成績になっちゃう。要するにやると記憶を打ち消しちゃう、学習したことを消してしまう、そういう悪い効果があるということも言われているわけ。

この問題はその人間関係、コミュニケーション能力、学力低下、非常に大きな問題があると思うんですね。ぜひ町全体で、私も言おうと思った本当未満児、小さい子からだから保育園、小学校、中学校もみんなそうです。

今日のニュースですけれど、スマホを隠された19歳の子が母親を刺したと言うんですね、殺人未遂ですよ。こういう事件まで起こっているわけです。でもこれは、命の次に大事な何かというとスマホだと言っている子どもたちですから、あり得るのかなって恐ろしく思いました、私は。

だからそのおじいちゃんも、おばちゃんも、親も、子どもたちも、みんなでやめようとかそういう大きな取り組みにしていけないと変わらないんじゃないかなと思うので、ぜひその音頭をとっていただきたいなというふうに思います。

ゲームの三ない運動というのを私は提唱しているんですけれども、非核三原則からきている。昔はバイクの三ない運動とありましたけれども、それと同じように買わない、やらせない、持ち込ませないというような、そのくらいのことは賛同できる人はぜひや

ってくれとか、そういう大きなキャンペーンというか、渦を作って学力。子どもたちの未来を築く子どもたちのためのことですから、大きな運動に教育長、教育委員会を中心にぜひまた町長含め、行政も一緒になって、まちづくり政策課だってまちづくりに影響することですよ、本当に。ぜひそういう一体となって取り組んでほしいなと思います。これはぜひお願いをしておきたいなと思います。

そしてちょっと1点聞きたいのは、もう既にゲーム等では依存症の問題が出ています。中学校ではどうですか。

○議長（関 克義） 高坂教育長。

○教育長（高坂敏昭） 依存症というふうにきちっと言い切れるかどうかわかりませんが、なかなか学校に適用できない生徒もおりますので、その中の原因の一つとして、ゲーム依存があるのではないかなというふうな恐れも感じております。確実にそうだということは言えませんが、背景にネット、ゲームへの依存があって、生活自体が昼型ではなくて夜型の生活になっているという子どもがいることも事実でございます。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） 現実にこのゲーム、スマホから離れられないというのは、いつでも気にしてしまっているというのが現れているわけで、それが不登校なり授業展開とかにも影響してきているというのが現実です。ぜひ取り組みをまたお願いをしたいと思います。

3つ目の質問です。生かす採用と業務委託についてということで、残り時間も少ないですが、通告してありますので、財政業務の効率化のための採用と業務委託をどう考えるか、答弁をお願いします。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 松川町では、平成18年3月に、自治体経営改革プランを策定いたしました。その中では、業務委託と定員管理に関連しまして、職員定数の適正化計画と行政パートナーの導入に触れております。

民間に委託するべき業務は極力民間へ、また正規職員を削減し、臨時職員を増やすという計画でした。職員定数適正化計画では、職員数を削減する計画としまして、平成27年度まで進めてまいりまして、計画をほぼ達成いたしました。平成25年度では、人口1万人あたりの職員数で一般行政部門で55.32人と、類似団体で43団体あるんですけども、その中で一番少ない職員数までに削減が進んでまいりました。よって、財政の効果といたしましては、削減が進んだというふうに結論しております。

しかしながら、地方分権によりまして、業務量の増加だとか、新たな施設に職員の配

置などを行った結果、数字に表れていない以上の職員の負担が増加してまいりまして、かつては、採用間もない正規職員が配属された業務に今は臨時職員が配置されまして、新規採用職員が主査や主任、ベテランの方が行っていた業務に配置されるという事実もございます。

社会人1年目に、職員として社会人を育てる仕事の仕方を教えるところから、専門業務の知識を取得ということで、大変な困難な状況になっている職員もおります。仕事の中で研修をさせるOJTというところにも影響が出てくるようになってきているのではないかとこのように考えております。

そこで平成27年4月から正規職員の採用を増やしまして、定員管理計画適正化計画を見直しまして112名、かつては101名まで減らしておりましたので、112名の職員にいたしました。現在、臨時職員は72名となっております。正規職員は、過去5年間で40人の採用を行っておる状態でございます。

年齢が下がっておりますので、まだ財政ということでは削減になっておりますけれども、今後につきましてはやはり職員の育成という面から考えると支障が出ておりますので、28年度に今までの適正化計画という名前を変えて、職員定員管理計画として策定しようということで、現在考えて進めております。計画的な採用と人材育成を踏まえた計画になるように考えております。

以上、お願いいたします。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） 我々も申し上げてきておりました。町長もそういう意向で採用とかも考えておっていただけたらと思います。

採用試験については、プレゼンを課したりとかして、非常にまた前進もしているかなと思います。

今日言ったファシリテーションの能力とか、当然コミュニケーション能力等も見極める必要があると思います。そういった採用に対して、採用担当の見極める能力、スキルアップも必要ではないかなと思いますので、ぜひお願いをしたいなと思います。

あとこれは提案なんですけれど、そのよく官庁で言われますキャリアとノンキャリアというふうに言われますけれど、そういう採用の仕方も過去にも提言してきています。そういう採用の仕方とか、採用後も私は希望選択でこっちの方向でとかというのが選んでもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。これが効率的な業務運営に通ずると考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 昨年の社会人枠からプレゼンテーションの採用を取り入れております。

想定問題をやっていただいて、お話を5分間ぐらいお話をさせていただいて、その出してきた答えに対して面接官が質問をするという形式になっておりまして、いわゆる脅迫面談みたいな形の質問を投げかけて、どんな対応をされるかとかいうことを少しずつ取り入れてきております。

議員のおっしゃりますその採用者の方のスキルがないと、やはり見極めないができないということではありますので、今後も総務課も含めまして、いろいろと取り組んでまいりたいと思います。

また、キャリア、ノンキャリアだとか、それについては副町長からということをお願いいたします。

○議長（関 克義） 吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） キャリア採用、ノンキャリア採用だと思うんですけど。今の国家公務員ではやっていらっしゃるけれども、多分県の方ではやってないかと思えます。

例えば今、私どもそういうふう採用した場合に、人事配置の面で大変難しいかなということは今聞きながら思いました。やっぱりこういう小さな町村ですので、どなたがそのどこのセクションに行くかというのは大変難しい場合がございます。今でさえ大変難しく、なかなかその人事の配置がうまくいかないところもあるわけがございますけれども。そういったことを考えると、今の段階ではちょっとなかなか難しいかなということでお答えをさせていただきます。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） 今の年功序列的な人事配置ではそれは不可能だと思いますので、実力に見合ったそういう適正な人事配置が必要かと思えます。ぜひお願いをしたいと思えます。

そして牧之原市で感じたわけですが、牧之原市は窓口業務を民間委託しておるということですが、これも効率化、サービス向上の一つだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（関 克義） 吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） 私どもにも、いわゆる人材派遣会社の方からそういったことは頂戴しております。ただ、私どもまだそこまでは思い切っておられません。

ただいま窓口ですとか、保育所の業務とかそういったことも提案がございまして、い

くつか複数の会社と接触した経過がございますけれど、まだそこまでいってないのが現状でございます。

○議長（関 克義） 黒澤議員。

○3番（黒澤哲郎） 採用後の希望選択も含めて考えていただきたいと思います。

種々行政改革には問題があるかと思えますけれども、また町長の言葉尻をつかんでということで怒られちゃうかもしれませんが、行政の難しさというのがあるというふうに言われましたけれど、それを克服する深津町政かなと期待をしておりますので、ぜひ頑張ってお願いをしたいかと思えます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関 克義） 通告のありました一般質問は以上で終わります。

散 会

○議長（関 克義） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。

午後4時44分 散 会

平成27年 松川町議会 第3回定例会
(第 14 日 目)

平成27年第3回松川町議会定例会会議録 (第 14 日 目)

平成27年9月17日(木曜日)

午後3時00分 開議

開議宣告

議事日程の報告

日 程

- 第 1 議案第16号 平成27年度松川町一般会計補正予算(第3回)について
- 第 2 議案第17号 平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)について
- 第 3 議案第18号 平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について
- 第 4 議案第19号 平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について
- 第 5 議案第20号 平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)について
- 第 6 議案第21号 平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について
- 第 7 議案第22号 平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第1回)について
- 第 8 議案第23号 平成27年度松川町青年の家特別会計補正予算(第1回)について
- 第 9 議案第24号 平成27年度松川町水道事業会計補正予算(第1回)について
- 第10 議案第25号 松川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第26号 松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第27号 松川町診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第28号 松川町生東へき地診療所設置条例を廃止する条例の制定について
- 第14 議案第29号 松川町教育委員会の委員の任命について

第15 請願・陳情の審査

請 願 4 集団的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書

第16 発議第 1号 集団的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書の提出について

第17 継続審査・調査について

第18 町長あいさつ

閉 会

出席議員 14名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

開議宣告

○議長（関 克義） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回松川町議会定例会を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（関 克義） 議事日程の報告であります。日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。

また、佐々木光男代表監査委員に出席をいただいております。

株式会社チャンネル・ユーの有線テレビ生中継の許可をしてあります。

地球温暖化防止及び節電の取り組みとして、クールビズにて行います。ご理解をお願いいたします。

日 程

=== 日程第2 議案審議 ===

- ◇ 議案第16号 平成27年度松川町一般会計補正予算（第3回）について
- ◇ 議案第17号 平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について
- ◇ 議案第18号 平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- ◇ 議案第19号 平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
- ◇ 議案第20号 平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- ◇ 議案第21号 平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について
- ◇ 議案第22号 平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）について
- ◇ 議案第23号 平成27年度松川町青年の家特別会計補正予算（第1回）について
- ◇ 議案第24号 平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）について

○議長（関 克義） 日程第1、議案第16号、平成27年度松川町一般会計補正予算（第3回）について、日程第2、議案第17号、平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、日程第3、議案第18号、平成27年度松川町後期高齢者

医療特別会計補正予算（第1回）について、日程第4、議案第19号、平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、日程第5、議案第20号、平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、日程第6、議案第21号、平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、日程第7、議案第22号、平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）について、日程第8、議案第23号、平成27年度松川町青年の家特別会計補正予算（第1回）について、日程第9、議案第24号、平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）について、議案第16号から議案第24号につきましては、審査を各常任委員会に付託してあります。その結果を順次報告をお願いいたします。

初めに、総務産業建設常任米山俊孝委員長。

○総務産業建設常任委員長（米山俊孝） それでは松川町議会9月例会付託案件、総務産業建設常任委員会報告をいたします。

平成27年9月17日、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました平成27年度松川町一般会計補正予算（第3回）、平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）、平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）、平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）、平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）につきまして、去る9月8日、委員会を開催し、理事者、関係課長、係長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。審査の経過を報告いたします。

まず、一般会計補正予算であります。

ふるさと応援寄附金2,600万円増額について、「近隣自治体の状況から見て、金額的にはまだ少ないのではないかと。扱う商品の種類にも工夫があっても良いのではないかと」の質問がありました。「事業の進め方、取り扱いを農産物以外への検討。単価などもよく精査をして進めていきたい」との説明がありました。

新たな役場駐車場の貸借契約について質問がありました。「役場前、旧みよしやの跡地を駐車場として賃借して利用するもので、現有駐車場との段差へブロック積みをして、極力経費をかけないで現状のままの使用をする」との説明がありました。

歳入の総務費、国庫補助金、地域住民生活登緊急支援のための交付金、タイプ1、タイプ2のそれぞれに1,000万円に対して説明を求める質問があり、「タイプ1は地方創生事業の先駆的な事業に該当するもので、飯田市5,000万円、広域13町村で各1,000万円拋出し、EMCセンターの設備更新。タイプ2は、青年の家跡地利用、名子地

区・上片桐地区の未使用町有地の移住交流の事業計画策定と農村観光センターみらいのリニューアルの関係で、整備検討の委託事業事務」との説明があり、この委託事業について、特に有効な活用を求める意見が出されました。

20号車の備品購入の関係で質問が出されました。「20号車は、平成9年車で老朽化が進み、修理に多額の費用がかかってきており、更新を考え検討を進める中、町内企業から創立50周年で寄附金があり、これとふるさと納税の寄附金を一部活用して、町の広告をラッピングした8人乗りワゴン車へ更新し、観光PR用として活用する」と説明がありました。

防犯費のLED防犯灯の修繕50基分200万円について、「ほかに既に業者により無償で交換された部分があり、これについて寄附なのか保証なのか、またその見積もりについても1基4万円となり、高いのではないかと」質問が出されました。「初期設置のものに對雷サージ特性に不足があり、雷に弱いことがわかり、設置経過の中、保証対応として交換を進めているが、保証に上げられなかった部分もあり、この予算計上した」との説明がありました。「1基あたりについては工事費も含まれ、また危険な場所もあり、全部統一価格とはいかない」との説明がありました。

備蓄米300kgの購入根拠について質問がありました。「松川町の場合、農業地帯でもあり、避難日数と救援物資の補てん日数を考え、α米備蓄もあるので2,000食分相当を清流苑の冷蔵保管施設へ保管する」との説明でした。

予備費1億6,000万円弱については、12月補正も含め、住民向け施策に回すことはできないかと質問がありました。「住民生活という中で、回せるものであるならば職員の中から提案をいただく中で使っていきたいというのは基本的な考え方である」との説明がありました。

以上が、一般会計補正予算で審査した主な内容です。

以下、平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）、平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）、平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）、平成27年度松川町水道事業補正予算（第1回）につきましては、それぞれ補正予算については質問がありませんでした。議員間討議は行いませんでした。

採決の結果、全員賛成で、当委員会では原案どおり認めることが妥当と決しましたので報告いたします。

以上でございます。

○議長（関 克義） 次に、社会文教常任委員会の報告を熊谷宗明委員長。

○社会文教常任委員長（熊谷宗明） それでは松川町議会9月定例会に付託されました社会文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、社会文教常任委員会に審査を付託されました平成27年度松川町一般会計補正予算（第3回）、平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）、平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）、平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）、平成27年度松川町青年の家特別会計補正予算（第1回）について、去る9月10日委員会を開催し、理事者、関係課長、係長の出席を求め、各会計補正予算案の一括説明を受けた後、慎重に審査をいたしました。審査の経過を報告いたします。

まず、総括質疑で質問がありました一般会計から国民健康保険事業特別会計への賃金、委託料の移動につきましては、「特別調整交付金の中で国保保険指導事業の費用に充てるための補正である」との説明がありました。

内容については、「特定健診未受診者対策やフォローアップ事業の費用を、国保会計から払ったものについては、特別調整交付金の対象となるので、今回補正を行い、健康診査の向上につなげていく」との説明がありました。なお、費用科目については、「広く認められているが、今回の実施計画では賃金と委託料が該当」とのことでした。

次に、奨学金の財源の見直しと判定基準について質問がありました。「1年間の償還金が200万円程度であり、実質的に500万円程度一般会計から繰り入れていかないと賄っていけない。見直したときの財源と判定基準については、学習意欲を尊重する中で総合的に考えていく」との答弁でした。

次に、「チャレンジショップの30万円の補正が計上されている。将来的にはどのように考えているか」質問がありました。「地域の商品をいかに開発して売り込んでいくか。昨年度は、商店主の方々などから話を聞く会を積極的に設けた。商売の厳しさを深いところでしっかり教えていく。また、起業家精神を養う教育（アントレプレナー教育）の県指定を受けているとして、講師を呼ぶ予定で動いている」との答弁でした。「チャレンジショップを浸透させ、生徒たちが進みたい道、それと世間のギャップに苦しまないようにしっかりと地についた教育をお願いしたい」との要望がありました。

「法人町民税還付金が262万円増になっている。大きな金額だがその理由は」との質問がありました。「26年度中に予定納税で納付していただいたが、27年度の確定申告では課税所得が減ってしまったことで、その部分について返納となるため計上した」

との答弁でした。

健やかマイレージ利用者増で5万円報償費が計上されている。内容と今後の展開について質問がありました。

「当初予算では、12人の方が12カ月ということで見越していたが、現在は約30人程度となり、今後も増えつつある状況である。今後はアンケートをとって要望などを取り入れて進めていく」との答弁がありました。「高齢になると継続は難しくなるので、成果が上がりそうな項目を重点に推し進めてもらいたい」との要望が出されました。

次に、「生東へき地診療所解体工事90万円についての内容と、新たに診療所を開設するときには補助金があるのか」との質問がありました。「屋根が崩れかけており、簡易的な処理をしてあるが、建物を維持すると小動物が住み着くなど問題があるので今回解体する。また、「補助金については、半径5km以内に何人以上人口がなければいけないなどの要件を改めて精査する必要があるが、要件を満たした上で申請すれば対象になってくるかと思う」との答弁でした。

次に、国民健康保険事業特別会計補正予算について、「後期高齢者支援金増23万5千円について、総額では2億900万円の太台に乗ってきた。町では国保連とどのような交渉を行っているのか。また、どのような割り当てできているのか」との質問がありました。「国保加入者に対し、1人あたりの支援金負担額をかけたものから25年度の清算金をプラスマイナスして27年度の金額を決定している。全県でこういった計算式できているが、当町は検診率が高いということで約9万円優遇されている」との答弁でした。

次に、介護保険事業特別会計補正予算について。

「温水プール健康教室講師謝金増17万5千円は夜の部の開設だが、全体で通われている人たちの実態はどうか。送迎はあるか」との質問がありました。「介護予防ということで、介護認定を受けていない方が利用している。送迎については、コミュニティバスの時間帯に合わせて行っておるので、送迎バスの計画は考えていない」との答弁でした。

「また、健康維持の運動傷を備えて、利用客を増やすことはどうか」との提案については、「設備的に厳しい。コミュニティ・カフェに器具を導入してあるので、老人福祉センターの方へ誘っている」との答弁でした。

次に、青年の家特別会計補正予算について、松川プログラムの内容と今後の方向性について質問がありました。

「青年の家で100、旧東小学校で30強の授業を実施している。東小では、間沢川で遊んだり、星空観察などの活動を進めている。今後も指定管理のうちはしっかりと活

動を行っていく」との答弁でした。

「地域の住民が入っての松川独自のプログラムは、自然を活かした人間教育であるので、両地区で継続をしてほしい」との要望がありました。

後期高齢者医療特別会計補正予算については、質問がありませんでした。

議員間討議において、再質問はありませんでしたが、「国保会計は町が保険者であるので、健保連、国保連との交渉経過をきちんと議会に報告してほしい。また、予算の説明欄にもう一行説明文を加えてほしい」との意見が出されました。

以上が、付託されました各会計補正予算案に対する審査の主な内容です。

採決の結果、全員賛成で当委員会としては付託されました各会計補正予算について、原案どおり認めることが妥当と決しましたので、ここに報告をいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（関 克義） 各常任委員会の報告を終わります。

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 討論なしと認めます。

議案第16号から第24号を一括して採決を行います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 異議なしと認めます。

採決を行います。

議案第16号から議案第24号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（関 克義） 全員賛成であります。

よって、議案第16号、平成27年度松川町一般会計補正予算（第3回）について、議案第17号、平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、議案第18号、平成27年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、議案第19号、平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、議案第20号、平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、議案第21号、平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1

回) について、議案第 2 2 号、平成 2 7 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算 (第 1 回) について、議案第 2 3 号、平成 2 7 年度松川町青年の家特別会計補正予算 (第 1 回) について、議案第 2 4 号、平成 2 7 年度松川町水道事業会計補正予算 (第 1 回) については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 2 5 号 松川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 議案第 2 6 号 松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 (関 克義) 日程第 1 0、議案第 2 5 号、松川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 1、議案第 2 6 号、松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

説明を求めます。塩倉総務課長。

○総務課長 (塩倉智文) それではお願いいたします。

= 議案第 2 5 号・第 2 6 号 朗読・説明 =

○議長 (関 克義) 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

加賀田議員。

○1 番 (加賀田亮) 先ほど全協で説明いただきましたけれども、まだちょっと質問する暇がありませんでしたので、こちらで失礼させていただきます。

この 2 5 号議案の個人情報保護条例の一部を改正ということでございますけれども、ご説明いただきましたが、個人情報保護条例の原本と見合わすとかなり大幅な改訂が加えられております。条例としての改定でもかなりのボリュームに上るものでございます。

一つ一つ質問をするのもなかなかはばかられますが、ちょっと代表的なものをいくつかお聞きしたいというふうに思っております。

まず、第 7 条の 3 でございます。7 条の 3 の規定でございますが、7 条の 3 の規定では個人情報の特定個人情報保護ファイルを保有するときには、審査会に対して通知しなければならないということになっています。その審査会に通知するものとして、(1) から (1 0 項) までのことが載っておりますが、この (6) ですね、記録情報を当該実施機関。実施機関というのは、行政だったり議会だったりということだと思いますが。実施機関以外のものに経常的に提供する場合とありますけれども、これは一体どういう場合を想定しているんですかね。住民の大事な個人情報を実施機関でないところに経常的に提供する場合って、一体どんな場合が考えられるのかなということが一つ知りたいとい

うこととございます。

それから第7条の3の2項でございます。この場合2項の場合、以下に上げる場合には審査会に要は通知しなくても良いということが載っております。それから(1)からずっと上がっておりますが、(2)でございますね。実施機関の職員、または職員であったものにかかる特定個人情報ファイル。要は例えば卑近な例でいえば、役場の職員の方々とかそういうことですよ。そういう方々のもっぱらの人事、給与、こういったもののデータを参照する場合には審査会の許可はいらぬというふうに取り扱えます。いわゆる一般企業と同じように、社会保険料というふうな関係での福利厚生面の特定個人情報、これの参照は当然納得できる話ですけども、なぜ人事給与まで関与してくるのか。そのあとの括弧書きもでございます。職員の採用試験に関わるものの情報も取れるというふうになっております。

これから新たに松川町役場の職員になろうとする若者の情報を、町は審査会に通ずることなくいくらかでも取れるということとございますね。これもどういう場合が想定してこういうことになっているのかぜひお答えいただきたい。

それからその(5)でございます。

1年以内に消去することになる記録。これに関しては、やはり審査会の通知はいらぬというふうになっておりますけれども、この1年以内に消去するというのは誰が決めるんですかね。もし悪意を持って1年以内に消去しますという前提の元に情報を取れば、審議会になんの通知もしなくていくらかでも取れちゃうという話になります。この1年以内というものが一体誰がくくって決めていくのか。こういったものの問題もございませぬ。

それから(10)でございます。電子計算機、多分パソコンだと思いますけれども、パソコンによる検索を用いないで特定の特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された情報ファイルは審査会の許可はいらぬということになっておりますけれども、これもいわゆる我が町13,000ぐらいの人口規模であれば例えばあいうえお順、所得順、あらかじめそういうふうに対応したファイルを取ることができますね。そうしておけば、あとは人間の目でいくらかでも検索できるわけですよ、簡単に。

これが例えば我が町が30万とか50万とかという人口であれば、現実的に不可能ではないですけども、私どもの町のように1万数千人の規模であれば容易にできちゃうわけですね。これも一体どういうことを想定してこういうことになっているか。

縷々ちょっと申し上げましたけれども、わかる範囲で結構でございますので、お答え

ただきたい。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 7条の3の経常的というところでございますけれども。

これまでも個人情報につきましては、提供している機関がございますので、この機関の中で個人情報後のマイナンバーを付してという、希望のある機関についてということになるかというふうに考えております。

昨年議論がありました、去年の議論になりましたけれども、個人の情報の名簿で提出してくださいという形のものがありますので、その一部公的機関等例えば消防団とかそういうところが想定されるのかというふうに思っております。

続いて職員の部分なんですけれども、ある使用する場合も想定してございますが、実際には職員の給与、人事に関するものだけを確認し、実際には採用試験に個人情報を確認することはないかと思っておりますので、想定することがあるという場合において、今回載せているものでございます。

それから（5）番、1年以内に消去することになる個人情報のみを記録する特定ファイルということについては、まだここには載ってきませんが、松川町としてこの特定個人情報に対して、どのような取り決めをして、保護していくかということを検討することにしておりまして、規則や要綱のあたりで載せていこうということの部類になってきますけれども、そこで決定していきたいというふうに考えております。

あと（10）の部分ですが。実際にはファイルやリストを作った場合は、すぐにシュレッダーにかけて処分するということになっておりますので、手で書いたファイルという形になるかと思っておりますけれども、実際には使用后すぐに消去するということで決めていきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 答弁いただきました。

なかなか難しいなということは、重々理解しておりますし、またこの国の法律を受けて、町の方でも対応しなきゃいけないという事情は重々承知しているつもりではございます。

ただ、今日全協でいただいたこのレジュメによりますと、より強固になると、個人情報の保護に関してはより強固になるというふうな話ではありますけれども。

特にこの特にこの平成11年の元の個人情報の保護条例と比べると、やはり第7条と

第9条が大幅に番号法の影響を受けて、いろんな意味で抜け穴と言ったら変ですけども、ざる状態になっているなどというふうに感じます。

今、ご説明いただきましたけれども、ご回答の中でいくつか、そういう実際にはそういう運用はしませんと。性善説に従って答弁いただきましたけれども、性善説であれば法律はいらないわけですよ。ですので、その回答には私はちょっと矛盾があると思いますので、もう少し精査な回答をいただきたいというふうに思います。

それからこれから今後については、要綱、規則こういったものも整備していきたいというふうな話ありましたけれども。これだけの大幅な条例改正があるのであれば、ある程度要綱、規則、要綱に関してもひな形なり、そういったものを同時提出する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから最後に3点、もう1点でございますけれども、この個人情報の保護に関しまして、今まで再三委員会でも申し上げましたし、またほかの議員さんからもお話があったと思いますけれども。もし万が一漏れたときの初動体制はどうなるんだ、その部分もセットにしての個人情報保護じゃないかというような話をしていました。もちろん個人情報は漏れない、万全のセキュリティーをやっているということはわかります。それはよくわかります。ただ、前も言いましたけれども、火災と同じで絶対に火災を起こさないということはできあがっていると思いますけれども、万が一火事が出ちゃったときにぱっと初期消火ができる体制の構築、こういったものもセットじゃないとどうかなと思うんですけれども、そちらの進み具合、検討具合についてもご説明いただきたい。

以上、3点お願いします。

○議長（関 克義） 塩倉総務課長。

○総務課長（塩倉智文） 少しあやふやな答弁をいたしまして申し訳ございませんでした。

やはりでも想定されるとき、今回マイナンバーにつきましては、利用する可能性があるものについてはすべて載せておこうという方針で行っておりまして、国の準則等確認しましても、こちら準則というかはないんですけれども、国等の法律を確認しながら、今回の条文を載せておりますので、松川町としては規則や内規等で、ここの部分については厳しくしていくというものを決めていきたいというふうに思っております。

議員のおっしゃるとおり、規則や要綱につきましては、まだできていないのが実情でございます。12月の議会の際に新しい条例を一つお願いすることになるんですけども、それまでにはすべてのものを整えるように準備していきたいというふうに思っております。

以前より議員からご質問のあります初期消火の部分でございますけれども、全協の部分でもお話ししておりますが、まずこのマイナンバーがインターネット上の中で取り引きされるということがある限り、どこかで漏れていくということが実際にはあると思います。ですから、松川町の職員として松川町が事業所として、この漏れないようにするのも第一の方策でありまして、漏れないようにするためには、まずはインターネットにつながれた媒体ではこの番号は全く扱わないというところから始めて、一回見たら紙は捨てる、そのようなもので内規として事務の取り扱い等をきちんと決めていくことというのが第一だというふうに思っております。

万が一漏れた場合といたしましても、漏れるものは住民の方々のお名前、生年月日、男女の別、住所のこの4情報が一番基本情報だと思いますけれども。実際には公開になっている情報もあるとは思いますが、これも漏れないようにするしかないということで、あとはもし個人の職員が盛らした場合には個人の者の処分になるかと思えますし、流れてしまった場合について、国がどういう指針に確認しながら対処していきたいというふうに思っております。

○議長（関 克義） 加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 最後の質問になります。

おっしゃることはよくわかるんでございますけれども。番号法制定にしたがってもうだいぶ時間も経っているわけでございます。平成25年ですか。その間に整備する時間はいくらでもあったわけで、今回去年の自衛隊への名簿の云々というふうなお話もありました。

今回、番号法で例えばこの第7条の3の規定で、当該実施期間、先ほど消防団とおっしゃいましたけれど、自衛隊だってそうですよね。これに今度はマイナンバーで収入情報までいくということになりましたら、仮にそういうふうなことになっていったら、例えばじゃあ所得の低い人から勧誘するとか、そういうふうなことも将来的には可能になっていくのかなという懸念も、住民に与えかねないというふうに思います。

諸々のことを含めて、また事後の対応の整備、まだ未整備の部分が多いというふうなこともございました。そういうふうなことも含めて、まだ少し問題があるんじゃないかなというふうに思いますし、精査ももっともっと精査できる可能性もあるんじゃないかなというふうに思います。

質問ではございません、要望でございますけれども、そういった部分に関しまして、マイナンバーに関しましてもまだまだ住民の理解が進んでないという状況の中で、いま

一度精査に関して真剣に取り組んで、十分真剣に取り組んでいただいていると思いますけれども、今以上に精査、真剣に取り組んでいただきたいという点が1点と、議会議長様に申し上げますが、議案第25号に関しましては別途個別に採決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 克義） そのほか質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論ありませんか。

加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 議案第25号につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

ただいまの質問の中にもありましたとおり、決して責めるわけではございませんけれども、まだまだ不備が多いというふうに思っております。もう少ししっかりと時間をかけて練り直す必要があるんじゃないかなというふうに思います。

施行日が迫っているというものも、一部第9条あたりは10月5日ということがございますので、喫緊の課題であるということは重々承知の上でございますけれども、なんとか12月定例会、もしくは臨時会でも結構でございますので、その間に我が町に合った上位法に反しなければ我が町にあったいわゆる特性なり精査ということが十分可能だと思いますので、いま一度行政、そして我々議会にも精査する時間が必要ではないかなと思います。

そういった意味で、本定例会での採決には反対の立場を表明したいと思います。

以上です。

○議長（関 克義） そのほか討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（関 克義） 討論なしと認め、議案第25号を採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（関 克義） 異議なしと認めます。

採決を行います。

議案第25号に賛成の方の起立を求めます。

（起立 12名）

○議長（関 克義） 賛成多数であります。

よって、議案第25号、松川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(関 克義) 議案第26号に賛成の方の起立を求めます。

(起立13名)

○議長(関 克義) 全員賛成であります。

よって、議案第26号、松川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第27号 松川町診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 議案第28号 松川町生東へき地診療所設置条例を廃止する条例の制定について

○議長(関 克義) 日程第12、議案第27号、松川町診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第28号、松川町生東へき地診療所設置条例を廃止する条例の制定についてを一括議題といたします。

説明を求めます。大澤保健福祉課長。

○保健福祉課長(大澤孝史) それではお願いいたします。

= 議案第27号・28号 朗読・説明 =

○議長(関 克義) 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

○議長(関 克義) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論ありますか。

(「なし」との声あり)

○議長(関 克義) 討論なしと認めます。

議案第27号・議案第28号を一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(関 克義) 異議なしと認めます。

議案第27号・議案第28号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立13名)

○議長（関 克義） 全員賛成であります。

よって、議案第27号、松川町診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、松川町生東へき地診療所設置条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第29号 松川町教育委員会の委員の任命について

○議長（関 克義） 日程第14、議案第29号、松川町教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。深津町長。

○町長（深津 徹） 議案第29号を上程いたします。

松川町教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を松川町教育委員会委員の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2号の規定により議会の同意を求める。

ご記入をお願いいたします。

記、住所、松川町元大島3272番地8。

氏名でございます。井口由起子。

生年月日、昭和47年10月20日生まれでございます。

選任理由についてでございます。

これまで福祉の仕事に携われた経歴や子育て支援センターあかちゃんクラブのボランティア経験があり、現在は2人のお子さんを育てながら、ノントンの会会員として、子どもたちへの読み聞かせなど、子育て支援の活動にも積極的に参加をされておられます。

人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し執権を有し、子どもを持つ保護者の立場から教育行政に関わっていただき、ご活躍をいただけるものと考えております。

よろしく願いをいたします。

○議長（関 克義） 説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号について、原案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（関 克義） 全員賛成であります。

よって、議案第29号、松川町教育委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

=== 日程第15 請願・陳情の審査 ===

○議長（関 克義） 日程第15、請願・陳情の審査を議題といたします。

これにつきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してあります。審査の結果について報告をお願いいたします。

それでは請願4、集団的自衛権行使に関する法律、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書提出の請願についての報告を、米山俊孝総務産業建設常任委員長お願いいたします。

○総務産業建設常任委員長（米山俊孝） それでは本定例会におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました請願1件につきまして、去る9月8日開催の委員会において、慎重に審査をしてみりました。

集団的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書を政府及び関係行政機関に提出を求める請願は、大島の平沢充人さんより提出されました。

請願内容につきましては、現在、国会で審議されているいわゆる安全保障関連法案は、いかなる3点の理由から容認できません。

以下、内容について、朗読をもって説明とさせていただきます。

請願内容につきましては、1番、集団的自衛権行使は憲法上許されないとしてきた従来の国の方針を安倍内閣は国会に諮ることなく、解釈拡大することで行使できるとしました。この手法は、将来にわたって時の内閣によって恣意的に憲法の解釈が変更されることとなります。その恣意的な基盤の上に提出された今回の法案には、多くの学者や弁護士から、「憲法違反である」という声が上がっています。

2番、NHKや新聞各紙などの世論調査によると、今回の法案について、賛成は10から20%、反対は60から80%、残りはわからない、または慎重審議を求めるが多

く、国の安全保障について広い国民的理解が得られているとは到底思えません。

3番、この法案の審議の過程での戦闘行為に一定の歯止めはかけてあるという政府の説明には現実無視や矛盾が多く、解釈次第、状況次第で戦闘のとめとない拡大が懸念されます。

先の大戦の内外における多大な犠牲の上に構築してきた我が国の平和が、同盟国であるアメリカ国の都合のみで崩壊することになり、国際貢献とは名ばかりのものに、国の安全保障は国際情勢、国民感情、自立度（食料、エネルギー、資源など）を考慮して、総合的に判断されるべきであり、国民的な理解のないまま、これらの法案を成立を図ろうとするこれまでの進め方は、戦後70年にわたる国の安全保障を根本から変えるものとしては誠に拙速であり、こそくであり、憲法違反の行為であります。

つきましては、貴議会において安全保障関連法案の撤回と廃案を求める意見書の提出をされるようお願いいたしますという請願でございます。

この審査につきまして、賛否が分かれたので、まず採択反対の立場から出された主な意見を申し上げます。

「請願者の気持ちはわかるが、国民的な理解が得られていない。現状で安全保障関係の法案の結論を急ぐのではなく、継続審議が望ましい」「国内外の情勢を見ても歯止めのものが必要ではないかと考える中で、意見書の提出について今回は反対する」

採択に賛成する立場からは、「今までの集団的自衛権行使は、憲法上許されないとされてきたものを国会へかけることもなく、閣議で決定して、国会があっても歯止めがきかない。時の政権で変えてしまえば戦前と同様になる気がする」「大事なものを国民的な合意を得るものでもなく、行う姿勢自体が強引すぎて、安全保障法案の撤回と法案を求める意見書提出に賛成」「慎重審議をさらに求めたところだが、それも無理な状況が近づいている中で撤回、もしくは廃案で再提出というのが国民の理解を得るためのものではないかと思い、この意見書の提出については賛成」

委員全員の討論後、採決の結果、賛成4、反対2で採択となりましたので、ご報告申し上げます。

○議長（関 克義） 以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

熊谷議員。

○5番（熊谷宗明） それでは採択に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、日本では、今までに前例のない数のお母さんたちや学生を含めた市民の皆様が繰り出して、安全保障関連法案に対しまして反対、廃案を求め声を張り上げております。

今まで沈黙をしていた多くの国民が、法案の審議が深まるにつれ、不安を抱き、自分の考えをしっかりと持ち、立ち上がってきたものと思います。

政府はこうした民意をどう捉えているのか。「選挙に勝ったから民意は我にあり、公約に挙げた政策はすべて支援されている」との発言もありますが、民主主義の本文は民意を正しく最大限に活かすことでもあります。真の民主主義を無視し、シルバーウィーク前に強行採決をしようとするには、深い憤りを覚えるものでございます。

安倍首相は、憲法第96条の発議案件の2/3を1/2に改正することが難しいとなると、すぐに集団的自衛権を容認する憲法解釈を閣議決定いたしました。多くの学者が憲法違反との見解を示しております。内堀を少しずつ攻めるようなやり方でなく、憲法改正につきましては、正々堂々国民の議論を踏まえ、判断すべきものであり、内容の進め方につきましては大いに問題があります。

満州より死の逃避行を生き抜いてきた人たちの話を聞いて育った私の経験から、平和こそ最大の福祉との考えのもと、今回の安全保障関連法案の撤回と廃案を求める意見書の提出については、賛成といたします。

以上です。

○議長（関 克義） そのほかございましたら。

坂本議員。

○4番（坂本勇治） この意見書の採択に反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

今、日本は、中国の尖閣諸島や太平洋をはじめとした船舶での領海侵犯をはじめ、日本海への潜水艦での領海侵犯や航空機による領空侵犯を当たり前のように繰り返してします。また、韓国は竹島を不法占拠していますし、話し合いの席にも着かない状態が続いています。

これはくしくも憲法9条において、日本は攻撃しないということで起こっていると考えます。

日本を守るはずの憲法において、挑発してくる悪意の国に対して、その国を守るということになっているということです。また、日本人は今、世界各国で30万人以上が、日本の国益のために活躍していると言われております。一般市民のみならず、自衛隊も海外

で支援活動を行っていますが、イスラム国、I S I Lをはじめとした日本からすると悪意の国は、支援活動はもちろん、支援金を出しているというだけで敵として行動をしているのが現状です。既に民間人も殺されている中、自己責任などといっていられないはずです。それらの脅威から自衛隊や日本人、国益に関わる財産を守るというのは誰が守るのでしょうか。日本にいて、日本にいる国民、国土だけ守ればよいということは、あまりにも自分本位な考え方は直すべきだと思います。

また、すべての外交や貿易において友好国との協力体制をお金の支援だけで築くことは、大切だということと言うまでもありませんし、一つ一番大事なことは、国防に関して国防の対応をすべて国民に知らせることは、悪意の国に対してもすべてを明らかにするという一方で、国民にすべてを伝えろと言っている方は、悪意の方からすればスパイでは悪意の国のスパイではないかと疑いたくなります。

日本の憲法9条は、素晴らしい法律であると私も思っています。しかし、この素晴らしい法律も日本が戦争をしないためには、全世界の国がこの法律を制定する必要があります。もしそれができると確信している方がこの意見に賛成していただきたい。しかし、今は難しい。せめて脅威から日本人を守り、戦争をしないための抑止力を持つことは、一日も早く制定しなければと私は考えます。

以上、意見を述べさせていただきます、採択に反対意見といたします。

○議長（関 克義） そのほかございますか。

島田議員。

○8番（島田弘美） 私はこの法案の廃止に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

安全法制は、抑止力を高め、戦争が起きないようにするものと私は理解をいたしております。今日の国際情勢の中で、中国・北朝鮮は軍備の増強、あるいは領空、領海を侵犯し、尖閣諸島の日本領海への侵入、あるいは領空へのスクランブルは頻繁に行われているに聞いております。抗議しつつも、繰り返し繰り返し行われていることはどういふことでしょうか。

また、先般行われました中国の抗日記念行事、祝賀行事には1万人も兵士を動員し、弾道ミサイル200基を持ち、軍事パレードなどを行ったということを皆さんはどういふふう感じておられるかということを知りたいと思います。

外交努力で今日まで平和を堅持してまいりました。再三の抗議にもかかわらず、軍事パレードを行い、内外の脅威を見せつけました。

中国は、日本の3倍強の予算を持ち、軍事強化を図るということの事実。中国はかつ

て日米安保条約の改正が60年代行われたと思いますけれども、その際にも非常に国民に戦争に巻き込まれるんじゃないかという批判が噴出をしたということがございます。どうでしょうか、今日まで戦争で巻き込まれてはおりません。

国民は誰1人として戦争を望んでおりません。戦後70年、平和国家として日米同盟を堅持する中で、日本は発展をしてきたのではないのでしょうか。国民の平和な暮らしを守り抜くこと、一貫して政府は表明をされている。

今回の憲法の9条をそれを破棄するとかいうことでなくて、憲法9条を守るということを再三にわたっている中での法案であるというふうに私は理解をいたしております。また、集団的自衛権の行使はきわめて限定的であり、他国にはない新三要件によって厳しい歯止めがあるということをぜひご理解をいただきたいというふうに思いますし、また万が一そうした事態が起こったときの備えとして、また抑止力を高めるためにも、この厳しい国際情勢のもと、必要と感じております。

私は、国民の理解が進んでいないというならば、私は慎重審議にするべきものであり、拙速に廃止論には賛成できない立場から反対とさせていただきます。

○議長（関 克義） そのほかございますか。

加賀田議員。

○1番（加賀田亮） 私はこの請願の採択に賛成の立場から討論させていただきます。

理由は3点でございます。先の3月に出されました陳情・請願の際にも申し上げましたけれども、我が国は先の大戦におきまして、歴史的な総括、そういったものをまだ正式には行っていないというふうに言えると思います。

第1次世界大戦、バルカン半島から火種になって、ヨーロッパ全土を巻き込んだ大きな戦争でございました。その時に日英同盟を結んでいた日本は、集団的自衛権の行使ということで、特に必要にもないですけれども、この第1次世界大戦に参戦いたしました。中国に攻め入り、結果的に対華21箇条の要求を出したり、結局そのあとの日中戦争、第2次世界大戦につながる引き金を作ったのでございます。

また、第2次世界大戦の終戦時期の見誤り、そういったものに関しましても何ら公式的な総括を行っておりません。私たち日本人が一体どういう歴史をたどり、どういうふうなところから学ばなければならないのか、ドイツのメルケル首相もおっしゃったように、「歴史から背を向ける、歴史から目を背けるものは何も学ばないし、何も前進がない」というふうなことも申しておりました。

この問題をクリアせずに集団的自衛権行使、安保法制、こういったものの議論そのも

のは私はナンセンスだというふうに思っております。それが1点でございます。

2点目でございます。

与党内で国会内で絶対的な議席を握る与党でございますけれども、先の解散は確か消費税増税に関するアベノミクス解散であったと私は記憶しております。国民の多くは、経済状況の好転を期待して現与党に投票したのではないかというふうに思いますし、おそらく大方の世論調査でもそういう結果があると思います。

今回の安保法制に国民は、決して白紙委任をしたわけではないということは、これは断言できると思います。今、現状はどうでしょう。アベノミクスのことに関しましてはさておき、白紙委任されたと確信できないものに関して一生懸命力を注いで、この今回で成立を目指している、この姿が民意を反映したと言えるのであろうかと。実際にはこの法案に反対の立場の方が圧倒的に多いというふうな現実を見ても、この法案に妥当性はないと私は考えます。

3点目でございます。

この請願書の記載にもありますように、100%とは言えませんけれども、99.9%今回の場合は違憲だというふうに私は考えております。有識者のみならず研究者、学者、元最高裁判事OBまでも、これに関しては非常に違憲であるというふうなことの判断がされております。

この国は立憲主義国家でございます。憲法を軽視しての政治運営はあり得ないということでございますが、先ほどの私たち日本人の性質として、過去に起こった事件を総括しない、反省しない、真っ正面から捉えようとしなないという姿勢がなあなあで事を進める、そういうふうなことに反映しているんじゃないかなと思います。

先日、安倍総理の答弁にもありました。「今は理解は得てないけれど、今回この法案が成立すればきっと国民の理解は得られる」非常に問題な発言だと思っております。なぜ法案の成立前に国民の納得を理解を得ようとしなないのか。まさに国民を軽視した愚民思想そのものの政治だと思っております。

以上3点の理由からこの請願の採択に賛成したいと思います。

以上です。

○議長（関 克義） ほか討論ございますか。

森谷議員。

○6番（森谷岩夫） 私もこの法案の提出に賛成をいたします。

前にも申しましたけれども、今回はその初めからボタンの掛け違いといえますか、従

来自民党政権もずっと憲法違反ということで、踏み出さなかった領域にまで今回はいきなり閣議決定というようなことで、踏み出したというふうに思っております。

そんな中で、今、現状では国民がもう少し慎重に考えてということ、一生懸命それを引っ張っておるんだけど、どうも政治家ばかりが先走って採決を急ぐ、そういう姿勢がありありと見えるというふうに思っております、本気になって国を守る論争というのはもう少し時間をかけて、いよいよになったら憲法を改正してやると、このことが筋ではないかというふうに思っております。

今までの日本は、平和活動ということで世界に貢献をしてきて、そのことによって私は今のこの70年の平和があるというふうに思っておりますので、今回のこのことがどんどん進んでいくと、そのこと自体で平和を危うくする恐れが強いと、そんなふうにも思っております。

時の政権やあるいは1人の総理が、号令を出せばどこにでも戦争に行けると、こんなような機運を覚える内容ではないかというふうに思っております、もう少し国会議員の関与もきちっとすべきだというふうに思っておりますし、現状の様子ではどうもシベリアンコントロールも危うい部分もあるなど、そんなことも感じるわけであります。

以上のことから今回の法案を廃止するという、それに賛成をいたしたいというふうに思います。

○議長（関 克義） ほかに討論ございますか。

米山議員。

○7番（米山俊孝） 私は、提出に反対の立場から討論をさせていただきます。

これは私は決して賛成とその政党に対して積極的な賛成とか、合意に対してどうか、憲法が気に入らないとか、そういうことを申しているわけではございません。議会制民主主義の中で、議会において議論をしているものを議会議員である末端ではあっても、議会議員である自分の立場から、その議論をやめろということは私は言えないと思います。

それから憲法の件に触れられておりますけれど、憲法の件につきましては、いつの場でもこれは問うことはできることであって、これをやっぱりはっきり憲法を違反だということをやるんならそのことを説いて、ちゃんとそういうことをやるべきじゃないかなと、こんなふうに思うわけです。

そんなことで、そういったことをやればはっきりそのことがいろいろするわけで、今、あやふやないつまでも経っても同じことは私はそういうことを決めていかなければ、い

つまで経ってもあやふやなことは続いていくんじゃないかなと、こんなふうに思うわけです。

ですから、徹底的なこの審議を求めたいという立場から提出には反対させていただきます。

以上でございます。

○議長（関 克義） ほか討論ございますか。

松井議員。

○11番（松井悦子） この請願を提出、請願に採択をすることに賛成の立場で意見を申し上げます。

ご存じだと思いますけれども、憲法第9条ですね。日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第2項ですね、前項の目的を達するため、陸、海、空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないというふうにしっかりと明記をされておる中で、今回のこの安保法案ですけれども、多くの憲法学者やそれから元最高裁の長官、内閣法制局長官までもが憲法違反だというふうに断じておる異常な法案でございます。

国民の6割が反対をしており、全く国民合意も得られておらないという中で、政府が先ほど来も意見をおっしゃる方おられましたけれども、与党が数の力で強行をしているというふうに思います。

戦後日本は、専守防衛に徹する平和国家の道を歩んでまいりました。そして経済的な繁栄を遂げて、非軍事の国際貢献に徹してまいりました。それがまた国際社会の尊敬をも集めて、今日の日本存在しておるとそんなふうに思います。

その国の形を根本から変えてしまうこの法律であろうというふうに思っております。国民を再び悲惨な戦火の悲しみに陥れる法律ではなかろうかというふうに思っております。

他国へ出かけていくという、もうその時点で後方であろうがどこであろうが、戦争をするということに変わりはないわけでありまして、これは明らかに先ほど申し上げました憲法9条に違反するものであると、憲法違反の法案であるというふうに思います。

よって、私はこの請願に賛成をいたしたいと思っております。

○議長（関 克義） ほか討論ございますか。

橋本議員。

○9番（橋本喜治） 私は、反対の方からの討論とさせていただきたいと思いますが。

ご承知のように今年は、終戦後70年を迎えました。周りの状況を見ましても、今の近隣の諸国の状況を見ますと、非常に日本としても、我々今現状におる中でも、新聞を賑わす中で、いつも安全安心心配するのが多々あるわけでございます。

その中で一番その考えなくてはならないのは、近隣諸国が非常に国力を充足しておると。やはり昔、70年前の状況についてと今の周りの世界の状況というものとはものすごく変わってきている。そういうものはどうしても、私たちは考えていかなくちやならんのじゃないかと、これがまず1点でございます。

それで集団的自衛権の問題でございますけれども。やはり我々としては憲法9条の関係については、当時平和憲法ということで守っていかなくちやならんと。私も十分これは承知しております。

この今、平和であれば、それは我々としても大変良いことなんですけれども、その中で個別的自衛権というものは専守防衛の関係については、既に我々に与えられた権利があるんですけれども、やはりアメリカの同盟国がやはり一生懸命今までやってきていただく中で、やはりどこか変わっていかなくちやならんというのが、今、我々としても考えていかなくちやいかんということだと思えます。

ですから、今回の問題となっているのが、その限定的な集団的の自衛権ということで出ております。特に武力行使におきましては、やはり第三要件、これによって一応束縛されておきまして、武力行使をするためには、ある条件を元にしてこういうふうにするんだというような内容もちょっと出ておりますので、私たちはそれは信じなくちやならないし、それで今回の国会の状況も見ましても、このいろいろの内容については事前に国会の承認がなければやっていけないというようなこともうたわれておるわけでございます。

いずれにいたしましても、日本を取り巻くこの状況の中で、私たちは何を考えていったら良いか、やはりそういうことは一歩前進してその内容も考えていく必要があるんじゃないかと。

そういう意味で私は今回のこの内容については、反対の討論とさせていただきます。

○議長（関 克義） ほかに討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（関 克義） 討論なしと認め、採決を行います。

請願4、集団的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求め

る意見書提出の請願について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 6名)

○議長(関 克義) 挙手少数であります。

よって、請願4は、採択と決定します。

◇ 発議第1号 集団的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書の提出について

○議長(関 克義) 日程第16、発議第1号、集団的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書の提出についてを議題といたします。

森谷議員。

○6番(森谷岩夫) 今、ちょっとおかしいんじゃないかというふうに思いますけれどね。不採択。請願の不採択。

○議長(関 克義) 請願の不採択であります。意見書を出すことについての不採択であります。

それで今度は意見書ですか。

事務局長。

○議会事務局長(酒井 仁) 説明をいたします。

こちらの発議の方につきましては、賛同者が3名以上4名おりますので、普通の動議でも2名以上の賛同があれば動議によってもなりますので、ここに4名の方の事前にこちらの方にありますので、発議の方の意見書の方の審議をさせていただくということでご理解をお願いいたします。

○議長(関 克義) 松井議員、お願いします。

加賀田議員。

○1番(加賀田亮) 議事進行のために暫時休憩を求めます。

(「賛成」との声あり)

○議長(関 克義) それではここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(関 克義) それではこれより議運を委員会室の方で開きたいと思いますが。

お願いいたします。

休 憩 午後 4時28分

再 開 午後 4時33分

○議長（関 克義） ただいま、休憩をとりまして議運を開いたわけでございます。

この件は、意見書の提出にあたりまして、賛同者として菅沼一弘議員の名前が賛同者にありましたが、先ほどの採決のときに不採択ということであります。

その件につきまして菅沼議員、ご意見ございましたらお出し願いたいと思います。

○2番（菅沼一弘） 先ほど委員会のところの名前を挙げていただいておりますが、昨日今日いろんな形の中で鑑みをいたしまして、憲法9条には反対とかいろんな問題がありましたが、今回の私の委員会の文書の中の名前を削除していただきたいことをお願いしたいと思います。

○議長（関 克義） 意見書の賛成者の中に菅沼一弘議員の名前があります。これを削除いたします。

それでは意見書の提出につきましてを議題といたします。

松井議員、説明をお願いいたします。

○11番（松井悦子） それでは発議ということで意見書の提出をさせていただきます。

発議第1号、集団的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、関係機関に提出するため主題のことについて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成27年9月17日。

提出者松川町議会議員松井悦子、賛成者松川町議会議員黒澤哲郎、同森谷岩夫。

次のページお願いいたします。

集団的自衛権行使に関わる安全保障関連法案の撤回と廃案を求める意見書（案）

現在、国会で審議されている安全保障関連法案は、以下の3点の理由から容認できません。

1 集団的自衛権行使は、憲法上許されないとしてきた従来の方針を安倍内閣は国会に諮ることなく、解釈拡大することで行使できるとしました。この手法は、将来にわたって、時の内閣によって恣意的に憲法の解釈が変更されることになりました。この恣意的な基盤の上に提出された今回の法案は、多くの学者や弁護士から憲法違反であるという声が上がっています。

2 NHKや新聞各紙などの世論調査によると、今回の法案についての賛成は10%から20%、反対は60%から80%、また慎重審議を求める声も多く、国の安全保障について、広い国民的理解が得られているとは到底思えません。

3 この法案の審議の過程での戦闘行為に一定の歯止めはかけてあるという政府の説明には、現実無視や矛盾が多く、解釈次第、状況次第で、戦闘のとどめない拡大が懸念されます。先の大戦の内外における多大の犠牲の上に構築してきた我が国の平和が、同盟国であるアメリカ国の都合のみで崩壊することになり、国際貢献とは名ばかりのものになりかねません。

国の安全保障は国際情勢、国民感情、自立度（食料、エネルギー、資源など）を考慮して、総合的に判断されるべきであり、国民的な理解のないまま、これらの法案の成立を図ろうとするこれまでの進め方は、戦後70年にわたる国の安全保障を根本から変えるものとして誠に拙速であり、十分な国民の理解に至っていないと考え、下記事項を要望します。

記、1、半数以上の国民理解が得られない安全保障関連法案を撤回し、廃案とすることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年9月。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣あて。

長野県松川町議会。

以上でございます。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（関 克義） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（関 克義） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

白川議員。

○13番（白川靖浩） 今回の安保法制の撤回と廃案を求める意見書について、私は賛成、これを上げるということを賛成の立場から発言させていただきます。

当議会も当初は、集団的自衛権の閣議決定を慎重にという、今までも2回ほど意見書を上げてまいりましたが、審議が進むにつれて、その根拠が曖昧になってきているんじゃないかと思います。私も国を守るということでは、その手立ては必要だと思います。

先ほどからこれに反対する皆さんの声を聞いておりますと、武力には武力を持って解決しにやならんような発言がございましたけれども、とんでもない私は考え違いだと思うわけでございます。

今、安倍総理言っておる積極平和という言葉を使っておりますけれども、やっぱしそれに乗っては乗せられてはいけないんじゃないかと思うわけで、道を誤ってはいけません。

世論調査でも請願書にもありますが、6割の人が反対。それでまた80%の人がよくわからないと言っている中で、強行されるということは憲法で定められた主権、国民に主権があるわけです。主権在民を逸脱するものではないかと思うわけで、安倍政権は自分たちに主権があると思ってそんなふうに見えるわけでございます。

また、国際情勢が変わったとは言え、先輩の皆さんが歴史に学び、国会でも議論されてきたことが、このたびどんでん返しになることはまさに議会制民主主義への裏切りだと思います。

同じ議会人として、このようなことは許すわけにはいきません。よって、同法案の撤回と廃案を求めることに賛成をしたいと思います。

今、国会ではどうなっておるかわかりませんが、皆さんの良識ある判断で、全会一致でこの意見書を上げられるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（関 克義） ほか討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（関 克義） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立 6名）

○議長（関 克義） 賛成少数でございます。

よって、発議第1号、集団的自衛権行使に関する法案、いわゆる安全保障法案の撤回と廃案を求める意見書の提出については、否決とされました。

=== 日程第17 継続審査・調査について ===

○議長（関 克義） 日程第17、継続審査・調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、目下委員会において、審査及び調査の件につい

て、議会会議規則第74条の規定により、閉会中の審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査及び調査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(関 克義) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査及び調査することに決定いたしました。

(閉会決議)

○議長(関 克義) 以上をもちまして、本定例会に付議された議案はすべて終了しました。

これにて閉会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(関 克義) 異議なしと認めます。

=== 日程第18 町長あいさつ ===

○議長(関 克義) 町長あいさつであります。

深津町長、お願いします。

○町長(深津 徹) 今朝、清流苑のマレットゴルフ場で、第4回の清流苑マレットゴルフ大会が行われました。松川町以外から駒ヶ根から飯田市までの各町村から、愛好家の皆さん180名を超える参加者でございました。

それぞれの地域の中で、地域のリーダーとして健康、あるいは介護予防、こういったことにご尽力をいただいている皆さんばかりでございまして、そうした皆さんが清流苑のマレットゴルフ場に一堂に会して、お互いに親睦を図り、協議の振興を図っていくということは素晴らしいことでございます。実行委員会の皆様方に深く感謝を申し上げたところでございます。松川町の発信の大きな原動力でございます。

9月4日に開会をいたしました松川町議会第3回定例議会、本日閉会となります。9月定例議会ということで、26年度の決算、それから27年度の各会計の補正予算案件、多くの条例案件、すべての案件につきまして、慎重に審議をいただき、ご認定をいただきましたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

議会開会中にすっかり秋となりました。今週には、各小学校の運動会、そして保育園

の運動会もスタートをいたしてまいります。また、松川中学校の文化祭、そして松川町の文化祭、そしてまた何よりも松川町の誇ります実りの秋を迎えてまいるわけでございます。来週には国際フォーラムで行われます町市、村市にも、松川町参加をいたしてまいります。また、同時に売り場のスペースとともにふるさと回帰フェアも同時に開かれてまいります。松川町の特産品のアピールとともに、松川町をしっかりとアピールしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、本定例会でお認めをいただきましたまち・ひと・しごと地域創生の上乗せの交付金によります3つの事業、若者定住対策、それから観光、それから産業に関わる分野につきまして、この交付金を使ってまいりたいというふうに思っております。

松川町、今、議会開会中にも様々なご意見をいただきました。非常に懸案事項として、大きな案件をいくつも抱えております。青年の家の問題、東小の問題、梅松苑の問題、そしてまた今度確保いたしてまいります宗源原の住宅地、それから上片桐の駅の専用線跡地、それぞれのあと利用について、大きな課題が山積をいたしております。それぞれにつきまして、地域の皆様方、住民の皆様方のご意見をいただきながら、一步二歩でも前へ進めてまいりたいというふうに思っております。

また、そうしたご意見をいただく中で、すべてを松川町の行政のみがやっていくということの難しさ、地域の皆さん、民間の力も借りる中で、やはりそれも一つの方法であるというふうに考えております。

また、私も今まで幾度となく申し上げてきておりますけれども、非常に国の動向というものが、地域のことは地域で見ていきなさいという方向性を出してきております。これはまた町としても、住民の皆さんとともに、行政のみがすべてのことをやっていくということが非常に厳しい時代になってきているということをお話をしてきておりますけれども、なおいっそう協働のまちづくりを強めていく必要があるというふうに考えております。

大変長期間にわたりましてご審議をいただきましたこと、ご認定いただきましたことに感謝を申し上げつつ、またこれから松川町にとりましては、躍動の季節を迎えてまいります。災害、防災にも努めてまいりながら、災害被害のないことを願いつつ、ますます活力のあるまちづくりのために頑張っている所存でございます。

お礼を申し上げ、またなおいっそうのご尽力をご協力をいただきますことをお願いを申し上げます、閉会のあいさつといたします。

大変にありがとうございました。

閉 会

○議長（関 克義） これにて平成27年第3回松川町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 午後4時57分

議員・説明員・事務局出席表

I. 議員出席表

議席 番号	氏 名	第1日	第13日	第14日
		9月4日	9月16日	9月17日
1	加賀田 亮	○	○	○
2	菅 沼 一 弘	○	○	○
3	黒 澤 哲 郎	○	○	○
4	坂 本 勇 治	○	○	○
5	熊 谷 宗 明	○	○	○
6	森 谷 岩 夫	○	○	○
7	米 山 俊 孝	○	○	○
8	島 田 弘 美	○	○	○
9	橋 本 喜 治	○	○	○
10	間 瀬 重 男	○	○	○
11	松 井 悦 子	○	○	○
12	米 山 由 子	○	○	○
13	白 川 靖 浩	○	○	○
14	関 克 義	○	○	○

II. 地方自治法第 121 条の規定による出席者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 3 日	第 1 4 日
		9 月 4 日	9 月 16 日	9 月 17 日
町 長	深 津 徹	○	○	○
副 町 長	吉 澤 澄 久	○	○	○
教 育 長	高 坂 敏 昭	○	○	○
総 務 課 長	塩 倉 智 文	○	○	○
まちづくり政策課長	米 山 政 則	○	○	○
住 民 税 務 課 長	北 村 稔	○	○	○
会 計 管 理 者	塩 倉 智 文	○	○	○
保 健 福 祉 課 長	大 澤 孝 史	○	○	○
環 境 水 道 課 長	下 沢 克 裕	○	○	○
建 設 課 長	田 中 学	○	○	○
産 業 観 光 課 長	片 桐 雅 彦	○	○	○
こ ど も 課 長	福 島 敏 美	○	○	○
生 涯 学 習 課 長	小 木 曾 雅 彦	○	○	○
議 会 事 務 局 長	酒 井 仁	○	○	○
代 表 監 査 委 員	佐々木 光 男	○	—	○

III. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 3 日	第 1 4 日
		9 月 4 日	9 月 16 日	9 月 17 日
議 会 事 務 局 長	酒 井 仁	○	○	○
書 記	榛 葉 美 穂	○	○	○

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松川町議会議長 関 克 義

署 名 議 員 森 谷 岩 夫

署 名 議 員 米 山 俊 孝